



自己点検評価報告書 2002

獨協大学の現状と課題

- 新たな自己改革のために -



獨 協 大 学

刊行にあたって

学長 桑原 靖夫

このたび本学は、第2回目にあたる自己点検・評価報告書『獨協大学の現状と課題』を刊行することになりました。第1回目は1997(平成9)年に刊行され、その後、5年近い年月が経過しました。その間に日本経済そして大学を取り巻く環境は格段に厳しさを増しました。戦後長い間、18歳人口の大きな伸び、進学率の上昇などに支えられて、多くの大学は、ともすれば増加する学生への対応に追われ、教育の質的面で充実を怠ってきました。その一端は、国際的視点からみて、日本の高等教育への評価がきわめて低いことに現れています。

しかしながら、少子化に伴う大学応募者数の傾向的減少、教育面における政府主導の競争要因の政策的導入などを背景に、大学は自らの足元を見定め、その行く末を真剣に考える必要に迫られる状況が生まれました。多くの大学が着手した自己点検・評価の作業は、多分にこうした外部的条件の変化に押されて始まったといっても過言ではないでしょう。本学の場合も例外ではありません。

本学では1992(平成4)年12月に自己点検運営委員会が設置され、教養部廃止、各学部のカリキュラム改正など、一連の改革作業が実施されました。しかし、激動の時代に生き残るための課題は山積しており、改革の手を緩めるわけには行きません。2000(平成12)年には、学長方針の下に教職員から成る「21世紀委員会」が設置され、新たな世紀に向けての活力ある大学作りを目指して、ヴィジョンと具体案の検討が行われました。この大学の進むべき方向についての「海図作り」は、環境が激動しており、決して十分なものではありませんが、見通しうる部分についてはすでに具体化の作業が動き出しています。

今回の自己点検の作業も、大学が自らの足元を確認するという重要な役割を担っています。執筆、編集の作業に当たられた方々は、大学の将来についての関係者の見方も必ずしも十分に確立されていない部分もあり、ご苦労されたことと思います。

大学改革のひとつの難しさは、教職員など大学構成員の間に、改革は自分とは無関係であると思っている人々が存在することにあります。しかしながら、本学にかぎらず日本の大学は、教職員、学生などがそれぞれの持ち場において、積極的な参加、改善の努力を続けながざり、大学の存続自体が問われる時代を迎えつつあります。この自己点検・評価報告書をご覧いただき、本学の現状とあり方について、忌憚のないご意見をうかがうことができれば、報告書作成に当たった者としても、苦勞の一端が報われ、今後の活性化につながることを考えております。

目 次

(クリックして各ページに移動します)

刊行にあたって

第1章 大学の理念・目的

- 1. 大学の理念・目的 1
- 2. 大学の沿革 5
- 3. 獨協大学組織図 7

第2章 教育研究上の組織

- 1. 学部・学科等 9
 - 外国語学部（ドイツ語学科・英語学科・フランス語学科・言語文化学科） 9
 - 経済学部（経済学科・経営学科） 17
 - 法学部（法律学科・国際関係法学科） 20
- 2. 大学院研究科 23
 - 法学研究科 23
 - 外国語学研究科 24
 - 経済学研究科 26

第3章 学生の受け入れ

- 1. 学部・学科の募集方法と入学者選抜方法 27
- 2. 学部・学科の学生収容定員と在籍学生数 34
- 3. 大学院の募集方法と入学者選抜方法 35
- 4. 大学院の学生収容定員と在籍学生数 40

第4章 教育課程

- 1. 学部・学科等 43
 - 外国語学部 43
 - ドイツ語学科 45
 - 英語学科 48
 - フランス語学科 54
 - 言語文化学科 59
 - 経済学部（経済学科・経営学科） 68
 - 法学部（法律学科・国際関係法学科） 99
- 2. 大学院研究科 115
 - 法学研究科 115

外国語学研究科	121
経済学研究科	126
3. 課外講座・生涯学習	132
課外講座	132
会計士講座と情報処理講座	132
公務員講座・法職講座	132
生涯学習	134
オープンカレッジ	134
第5章 研究活動	
外国語学部	139
経済学部	144
法学部	150
第6章 教員組織	
1. 学部・学科	153
外国語学部	153
経済学部	159
法学部	166
2. 大学院研究科	171
法学研究科	171
外国語学研究科	175
経済学研究科	180
第7章 施設・設備等	
1. 大学・大学院の施設・設備と整備状況	183
2. 施設・設備等の維持管理状況	186
第8章 図書館・学術情報サービス	
1. 図書館の組織と運営について	193
2. 図書館資料の整備について	194
3. 図書館の施設・設備について	194
4. 図書館の利用サービスについて	195
5. 学術情報サービスについて	195

第9章 附属機関の活動状況

1. 外国語教育研究所	197
2. 情報センター	205
3. 国際交流センター	219

第10章 学生生活への配慮

1. 奨学金等経済的・生活的援助（学生部）	227
2. 学生の健康保持増進（保健センター）	232
3. 学生相談（カウンセリング・センター）	234
4. 課外活動（学友会）	236
5. 学生の進路指導（就職部）	245
6. 広報と学生の意見聴取制度	255
7. 父母懇談会	256
8. 卒業生関連	257

第11章 大学事務

1. 調査点検活動のねらい	259
2. 具体的な実施事項	259

第12章 管理運営

1. 管理運営体制	261
(1)教授会の権限、特に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割と その活動の適切性	261
全学教授会	261
外国語学部教授会	261
経済学部教授会	262
法学部教授会	264
(2)学長補佐組織等の有効性	265
(3)部局長会の有効性	265
(4)大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容と活動の有効性	267
法学研究科	267
外国語学研究科	268
経済学研究科	268
2. 人 事	270
(1)学長の選任手続	270
(2)学部長・学科長等の選任手続	270

外国語学部	270
経済学部	271
法学部	273
(3)研究科委員長の選任手続	274
法学研究科	274
外国語学研究科	274
経済学研究科	274
3. 財 政	276

第 13 章 自己点検・自己評価の組織体制

1. 自己点検・評価活動の経緯	289
2. 自己点検・評価の規程	289

第1章 大学の理念・目的

1. 大学の理念・目的

(1) 建学の理念

本学は1964(昭和39)年の開学以来、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という、初代学長天野貞祐の言葉を建学の理念として堅持している。天野は獨協大学の前身である獨逸学協会学校中学校の卒業生であるが、わが国を代表するカント哲学者であり、京都大学教授等を経て、戦後は第三次吉田内閣の文部大臣を務めた。

本学の建学の理念は、哲学者および教育者としての天野の理想に深く結びつくものである。それはすなわち外国語教育を中心とした教養教育の場として大学を位置づけるものであった。

大学を教養教育の場として捉えるという理念は、もちろんカリキュラムにおいても明確に維持されてきた。具体的には、4年間の教育課程の前期2年間の教養課程と後期2年の専門課程にほぼ完全に分割する、学部のちがいにもかかわらず、教養課程での一般教養教育は全学共通でおこなう、教養課程における外国語教育を重視し、他大学にくらべて約2倍の単位数を充当する、教養科目の中心に哲学を置き全学必修科目とする、専門課程においては2年間にわたるゼミナールを設け、学生全員が必ずいずれかのゼミに所属することで学生相互ないし学生と教員との人間的な交流を密にする、等の特色が備わっていた。また履修指導の面でも、進級・進学制度を設けることによって、教育の内実を高めることに努めてきた。すなわち、1年次において外国語科目の取得単位数が基準に満たない場合には2年次に進級できないし、2年次までに教養課程の必要単位数を満たせなければ専門課程に進学することを許さなかったのである。

教員組織についていえば、専ら一般教育科目や保健体育科目を担当する教員集団が教養部を構成して、人的面でも教養教育を支えてきた。学則上では教養課程の学生、つまり全学生の半分がこの教養部に属することになり、見方によっては教養部こそが本学の中核をなしていた。さらに外国語・経済・法学の3学部とも文科系の学部であり、キャンパスは一つで教授会も全学一本で構成されたということもあって、そもそも学部が相対的に自立しえない構造になっていた。この意味でも本学は教養大学として出発したのであった。

こうした教養教育重視の考えは、入学試験の独自性とも結びついていった。本学の開学時期はいわゆる団塊の世代が大学進学をめざした時代に合致しており、すでに入試のための過酷な競争からくる諸々の弊害が指摘されはじめていた。そのなかにあって本学の入試制度は、学力試験は外国語と和作文に限り、その代わり受験生全員に対して面接をおこなうという、人物重視のきわめて画期的なものであった。入学のためには特別の受験勉強を要求しない、しかし入学した以上は厳

しい教育をおこなう、まさに「入るは易く出るは難し」の教育が、本学の社会的評価に結びついたのである。

しかしながら、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念にしても、「入るは易く出るは難し」という社会評価にしても、これを不断に点検しつつ社会情勢の変化に対応していく努力なしには、いつしか形骸化していかざるをえない。その時その時の必要はなかったにせよ、開学して約40年が過ぎようとしている今日、気づいてみれば理念も建前も実際とは大きくかけ離れてしまった。入学試験は、面接を廃止し受験科目を増やしたことで、他の私立大学と大差ないものとなった。また進級・進学制度にしても温情的措置を設けることにより、次第に緊張感を欠いた制度に変質してしまった。

その間なにもしなかったというのではないけれども、大学の理念の確認、あるいは必要ならその見直し、といった基本的な作業を欠いたかぎりでは、せいぜいのところがカリキュラムの技術的な調整や実効性のない将来計画作りの段階に留まるしかない。問題を教養教育と専門教育の関係に限定しても、カリキュラムの外見は当初の完全なザブトン型（教養課程に専門課程を上乘せ）からクサビ型（教養科目と専門科目の相互乗り入れ）に変わった程度で、とうてい教育理念からの必要に応じた改革とはいえない。結果として残ったのは、専門教育が教養教育を蚕食し教養教育がますます沈滞するというなし崩しの傾向であった。

（2）設置基準大綱化とカリキュラム改訂

こうした流れを決定的に方向づけたのが、大学設置基準の大綱化である。本来「大綱化」の意味は、カリキュラム等の規制緩和であり、個々の大学の理念と責任において自由に教育するための環境づくりであったはずである。だがこれをきっかけに全国の大学は一斉に同じ方向に走りだした。教養部を改組し教養教育を圧縮し専門教育の比重を高める、という方向にである。本学も同様に教養部教員を各学部に分属して、学部縦割りを基本とする学則改訂をおこなった。しかしその際、全学的規模で教育理念論が闘わされたかといえば、残念ながらそうではない。最高機関であるはずの全学教授会における議論も、教員個々に心中はどうであれ、きわめて低調なものでしかなかった。

ともあれ改訂学則は、学部単位で入学から卒業までの一貫教育をおこなうために学部教授会の権限を高めることを承認した。学部からみれば、卒業までの4年間をほとんどすべて専門科目で埋め尽くすことが可能になったのである。実際、新カリキュラムは、1・2年次から積極的に専門教育をおこなうことを優先させ、教養教育を片隅に追いやる趣旨のものとなった。当然ながら学部・学科によってその中身は異なるけれども、それは、外国語科目の必修単位を減らす、保健体育科目を圧迫する、一般教育科目を学部別に編成する、教養とも専門ともつかない「基礎科目」的科目を設ける、専門科目を1年次から積極的に履修させる、といった共通の特色をもつことになった。もっとも、このことはすでに他大学でも実践済みであって、新カリキュラムがとくにユニークな内容を誇りうるわけではない。

思えば新制大学発足以来、教養教育は専門教育の側からつねに批判されてきた。いわく、高校の

延長にすぎない、専門とのつながりがみえない、教養と銘打ちながら実は教員の専門を少々薄めた授業がおこなわれているにすぎない、等々と。そしてこれに対して、教養教育の担当者からも有効な反論は提示されなかった。というのも、教養教育担当者のほとんどはなんらかの専門学部の出身者であるから、自分たちはなんらかの事情でたまたま教養科目の担当を余儀なくされている、という意識を少なからず抱いているからである。教養教育について信念をもちこれを誇りに思う者は、担当者のなかでもごく少数であったのではないだろうか。批判を恐れずにいえば、学部・学科の新設あるいは既存学部への所属替えを保証するとの条件さえ整えば、むしろ教養教育の担当者自身が教養部の改組を積極的に進める、というのが大綱化以来の全国的な風潮ではなかったろうか。こうして教養教育に対する偏見は、専門教育担当者のみならず、教養教育の担当者自身によっても拡大再生産されることとなった。

こうして専門教育担当者にとっては長年の懸案であり、教養教育の担当者にとっても絶好の機会であった「大綱化現象」ではあったが、冷静になって考えてみれば、それで教育は改善されたのか、という素朴な疑問があいもかわらず手つかずのままに残っている。

(3) 建学の理念の再確認

以上はあくまでも一般論だが、では本学に固有の問題はなにか。それは一言でいえば建学の理念の再確認ということに尽きる。本学の場合、比較的歴史の浅いということもあり、初代学長の強烈な個性ということもあって、「大学は学問を通じての人間形成の場である」との言葉は、大学構成員のすべてにとってまだまだ生命を保っている。したがってこの理念を継承するにせよ否定するにせよ、これを正面から見据えることなしには大学の将来像も描けないという点で、構成員の認識は一致しているといえる。

大学の将来像については今後とも様々に語られるだろう。未来の展望のためには過去と現在の総括が必要であるから、ここで性急に論じても当面は夢物語にすぎない。それを承知でいえば、議論のたたき台としてあえて次のような提案をしておきたい。それは改革のための議論を一般論で終わらせないために、まずは本学の特色とされていることがらから検証してみる、ということである。

本学の特色として、たとえば、文科系の大学であること、キャンパスが一個所にまとまっていること、外国語教育に力を入れていること、比較的小人数で教育が行われていること、まじめでおとなしい学生が多いこと、教職員相互の交流が日常的になされていること、などを挙げることができる。こうした特色を生かしながら、しかしそれに安住することなく不断の検証を進める、これが本学独自の自己点検・自己評価にほかならない。

設置基準の「大綱化」にともなってカリキュラムの抜本的改正をおこない、それが一段落した今、あらためて問われるべきは「教養」教育と「専門」教育の関係である。これはけっして解決ずみの問題ではない。新カリキュラムは学部の別を問わず、全体として「教養の専門化」を志向しているが、しかし、にもかかわらず「専門の教養化」こそが近い将来の問題となるのではないだろうか。なぜなら、今や大学はなんら特別な存在ではなく、高校教育を受けた普通の生徒たちが高校生活の

延長として入学する場になっているからだ。したがって、受験勉強の成果を一応清算したあとで、学生たちが真に身につけている基礎知識と大学での専門教育とのあいだの質的・量的乖離はますます深刻なものになる。おそらくはこの乖離を是正することが今後の大学教育の大前提となる。また就職に直結した職業教育という意味では、専門学校が実用的な英会話やコンピュータや司法試験対策に関する教育をおこなっており、すでに多くの大学生や大学卒業生を迎え入れている。では高度の専門的学問の教育という意味でどうかといえば、これはわずか4年間の教育期間ではとうてい不可能で大学院での教育までを視野に入れるしかない。結局、専門学校でもなく大学院でもない学部段階においては、たとえ「専門」と銘打ったとしても実態は基礎的「教養」教育をおこなうしかないことになる。

わが国の大学は、高度の専門教育を志向する大学院中心の大学、職業教育に徹した専門学校的な大学、高等学校の延長として基礎的・教養的教育を中心にする大学、に分化する。そして大部分の大学が教養大学になることも明らかである。わが獨協大学においても、こうした認識に立ったうえですべての議論が始められねばならない。

自分たちの大学を教養大学と位置づけることに、構成員は誇りをもつべきである。大学が普遍的知の共同体であるかぎり、それは必要に応じて幅広い知を提供するというのが本来の姿であるからだ。しかもこうした大学のあり方は、学生のみならず教員にとっても本当は望ましい。「専門」を極めれば極めるほど、他の領域との学際的・総合的なつながりが求められるはずで、これこそが真の「教養」であるからである。

とかく大学改革は学部教育のさらなる専門化に傾きがちであり、教養教育も大学院教育も片隅に追いやられがちではあるが、いうところの「専門」の中身を根底から見直したうえで、高校と大学院の中間段階に位置する大学本来の教育目的を考えることが、今や緊急の課題となっている。

獨協大学は文科系3学部のみで、規模からしてもキャンパスの形態からしても、総合的な教養教育をおこなううえで格好の条件をもっている。創立以来、外国語教育に力をいれてきたし、なによりも「人間形成」という建学の理念を擁している。少なくとも学部段階においては、こうした条件と歴史を踏まえてあらためて教養大学としての自己確認をおこなうべきではないだろうか。外国語学部にしても経済学部にしても法学部にしても、「教養的専門」あるいは「専門的教養」として実態にあった教育を提供することが、学生の要望にも社会の期待にも応えうる方途だと思える。外国語の得意な社会人、経済に明るい社会人、法律に詳しい社会人を養成するためには、学生を学部に関じ込めるのではなく、むしろ学部の枠を取り払って総合的な教育をおこなうほうがいい。その中身を専門か教養とみるかは自由だが、いずれにせよ既存の学部を固執したままでは大学の将来はない。

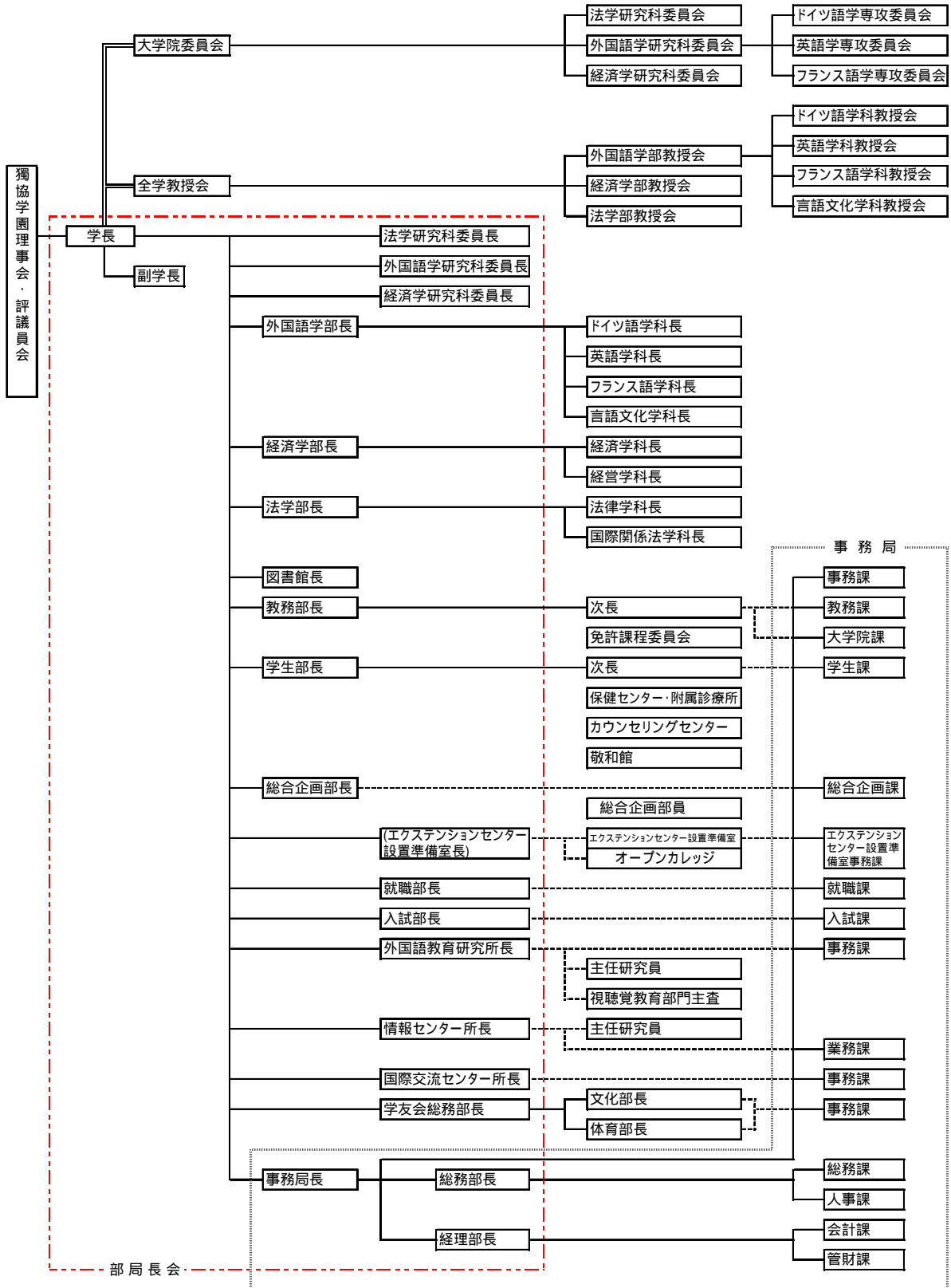
「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念は、当初は理想主義的にすぎたかもしれないが、しかし今日では現実のほうがそうした理念を必要としている。今一度これと正面から向かい合わないかぎり、わが獨協大学の将来展望が描けないことだけは確実である。

2. 大学の沿革

- 明治 14 年 9 月 獨逸学協会設立
- 16 年 10 月 獨逸学協会学校創立
- 昭和 23 年 3 月 新制獨協中学校・高等学校認可
- 39 年 4 月 獨協大学（外国語学部 ドイツ語学科・英語学科、経済学部 経済学科）開学
天野貞祐先生、初代学長に就任
- 41 年 4 月 経済学部に経営学科増設
- 42 年 4 月 外国語学部にフランス語学科増設、法学部法律学科増設
- 43 年 4 月 専攻科（外国語専攻科 ドイツ語専攻・英語専攻、経済学専攻科 経済学専攻）
開設
- 44 年 4 月 経済学専攻科に経営学専攻増設
- 45 年 3 月 黒澤清教授、学長に就任
- 46 年 4 月 外国語専攻科にフランス語専攻、法学専攻科法律学専攻増設
- 48 年 4 月 獨協医科大学開学
- 51 年 4 月 白旗信教授、学長に就任
- 52 年 4 月 法学専攻科法律学専攻廃止
- 52 年 4 月 大学院法学研究科法律学専攻修士課程開設
- 55 年 4 月 獨協埼玉高等学校開設
- 56 年 4 月 外国語教育研究所設置
- 56 年 5 月 情報センター設置
- 58 年 10 月 獨協大学・エセックス大学学術交流協定調印（平成 7 年 7 月一部改定）
獨協学園創立 100 周年記念式典
- 59 年 4 月 国際交流センター設置
- 59 年 5 月 獨協大学・デュースブルク大学学術交流協定調印
獨協大学創立 20 周年記念式典
- 61 年 4 月 大学院外国語学研究科ドイツ語学専攻・英語学専攻修士課程開設
獨協大学・エセックス大学・デュースブルク大学の 3 大学合同国際シンポジウ
ム開催
- 62 年 4 月 姫路獨協大学開学
- 63 年 3 月 外国語専攻科ドイツ語専攻・英語専攻廃止
- 63 年 4 月 安本行雄教授、学長に就任
- 平成元年 4 月 大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程増設
- 元年 5 月 獨協大学創立 25 周年記念式典
- 2 年 4 月 大学院外国語学研究科ドイツ語学専攻・英語学専攻博士後期課程増設

- 大学院外国語学研究科フランス語学専攻修士課程増設
 大学院経済学研究科経済・経営情報専攻修士課程開設
- 2年 5月 外国語専攻科フランス語専攻、経済学専攻科経済学専攻・経営学専攻廃止
- 4年 4月 恒松制治教授、学長に就任
 大学院経済学研究科経済・経営情報専攻博士後期課程開設
- 4年 7月 獨協大学・アラバマ大学学術交流協定調印
- 5年 8月 酒井 府教授、学長に就任
- 6年 4月 大学院外国語学研究科フランス語学専攻博士後期課程増設
- 6年 10月 獨協大学創立 30 周年記念式典
- 8年 3月 獨協大学・ウーロンゴン大学学術交流協定調印
- 8年 4月 木下光一教授、学長就任
- 9年 3月 獨協大学・西部カトリック大学学術交流協定調印
- 10年 1月 獨協大学・ヨーク大学学術交流協定調印
- 10年 2月 獨協大学・イリノイ大学学術交流協定調印
- 10年 4月 大学基準協会「相互評価」の「大学基準」に適合の認定
- 11年 4月 外国語学部言語文化学科、法学部に国際関係法学科を増設
- 11年 5月 獨協大学・復旦大学学術交流協定調印
- 11年 7月 獨協大学・カーディフ大学学術交流協定調印
- 12年 4月 桑原靖夫教授、学長に就任
- 13年 6月 獨協大学・安陽大学学術交流協定調印

3. 獨協大学組織図



第 2 章 教育研究上の組織

1 . 学部・学科等

外国語学部

理念・教育目標と組織

【現状の説明】

本学の設立母体である獨協学園は、その源流「獨逸学協会学校」開設以来、ドイツをはじめとする西欧の学術文化を取捨導入し、わが国の近代化と国際化に寄与する人材の育成を目指してきた。この精神の上に獨協大学は、「学問を通じての人間形成」を建学の理念とし、「国際的な視野をそなえた教養人」の育成を教育目標として設立された。外国語学部は現在、ドイツ語・英語・フランス語という従来の 3 学科に加え、1999（平成 11）年より英語およびスペイン語もしくは中国語の 2 言語を第一外国語とし、かつ全面的にセメスター制を導入した言語文化学科を設置した。これらの 4 学科の科目に加え、学部共通科目を開設しており、本学 21 世紀委員会の答申にある「21 世紀の実社会に貢献しうる国際人の育成」という目標達成に務めている。なお、従来ドイツ語・英語・フランス語 3 学科とは別に「共通科目担当者会議」が設けられていたが、現在はこれら担当者は言語文化学科に属している。

それぞれの学科は専攻する言語の運用能力の養成ばかりではなく、その言語の話されている地域の文化・文学・歴史あるいは政治・経済などについての知識を持ち、現代のさまざまな国際的な問題に対して、広い視野に立って柔軟な対応のできる国際人の育成を目指している。また学部共通科目は専攻する言語圏の文化に偏することのないように、さまざまな文化や問題系に触れることができるように設けられ、重要度を増した情報科学教育を含めた基本的教養と専攻領域を越えた幅広い学問領域の基礎的・専門的知識の習得を目指している。

【点検・評価】

従来の欧米中心に組織されていた本学部は、英語の他にスペイン語もしくは中国語をも第一外国語とする言語文化学科の開設によって、アジア圏・中南米圏の言語・文化にも目を向けることになった。同学科では、同時に日本語教員や国際的に活躍しうるボランティア要員の育成という時代の要請により積極的に応える体制を整えている。また従来の 3 学科においても、ドイツ語学科が 2001（平成 13）年度から、英語学科が 2002（平成 14）年度から新しいカリキュラムを導入するなど、

語学教育にとどまらない広汎な文化ならびに国際関係についての教育を目指している。

【長所と問題点】

現在進展している高度のグローバル化や情報化社会に対応すべく、各学科および学部共通科目での教育が進められている。特に情報科学教育は全国でも高い水準で展開されている。また各学科での言語運用能力の教育でも一定の成果を上げており、卒業生は現在、その語学能力や修得した知識を生かして国内外のさまざまな分野で活躍している。

とはいえ、以下のような現状は今後のさらなる検討を必要としている。

(1) 縦割り組織

入学時に専攻すべき言語および文化教育が設定されていることで、学生がより集中して当該の言語などを学ぶことが可能である。一方で、諸言語間相互の連関や国際的な広がりに対する視野が狭められている可能性がある。

(2) グローバル・スタンダードとしての英語

グローバル化の中で英語の重要性が強調される一方、世界の諸言語を修得し、各言語圏の独自の文化を研究・理解すべき点も忘れられてはならない。しかし学生の意識が英語中心になりつつあるなか、どのようにしてより広い視野を与えるべきかを検討する必要がある。

(3) 学生ニーズの多様化

一定の言語やその文化を修得するばかりでなく、情報化社会への対応や国際協力機関での活躍を目指して入学する学生が増加している。こうしたニーズに対応すべく言語文化学科の開設やカリキュラムの改編などが行われているが、学生のニーズは社会の激動に歩調を合わせるように急激に多様化している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点について、以下のような改善策が考え得る。

- (1) 今後、学科・学部相互の連携を緊密にして垣根を低くすることで、知のより多様な展開を目指す。そのためにも 2003（平成 15）年度に開始される全学共通カリキュラムに期待するところは大きい。
- (2) 専攻する言語の教育の充実を図りつつ、英語教育を充実させるために、言語文化学科で行われているような 2 つ以上の言語を同時に習得できる学修コースをより充実させることを視野に入れる。また英語学科では第二外国語教育の充実を図る。
- (3) 2003（平成 15）年度に始まる全学共通カリキュラムに歩調を合わせて、各学科でも学期制の導入をはじめとする新しいカリキュラムを編成している。今後はこれまで以上に社会の変化を読みとり、国際社会から望まれる人材を育成しうる学部を目指す。

ドイツ語学科

【現状の説明】

本学科の教育研究の 2 本の柱は、長い伝統を誇るドイツ語教育とドイツ語圏の諸分野に関する専門教育・研究である。専門教育では「言語・文学」、「思想・芸術」、「歴史・社会」の 3 分野に分かれ、各分野ごとに「概論」「各論」「講読」「演習」を開講している。教員スタッフはドイツ語学科としては日本最大級（専任教員 26 名、非常勤講師 32 名）で、幅広い分野（言語、文学、思想、美術、音楽、政治、経済、社会、歴史、民俗、地誌など）の授業を提供している。学生の定員は 1 学年 144 名であるが、実際には 1～4 学年全体で 700～800 名の学生が本学科で学んでいる。

【点検・評価】

教員採用では、専攻分野・年齢が学科教授会で討議された上で、完全公募が行われ、厳正な審査の上で構成員全員の投票によって決定されている。昇任人事についても、条件に応じて遅滞なく推薦が行われている。

【長所と問題点】

「言語・文学」、「歴史・社会」の各分野はスタッフが充実しているが、「思想・芸術」の分野を専門とする教員が少なく、文学や言語学を専門とする教員が一部を担当せざるをえない状況となっており、当該分野の専門家の補充が望まれる。また環境などの新しい分野に対応したスタッフの配置も今後の課題といえよう。学生の英語志向が高まっている今日、本学科の学生定員が多過ぎるのも問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ドイツ語の修得と平行して、英語力をも同時に強化するカリキュラムのあり方を現在検討中である。さらに外国語学部 4 学科間での学生定員の移動も考慮すべきである。

英語学科

【現状の説明】

本学科の教育研究上の目的は、語学（英語）教育と英語圏に関する言語、文学・文化、国際関係、コミュニケーションなどの諸分野での専門教育を行なうものである。

2003（平成 15）年度より全学カリキュラムの導入により英語学科の全学に対する英語教育の位置づけが大きく変わることになるが、2002（平成 14）年度の段階では従来通り学科及び全学の英語教育を担う責務を持つ。専任教員数は、42 名でこのうち外国人教員は 4 名である。原則として英語学科教員は英語学科及び全学の英語教育を行なう責務を負うものであるが、2003（平成 15）年度より組織が変更するため現在はその過渡期にある。語学については、TOEFL や TOEIC などの団体受験の導入をはじめ実践的なコミュニケーション能力を高めるための語学教育を実施すると共に英語に

よる専門的な知識も十分身につく体制を築き上げている。

一方、専門教育に関しては、英語圏の言語、文学・文化、国際関係、コミュニケーションなどの4分野の教育を行っており、これらは3つのコース制に分かれて学生は履修するシステムを取っている。これらの分野における「概論」、「各論」、「講読」を開講し、かつ専門的研究を営む教員を備えている。各分野を選択する学生数に応じた「演習」授業を開講している。

【点検と評価】

現行の教育研究上の組織は、後述する教育課程と全学の第一及び第二外国語としての英語教育を実施するに十分な人数ではないことは100名に近い非常勤講師数を抱えていることから十分と言えるものではないであろう。しかしながら、教員数の制限はあるものの大学入試状況を勘案してみると、英語学科に対する社会的評価は十分得られているものと考えられるであろう。

【長所と問題点】

英語学科では、英語圏における言語学、英語教育、文学、文化、国際関係、コミュニケーションなど多様な背景を持つ教員組織が存在することから、多様な価値観を持つ学生のニーズにはかなり応えることができている点は大いなる長所と考えることができよう。しかしながら、今日の社会はめまぐるしく変化をすることから、この変化を常に受け止め、改善を施す努力を怠ると一挙に陳腐化してしまう可能性を持つ。このような時代の変化に対して柔軟な対応をすることが必要である。とりわけ、学科の教育課程の核となるコース制度のバランスに配慮し、コース毎の人的配置に偏りが生じないようにすべきであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

英語学科では、学生のニーズの変化に敏感に対応し、随時カリキュラムの修正を行っており、国際化社会、情報化社会に十分対応できる人材の育成に心がけている。しかしながら、今後、少子化の進展、社会制度の激変などが予測されており、これらへの対応は十分出来ていない点が大きな課題であろう。

フランス語学科

【現状の説明】

本学科は、外国語学部の他の学科と同様、教養ある国際人の育成を目指し、1・2年次では基礎的な語学教育を施すとともに一般教育部門を充実させ、3・4年次において外国語の修得と合わせて専門的な視点から広くフランス語圏地域について学習し、その文化と社会についての深い理解を得ることを目的として教育を行ってきた。

フランス語の修得は、基礎から専門に到る学科の教育の基盤を成す。従って、1・2年次においては、一般教育との均衡に配慮しつつ、フランス語の授業時間をカリキュラム上可能な限り多く設け

ると同時に、統一教材の使用と担当教員間の連携および進級要件の導入などによって、一貫性のあ
るフランス語教育の段階的な実施に努めている。また、入学時点で既にフランス語を学んでいる既
習生については、特別のクラスを設けて1年次からより高度なフランス語教育を行ない、基礎フラ
ンス語に代替する専門科目の履修も認めている。

英語は学科の第二外国語であるが、大半の学生が大学入学までは外国語として英語を学習してい
ることや、実践的な外国語としての英語に対する社会的需要が高いことなどにも鑑みて、英語の修
得も学科の外国語教育の重要な目的として位置づけており、フランス語と英語の2か国語の修得を
外国語教育の目標とする。

3・4年次において、学生は選択によって、主として語学・文学を専攻する「 類」のコースと社
会・文化を専攻する「 類」のコースに分かれるが、いずれのコースも必修科目を少なくして、学
生の知的な興味と目的に応じた科目履修が可能になるよう配慮している。また、専門科目の一部を
1年次から履修できるようにして、大学入学後の早い時期から学生の専門的知識に対する関心に応
えると同時に、学生自身が大学での勉学の方針を定める手懸りを得られるよう配慮している。

【点検と評価】

まずフランス語教育に着目すると、大半の学生は大学で初めてフランス語を学ぶ未習生であるが、
1年次の終了時点で、その中の一定程度の数の学生は既習生のクラスへの編入が可能となる。さら
に、2年次終了時点では、一定程度の数の未習生は既習生を凌ぐフランス語の力を獲得している。
それは学生個人の努力にもよるが、大学で初めてフランス語を学ぶ学生が実践的なフランス語を身
につけることを可能にするようなフランス語教育の体系がある程度構築されている結果と考えられ
る。しかし、他方では、進級要件とされているフランス語の単位数を取得できない学生が少数なが
ら存在することもあり、そのことに対する対応も別途必要である。

3・4年次には主として語学・文学を専攻する 類と文化・社会を専攻する 類のコース分けが行
われるが、 類を選択する学生の数が 類を選択する学生の数をかなり上回る傾向が恒常的に存在
する。これは多数の学生の興味や目的が文化・社会の分野に向けられていることを示唆する。その
求められているものをより具体的に把握し、社会の構造的な要請と合わせて、学科の教育理念とカ
リキュラムにおいてそれらを考慮することも必要である。

【長所と問題点】

学科の長所を概括的に表現するならば、それは、実践的なフランス語の修得とフランス語圏地域
についての専門的な視点からの理解を一体的に行うための教育を実現する教員と体制を整えている
ことにある。

他方、学科の一層の向上を図るための課題として、以下の点が挙げられる。

- (1) フランス語教育に関しては、これまでの実績を踏まえた教育を継続しつつ、学生の語学力の分
布の中でその著しく高い者と著しく低い者に対する対応をより効果的に行うことが必要であ

- る。
- (2) 第二外国語である英語に関しては、2か国語修得の目標に近づくためにも、学生の英語学習の機会を増やす必要がある。しかし、学科の教育目的および教育効果に照らして、一定の総授業時間数の中でフランス語の授業時間の一部を英語に振り替えることは問題を複雑にする可能性があるため、その他の方法を視野に入れて学科における英語教育の強化を図ることを検討する必要がある。
 - (3) 外国語の修得と相携える専門教育に関しては、従来通りの広く深い教養を目的とするのか、あるいは、それとは別の方向性を目指すのかを、あらためて検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- (1) フランス語教育に関しては、従来から行ってきた、教材とその活用方法の見直し、および担当者間の連携体制の点検を今後も継続して適宜行ない、教育効果の向上を図る。
2年次を終了した時点で高いフランス語力を獲得した学生に対しては、3年次の必修フランス語に能力別クラスを設けることによってある程度対応できているが、再度その効果についての評価を行い、必要に応じて同様の仕組みの拡大を図る。
他方、フランス語学習について困難に直面している学生に対しては、授業以外に学習を支援する機会を設け、必要に応じてその強化を図る。
- (2) 英語教育に関しては、選択科目の拡大、あるいは、正規の授業以外の場での学習の成果に対する単位認定などの方法によって、学生が任意に学習する機会を増やし、積極的に学習を支援する。
- (3) 専門教育に関しては、2003（平成15）年度の全学的なカリキュラム改正に合わせて2002（平成14）年度から学科のカリキュラム改正を検討する過程で具体的な見直しを行う。

言語文化学科

【現状】

言語文化学科は1999（平成11）年度に設立され、2002（平成14）年度に完成年度を迎える。これまでの3年間は、設立趣意に合った教育がほぼ円滑に行なわれていると言ってよい。

【点検・評価】

入学時の学生のレベルは現在のところ高いが、長期的な観点に立つと、少子化の影響からこの傾向が永続的である保証はどこにもない。今後は入学してきた学生をいかに啓蒙していくかが一つのポイントになるであろう。

【長所と問題点】（言語文化学科設立趣意書より）

日本がこれから国際社会の中で真のパートナーとしてその役割を果たして行くために不可欠な人

材を育成する役割を担うことが本学科の意義であり、本学科の特色は正にそれを可能にするためのカリキュラムの組み立てにある。

本学科の特色は、まず第一に、事実上国際語となっている英語を主軸としながら、このほかにスペイン語または中国語のいずれかを修得するようにカリキュラムを組み、実地に運用しうるレベルにまで教育することである。

第二に、高度情報化社会の到来に対応した情報・コミュニケーション関連科目を重点的に設置したことが特色である。新学科の卒業生が、行政・企業組織の一員として、ネットワーク化された国際社会で、数値・知識・言語情報処理を正確かつ迅速に行うために必要なコンピュータ知識および運用能力を身につけることができるよう、自然言語と人工言語の研究を関連させつつ行う科目部門を設置した。

第三の特色は、中国語圏およびスペイン語圏の地域研究を日本研究と対応させつつ行えるように、専門科目を設置したことである。外国の言語・文化を知るうえで、日本の言語・文化に関する知識が不可欠な前提となり、逆に、外国の言語・文化を知ることによって、日本の言語・文化の理解が深まるというように、両者は互いに補完しあうものである。

さらに、対象が限定されるので、特色としては副次的なものであるが、第四に、外国人留学生が初歩から日本語を学び、日本の文化・社会を研究するプログラムと、第五に、海外で活躍できる日本語教員の養成プログラムを設けたことである。本学では既に、日本語既修の外国人学生を受け入れているが、こうした経験に基づき、外国人留学生の増加をさまたげる主要な要因の一つがかなりの日本語能力が要求されることであると考え、日本語未修の外国人留学生を受け入れ、インテンシブに日本語を学んだうえで、日本の文化・社会について学ぶことができるようなカリキュラムを用意するとともに、こうした外国人留学生と日常的に接しつつ、異言語・文化間交流に必須の知識・能力をそなえた日本語教員を養成するプログラムを設けた。

以上のように、日本人と外国人が実地に交流しつつ、卒業後ただちに言語文化交流の担い手として国際的に活躍する能力と技術を修得することを可能にするプログラムを編成したことが本学科の特色である。

「点検・評価」で学生のレベルについて述べたが、本学科の性質から言って、学生と教員とのより緊密なコミュニケーションの場が必要であることは論を俟たない。物理的なコミュニケーションの場としては現在は共同研究室が使用されているが、これは教員の研究上の使用を前提としたものである。併せて、バーチャル上にもコミュニケーションの場が必要であろう。

コミュニケーションの場として、例えば教室を特定の時限に学科で確保することなどの検討が望まれる。また、インターネット上に掲示板スペースを設けるなどの工夫も必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

その時々状況に応じてカリキュラムをその都度変えていくことは大学の義務であるが、学科の改善をカリキュラムの改変にのみ求めず、それ以外の観点から実施していくことも重要であると思

われる。学生の知的好奇心を育て、論理的思考を促すためには、従来の授業以外の場での学習活動があってもよい。単位として認められるものとしては、全学共通カリキュラムで実施予定のフィールドワークなどもあるが、学科として行われるそのような学習活動の一つに卒業論文がある。質の高い卒業論文のためには、担当教員の密接な指導が不可欠なことは言うまでもないが、優秀なものについて表彰する、論文を外部へ公開するなどの方策を今後検討すべきである。

この他に、単位取得には結びつかないが、学生の学習活動に有益と思われる催しも積極的に取り入れていくべきである。

経済学部

経済学科

経済学部経済学科は1964(昭和39)年4月の本学創設時に、外国語学部のドイツ語学科・英語学科と並んで開設された学科である。当初は、定員200名であったが、その後1977(昭和52)年4月以降の定員増によって現在では経営学科とともに定員350名となっている。1991(平成3)年4月より、同じく経営学科とともに50名の臨時定員増を受け入れたが、教育研究条件の充実を主たる理由として、4年後の1994(平成6)年度末をもって終了した。

1994(平成6)年4月1日より、全学的にカリキュラムの改訂が実施され、経済学部のカリキュラムは全授業科目を、a)一般基礎科目群、b)専門基礎科目群、c)主要専門科目群、d)一般専門科目群、の4グループに分類し、卒業単位数132単位のうち、一般基礎科目24単位以上、各種専門科目108単位以上を修得することとした。専門科目については、上記の主要専門科目を52単位以上、専門基礎科目単位を24単位以上、一般専門科目を8単位以上修得しなければならないとした。改訂前は、卒業に必要な144単位のうち83単位(58%)を必修としていたが、改訂後ははその数を著しく減らして、学生の自由意志による科目履修を重視することにした。必修科目は、一般基礎科目群では「体育」と「体育理論」、専門基礎科目においては「経済学」、「経済原論」、「統計学」の3科目のみ、主要専門科目においては「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」のみが必修で、残りの理論、歴史、政策、財政・金融の4部門に含まれる32科目はすべて選択科目とした。同様に、一般専門科目も「第一外国語」と「外国書研究Ⅰ」のみを必修として、残り22科目は選択科目とした。なお、必修科目を除く各種専門科目のうち28単位までは、経済学部の他学科および他学部の専門科目で代替できるとし、学科間・学部間の境界を低くして比較的自由な選択の機会を設けている。

1998年度に、第2次のカリキュラム改訂が行われた。そのカリキュラムは「学科基礎科目」、「学科専門科目」、「関連専門科目」の3つの柱から構成されており、学科基礎科目から24単位、「学科専門科目」と「関連専門科目」から108単位、卒業単位数は132単位とした。学生はそれぞれの科目群の中から、必修科目と選択科目を組み合わせることで独自の時間割を作成することになる。段階的に学修できるように、専門科目が第一学年から履修できる仕組みになっている。「演習Ⅰ」は必修科目になっており、3学年と4学年の2年間を一つのゼミに所属し、教員の指導の下で、更に掘り下げた専門分野の学修が行えるようになった。

2001年度に、第3次カリキュラムの改訂が行われ、主に「演習Ⅰ」の位置づけがこれまでと大きく変わった。すなわち、1年次に「基礎演習Ⅰ」、2・3年次に「専門演習Ⅰ」、4年次に「卒業研究Ⅰ」が入れられ、いずれも少人数で、専門を深める貴重な場になっている。特に「基礎演習Ⅰ」の導入により、入学時から自分の関心のあるテーマに基づき、徹底的に基礎や学び方を習得することが可能になった。

さらに、現行カリキュラムにおける他の1つの特徴は、経済学部の両学科ともコース制を採用しており、コース科目を40単位以上修得することによって、卒業時にコース認定が行われることである。

経済学科には「経済理論」・「総合政策」・「国際経済」の3コースが設定されている。経済学科では環境や国際化の時代に対応した経済政策関連科目、世界全地域を網羅した地域経済関連科目等を配置し、この地球的な経済問題の理解という関心に十分応える内容になっている。

経済学科・経営学科に共通の「総合講座」は、従来よりもアップツーデートなテーマの下に数人の経済学部教員が数回ずつの講義を行うという形式で続けられてきた。しかし、1987（昭和62）年度以降は、講師は研究者、専門家、実務家など当該分野で活躍している外部招聘講師で、「二十一世紀へ向かう世界と日本」、2001年度からは「新しい豊かさと未来のネットワークを求めて」という共通テーマの下で行われている。

経営学科

経済学部経営学科では1994年度から実施されたカリキュラムを段階的に改定し、2001年度に整理統合を行った。旧カリキュラムにおいては全授業科目を「一般基礎科目群」「専門基礎科目群」「主要専門科目群」「一般専門科目群」の4群に分類し、卒業認定単位数132単位のうち一般基礎科目24単位以上、各種専門科目108単位以上を修得することとしていた。

2001年度から導入された新カリキュラムのもとで、全授業科目が学科基礎科目群、学科専門科目群、関連専門科目群の3群に整理統合され、一部を除き学期完結（半期2単位、(a, b)）科目となった。学科専門科目群は体系的に学習し易いように4つのコースを設け、さらに第1学年に基礎演習、第2学年に演習、経営外国語、第3学年に演習、経営外国語、第4学年に卒業研究をそれぞれ配置し、各コースと連動することにより体系的かつ充実した専門学習が行えるように工夫されている。なお、卒業認定単位132単位のうち学科基礎科目は必修16単位、選択24単位の合計40単位であり、学科専門科目および関連専門科目は必修12単位、選択70単位の合計82単位である。経営学科における1年次必修科目は、「経営学」「簿記原理」「第一外国語2科目」、2年次必修科目は「演習」「経営学原理」「経営外国語」「第一外国語2科目」である。3年・4年次は自由な選択を主眼としているため特に必修科目は設置していない。

その他のカリキュラムの構成は経済学科とほぼ同様であるが、経営学科では上記のコースとして、マネジメントコース、ビジネスコース、会計コース、情報コースの4コース制を設けている。この各コースに配置されている学科専門科目に演習、卒業研究を加えた科目から合計40単位以上取得すればコース履修認定が行われることになっている。

2002年度からは情報教育免許課程との関連で情報コースがさらに充実し、大学院の情報専修免許（1年コース）との接合がスムーズに行えるように配慮されている。これにより情報関連科目は基礎から応用・専門まで特に充実した内容になった。

なお、必修科目を除く各種専門科目のうち28単位までは卒業認定単位として経営学科以外の他学科・他学部に設置されている専門科目によって代替できることにしており、コース制による経営学科設置の専門科目の学習を体系的に学ぶことと並行して、学科間・学部間の垣根を低くし、比較的自由的な学習の選択機会を保障している。

また、実務面を交えての講義として 2001 年度からは「野村証券寄附講座」を開講するとともに、経営学科設置科目の他に「会計士・税理士」「簿記検定」「情報処理」等の各種資格試験講座との連携をさらに充実させ、より幅広い学習が可能となっている。

「獨協大学経済学会」について

経済学部は、正規のカリキュラム以外に、経済学部にも所属する学生と教員による独自の学術団体として「獨協大学経済学会」を組織しており、各種機関誌の刊行事業、研究会、セミナー、語学集中講座などの諸活動、成績優秀者に対する報奨、さらにはゼミ活動、ゼミ論文集発行への助成などの事業を行っている。

近年の活動としては、『獨協大学経済学部演習年報』（学部学生の論文集）など機関誌を発行し、講演会としては、「TOEIC テスト攻略セミナー」（10 回連続）「就職・英文履歴書と面接の英語セミナー」（1999 年度）「英語集中講座」（ワシントン州立大学ウォーレン・ロビー教授）（2000 年度）を開催し、いずれもたいへん好評であった。このように、経済学会は、大学の組織とは独立した、教育・研究に関する事業活動を展開する組織として、経済学部学生にさまざまなサービスを提供している。

さらに 2000 年度から「TOEIC テスト（エリート）」の実施、複数の外国人教員による「夏期英語集中講座」（2 週間）の開講、「夏期短期語学研修（イリノイ大学）」（約 3 週間）の開催、さらに 2001 年度から「春期英語集中講座」（2 週間）の開講、その他工場見学、Network 経済（学部ニュースレター）の配布、などの新規事業を行っている。これらはいずれも経済学部・経済学会ならではのユニークな取り組みであり、経済学部の基礎および専門の学習を積極的に強化・補完するものとして位置づけられている。

経済学会の活動は経済学部の特色を一層鮮明にし、「語学の獨協」としての評価を一段と推進せしめる活動として定着しているといえる。

法学部

法学部は、1967(昭和42)年の開設以来、法律学科1学科を擁するのみであったが、1999(平成11)年にこれを改組して新たに国際関係法学科を設置し、2学科体制で今日にいたっている。その間、数度のカリキュラム改正をおこなうとともに、教員の増員をも実現し、教育の質の向上を図ってきた。

法律学科

【現状の説明】

新学科増設以前の法律学科は、学生の履修の便宜に配慮して3つのコースを設けていた。すなわち、公務員や教員やマスコミ志望の学生のための「公法コース(類)」、民間企業に就職する学生のための「私法コース(類)」、国際公務員や国際ビジネスマンとして活躍したい学生のための「国際関係コース(類)」の3コース制であった。公法コースの学生は憲法や行政法を中心に学び、私法コースでは民法や商法を中心に学び、国際関係コースでは国際法や国際政治を中心に学ぶことがカリキュラムに規定されていた。

このうち国際関係コースを国際関係法学科として独立させたので、法律学科には公法コースと私法コースが残ることになった。

公法・私法の両コースとも、第1学年次配当の法学入門、第2学年次の基礎演習、および第3・4学年次の専門演習を縦軸として、この周囲に各専門科目群を配置している点、また外国語科目と基礎科目を並行履修させる点など、カリキュラムの基本的構造は同じである。

【点検・評価】

コースに応じた専門科目配分の違いはあるものの、現行のカリキュラムは、基本六法科目(憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法)を核として、きわめて体系的に組み立てられている。

とりわけ、第1学年次配当の「法学入門」は、基礎法学をも含めた法学の主要分野を概観させようとの試みであり、きわめて重要な導入科目として位置づけられている。また、第2学年次における「基礎演習」は、早い段階で法学に特有な学習技法を修得させるべく、学生主体の演習方式を採用入れている。段階的な学習の出発点としても、順当な科目配置といえよう。

【長所と問題点】

法律学科のカリキュラムは法学の体系的・段階的な学習を想定したものであり、この点ではきわめて妥当なものである。また、法学入門や基礎演習のほかにも、第1・2学年次で憲法・民法・刑法を学ばせるなど、基本的な専門科目を積極的に位置づけている。

しかしながら、学生にとっては、入学早々に外国語科目・基礎科目に加えて専門科目を履修することになり、法学を学ぶことの意味や卒業後の進路などを考える暇もなく、専門科目はもとより非

専門科目についても消化不良を招きかねない、過重なカリキュラムという面もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまでも取得単位によっては第3学年への進級を認めないなどの措置を設けてカリキュラムの点検をおこなってきたが、2002(平成14)年度をもって国際関係法学科が完成年度に達するので、これを機に法律学科においてもカリキュラム改正をおこなうべく、学部内に将来構想検討委員会を設けて具体的な改正案の作成を進めている。また全学共通カリキュラムを実施することが学内的に決定されたので、今後はいわゆる教養的科目と専門科目との関係について抜本的な再編をおこなわねばならない。

さらに、2004(平成16)年度に法科大学院(ロースクール)を設置することがほぼ確定しているので、とくに法律学科においては、法科大学院設置を見越した、法学専門教育の役割分担や教員の配分についても根本的に見直さなければならない。この点については、学部内のロースクール設立準備委員会から提言を受けて、法学部全体として積極的に推進することになる。

国際関係法学科

【現状の説明】

本学科は、1999(平成11)年にそれまで本学部に設置されていた「国際関係コース」を改組したものである。開設の目的は、国際的な平衡感覚を身につけた真の国際人の養成にある。

ここで、国際関係の主体を確認しておきたい。国際関係は、その関係を生み出す主体という側面からみると、次のようになる。ここで明らかなように、国際関係には、国家間の関係だけでなくまた私人間の関係だけでもない関係が数多く存在し、またそれらの関係は地域内、地域間で相違がある(例えば、先進国の会社と移行途上国州政府との投資契約、国際機関と先進国の特殊法人との借款協定等)。

上記の関係を規律する法と問題解決の方法は一樣でなく、従来 of 法学、法分科論では理解・説明が困難になっている。したがって、例えば国際法と国内法のいずれに重点を置くかということではなく、「問題解決のためにどのような法が関わるのか」(さらには、法以外にも有効な解決方法があるか)といった点から教育(及び研究)の方向が定まる。

また、問題発生後の解決方法のみならず、発生前の法的プランニング等にも重点を置く。

われわれは、本学科の学生たちがこのような国際関係ないし国際社会で活躍するためには、特化された専門領域における知識を身につけ、その確固たる視点から錯綜する今日的な社会現象を把握していく必要があると考える。このため、本学科では、法学部固有の専門領域として、法律学・政治学を確実に身につけさせたいと、その知識を背景として国際社会の現状を正しく理解し国際人として成長するための科目とカリキュラムを用意することとしている。

本学科の学生に対しては、履修を終えた時点で、国際社会の諸分野で活躍するための知識と判断力が備わっていることを想定している。学生の大半が企業に就職することも参酌し、実務上多数存

在するこれら主体の組合せを意識した教育を進める。具体的な活動の分野としては、海外事業活動に関わる企業の社員、外務公務員、国際機関職員、国際関係団体職員、渉外弁護士などが挙げられる。また、国内で起こる諸問題にも、国際的な要素が影響を与えており、これからのビジネスマン、国家公務員・地方公務員にも国際的な感覚は不可欠である。

われわれは、本学科の出身者が、このような多くの職場において活躍し、社会に貢献してくれることを期待して、本学科を設立して教育を行っている。

【点検・評価】

国際関係という法領域は、国境を越え、複数国家に跨る種々の新たな問題をその法的規律の対象とする種々のディシプリンの包括的・複合的名称である。

また、国際関係法学は国際法を中心としつつも国内法を包括するものである。

さらに、本学科では国際関係法の教育・研究に重点をおきつつも、国際関係の政治的理解も十分にふまえていくことになる。

一方で本学科を草加市及びその周辺都市で現れつつある国際化に対応させることを意図している。すなわち、このことは本学科が当該地方自治体・企業に対して当該地域の国際化に対応しうる人材を提供するための教育と研究を行うということの意味している。

以上の諸点から、本学科はいわば「地方の国際化」と「国の国際化」の双方に即応していこうとする立場をとっていることになる。

【長所と問題点】

本学科は、上記のような基本目標に即応させた教育・研究の場としては、一応の体制が整っている。しかしながら、教育に限定して言えば、基礎的な法学及び外国語の教育が十分に行われないうまに国際関係法学の教育に移行させることにやや無理があるかもしれない。国際関係法学の体系を保ち、編成科目を充実させている反面、所属学生数が少ないことから、教育がやや散漫になっていることは否めない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の理念と方向を踏まえて「国の国際化」と「地方の国際化」に即応して学科を運営する場合に、今後徹底すべき点は次のとおりである。すなわち、

- (1) 「地方の国際化」の方向に重点を置くときは、国際法と、広く各地域の国内法などを対象とすべき教育・研究を重視する。
- (2) 「国の国際化」の方向に重点を置くときは、国内法としての日本法と、例えば特定開発途上国の法と当該国研究とが並列されるべき教育・研究を重視する。

2. 大学院研究科

法学研究科

法学研究科は、1977(昭和52)年にまず修士課程が開設され、ついで1989(平成元)年に博士課程が開設され、ここに博士前期・後期両課程を併せもつ大学院研究科となって今日にいたっている。

【現状の説明】

本研究科は、法律学専攻の1専攻のみから組織されている。カリキュラム上は、公法学・私法学・政治学・国際関係の4つの専修科目群が置かれており、基礎となる学科として法律学科に加えて国際関係法学科が増設されても、とくに国際関係法学専攻を設けずに対応している。

高度な専門性と体系性を確保すべく、担当教員の増員にも工夫をこらしている。

【点検・評価】

1学年当たりの学生定員が博士前期(修士)課程で10名、博士後期(博士)課程で3名と少人数であるが、一方で、原則として助教授および教授は博士前期課程の開講科目を担当し、教授は同後期課程の開講科目を担当することになっているので、学生にとってはきわめて手厚い指導がなされることになる。

反面、在籍学生が少ないので学生による自主的な研究活動は不活発であり、外部の研究会への参加などもほとんどおこなわずに、もっぱら指導教授の指導のもとに学位論文の作成のみに特化した研究になっているきらいがある。

【長所と問題点】

小規模の大学院研究科であるわりには、開講科目群および指導教授層は充実しており、組織上の基礎となる学科の増設にもかかわらず、これに充分対応できる体制はすでにできあがっているといえよう。

もっとも、学生の多様なニーズに応えるためには、学内の他研究科や他大学の大学院等と積極的に提携していく必要がある。研究が専門化するにしたがって研究活動が蝸壺化してしまう傾向は大学院生の場合にもみられるので、問題を多角的に発見・解決していく視点をもたせるためには、他研究科および他大学等との単位互換等を制度的に確立していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院構想の具体化にともない、大学院法学研究科の存在意義そのものを根本的に見直す事態にいたっている。当面は法科大学院と併存することになるが、とくに実定法学の領域では、将来的には、研究者の養成は法科大学院経由で博士後期課程に接続することになる。その他の領域は、学部・学科を越えた横断的な組織再編が不可避となる。

既存の博士前期課程は、社会人を対象とした1年制のコースを増設することになる。

外国語学研究科

外国語学研究科（ドイツ語学専攻、英語学専攻、フランス語学専攻）は、外国語学部の学科体制を実質的に継承し、語学・文学・文化、語学教育（英語学専攻）の4分野を備え、かつ総合的視野からの教育・研究に適切な組織を形成している。

（1）博士前期課程の現状

ドイツ語学専攻

本専攻で学ぶ学生が、語学・文学・文化の各部門でそれぞれ希望する研究テーマを選択し、それを中心として十分なドイツ語能力と基礎的な専門知識を習得し、将来、研究者としても国際的実務を担当する者としても育てていくことを本専攻の目的としているが、初期の担当者の定年退職に伴い、草創期に掲げ、その目的を十分に充たしていたカリキュラムが現状では実現されているとは言い難い。

英語学専攻

英語学・英米文学・英語文化、英語教育に関する該博な知識と研究方法論を学生に習得させるとともに、適切な共通・関連科目の履修を学生に志向させることにより、英語圏の社会・文化に関する高度な専門知識を身につけた有為な人材の育成を目的とするよう適切な人材を配している。現在103名の前期課程修了者を送り出し、いずれも教育界および実業界で活躍している。また、2001年度より英語教育分野を新規開講したが、さらに主に現職教員の再教育に対する要望に応えるため、1年以上2年未満で修士号を取得できる英語教育専修コースを2003年度に増設することが決定している。

フランス語学専攻

学生の希望・適性に応じて語学・文学・文化の3分野の中から自分の研究テーマを選べるよう、各分野に複数の「研究」と「演習」を配している。研究者・教員・国際的企業人等の進路に必要な、高度の専門知識・基礎的研究能力、および十全な語学力をあわせて習得させることが本専攻の目的である。その目的に添った一定の成果を挙げている。前期課程修了者は、後期課程へ進学する者、他大学の後期課程へ進学する者、海外留学を経て研究者への道を歩む者、社会へ出て出版社等に就職する者など様々であるが、それも多彩な教授陣による指導の成果といえるだろう。またフランス人教員を迎え入れ、論文を執筆する際のフランス語の指導にも力を入れることができるようになっている。

共通・関連科目について

本研究科は、一定の個別言語を専攻させるかたわら、共通科目のうち1科目を選択必修科目とすることにより学生の研究の視野を拡大し、さらに、人間論・芸術論・科学論および教育者を目指す

ための外国語教授論など、関連科目のうち2科目を選択必修科目とすることにより、国際人としての教養の深化と教育界の要請に応えられる人材の育成を図っている。

(2) 博士後期課程の現状

ドイツ語学専攻

本専攻で学ぶ学生が、前期課程で習得した語学、文学、文化の各部門の専門知識とドイツ語能力を基礎とし、そのいっそうの発展充実を図ることによって、専門の研究者としての幅の広い視野と高度の研究能力を開発し、修了時における学位取得によって、それぞれの専門分野における学問の後継者として大成することを本専攻の目的とする。しかし、前期課程の現状と同じく、後期課程の担当教員の育成がより緊急な課題となっている。

英語学専攻

博士前期課程英語学専攻の特色を生かし、英語学者として自立できる能力を養成すべくカリキュラムを編成している。英語の言語学的研究を中心とした共時的研究に加えて、通時的研究にも配慮しているほか、英米文学、英語文化(国際関係論・コミュニケーション論)に関する研究も活発に行われている。修了時の学位論文提出を目的に、指導教授による年間の一貫した演習を中心とした論文指導を行っている。また海外の大学院で修士号を得て、さらに研究を重ね、学位論文の質的向上を図るように指導することも多い。

フランス語学専攻

前期課程と同じく、博士課程後期はフランス語学研究・フランス文学研究・フランス文化研究をもって構成し、研究者および日仏文化交流の高度な担い手の養成を目的としている。それぞれについて高度の研究を志す学生を受け入れて指導しうる万全の態勢を整えている。これは旧来の文学部フランス文学科とまったく異なる方向で、本学外国語学部フランス語学科が開設以来積み上げてきた実績をふまえ、前期課程の特色を生かしたカリキュラムを編成したものである。特に語学の分野で、現代フランス語の音韻論・統語論とフランス古典統語論・文体論という、共時論・通時論とともに備えた研究科目を設けていること、また一般のフランス文学・フランス思想のほかに、特に文化の分野でフランス政治思想史という研究科目を置いていること、そしてこれら担当教員各自の専門を生かしながら、その連携プレーによって総合的な学問形成の可能性に道を開いていることは、他大学院におけるフランス文学専攻の博士後期課程とはちがった特色である。

なお、本課程は、初年度に各学生に指定される指導教授によるマン・ツー・マン方式の濃密な3年間の演習を中心に、修了時における学位論文提出を目標として、専門家の養成を図っている。

以上のように、各専攻に見られる教育課程の編成方法に基づいて実際にカリキュラムが組み立てられており、現状ではその特色は十分に発揮されている。しかし将来に向けて前期課程および後期課程における科目担当者の早期育成が緊急の課題として残っている。

経済学研究科

大学院経済学研究科の前身ともいえる経済学専攻科は、経済学専攻として1968(昭和43)年4月に設置された。経済学専攻科の当時の定員は10名であった。翌年の1969(昭和44)年4月からは、同専攻科経営学専攻の学生10名の受け入れが認可され、合計20名の定員となった。

本学の創設時において将来の大学院開設が明確に予定されていなかったこともあり、大学院の開設は大幅に遅れた。法学部の大学院は1977(昭和52)年に設置されたが、それから13年後の1990(平成2)年4月になって漸く経済学研究科経済・経営情報専攻修士課程が開設された。さらに、1992(平成4)年3月には大学院博士後期課程の増設も認可され、同年4月から開講された。また、2003年度に1年制大学院「情報コース」が増設される予定であり、文部科学省に申請中である。

本学大学院の博士前期課程(修士課程)と後期課程(博士課程)の関係は「総二階建て」ではなく、いわゆる「お神楽式」で、二階は一階よりもかなり狭くなる。これは、後期課程(博士課程)担当者を厳選しているからである。博士前期課程の設置趣旨書では、本学経済学研究科は「21世紀における日本経済と世界との関連を展望し、国際的な視点を基軸に据えた研究体制の確立と新時代に対応し得る高度な知識と技術を備えた指導的人材の育成」を目指すとしており、博士後期課程では、「理論、歴史・政策、経営情報の3分野に亘り、日本における経済発展の実態分析、計量的解析、政策的解明、経営的究明を通じて、学際的な姿勢を堅持しつつ、学問の国際交流を大学院レベルで、とくに環太平洋圏において展開」することを目指している。

また、1年制大学院においては、主に社会人を対象に、「情報」専修教員免許取得などの資格取得を目指している。

第3章 学生の受け入れ

1. 学部・学科の募集方法と入学者選抜方法

(1) 入試の組織と業務

【現状の説明】

本学が入試業務を組織的に取り組むようになるのは、1970(昭和45)年4月1日に入試事務室が設置されてからである。当時、入試事務の責任者は、3学部長(外国語、経済、法)が交代で兼務していた。1983(昭和58)年に入り、入試業務を統括する責任者は、3学部長から独立した専任の入試副委員長が就任した。入試副委員長は、入試委員長である学長の指揮下で業務を遂行した。1995(平成7)年より、入試副委員長は入試部長に、入試事務室は入試部入試課に改称され、従来公式に規定されていなかった組織的位置付けと職務は、「入試委員会規程」、「入試選考委員会規程」、「入試小委員会規程」の3規程をもって規程されることになった。さらに、1998(平成10)年4月1日から「入試選考委員会規程」と「入試小委員会規程」は廃止され、入試業務の規程は、「入試委員会規程」にまとめられた。

入試委員会は、学長を委員長とする委員会である。副委員長には、入試部入試課業務の統括責任者である入試部長と事務方最高責任者である事務局長の2名が就任する。委員は、担当副学長、総合企画部長、各学部長・学科長、教務部長、学生部長および経理部長と入試課長である。入試委員会は、入試制度決定、合否判定がもっとも大きな業務であり、学部間の調整を含む。

入試の主要業務は、以下の4つの領域である(「入試委員会規程」第4条)。

- 1) 入試制度(入試の種類、試験科目、試験方法、受験資格等)
- 2) 入試実施計画(入試実施期日、実施機構、実施方法、募集人員、各種委員の選出等)
- 3) 入試広報(活字媒体の作成・配布、キャンパス入試説明会、授業体験フェア、高校訪問、高大連携、インターネット、iモード等)
- 4) 入試実施業務(入試設営、環境整理、応接、入試監督、採点、入学者選考)

【点検・評価】

大学志願者数は、急速な少子化の進行に伴い、今後大幅に低減していく。すでに、短期大学だけでなく大学の一部にも、志願者数が入学定員を下回る大学が生じている。大学間において、一層の熾烈な志願者獲得競争が進行していくものと想定される。本学も生き残りをかけて、さらなる本学の教育研究の充実を図りつつ、その特色を広く志願者に周知徹底していく必要がある。とくに、

本学の魅力づくりは急務であり、21世紀の社会のニーズを先取りしたカリキュラムの導入が共通カリキュラムの中で実現したり、学部・学科の垣根をもっと低くしていくことなど全学を挙げた取り組みがみられる。

【長所と問題点】

入試制度の決定や合否判定については、入試委員会だけで行うことから、その意思決定は早い。しかし、入試委員会構成員のほとんどが部局長であるため、高大連携やきめ細かな広報活動などの業務に支障をきたすきらいがある。

また、入試業務の組織上の課題として、入試委員会の運営を上げることが出来る。入試委員会は入試委員長である学長が掌るが、この入試委員長の職務権限と責任の範囲が明確でなく、入試部入試課の業務遂行責任者で入試副委員長である入試部長の職務権限と責任をも不明確にしている。さらに、同じ入試副委員長の事務局長と入試部長の関係、入試委員会では1委員である各学部長と入試部長の関係、副学長と入試部長の関係、等について職務権限の線引きが明瞭になされていない。今後、これらの職務権限と責任を明瞭に線引きして、業務結果の責任を明らかにしていくことが当面の重要課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

職務権限と責任を予算制度の中で明瞭に結びつけて、 で取り上げた職務権限と責任を明瞭に線引きし、業務結果の責任を明らかにしていくことが必要である。

本学は、形の上では一応予算を編成して、その予算の縛りの中で業務を遂行している。しかし、各予算単位（各部門）の予算案は、それぞれの予算単位（部門）から次年度予算案を提示するが、最終的には、経理部から一方的に一部項目の予算が削減され、一部の重要項目については、「M移管」として経理部が一括支出処理するしきりになっている。そこでは、削減に関する説明もなく、「M移管」の意図も明示されずに決定される。最終提示された予算は予算単位の総合的な意向を十分に反映せず、結果的に、最終提示された予算とその予算を執行することによる成果には、直接的な結合関係がない。成果が思わしい結果をもたらさなかった場合、その責任の所在は、予算を提示した学長サイドにあるのか、それとも予算単体に帰属するのか、曖昧のままである。

予算制度とは、本来、宛行扶持（あてがいぶち）の性質を持つものではなく、学長サイドと各予算単位の間で十分な議論を戦わせ（最終調整段階は、すべての予算責任者が一同に会したバーゲーニングの場で実施）予算とその期待される成果をセットにして定められ、最終的責任の所在を明確にするものである。そのような予算制度が確立されれば、職務の権限も予算の枠内で明瞭になる。すなわち、予算の枠内で、各予算単位の業務に関する権限と責任は、各予算単位の長、入試部では、入試部長が担うことになる。以上説明した予算制度の確立が急務である。

(2) 入試制度

【現状の説明】

建学（1964年）時の入試科目は、「英語」、「和作文」、「面接」でスタートした。その後、入試科目や入試の種類が増加するなどたびたび変更をみた。今年度（2002年度）の入試の種類は、推薦入試（公募制、自主応募、指定校）、特別入試（帰国生徒、外国人学生）、社会人入試、一般入試（A日程、B日程、センター利用入試、センター利用入試＜2次＞）、編入学試験（第2学年編入、第3学年編入、学士入学）と広範に及ぶ。

【点検・評価】

幸いにも、今年度の志願者総数は、大学センター試験の導入や国のロースクール構想に助けられ、前年度の1.5倍の19,149名を数えた。今後、少子化の進行に伴い、入学者の質を維持すべく一定の志願者を確保していくことは容易ではない。

【長所と問題点】

建学当初の入試方式は、獨協独自のものであったが、他大学等の併願に不向きの入試方式であるとの判断から、徐々に他大学と互換性のある入試方式を積極的に導入し、結果として入学者の質を維持できる水準の志願者を確保してきた。

しかし、ここ数年入学者の質が急速に低下する傾向が強まり、なんらかの抜本的対応を考える必要が生まれてきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

基本的には、11月に行われる推薦・特別・社会人入試で許容入学者の4割程度の入学者を確保して、一般入試への負担を軽減すべく、施策を講じていく必要がある。推薦指定校の見直し、高大連携の強化、各学科の持ち味を積極的に高校へ広めるなども施策のひとつであろう。

(3) 入試広報

【現状の説明】

入試広報の創意工夫次第で、直接志願者は増減する。ここ数年来、本学における入試広報の重点は、新聞広告や駅張りなどの不特定多数を対象にしたものから、DM、手紙、iモード、インターネット等個々の生徒を対象とするものに変化してきた。また、入試課員による高校内での進学説明会も増えてきた。

学内でのキャンパス入試説明会および施設見学ツアーは、2001年、6回実施した。参加者は、年々増加する傾向にある。近年、高校から大学見学に訪れる生徒も増えてきた。

もうひとつの傾向として、高大連携を挙げることができる。高校からの模擬授業の要請、大学の授業を聴講する制度、入学前の補講などの形態で、今後さらなる高大連携が進められようとしてい

る。

【点検・評価】

入試広報予算は、削減傾向にある。新聞広告や雑誌広告の効果測定はでき難い。不特定多数への入試広報から生徒個々への働きかけを重視するきめ細かな対応へ重点移動したことが、結果として予算の削減へと結びついた。

【長所と問題点】

生徒個々へのきめ細かな対応は、入試課員はもとより、教員の負担が年々増大している。これら教職員の負担軽減に配慮しつつ、広報業務の見直しを進めていく必要がある。

また、入試広報予算の削減は、最近数年の傾向である。入試広報予算の削減そのものが目的化していて、予算削減に伴うその影響は考慮されない。予算削減措置ならびにその影響について何らの合理的説明も示されなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

業者主催の合同説明会や模擬授業への参加は、その効果を厳しく判定し、参加不参加を徹底していく必要がある。また、入試広報は媒体毎に精査し、効果を出来るだけ計数化して、抜本的見直しを進めていく必要がある。

(4) 試験実施

A. 出題

【現状の説明】

出題については、基本的に、次年度の入試制度が決定した段階で、入試部長から各学部長へ入試科目ごとに出题委員長の人選を依頼し、出题委員長選出後、入試部からの依頼人数により出题委員が選任される。

【点検・評価】

入試部長は、出题委員長と出题委員の選出に際して、その人選には基本的に関わらない。入試部長は、作成問題数を入試の種類に応じて依頼するが、その際、2002年度から出題ミスを極力無くす目的から、リスクマネジメント手法のひとつである「チェックリスト」の作成を、出题委員全員に課している。

【長所と問題点】

「チェックリスト」の導入によって、出題ミスは激減した。出題に関わる将来生起する問題は、教科によっては適切な人材の選出および人数の確保が出来にくくなると予測されることである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来的には、大学内の人材だけに依存せず、広く学園構成の他大学ないし附属高に人材を求め、

それでも不足するときは、センター入試の活用や学園外の諸機関に一部出題を依頼する、といった方法も視野に入れておく必要がある。

B．出願資格

【現状の説明】

大学進学への自由化が進んでいる。専門専修学校や海外の学校からの出願が可能となってきた。高等学校で飛び級制度が本格的に導入されれば、18歳未満の生徒も入学可能になろう。また、帰国生徒の出願資格に日本国籍を課している。

【点検・評価】

近年、在日朝鮮人団体から帰国生徒等出願資格に国籍条項を外すよう求められている。また、海外からの志願者に対する出願資格の判定には、一部線引き困難なものもある。

【長所と問題点】

本学の基本姿勢を確立しつつ、文部科学省、私大連盟等の動向も踏まえながら、出願資格の見直しを進めていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の建学の精神「大学は学問を通じての人間形成の場である」を基盤に据えて、出願資格は、広く有為の人材を受容する目的を達成すべく常日頃見直していく必要がある。

C．設営および環境整理

【現状の説明】

設営および環境整理は、学生部を中心に業務分担されている。2002年度試験設営に要した日数は、11月25日、1月19日、1月20日、2月1日、2月2日、2月20日、2月21日、3月1日、3月8日の9日間であった。幸い、天候不順や交通障害等の突発事故は発生しなかった。

【点検・評価】

2002年度推薦・特別・社会人入試試験日はフランス語検定試験と重なり、本学入試対応の環境整理班は、本学受験生だけでなく、フランス語検定試験受験生についても試験会場へ誘導せざるを得なかった。

【長所と問題点】

次年度も推薦・特別・社会人入試試験日とフランス語検定試験は重なる予定である。また、各種講座在籍の学生ならびに大学院生は、以前から入学試験日においても学習室や研究室の使用を求めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学センター試験日(2日間)は、全国一斉に行われ、しかも全国共通のマニュアルにおいて、大学センター入試業務に関わる関係者と受験生を除き、キャンパス内を全面閉鎖しなければならないことになっている。したがって、入試部としては、大学センター試験日の2日間を除き、入試業

務の妨げにならない範囲でキャンパスを開放すべく、抜本的改善を関係部署と詰める必要がある（「特別入構証」の携帯義務を前提とする等）。

D．学外試験会場

【現状の説明】

2002年度の入試では、一般入試A日程2月1日と2月2日の両日、本校以外に延べ16会場を設営して、入試を実施した。

札幌会場（2月1日）、仙台会場（2月1日、2日）、新潟会場（2月1日、2日）、水戸会場（2月1日、2日）、宇都宮会場（2月1日、2日）、高崎会場（2月1日、2日）、長野会場（2月1日）、松本会場（2月2日）、名古屋会場（2月2日）、静岡会場（2月1日）、福岡会場（2月2日）

【点検・評価】

2002年度入試ではじめて大学センター試験を全学で導入したため、学外試験会場の一部は、必要なくなるかと思われたが、前年度比で各学外試験会場の志願者数に大きな変化がみられなかった。札幌と福岡の試験会場の見直しは、ひとまず見送ることにした。

【長所と問題点】

北関東地域は、競合する大学が少ないことから、各試験会場とも順調に志願者を集めてきた。今後の問題として、会場に各地の予備校を借用しているが、近年の少子化に伴い、予備校の一教室あたり収容人員数が低下する傾向にあり、監督者一人あたりの受験生数も減ってきた。今後、専任教職員数の制約から入試実施上、新たな会場設営が出来にくくなってきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も、北関東地域を最重点地域として位置付けていくが、新たに、武蔵野線沿線の通学圏をターゲットに立川試験会場と千葉試験会場を設営して、未開の志願者層を開拓していくことで、一定規模の志願者数を確保したい。

(5) 合否判定

【現状の説明】

合否判定は、2000年度入試から入試委員会（判定会議）に任せられている。入試委員会に先立ち、各学部執行部（一部学部判定委員を含む）は、学部判定を行い、入試委員会に臨む。入試委員会の承認後、各学部教授会は事後承認する段取りをとる。

【点検・評価】

判定資料は、入試部で作成する。合否判定は、過去データ、他大学の志願状況、試験日程、判定年度の点数分布、志願・併願状況、アンケート結果などを基に総合判断する仕組みになっている。

【長所と問題点】

2002年度の合否判定は、歩止まり率に大きな誤差はなく、繰上げ合格を一切出さずに大変上手くいった。しかし、毎年入試部の読みどおりに上手くいくとは限らない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

判定資料の精度を高めるべく、今後も志願者の動向を注視しながら、データを微調整していく必要がある。

(6) 情報開示

【現状の説明】

近年の国立大学に始まった合否判定ミス、出題ミスは、私立大学にも及んできた。受験生の知る権利の高揚とも相まって、今後、ますます入試に関わる情報の開示が求められていこう。

【点検・評価】

本大学でも、試験問題のうち要望の強い「英語」については既に冊子にして公表している。2002年度の試験問題から公表試験科目を全科目にすることに決定している。また、個々の受験生の成績は、出身高校には知らせている。

【長所と問題点】

今後、受験生の成績を今までどおり、出身高校に知らせるべきかどうか、プライバシーの問題との兼ね合いから検討する必要がある。また、知る権利との兼ね合いから入試成績を受験生個人に知らせる必要が生じようが、どのような手段で知らせるか、コスト・パフォーマンスを十分に踏まえて検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試部は、合否判定の透明性を高め、「試験問題と解答」を全科目について公表し、公正な入試業務に徹することを基本姿勢として臨んでいきたい。

2. 学部・学科の学生収容定員と在籍学生数

【現状の説明】

2002年度現在の編入学定員を除く学部定員数は、7,182名である。在籍学生数は、約8,972名である。団塊世代2世の志願者増対策から当時の文部省が「私立大学等の収容定員の増加及び期間」を設定したのに伴い、本学は、1991年度から臨時定員増（経済学部：1991～1994；外国語学部および法学部：1992～1999）を実施している。2007年度で臨時定員増の増分は解消する。

本学は、外国語学部（ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科、言語文化学科）、経済学部（経済学科、経営学科）、法学部（法律学科、国際関係法学科）の3学部8学科の体制を敷いている。

【点検・評価】

文部省が「私立大学等の収容定員の増加及び期間」を設定した当初から、臨時定員増を実施し、18歳低減期に入る前に臨時定員増を解消しておくべきであった。本学は、臨時定員増の増分解消を18歳低減期に持ち越すことになった。

また、入学志願者の観点からみて、ドイツ語学科、フランス語学科、経済学科、国際関係法学科の定員は、多すぎる。

長所と問題点

臨時定員増は、本学財政に寄与した反面、安易な教員数純増を招いた。教員数の純増分は、今後の本学財政に長期にわたり悪影響を及ぼすであろう。

在籍学生数を9,000名維持することは、本学の財政面からみれば、メリットが大きい。しかし、今後の18歳低減期において、9,000名を維持することは大変困難である。

将来の改善・改革に向けた方策

本学の特徴を生かしつつ、18歳急減期に生き残りを図るためには、186名の専任教員ならびに167名の専任職員の現員数を徐々に減らしつつ、その教職員数減の見合いに応じて在籍学生数を減じていく必要がある。将来（2015～2017頃）には、在籍学生数は5,000名～6,000名を目標に、全学部学科の全面改変が望まれる。

3. 大学院の募集方法と入学者選抜方法

法学研究科

【現状の説明】

法学研究科の募集方法に関しては、博士前期（修士）課程においては、第1次（9月）と第2次（3月）の年2回にわたって学生募集をおこなっている。同後期（博士）課程の場合には、募集は年1回（3月）のみである。

入学者選抜方法に関しては、博士前期課程では、学力試験、面接試験、出身大学等での成績、および健康状態を総合して合否判定をおこなう。試験の成績によっては、募集定員に余裕があるときでも入学を許可しない。また後期課程では、外国語試験、口述試験、あらかじめ提出された修士論文等の審査、および健康状態を総合して判定する。前期課程と同様に、試験で一定の水準を越えなければ、募集定員にかかわらず入学を許可しない。

【点検・評価】

本研究科の入学者選抜は、きわめて公正・厳格に実施されている。学内他学部や他大学の出身者にも広く門戸を開放しており、学内推薦入学制度等を設けて本学出身者を制度的に有利に扱うことはおこなっていない。

またとくに博士前期課程においては、入学試験の成績が専修科目・選択科目の合計点が200点満点のところ、合計点100点かつ専修科目50点の基準に満たない者は、他にとくにみるべき資質が認められないかぎり合格させない、という方針を一貫して守ってきた。

もとより入学試験の公正性・厳格性は今後とも維持されるべきではあるが、外国人の応募に対応した外国語試験のあり方や、応募者の多様化にともなう筆記試験の内容等については、早急な見直しが求められる。

【長所と問題点】

本研究科の入学者選抜は、一定水準以上の者のみを受け入れるという意味において、きわめて的確なものである。このことは入学後、所要単位が取得できないとか、とくに修士論文を書けないといった理由で挫折する学生がほとんどいないことに端的に表れている。

とはいえ、これは研究者の養成を前提とした受け入れ体制であることは否定できない。今後博士前期課程は、学部教育の補習や資格取得教育や社会人教育といった性格をますます強めることが予想されるので、これに対応できる募集方法および選抜方法の整備が求められよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学研究科においては、法学部の再編や法科大学院の設置などとの関連で、少なくとも博士前期課程の性格が大きく変わることが予想される。改善・改革の方策も、前期課程の抜本的な見直しに

対応して検討されることになる。

外国語学研究科

各年度の大学院入学試験として、9月および3月に博士前期課程の選抜試験、3月に博士後期課程の選抜試験を実施、筆記試験および面接によって志願者の能力・適性を十分に検討し、選抜している。また2002年度から社会人、特に現職の英語教員が入学して再教育を受けることが出来るように入学時のほぼ1年前の5月に選抜試験を実施する。募集方法としては、獨協大学『大学院学生募集要項』および各種広告によって、入学試験日程等の周知を図っている。

経済学研究科

(1)募集方法

【募集回数と時期】

博士前期課程の入試は、学内推薦入試（5月中旬）、第1次募集（10月上旬の入試）、第2次募集（3月上旬の入試）の3回、また博士後期課程の入試の募集回数は1回（3月上旬の入試）である。2001年度より学内推薦入試を導入したのは、成績優秀者を早い時期に大学院進学予定者として確保しておきたいというのと、大学院進学予定者を早い時期から指導しておきたいという理由からである。従って、今後4年次に入学を許可されたものには、学部学生でも大学院の授業を受けられる制度を確立し、単位認定を行い、大学院入学後は修士論文に専念できる体制を作りたいと思っている。後期課程については年2回の募集が望ましいかどうか、検討の余地がある。なお、時間割編成との関係でいえば、新年度が間近に迫った春期の募集よりも、時間的ゆとりのある学内推薦入試および秋期の募集で入学者をすべて決定するのが望ましい。

【募集定員】

前期課程15名、後期課程5名であり、在籍者数の単純定員枠で合計すると、前期課程30名、後期課程15名、計45名となる。開設後間もない本学経済学研究科のスタッフ、施設などの諸点を考慮すると、妥当な定員枠といえよう。

(2)入学者選抜方法

【前期課程の選抜方法】

()推薦入試

本学の学生で、3年次終了時のGPAが上位30%に入っている学生を対象とする。

次の資格試験合格者は、上位30%以下であっても対象者に含める。

税理士試験の科目1科目以上の合格者、日商簿記1級、産業経済省ソフトウェア開発技術者(旧情報処理1種技術者)

海外認定留学経験者(交換留学を含む)については認定期間中は留年に換算しない。

学内留年者は対象者から除く。

書類選考および面接試験による総合判定により、合格を決定する。

()一般入試

英語(日本人学生)または日本語(外国人学生)のどちらかを選択(試験時間 60 分)し、受験する。

主専攻科目 1 科目と選択科目 1 科目の計 2 科目(試験時間 120 分)を受験する。

主専攻科目は、演習開設科目のうちから志望する主専攻科目 1 科目を選択する。

選択科目は、主専攻科目の属する部門以外の科目から 1 科目を選択する。なお、部門が異なっても、志望する主専攻科目担当教員の出題科目は受験できない。

筆記試験終了後、受験者全員について面接審査をおこない、志望する専攻分野についての適性を判断する。面接担当者は、研究科委員長・大学院委員(2名)・研究科主事・主専攻担当教授の 5 名がこれに当たる。

以上の各種試験終了後、研究科委員会(博士前期課程)を開き、慎重審議を経て合格者を決定する。

【後期課程の選抜方法】

博士前期課程で作成した修士論文について、主専攻科目担当教授が審査する。

英語試験を課し、博士後期課程での学習に必須の外国文献学習能力を考査する。ただし、日本国籍を有しない受験生に対しては、志望専門分野に関する日本語筆答試験を課することができる。以上の審査・筆記試験の終了後、面接口述試験をおこなう。面接担当者は前期課程の場合と同じ。

以上の各種試験終了後、研究科委員会(博士後期課程)を開き、慎重審議を経て合格者を決定する。

【問題点】

主専攻科目試験については、採点が出題者一人の裁量に任されており、研究科全体のレベルからみたチェック機能が働かない仕組みになっている。これは、仮に受験者が出題者の学部段階で師弟関係にある場合など、決定的な欠陥となりうる。研究教育機関の試験制度が本来的に負っている社会的公平性・合理性に反するものであり、早急に改善しなければならない。

選択科目試験についても改善の必要があろう。現行制度では、研究科教授全員が自分の専門分野から自由に出題している。受験生は、その中から 1 科目を選択して解答すればよい(ただし、受験生は自分の主専攻科目担当教授が属する専門分野の出題科目を解答することはできない)。したがって、出題科目数がきわめて多く、受験生の選択肢は多様であるが、学力・研究能力の公平・公正な判定を困難にしている。

面接についても問題が多い。一つには、受験者全員を面接すべきかどうか。この問題は入試日

程とも関連するため、技術的困難を伴う問題である。いま一つは、面接が合否判定にどれだけの比重を占めるべきか、慎重に検討する必要がある。(現行では、単なる参考程度の比重しかなく、時間のロスのように思われる。)

採点については、現行では執行部がほとんどすべての業務と判定に主導権(実質的権限)を持っているが、これは試験制度として妥当かどうか、より本質的に検討する必要がある。要は、出題委員・採点委員の制度をもっと近代化することが肝要と思われる。

(3) 志願者数・合格者数・入学者数の推移

表1にみられるように、前期課程の志願者数は年度によりかなりの振幅がみられるが、平均的には23.8名おり、募集定員との関係でみれば良好と判断される。しかし、年々減少の傾向にあるため、1年制大学院をスタートさせることにした。合格率(志願者数に対する合格者数の割合)は40%から50%の間で推移し、入学率は90%位で推移しており、この点では比較的安定的といえよう。

表1 博士前期課程の志願者数・合格者数・入学者数

	志願(A)	合格(B)	入学(C)	B/A(%)	C/B(%)
1997年度	38	16	15	42.1	93.7
1998年度	27	7	7	25.9	100.0
1999年度	24	11	11	45.8	100.0
2000年度	16	12	10	75.0	83.3
2001年度	14	7	6	50.0	85.7
合計	119	53	49	44.5	92.4
平均	23.8	10.6	9.8		

後期課程については、表2のように、志願者数に伸びが感じられない。これは本研究科だけの傾向ではないので、一概にその問題性を云々できないが、本研究科の将来を考えると検討の余地あるところといえよう。

表2 博士後期課程の志願者数・合格者数・入学者数

	志願(A)	合格(B)	入学◎	B/A(%)	C/B(%)
1997年度	2	2	2	100.0	100.0
1998年度	1	1	1	100.0	100.0
1999年度	2	2	2	100.0	100.0
2000年度	0	0	0	0	0
2001年度	2	2	2	100.0	100.0
合計	7	7	7	100.0	100.0
平均	1.4	1.4	1.4		

前期課程入学者の専門分野別構成をみると、表3のごとく、多いのは会計学18名、情報9名であり、応用経済学7名である。しかし、外国人入学者の専門分野構成はこれと異なっている。会計学が4名で最も多く、ついで経済史、経営学、統計学、情報が2名、応用経済学1名と広い分野にま

たがっている。

表3 博士前期課程入学者の専門分野別人数(1997～2001年度)

分 野	入学者数	うち外国人数
理論経済学	0	0
経済史	5	2
応用経済学	7	1
地域経済論	1	0
財政学	3	0
経営学	3	2
会計学	18	4
統計学	3	2
情報	9	2
計	49	13

4. 大学院の学生収容定員と在籍学生数

法学研究科

【現状の説明】

法学研究科の学生収容定員に関しては、博士前期（修士）課程においては、1学年の入学定員が10名であるので、2年間の合計で20名である。博士後期（博士）課程においては、入学定員3名で、3年間の合計9名である。

なお、今年度（2002年3月31日現在）の在籍学生数は、前期課程が17名（研究生2名を含む）、後期課程が5名（研究生2名を含む）である。

【点検・評価】

本研究科は、前期課程・後期課程ともに学生収容定員を満たしていないが、これはもっぱら学生選抜時点における質の維持を優先させた結果であって、必ずしも応募者の少なさによるものではない。

現状において本研究科の主たる目的は研究者の養成に置かれていることもあり、学部とは異なって大学院の場合には、在籍学生の質の維持こそがむしろ社会的責務と考える。

もっとも、全般的に大学院への入学が容易になったこともあり、遺憾ながら、本研究科の応募者学力は漸次的に下降しているように見受けられる。学生の質の維持がますます困難になっていることも、率直に認めざるをえない。

【長所と問題点】

研究者養成という観点に立つがぎり、本研究科はその歴史や規模に比して、相当数の大学教員等を輩出しているといえる。少なくとも入学者選抜の段階では、応募者も将来の研究者を志望する者が多い。この意味では、研究科の目的と学生の要望とはほぼ合致しているといえよう。

とはいえ、応募者の志望専修分野は特定のものに限定されていることも事実であり、経営的視点は別にしても、いわゆる定員割れの常態化が、開講科目数すなわち教員数からみればなほだ非効率な状態になっていることは否定できない。

法学研究科そのもの、とりわけ前期課程の存立の意義をあらためて検討し直すことによって、社会的ニーズを踏まえた根本的再編が求められる時期に来ているように思える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院の場合には、研究者養成のほかにも高度専門職業人の養成という明確な目的が今後とも維持されるので、学生収容定員を満たすことを最優先に考えるべきではない。

たしかに本研究科においては、社会人をも視野に入れた高度専門職業人の養成につき組織的に対応してはこなかったため、この点については早急に具体策を提示せねばならない。法学研究科にと

って、高度専門職業人の最たるものは法学研究者と法曹であるが、後者については、法科大学院の設立を前提とした組織再編が必然となろう。

外国語学研究科

	ドイツ語学専攻	英語学専攻	フランス語学専攻
入学定員（前期）	4	10	3
収容定員（前期）	8	20	6
入学定員（後期）	2	3	1
収容定員（後期）	6	9	3

大学院担当可能な教員数からみて現行収容定員は適切とみられる。1991～2001年の在籍学生数は下表のとおり。

研究科	専攻		博士前期課程										
			1991(H3)	1992(H4)	1993(H5)	1994(H6)	1995(H7)	1996(H8)	1997(H9)	1998(H10)	1999(H11)	2000(H12)	2001(H13)
外国語学	ドイツ語学	1年	4	2	3	4	3	4	3	1	3	3	3
		2年	2	4	5	4	5	4	4	3	2	3	3
		合計	6	6	8	8	8	8	7	4	5	6	6
	英語学	1年	6	5	10	10	13	11	12	9	5	11	9
		2年	7	7	7	11	11	16	16	16	12	8	13
		合計	13	12	17	21	24	27	28	25	17	19	22
	フランス語学	1年	0	1	4	3	2	1	1	2	3	1	2
		2年	2	1	1	3	4	3	2	1	3	3	2
		合計	2	2	5	6	6	4	3	3	6	4	4
	小計	1年	10	8	17	17	18	16	16	12	11	15	14
		2年	11	12	13	18	20	23	22	20	17	14	18
		合計	21	20	30	35	38	39	38	32	28	29	32

研究科	専攻		博士後期課程										
			1991(H3)	1992(H4)	1993(H5)	1994(H6)	1995(H7)	1996(H8)	1997(H9)	1998(H10)	1999(H11)	2000(H12)	2001(H13)
外国語学	ドイツ語学	1年	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
		2年	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1
		3年	-	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1
		合計	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	英語学	1年	2	3	1	2	2	4	2	4	4	3	1
		2年	1	2	3	1	1	2	4	2	4	4	3
		3年	-	1	2	2	1	1	2	5	3	5	6
		合計	3	6	6	5	4	7	8	11	11	12	10
	フランス語学	1年	-	-	-	1	0	2	1	1	0	0	0
		2年	-	-	-	-	1	0	2	1	1	0	0
		3年	-	-	-	-	-	1	1	3	3	3	3
		合計	0	0	0	1	1	3	4	5	4	3	3
小計	1年	2	3	2	4	2	7	4	5	5	4	1	
	2年	2	2	3	2	3	2	7	4	5	5	4	
	3年	-	2	2	2	2	3	3	9	7	8	10	
	合計	4	7	7	8	7	12	14	18	17	17	15	

経済学研究科

下表にみられるように、総定員に対する在籍者数の割合(E/D)は、前期課程 53.3%、後期課程 33.3%である。前期課程はほぼ定員の半数を満たしているものの、後期課程については3分の1にすぎない。

入学定員・入学者数・在籍者数(2001年度)

	博士前期課程	博士後期課程
入学定員(A)	15	5
入学者数(B)	6	2
(外国人 C)	1	1
B/A (%)	40.0	40.0
C/B (%)	16.7	50.0
総定員(D)	30	15
在籍者数(E)	16	5
(外国人 F)	4	3
E/D (%)	53.3	33.3
F/E (%)	25.0	60.0

在籍者数に対する外国人留学生の割合(F/E)は、前期課程が25.0%、後期課程が60.0%である。後期課程は高い比率であり、後述する本研究科の教育理念、教育目的に照らしてみれば、よい方向にあるといえよう。しかし、その実態を考慮するとき、逆の意味では日本人受験生の層の薄さを反映しているともとれるわけで、一考を要するといえよう。とりわけ、後期課程について問題の根が深そうである。

第4章 教育課程

1. 学部・学科等

外国語学部

外国語学部における教育課程の編成

【現状の説明】

本学部は獨協大学の伝統である外国語教育重視の理念を積極的に実施する学部として、外国語の学力向上に努め、この土台の上に各言語圏の文化および社会事情などに関する広範な知識を修得し、複雑化する国際社会の要請に応じうる教養人の養成を目指してきた。特に近来、わが国は国際社会との緊密な相互理解の関係を維持することが必須条件になっている。そのために国際的な諸問題に対して広範な視野と柔軟な理解力を有する人材が求められている。

こうした時代の要請に応えるかたちで、外国語学部では1994(平成6)年度入学生から新しいカリキュラムをスタートさせ、その後も1999(平成12)年度に言語文化学科を開設したほか、各学科でもそれぞれカリキュラムの改編を行ってきた。大枠においては、いずれの学科も以下のような科目群を編成し、教育を行っている。

学科基礎科目	外国語の読解および実際の運用を主とする基礎学力の増進・外国語理解のための基礎知識
学科共通科目	専門的に学習するために必要な外国語のより高度な運用能力の習得
学科専門科目	各分野の専門知識を深め、発信型の知の技術を習得する
学部共通科目	外国語学部生として望ましい基本的教養と各学科専門外の高度な知識の習得

【点検・評価】

編成上、次のような点が考慮されている。

- (1) 学習の效果に配慮し、科目を履修するのに望ましい学年と履修できる学年が示され、学科基礎科目群の多くの科目がクラス指定になっている。
- (2) 専門科目の中に「演習」が置かれ、3・4年次の必修となっている。これは本学の特色で伝統でもあり、指導教員のもとで関心の強い分野について主体的に学問的な研鑽を積むことを目的としている。

- (3) 既習外国語を専攻する英語学科と大多数の学生が未習外国語を専攻するドイツ語学科・フランス語学科、両者の中間にある英語及びスペイン語もしくは中国語を専攻する言語文化学科において、その相違をそれぞれの学科がカリキュラムに反映させている。
- (4) 外国語能力向上のために、実際の運用と言語理論・背景理解との有機的関連に留意した履修方式を採用している。

【長所と問題点】

- (1) 「語学」もしくは「文学」といった従来型の枠組みにこだわらない新しい部門（英語学科における「国際関係」「コミュニケーション」、言語文化学科における「日本語教育研究」など）を設け、学生の関心に応じた最新の学問領域から授業科目を導入し、拡大充実を図っている。一方で激動する国際社会と学生のニーズの多様化のなか、より柔軟なカリキュラム上の対応が求められている。
- (2) 学部共通科目を通して、個別の言語圏文化のみならず、さまざまな文化に触れることができる。これと同時に、情報化と国際化の進展にともない、従来の学の構成にとらわれない新しい枠組みに基づく知の体系を構築する必要も生じてきている。
- (3) 学外で習得した語学資格（英検、TOEFL、TOEIC）などを積極的に単位認定している。また外国語学部学生は 2002（平成 14）年度より、入学時の TOEFL 受験が必須となり、在学時を通しての英語教育のための基礎的な情報を得ることができる。同時に、英語教育においても他の外国語教育においても、こうした数値データの集積が望まれる。
- (4) 外国語教育において達成度別のクラス編成が広く導入されており、レベルに応じたきめ細やかな指導が行われるようになった。一方で達成度の十分でない学生の指導では、学生の意欲をどう持続させるか、といった問題があり、これまで以上のていねいな指導が求められている。
- (5) 各学科とも長期休暇期間中に短期海外研修を実施しており、その成果に対しては単位認定が行われている。ただし実施にあたっては、派遣教員の決定、随員職員によるサポートが行われなくなったなどの問題点があげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記にあげた諸点について、以下のような改善策が考えられる。

- (1) 2003（平成 15）年度にスタートする全学共通カリキュラムと連動するかたちで、21 世紀型の知の体系を構築しつつ、同時に今後の継続的な展開を見据えた委員会組織が求められよう。
- (2) 国際化・情報化社会に対応した外国語教育および専門教育を学科の枠に縛られずに、より自由に発想する必要がある。学科間の垣根を低くし、学科相互の知の交流のあり方を「外国語学部将来検討委員会」などで積極的に検討する。
- (3) 英語教育のみならず、それぞれの外国語教育において、成績等を統計的に処理し、より広範かつ客観的なデータを収集し、今後の教育に反映させる。

- (4) 少人数での教育を行うことはもとより、インターネットなどを利用したより多様な学生サポートのあり方を考える。
- (5) 学生が海外で短期留学を行うことは一般的になっている。提携校などにおける語学学習のみならず、一定の条件を満たすようなさまざまな教育機関での学習に対しても単位認定などの方策を考える。

ドイツ語学科

【現状の説明】

ドイツ語学科は、ドイツ語専攻としては国内最大の学生数を持ち、これに見合う教員集団と教育システムの充実を目指してきた。教育目標として、国際的なコミュニケーション能力の養成、研究・発信の両面に重点を置く知の技術の形成を掲げている。教育内容に関しては、従来型の独文学科に対しての差異化を図り、「言語・文学」に偏重せずに、「思想・芸術」、「歴史・社会」の3つの分野を学ぶ「総合的なドイツ学」を構想している。

1994（平成6）年度に始まったカリキュラムを発展させるかたちで、2001（平成13）年度からは新しいカリキュラムもスタートした。ともにドイツ語のコミュニケーション能力を3年間一貫してネイティブ教員を中心に育成する「総合ドイツ語」などで成果をあげている。専門の3部門では演習を中心に学生の研究意欲に応えるかたちで、教育成果をあげていると考えられる。

個々の科目群の特色は次の通りである。

A. 学科基礎科目（2001年度カリキュラム）

学科教育の基礎としてドイツ語教育の充実が図られている。

- (1) きめ細やかな指導を目指して
 - (a) 2001（平成13）年度からのカリキュラムでは、社会と学生のニーズであるコミュニケーション能力の養成を目指し、1学年で週6コマ（12単位）、2学年で週5コマ（10単位）の授業を、基本的に25名程度のクラスで行っている。
 - (b) 前年度での成績をもとにした各科目での達成度別クラスの導入により、さまざまなレベルの学生をきめ細かく指導できるようになったと考える。
- (2) 総合的ドイツ語力の向上
 - (a) 1年次では「総合」（ネイティブ2コマ、日本人教員1コマ）でドイツ語の総合的な能力を養成し、「基礎」（専任日本人教員2コマ）では基礎的文法能力を身につける。さらに「LL」（1コマ）で発音・聴解・会話力を強化し、計6コマで読解・文法に偏らない、発信にも重点を置いたドイツ語の土台固めを行っている。
 - (b) 2年次では「総合」（ネイティブ2コマ、日本人教員1コマ）、「基礎」を発展させ、読解力と作文力の向上をはかる「応用」（専任日本人教員2コマ）の計5コマにより、ドイツ語のコミュニケーション能力の向上を目指す。

(c) それぞれの科目で統一教材・同一進度・学期末統一試験を実施し、学科全体のレベル向上をはかっている。特に「総合ドイツ語」では、学年末に履修学生全員を対象とした口頭試験を実施し、口頭表現力も積極的に評価の対象としている。

(3) 専門教育に連動した基礎教育の充実

専門教育の体系性をより強化するため、学科基礎科目として1年次では「ドイツ語圏入門」(週1回)、2年次では少人数での「基礎演習」を学ぶことで、ドイツ語圏に関する幅広い知識を修得し、かつレポート執筆の技術のみならず、発表や討論を通して発信型の知の技術を身につける。

(4) 英語教育の弾力化

第二外国語(英語)の履修を弾力化するために、4年間で10単位の履修を学生の履修計画に委ね、基礎・・・・・上級の4つのレベルで会話・読解・作文の3つの分野から履修できるようにした。

(5) 既習クラス

1、2年次においては「既習クラス」を設け、より高度な語学能力の育成に努めている。

B. 学科共通科目

ドイツ語運用能力をより幅広いものとするために、次のような科目が用意されている(1994年度カリキュラム)。

(1) 1、2年次と連動した、より高度なドイツ語運用能力の育成(「総合ドイツ語」, 「上級ドイツ語」)

なお、「総合ドイツ語」は必修科目であり、達成度別クラス編成が一部行われている。

(2) 時事的問題のドイツ語での理解力向上(「時事ドイツ語」)

(3) 実践的言語能力の育成(「商業ドイツ語」「通訳特殊演習」)

(4) 歴史的言語知識の展開(「中世ドイツ語」)

なお、2001年度新カリキュラムでも、旧カリキュラムを継承するかたちで下記科目群が設定される。

(1) 1、2年次と連動した、より高度なドイツ語運用能力の育成(「総合ドイツ語」, 「ドイツ語」

「上級ドイツ語」) なお、「総合ドイツ語」は必修科目であり、達成度別クラス編成が行われる予定である。

(2) 実践的言語能力の育成(「商業ドイツ語」「通訳特殊演習」)

(3) 歴史的言語知識の展開(「中世ドイツ語」)

C. 学科専門科目

「総合的ドイツ学」の構想のもとに、「言語・文学」「思想・芸術」「歴史・社会」の3つの分野(類)を設定し、各類ごとに「概論」「各論」「講読」「演習」の科目を設けて指導を行っている。学生には1つの類を専攻させただけで、他の類の科目も合わせて履修させている。これは、特定の領域に対

する問題意識を深めさせ、同時に幅広い学問関連の中で問題を見つめる能力の養成を目指しているからである。

- (1) 1・2年次での「ドイツ語圏入門」「基礎演習」(学科基礎科目)の履修と同時に、3つの類における「概論」(1年次より)「各論」(2年次より)の履修を通して専門教育への導入を図る。
- (2) 主専攻を、3・4年次必修の「演習」科目の置かれている部門とし、「各論」「講読」に必修を設けて、より高度な専門的知識の教授を目指す。(1994年度カリキュラム)

なお、2001年度新カリキュラムでは、次の点が変更される。

- (1) 「演習」(3・4年次)に代わり、2年次履修の「基礎演習」(学科基礎科目)と3年次履修の「専門演習」が用意され、1年次「概論」「ドイツ語圏入門」からの連続的な知の発展を目指す。4年次には、選択ではあるが「卒業論文」で知の総合的な完成を目標とする。
- (2) 「卒業論文」を8単位とし、各類にコーディネーターを配置、よりきめ細やかな指導を行うとともに、中間報告会、論文提出後の口頭試問を行って卒業論文の質の向上を図る。

D. その他

- (1) ドイツ語においては、2001(平成13)年度より「ドイツ語技能検定試験」1級・2級、Goethe InstitutのZD(ドイツ語基礎力統一試験)以上およびデュースブルク大学への夏期研修が単位認定の対象となり、学外での学習にも配慮している。
- (2) 英語でも同様の単位認定制度が設けられ、学生の学習意欲により多彩なかたちで応えられるようになった。

【点検・評価/長所と問題点】

2001年度新カリキュラムは完成年度に達しておらず(完成年度2004年)、総合的な評価をするには至らないが、1994年度カリキュラムの導入以来、ドイツ語運用能力の向上が認められる。特に2001年度カリキュラムからはクラスサイズが縮小され、より個別的な指導が可能となり、教員・学生間のコミュニケーションがより緊密になった。専門的知識については、「演習」を中心とした専攻の設定により、学生がより明確な目的意識をもって研究・調査に取り組んでいる。

運用上の問題点としては、以下のような点があげられる。

- (1) 1994年度カリキュラムにおいては、2年次学科基礎科目のドイツ語科目(「文法」「LL」)において履修条件がないために、1年次で十分な基礎学力を身につけなかった学生が2年次の科目を同時に履修し、クラス内のレベル差が拡大している。
- (2) 2001年度カリキュラムからは2年次のドイツ語科目と3年次の「総合ドイツ語」で達成度別クラス編成が行われるが、同一教員の週2コマの担当、専任教員の重点配置などから、教員配置の問題が生じている。特に専門科目を専任だけではまかないきれず、非常勤教員にも依存せざるを得ない。
- (3) 年次を超えて一貫教育をする科目が増えたために、長期的な教育計画の策定が必要になる。ま

た独自教材の開発などを含めた各科目での担当者間のより緊密な連携を継続することが肝要となろう。

- (4) 2001 年度カリキュラムでは、ドイツ語（基礎）およびドイツ語（応用）のクラスサイズを小さくするためにクラス数を増やした。学科全体の開講コマの増加を避けるために 2 年次の LL を廃止し、2 年次ドイツ語の単位数を 12 単位から 10 単位に削減した。まだ結果が出ていないので何ともいえないが、悪影響が出るようならばカリキュラムの再検討が求められる。
- (5) 3・4 年次での「講読」では、特定の科目に学生が集中し、100 名以上が受講する科目も発生しており、学生の適正な配分の必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点に関して、以下のような改善案が考えられる。

- (1) 上位科目の履修に前提となる下位科目の履修を条件にするなど、一定の履修制限などを行う。
2001 年度新カリキュラムでは一部改善されたが、現在は設定されていない進級制限を 1 年次から 2 年次にも設けるなど、なお考慮の余地がある。
- (2) ドイツ語教育および専門教育の充実のためには、十分な教員任用計画の策定が必要となる。
- (3) 現在は各該当科目に小委員会が設置されているが、今後の連携をより緊密にしたい。
- (4) 必要に応じて、カリキュラムの再検討を実施するほか、学科共通科目の充実を図る。
- (5) 履修制限などを設けたり、開設時限を調整することで対応する。
- (6) その他、入学時の成績・受験形態、入学後の成績などを統計的に処理し、学科教育のより効果的な展開を図る。

英語学科

【現状の説明】

現在の英語学科の教育課程は、前回の自己点検時に実施した新教育課程に基づいて、その後の変化や学生のニーズを積極的に取り入れる努力を恒常的に実施したものである。その基本方針は、(1) 高度な英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせる共に、(2) 言語、文学・文化、国際関係、コミュニケーションの 4 つの学問分野における専門知識を身に付けることにより国際社会で活躍できる教養豊かな人材を育成することを目指したものである。

この教育課程の骨子は、以下の 6 点によって特徴付けられるものである。(1) 1 年次から 4 年次まで基礎科目から専門科目まで一貫した英語教育が体系的に学習できる。(2) 専門領域をコース制とし、専門知識の効率的な学習が可能である。(3) 必修科目を最小限に止め、選択必修科目を中心に幅広く学習できる。(4) 情報化社会に対応できるよう情報処理科目が学習できる。(5) 学期制導入を目指して 2 単位科目を設置し、外国の大学への留学を容易にする。(6) 専門領域の学習を早期の段階から学習ができるよう各コースの概論科目を 1 年次に設けた。

このような特徴を持つ教育課程に対して運用面での具体的な充実を図ることにより、魅力溢れる

ものとした。現行制度の特徴は、以下の3点である。

まず第1点は、「語学の獨協」を明示的に具現化する方策を講じたことである。世界標準の英語試験の一つと考えられている TOEFL を英語学科の1年生全員受験を必修とし、また、我が国の経済界で英語の標準テストの役割を担う TOEIC を1年生から4年生まで随時受験させることにより、各学生の英語力を客観的に測定し、クラス分けや受講科目と関連付けするなど学生の英語力を客観的に見える体制を構築した。これにより実社会で使える高度な英語のコミュニケーション能力を身に付ける具体的な体制の基礎が確立した。

第2点は、英語学習の動機が高まるよう具体的な方策を講じたことである。大学における語学科目は、事務的な色彩が強い名称を使うことが多いが、学生にとって学習意欲が高まる名称に全面的に変更すると同時に「メディア英語」や「シネマ英語」などのような学生にとって魅力的な科目やインターネットを利用した学習教材を取り入れるなど学生の英語学習の意欲が高まる英語科目を整備した。

第3点は、学科の教育課程のコアとなるコース制度の充実を図ったことである。本学科のコース制の特徴は、単一のコースを選択しながら、他コースの履修が可能であることである。しかしながら、その前提としては各コースが充実していなくてはならない。人的資源は、理想にはまだ届かぬが学生のニーズが高いコースに優先的に配置をするなど工夫を凝らすことでカリキュラムの内容の強化を図った。

【点検と評価】

本学科の現状は、前項で述べたとおりであるが、その点検と評価については、学科基礎科目、学科専門科目に分けて行いたい。

A. 学科基礎科目について

(1) 英語科目のクラスサイズについて

前回の調査時点で1クラス25名体制を確立、その後、クラス名称も改め透明性を更に高めて明示的にした点は、大いなる進歩と言えよう。今後の課題は、このような外的環境は十分整備されたのであるから、個々の学生の実力が十分伸長すべく教育方法の具体的改善が望まれる。

(2) クラスのレベル分けについて

従来、手作りの試験により会話系科目のクラス分けを実施してきたが、2002(平成14)年度より入学時に TOEFL 団体受験を必修化したことでより客観的なレベル分けを実施することが可能となった。より正確な英語の聴解力に基づくクラス分けが可能となった点は大きな進歩と言えよう。

(3) 科目の段階付けについて

語学の授業では、習得の段階に応じた学習が極めて重要である。前回はカリキュラムの発足間もない時でもあり、配慮が十分でなかったが、今回は会話系、作文系いずれも明示的な科目

の段階付けを行なった点では一定の成果を得るに至っている。

(4) 基礎科目について

- (a) クラス単位で学習する英語科目は、いずれも科目内容が明確で、かつ斬新な名称に改めた。これにより、学生にとって学習意欲が高まる効果が生まれつつある。今後は名称にふさわしい授業内容となるようより一層の工夫が求められよう。
- (b) 人数の多い3つの概論クラスがある中で、これらのクラスは学生に良い学習環境を与えており、教員にとっても指導しやすく評判のよい制度となっている。
- (c) アカデミック・アドバイザーの人数確保の必要から専任教員が担当するため、学科共通科目や専門科目への影響も見られる（人手の足りない専門科目の担当者には、持ちコマ数の関係から講読を依頼できない状況が存在する点は改善の余地がある）。
- (d) 1担当教員あたりの学生数において、基礎科目と専門科目における数のバランスがとれていない。総コマ数制限、専任教員数の削減などの影響により、基礎英語科目は少人数、学科共通・専門科目は多人数という不均衡が生まれていることに対する効果的な処置は残念ながら先送りの状況にある。

(5) 1・2年次の履修単位の上限について

現状の上限は48単位であるが、1年次には上限一杯取るとする傾向が見られる。基礎科目のうち、語学関係は単位が2単位であるため、履修する科目数が多く、減少させることでゆとりを配慮することが必要であるかもしれない。

(6) 半期完結科目について

語学では、集中授業（週2回）の方が効果的であることは間違いがない。またセメスター制の方向に向かっていることから半期完結科目の体制を完成すべきであろう。これにより学生は、1学期に学ぶ科目数が減ることから学習効率が高まる可能性がある。しかしながら、一方で教員の出講体制には変わりがないことから、時間割の作成が今以上に難しくなることが予測されることから、その対策が求められよう。

(7) 第二外国語について

「第二外国語」は、前回のカリキュラム改正ではドイツ語・フランス語に加えてスペイン語を加え、学生のニーズに対応した。その後、時代の変化が急速に進みアジアに対する関心が世界的に高まる中で中国語などを新たに加えることを検討中である。また、現代は英語に対する需要が極めて高いので場合によっては、第二外国語の選択を随意として、そこで浮いた時間を英語科目の履修に充当することも考えられよう。

(8) 各コースのための概論科目

(a) 「英語学概論」(必修)について

1年次にクラス指定で4コマ設置されている。平均受講者数は200名であるが、当然これより少ないほうが望ましい。

(b) 「英米文学概論」(必修)について

1 年次にクラス指定で、前期・後期およびイギリス・アメリカのたすき掛けで 4 コマ設置されている。各クラスには 200 名弱の受講生がいる。

(c) 「国際コミュニケーション概論」(必修)について

1 年次にクラス指定で、前期・後期および国際関係・コミュニケーションのたすき掛けで 4 コマ設置されている。受講生が 300 名以上になっているので、早急の対策が必要と考えられる。

(9) 「英語音声学」(必修)および「スピーチ・クリニック」について

1 年次にクラス指定で、半期完結の 6 コマ分が設置されている。平均受講者は 130 名程度。英語音声の理解にはテープの使用が必要だが、半期科目の多人数クラスでは難しい。これに関連するスピーチ・クリニックは、入学時に実施する TOEFL の聴解の点数で分けられた下位グループ 100 名のみ必修となっているが、履修希望者が多いこと、コミュニケーション能力重視のカリキュラムにおいては音声面指導は重要であるので更なる検討が必要となろう。

B. 学科専門科目について

(1) 学科専門科目 a・b について

前回の改正により、セメスター制度の導入を予測して、半期完結科目が多数導入された。現在、この方式は十分定着したものと見えよう。また、これにより、留学後の単位の読み替えや履修の効率化が進んだ点で大いに評価されよう。今後は、本格的なセメスター移行の際の具体的な問題の検証が望まれる。

(2) コース制度について

コース制度の導入に関わる問題点は、残念ながら前回調査時から大きな進展が見られていないことから、人的補充により速やかに解決すべきであろう。3 つのコースの中では国際コミュニケーション・コースの人気の高いが、開設科目数やゼミの担当教員の専門分野の割合がそれに対応していないことが問題点である。一方、このコースは、国際関係とコミュニケーションという本来 2 つのコースとして設定できるものでもあるので、このあたりを分離すれば、各コースの学生数が適性化される可能性もあるので、今後この観点からの工夫が求められるであろう。同時に、本学科のコース制度は、学生の学習の関心が多方面に向かうことを許容するものであるので、この視点に立つ新たな対応の工夫を施すことも重要なことであろう。これにより教養豊かな人材育成が可能となるであろう。

(3) 学部共通科目について

学部共通科目の履修可能な単位は 28 単位である。現在の多様な価値観が求められる時代においては、第 3 外国語の履修も重要になる可能性がある。これにより、多言語の中の英語という認識は、グローバルな社会においては重要となろう。また、学部共通科目の自然・社会・人文科学の講義科目を履修することで、単なる道具として英語を用いるのではなく、教養人として英語で考え運用していくことへの意義が高まるであろう。また、英語学科の学生の中には日本

語教育に関心を持つ者が多い。学部共通科目には日本語関係の科目（「日本語学概論」「日本語教育概論」「日本語教授法 」、「日本語文法論」「日本語音声学」「対照言語学」「日本語史」「日本語教育実習」「日本語学特殊講義 A」）は充実していると言えよう。

(4) 「演習」(ゼミ)について

英語学科での演習は、3・4年次必修となっていて、学生・教員から高い評価を得ている。しかし、必ずしも希望の「演習」に登録できない現状を考えると、必修化を再検討すべきかもしれない。組織の充実を図ると共に更なる検討が求められる。

【長所と問題点】

英語学科の現行の教育課程の特色は、「現状の説明」の骨子で述べた6つの特徴に集約される。つまり、多様な価値観と目的を持つ学生のニーズに対して、柔軟なコース制と高度な英語によるコミュニケーション運用能力を身につけることを可能にする英語プログラムを持つ点が本学科の最大の長所である。問題点としては、教員数削減の中で各コースの内容を限られた人的資源でどこまで充実できるかであろう。

【将来の改善・改革についての方策】

A. 学科基礎科目について

(1) 英語のクラスサイズについて

今日のグローバル化社会では、いわゆる実用英語の重要性が増している。しかし、語学の基本は学問であろうと実用であろうとその根本は変わらないと考えられる。現在のクラスサイズはかなり理想的な状況に近づいているので、後はいかに学生に動機を持たせて英語力が身に付く丁寧な授業を行なうかが重要であろう。英語力の低下を防ぐためには、授業内容の充実や成績評価を厳しくし、競争原理を取り入れることが考えられる。更に、語学の成績評価は学期末試験のような単発試験を避け、頻繁に行う小テストやクイズのようなものを学科方針として打ち出す必要があろう。

(2) 会話系クラスのレベル分けクラスについて

平成14年度から完全実施を始めたTOEFLやTOEICなどの標準テストを全学年に受験させるような努力は継続して行うべきであろう。

(3) 科目の段階付けクラスについて

状況をみながら更に検討したい。

(4) クラス単位の英語科目

専任教員数が減少を余儀なくされている現状において、基礎科目としての英語科目と専門科目との間のバランスを取ることが重要になってきている。クラス・アドバイザーとこれらの科目の切り離しも含めた大胆な対策が望まれる状況にあるのかもしれない。

(5) 1・2年次の履修単位の上限について

現行では1年次42単位、2年次46単位、3・4年次52単位である。1年次の履修科目数を減らすことが検討されているが、原則的にはこのような単位数でよいのかもしれない。しかしながら、今後予測される学力低下などの問題もあることから更なる検討が必要であろう。

(6) 第二外国語について

今後更に検討を進めたい。

(7) 各コースのための概論科目について

学習環境と教員の負担を考慮し、専任・非常勤も含めた担当教員のローテーションを検討すべきである。特に「国際コミュニケーション概論」については、早急の対策が必要である。これは、前期・後期の内容的な一貫性がないという問題も指摘されており、分離するなどの工夫が必要であろう。

(8) 「英語音声学」および「スピーチ・クリニック」について

前者は、受講数からすると講義となることはやむを得ないが、可能な限り実践的な側面を授業に取り込むなどの工夫が求められよう。後者は、本来は全学生を対象とすべきところであるが、コマ数の大幅増につながることから限度がある。

B. 学科専門科目について

(1) 学科専門科目 a・b について

現段階では十分定着していると考えられる。Semester制移行時に生じる具体的な問題への対処を考えたい。

(2) コース制度について

2年次にコース選択をさせることの是非、および3・4年次にコース変更を認める場合の基準を検討すべきである。国際コミュニケーションコースを2分割した上での専任教員を補充する必要がある。

(3) 英語力について

新カリキュラム導入当初では専門講読が2科目必修であったが、これを3科目必修と変更した。これにより2年次1科目、3年次2科目取得可能となった。しかしながら、英語力を増強させ、維持するためには講義科目においても原書の教科書を用いたり一部を英語で講義するなど、いわゆる英語漬けにする環境を日常の学習環境の中に取り入れる努力が不可欠であろう。また、卒業論文を必修として英語で作成するなどの動機付けをすることも極めて重要であろう。

(4) 学部共通科目について

特に検討すべき点はみあたらない。

(5) 「演習」について

近年、演習が十分機能しない状況が生まれつつある。他学部のように選択としたり、3年次のみ必修とし、4年次は選択とするなどの手段を講じることも一つの選択肢であろう。しかしなが

ら、このような安易な道を選択する前に、大学のカリキュラムにおける演習とはいかなる機能を与えるのかについて再度確認をするための議論を十分すべきであろう。

フランス語学科

【現状の説明】

フランス語学科は、フランス語を中心とする外国語の能力の養成と、多角的な専門知識の習得によって、現代の社会において多様な問題について考え、対応する能力を備えた人材を育成することを主たる目的としている。そのために、以下のように、従来のフランス語およびフランス文学専攻の学科とは異なる、独自のカリキュラムを設けている。

第1に、専門教育にもつながる実用的な外国語能力の習得を目的とする教育方法を採用している。1・2年次のフランス語および3年次の一部フランス語の授業において、体系的なフランス語教育を行うためにフランスで開発された統一教材を使用して、一貫した教育を行っている。また、入学以前に外国あるいは高校等で既にフランス語を習得した学生のためには、1・2年次において一般の未習者クラスとは別に既習者クラスを設けて、より高度なフランス語の習得を目指す授業を行っている。さらに、ある程度専門分野と結びついた実践的なフランス語の学習を目的とした、時事関係や商業関係のフランス語の授業を設けている。

第2に、英語を第二外国語として位置付け、その学習の機会を最大限に設けて、フランス語と英語の2か国語の習得を目標としている。そのために、英語に関しては、必修の授業以外にできるだけ多くの選択科目の履修を可能にする配慮を行っている。

第3に、外国語の修得と同時に、様々な専門分野の視点からフランスおよびフランス語圏の社会と文化について深く学ぶためのカリキュラムを設けている。専門科目は、語学、文学および文化の3つの部門に大別されているが、特に文化部門においては、歴史学、地理学、政治学、美術史、都市・地域研究などを専攻し、フランスの高等研究機関において学位を取得した専任教員を揃え、他に類例を見ない総合的な地域研究・教育を行える体制が整えている。

上述の現状を、具体的な開設科目および年次配当に即して見てみよう。以下に示すように、学科の開設科目は、その内容によって、学科基礎科目、学科共通科目および学科専門科目に大別され、さらにその他に、演習、卒業論文および学部全体として開設される学部共通科目がある。それらの科目等は、履修の任意性の程度によって、必修、選択必修および選択に分けられる。また、段階的な履修が行われるように、科目等の履修年次による配分がなされている。

A. 学科基礎科目

学科基礎科目は学科における教育の基盤としてのフランス語および英語の習得を目指すものであり、その充実を図るべく次のようなカリキュラム構成をとっている。

(1) 1年次および2年次においてそれぞれ週6コマ(12単位)のフランス語科目を必修として履修

- する。
- (2) それらの科目を、以下に示すように相互に関連付けて、総合的な教育指導を行う。
- (a) 統一教材の使用。統一教材を使用して、日本人教員による「総合フランス語」週2コマと「LL」週1コマ、および、フランス人教員による「会話」週1コマを相互に連動させて行う。
 - (b) 同一教員による同一科目の授業。1・2年次の「総合フランス語」週2コマならびに1年次の「文法」週2コマについては、同一の教員が同一科目の週2コマを担当して、一貫した授業を行う。
 - (c) 少人数教育による教育効果の追求。「LL」「会話」などについて、必要に応じてクラスを2つに分割し、少人数での教育を行う。
 - (d) 日本語を母語とする者のフランス語学習への配慮。国際規格に合った統一教材を使用する他に、日本において外国語教育を行うという特殊事情を考慮して、1年次に「文法」2コマ、2年次に「文法」1コマと「講読」1コマを設けて、文法力および読解力の向上を図る。
- (3) 英語については、1年次2コマ(4単位)、2年次1コマ(2単位)を必修とし、現に国際的な共通語として定着しつつある英語教育をも重視している。さらに、2002(平成14)年度から2年次の英語にネイティブによる授業を導入する。
- (4) 年次を越えてフランス語教育を一貫的に行うため、1・2年次の「総合」「会話」「LL」から3年次の「総合」までの授業を、共通の教材および教育方法を用いて段階的に進めている。

B. 学科共通科目

学科共通科目は、より高度なあるいはより専門的な外国語の習得を目的とするものであり、必修科目と選択必修科目とから成る。

- (1) 高度なフランス語運用能力の育成を図るため、「総合フランス語」を3年次もしくは4年次の必修科目(4単位)とし、「和文仏訳」または「文章表現法」を選択必修科目(4単位)とする。
- (2) 社会性を有する時事的問題の理解およびそれに必要な実践的なフランス語能力の獲得を目的として、「時事フランス語」、「商業フランス語」および「フランス語会話」を開設し、3・4年次の選択科目とする。
- (3) 英語力の維持と向上のため、「英語」または「英会話」を3・4年次の選択必修科目(4単位)とする。

C. 学科専門科目

学科専門科目は、主として3学年以降において、外国語の修得の上に立ち、フランス語圏を中心とした地域の文化や社会について多様な専門的視点から深く学び、考えることを目的として開設されている。

学科専門科目は語学・文学部門と文化・社会部門に大別されている。語学・文学部門は、フランス語学およびフランス文学に関する概論、各論、歴史等の科目を含む。他方、文化・社会部門はフ

ランス文化・社会概論、フランス事情、フランスの地誌、歴史、思想、美術、音楽、演劇、政治および経済等の科目を含む。

学生は、3 学年以降は、選択によって、主として語学および文学を学ぶ 類と、主として文化および社会について学ぶ 類のコースに分かれる。 類の学生は、語学・文学部門の科目の中から、選択必修として 12 単位を取得し、 類の学生は、文化・社会部門の科目の中から、選択必修として 16 単位を取得することが義務づけられる。しかし、いずれの類の学生も、卒業要件の範囲の中で一定限度まで、選択によってあらゆる専門科目の単位を取得することが可能であり、自らつくりあげた履修計画に沿って学ぶことが仕組みになっている。

また、入学当初から、外国語の学習と同時に、専門知識の修得ができるように、学科専門科目の中には 1 学年あるいは 2 学年から履修が可能な科目も設けられている。特に、1 学年から履修可能な科目として、「フランス文化・社会概論」と「フランス事情」がある。前者は、複数の教員が分担して、多角的な視点からフランスの文化と社会に関する概要を講義し、後者は、教員が交代で半期完結科目として担当し、それぞれの専門分野においてより掘り下げた講義を行うことによって、より専門的な学習への導入を図る。

D. 演習

「演習」は、各教員がそれぞれの専門分野に関して、学生との間の双方向の関係を重視した教育を行う。演習は 3 学年および 4 学年にわたって必修であり、形式上、語学、文学および文化の 3 つの部門に分けられているが、学生は 類と 類の区別に拘束されることなく、その関心に応じていずれの演習に登録することもできる。手続き上、学年毎に異なる演習に登録することが認められるが、実際には、3・4 学年を通じて同一の演習に登録するのが普通であり、演習における一貫した教育の効果が期待される。

以上の科目等の履修は以下の条件に従って行われる。

(1) 卒業要件

卒業要件として、132 単位の修得が義務づけられている。それらの単位は、学科の目的に即した学習と学生の知的興味に即した自由な学習とを両立させることに配慮して、学科開設科目、学部共通科目および他学部・他学科科目等の間において、必修および選択必修と選択とに配分されている。

必修および選択必修計 106 単位（ 類）もしくは 110 単位（ 類）は、学科基礎科目 30 単位、学科共通科目 12 単位、学科専門科目 28 単位（ 類）もしくは 32 単位（ 類）、学部共通科目 28 単位、および演習 8 単位に配分される。他方、選択 26 単位（ 類）もしくは 22 単位（ 類）は、上記のすべての科目と演習の他、卒業論文、他学部・他学科科目または教職科目の中から自由に選択することが認められる。

(2) 学年による履修登録の制限

各学年にわたって段階的な学習がなされるように、次のように、学年による履修登録単位数の制

限が設けられている。1 学年 42 単位、2 学年 42 単位、3 学年 52 単位、4 学年上限なし。

(3) 進級制度

外国語の確実な修得がなされるように、1 学年から 2 学年、2 学年から 3 学年に進級するための要件として、一定数以上のフランス語科目の単位を修得することが義務づけられている。2 学年への進級要件は、1 学年で履修するフランス語 12 単位（既修者 10 単位）中 6 単位以上の修得。3 学年への進級要件は、1・2 学年で履修するフランス語計 24 単位（既修者 22 単位）中 18 単位（既修者 16 単位）の修得。

【点検と評価】

フランス語教育に関しては、1 年次から 3 年次まで統一教材を用い、それぞれの科目の目標と分担を明確にし、連絡帳を用いて教師間の連絡を密にした結果、効果的な教育を行えるようになった。前回の自己点検評価報告書で問題になっていた能力別クラス編成は、3 年次に関しては、1997（平成 9）年度より実施しており、成果を挙げている。帰国学生のように既習者のなかでも特にフランス語能力が抜きんでている学生は、基礎フランス語に替えて 3・4 年次の授業を代替履修させている。一方、意欲があり学習の実績を挙げた学生がさらにその能力を伸ばせるように、1 年次から 2 年次に進級する際に、未習クラスの成績上位者を若干名、教員と学生の合意に基づいて既習クラスに編入させている。2 年次における能力別クラス編成の全面的な導入については、効率的な教育が行えるという利点がある反面、上級のクラスに入れなかった学生の学習意欲を失わせる危険もあるので、未だ実施には踏み切っておらず、今後も引き続き検討課題としたい。

英語教育に関しては、入学式後にレベル分けのテストを実施し、その結果を考慮して能力別のクラス編成を行っており、それなりの効果を上げつつある。

専門科目に関しては、多様な専門分野の教員により、多角的な視点からの地域文化の理解を目指す教育を実施している。それらの教育が社会との接点において意義をもつことも重要であり、そのためには、一つに、授業が知識の習得に終始することなく、問題の提起と考察を含んで行われる必要がある。この点については、担当教員がそれぞれに努力を試みている。その目標へ向けての努力を続けると共に、一方では学生あるいは社会の要請をも斟酌しつつ、他方では科目の相互の関連づけに配慮して専門科目の体系化を図ることが、さらなる検討課題となる。

学生の学習意欲と能力に差がある状況において、授業についてゆくことができない学生を出さないようにするため、従来から行ってきた 1 年次のクラス担任制度のほかに、2001（平成 13）年度から学生のための授業相談制度を導入し、正規の授業以外でのきめ細かい教育の試みも行っている。

【長所と問題点】

本学科では、統一教材の有効な使用などにより、一貫した集中的かつ効率的な外国語教育を行なっている。それと同時に、外国語の修得と関連づけて多角的な専門教育を行う。そのために、外国

語に習熟し、外国での研究実績をもつ専門分野の教育・研究者を揃えて、初歩の語学教育から高度な専門教育まで一貫した教育を行う体制を整えている。それは本学科の評価しうる特徴である。

一方、外国語教育において、統一教材の使用など教育内容の統一性には配慮しているが、学習効果の評価に関しては、授業担当教員の自主性を重んじて各教員に評価が一任されており、学科全体での統一的な評価基準が設定されていないことが問題点として挙げられる。

また、近年、第二外国語としてフランス語を教える高校が増加したことに伴い、既習クラスの入学者の中に、従来の帰国学生や小・中学校からフランス語を勉強してきた学生とは異なる、いわば既習と未習の中間的な学生が増えてきており、それらの学生の語学修得の水準に合った教科書の選択と教授法の工夫が必要になっている。

専門教育に関しては、科目の選択履修の余地を大きくして、学生が目的や興味に即して学習する機会を広げているが、実際に学生がどのように系統立てて履修し、期待した成果を得ているか必ずしも十分に把握しきれていない面がある。その点を明確にし、さらに必要に応じて専門科目の見直しに結びつけてゆくことが課題となる。また、同じ意味において、専門科目と学部共通科目との有機的な関連づけについて、あらためて検討することも必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

フランス語教育に関しては、一貫した教育の効果を高めるために、現在の教育方法を必要に応じて適宜見直してより適切なものとし、異なる科目担当者間の連携を高め、さらに、個々の教員の判断を尊重しつつ統一的学習の効果を評価する基準を導入することを検討する。一貫した語学教育の方法および教員間の連携については、基本的には現行の仕組みを維持しつつ、統一教材の定期的な評価・見直し、担当教員の相互連携の強化などによってその効果をさらに高めてゆく。統一的な学習効果の評価を行うためには、「総合フランス語」など統一教材を用いて行う基礎フランス語について、学科全体の共通試験の実施なども検討課題となる。

実践的なフランス語の修得の効果をあげるためには、フランス語を用いて行う授業を増やすことも有効と考えられる。

さらに、学習効果をあげるために、正規の授業以外において、学生の自主的な勉学を補助する仕組みの導入・強化を図る。既に2001(平成13)年度から、教員と大学院生が協力して、授業以外の時間に学生の勉学相談に応じる試みを実験的に開始しているが、今後もこの試みを継続し、有効性を確認した上で制度化を図りたい。また、コンピュータを利用したフランス語文法学習支援システム(「マルシェ・オピュス」)を2002(平成14)年4月から学内において稼働させ、授業以外での学生の勉学を支援すると同時に、語学修得の効果を高める。さらに、学生が学外の機関を利用して自主的に語学学習の機会を増やすことも、大学のカリキュラムとの相互補完性に配慮しながら、積極的に支援してゆく。

専門科目に関しては、2003(平成15)年度に予定されている全学共通科目の導入などを含む全学的なカリキュラム改正に合わせて、学科の教育理念の再検討とカリキュラムの見直しを行う。

言語文化学科

【現状の説明（言語文化学科設立趣意書より）】

言語文化学科は、外国語学部に通じる科目を履修することで、幅広い教養を身につけつつ、コンピュータなどの情報教育と複数言語を基礎として、その土台の上に、日本および学んだ言語に対応する地域に関する研究を行って、国際交流に役立つ知識を身につけるようにカリキュラムが組み立てられる。

1年次・2年次に、専門研究のための基礎を養うが、この段階では、英語およびスペイン語・中国語のいずれか一つの複数言語を実地に運用することができるまでに修得することを目指す。日本語未修留學生の場合には、英語と日本語を履修する。

同時に、2年次以降に履修することになる専門科目の全体的な基礎知識を得るために、言語と文化の関係を多方面から考察する「言語文化概論」などの学科基礎科目および、学部に共通する科目、総合科目を履修することで、広い見地からの国際交流・国際協力の基礎知識を身につける。

3年次以降は、各専門分野の一つを専攻し、各専門分野を代表する演習を必修として、研究の具体的指導を受けつつ、1・2年次の基礎的・実践的知識を、より高度かつ広範なものに高めていく。その際、専攻以外の分野の知識をも、副専攻として修得することができるようにする。

A. 学科基礎科目

学科基礎科目は、「外国語科目」「概論科目」「総合講座」の3つの部門からなっている。「外国語科目」では、2つの言語の運用力ある実践的な語学能力を十分に修得するために、英語と、中国語あるいはスペイン語のいずれかを必修とし、両方を同単位数とする。外国語とともに、各専門分野の概論を学ぶことによって、その基礎的な全体像と諸課題を理解し、自らの進むべき学問分野の問題の所在と取り組むべき姿勢を学ぶが、特に「言語文化概論」と「比較思想概論」は全學生に必修とする。また同時に、「総合講座」として「ボランティア論」と「現代世界論」の二科目を設定し、教員がコーディネーターとなって、大学外部の協力者を招いて国際交流の実際や、ボランティアに関する体験を学べる科目を置き、必修とする。

なお、留學生の場合には、第4学期までに日本語能力基準とされる900時間を超える総時間数約1,060時間の日本語を学修し、十分な日本語能力を身につけ、それ以降の専門科目の講義を受講することができる。

B. 学科共通科目

言語文化学科のどの分野を専攻するにせよ、共通して履修することのできる科目群を「国際交流研究」とする。

新学科に共通して求められるのは、日本という地理的・文化的制限を脱して活躍できる人材を育てることにある。また、日本を語る時にも、海外からの目で日本を見つめる研究態度が必要とされる。これらに対する基礎知識は「国際関係論」「国際政治論」「国際経済論」を履修することによ

て得られる。また海外で働くためには、特に発展途上国に対する基本的理解と実際の知識が不可欠である。これらは「国際機構論」「都市計画論」で履修するものとする。加えて地球の観点を育むために「地球環境論」を加えた。これらを統合して論ずるのが「国際交流研究特講」である。

C. 学科専門科目

(1) 日本研究分野

日本研究分野では、文化・社会の両面から日本自身についてより深く理解するために、日本に関する問題を幅広く研究することを目的とするが、それ自体が自己目的化したものではなく、新学科全体が目指している海外で活躍できる人材の養成のために役立つことを旨としている。実際に海外で活動する際に、日本に関する情報を正しく伝え、日本の文化と社会について正確に理解してもらうことが、国際化社会の中で益々重要になってきており、情報についても、それを受信・受容するばかりでなく、発信していく側に立つ重要性も指摘されている。これらのためには、日本自身に関する深い理解は不可欠であると考え、この科目群から選択必修単位数を8単位とする。本分野では、「日本思想史」「日本文化・芸能論」「日本経済論」「日本近現代史」「日本政治外交史」「日本国憲法」の各科目を置く。日本研究自身に関しては、以上の科目とともに、「日本研究特講」において、その一つひとつについて専門的に掘り下げたテーマを設けて研究を行っていく。

(2) 日本語教育研究分野

日本語教育研究分野では、海外で活躍が期待される日本語教育者を養成することが目的である。本分野での教育の対象は、日本人学生・外国人学生を問わない。外国語としての日本語を教育することができるようになる資格を取るための分野である。

(3) 情報・コミュニケーション研究

この分野の目的は、国際交流の場面で活躍しうる言語運用能力の基礎となる研究を行うことを目的としている。

外国語学部共通科目で言語学的な知識を履修した上で、「自然言語処理」に加えて「現代思想」「異文化間コミュニケーション論」「カウンセリング論」といった科目を並行して履修することによって、情報科学およびコミュニケーション研究に関する知識を有機的に結合した総合的な研究を行うことを目標とする。

(4) 地域研究

地域研究分野では、スペイン語圏・中国語圏を中心にして各文化圏の文化・社会・経済・歴史に関する専門的、総合的知識を修得することを目的とする。

現代世界では、地域間の相互依存関係が文化的にも、社会・経済的にも拡大しており、その総体こそが現代世界を形作っている。21世紀においては、この傾向はますます顕著になるであろう。そのために、この分野の研究を日本文化の研究と併せて行うことにより、総合的な地域認識を身につけるものとする。

専攻した言語に従って、「地域文化研究 1・2・3・4」「地域経済論 1・2・3」から自らの問題意識と興味によって履修する科目を選択する。「地域文化研究特講」では、個別テーマおよびより狭い地域を設定して各専門地域をより深く研究できるようにすると共に、専門地域以外のアラブ・イスラム文化、ユダヤ文化、熱帯地域の社会・文化、ヨーロッパ文化などを学び、深い専門的知識に裏付けられた国際教養人としての資質を高める場とする。さらに、相対的文化認識を可能とするために、「比較文化論特講」を設ける。

【点検・評価】

2002（平成 14）年度をもって言語文化学科の完成年度を迎えることになるが、カリキュラムはほぼ予定どおり行なわれている。ゼミの数が足りなくなるなどの問題はあったが、すでに解決済みである。

【長所と問題点】

(1) 語学クラスについて

1・2 年次に外国語科目が重点的に配置されているため、この 2 年間で学生は集中的に 2 か国語の学習が出来る。その反面、各語学の授業についていけない学生が少数だが認められることもまた事実である。また、この期間語学科目以外の授業を履修することが困難であることにもつながっている。逆に 3・4 年次には専門科目に重点がおかれて語学科目が減るため、語学力をさらに磨きたい学生のための科目がない。

(2) 専攻科目群について

言語文化学科は専攻科目として日本研究・日本語教育研究・情報・コミュニケーション研究・地域研究の 4 部門を持つ。広範囲をカバーしており、2 か国語学習・情報教育と併せてこれも本学科の大きな特色と言える。

このうち日本研究及び情報・コミュニケーション研究部門では、科目の多様性の観点から見て、不十分な部分があり、拡充が早急に望まれる。

まず、「日本研究」については、現代日本（社会学的視点から）、伝統的日本文化の両面ともに拡充が必要である。

また、「情報・コミュニケーション部門」については、言語情報処理関連科目を充実させ、これを新たな柱とするとともに、その他の科目群の再編成が望まれる。より具体的には、自然科学と人文科学の融合を目指す新たな柱の構築が望まれる。これは 2003（平成 15）年度より予定されている全学共通カリキュラムの発展形であり、その意味では 2005（平成 17）年度には実施が望まれる。

(3) セメスター制について

言語文化学科はセメスター制を原則として採っている。このため留学する学生にとっては学習計画が立てやすい。また万一春学期に登録した授業の単位取得が出来なくとも、秋学期に再

び同じ（またはそれに準じる）授業を履修できる可能性もある。日本語を一定単位数単位取得しなければ他の授業を履修できない外国人学生にとってはこの点は大きなメリットと言えるだろう。

ただし、春学期・秋学期に全ての種類の授業について同じ授業が開講されるわけではないので、その利点が全ての学生について十分に発揮できているわけではない。

セメスター制は全学的には導入されていないため、学生の時間割に不整合が生じている。

(4) 語学研修について

言語文化学科は外国語の運用能力を重視しており、その点で外国における語学研修の機会が十分に与えられなければならない。現在は夏期・春期に英語圏・スペイン語圏・中国語圏への研修が実施され、各々十数名程度の学生が研修の機会を得ている。研修に参加した学生は一様に研修参加後に専攻語学に対する意欲・実力を伸ばしている。専任教員が研修に随行することがほとんどであるが、随行教員の有無が研修生の人数を左右する可能性が大きいことから、今後もこの方針は堅持すべきであると思われる。学生の立場に立てば春期の研修は貴重な機会であり、需要が多いことも無視できない。今年の春期語学研修でも北京大学だけでも 31 名の学生が参加していることからこの傾向は明らかであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- (1) 全学的セメスター制の導入。セメスター制の不整合問題については、2003（平成 15）年度より実施予定の全学共通カリキュラムがセメスター制で行なわれるため、徐々に解消していくだろうと思われる。
- (2) 能力別語学クラス編成を 2002（平成 14）年度より試験的に導入する。
- (3) 学科内の英語クラス懇談会の設置が検討されている。
- (4) 学科の英語科目を担当するネイティブ講師の任用が望まれる。既に 2003（平成 15）年度より中国語・スペイン語を担当する任期雇用の教員任用が決定しており、英語についても同等の契約で任用することを検討したい。
- (5) ネイティブ講師については、講義科目および演習科目についても英語で行う講義の設置が望まれる。例えば外国人講師による Japanology のレクチャー等が望まれる。
- (6) 2003（平成 15）年度からのカリキュラム改正を学科将来検討委員会を中心にして現在検討中である。

ドイツ語学科科目特性表

科目群	部門	科目名	学年配当				受講制限	既修条件	重複履修	
			1	2	3	4				
学科基礎科目	ドイツ語	ドイツ語 (総合)					クラス指定			
		ドイツ語 (基礎)					クラス指定			
		ドイツ語 (LL)					クラス指定			
		ドイツ語 (総合)					受講指定	ドイツ語 (総合)		
		ドイツ語 (応用)					受講指定	ドイツ語 (基礎)		
	第二外国語	英語							副題の中では2科目まで重複可、また担当教員が異なること	
		ドイツ語圏入門							×	
	基礎演習						ドイツ語圏入門	×		
学科共通科目	ドイツ語	総合ドイツ語					受講指定	ドイツ語 (総合)	×	
		ドイツ語 (会話)					45名		×	
		ドイツ語 (作文)					45名		×	
		上級ドイツ語(会話)							担当教員が異なること	
		上級ドイツ語(作文)							担当教員が異なること	
		上級ドイツ語特殊演習*)								
		中世ドイツ語								
		通訳特殊演習 *)					25名		×	
		通訳特殊演習 *)					15名		×	
	CAI特殊演習 *)							×		
学科専門科目	言語・文学	ドイツ語学概論							×	
		ドイツ文学概論							×	
		ドイツ語学各論							担当教員が異なること	
		ドイツ文学各論							担当教員が異なること	
		ドイツ語学・文学特殊講義*)								
		ドイツ語講読(語学)								
		ドイツ語講読(文学)								
		ドイツ語講読(語学)								
		ドイツ語講読(文学)								
	ドイツ語学・文学特殊講義*)									
	専門演習(言語・文学)							基礎演習	×	
	思想・芸術	ドイツ文化史概論								×
		ドイツの思想								×
		ドイツの音楽								×
		ドイツの美術								×
		ドイツの演劇								×
		ドイツ思想・芸術各論								担当教員が異なること
		ドイツ思想・芸術特殊講義*)								
		ドイツ語講読(思想)								
		ドイツ語講読(芸術)								
	ドイツ語講読(思想)									
	ドイツ語講読(芸術)									
	ドイツ思想・芸術特殊講義*)									
	専門演習(思想・芸術)							基礎演習	×	
	歴史・社会	ドイツ史概論								×
		ドイツの歴史								×
		ドイツの社会・事情								×
ドイツの地誌・民俗									×	
ドイツの政治・対外関係									×	
ドイツの経済									×	
ドイツの法律									×	
ドイツ史・社会各論									担当教員が異なること	
ドイツ史・社会特殊講義*)										
ドイツ語講読(歴史)										
ドイツ語講読(社会)										
ドイツ語講読(歴史)										
ドイツ語講読(社会)										
ドイツ史・社会特殊講義*)										
専門演習(歴史・社会)								基礎演習	×	
	卒業論文								×	

注)*)を付した科目は半期完結科目を示す。
 学年配当欄の 印は履修できる学年を、 印は履修が望まれる学年を示す。
 受講制限欄に 印のあるものは人数制限あり。

英語学科科目特性表

科目群	部門	科目名	学年配当				受講制限	既修条件	重複履修
			1	2	3	4			
学科基礎科目	第二外国語	ドイツ語					クラス指定		週2回履修
		フランス語					クラス指定		
		スペイン語					クラス指定		
		ドイツ語					クラス指定		
		フランス語					クラス指定		
		スペイン語					クラス指定		
	英語	英語 (Reading Strategies)					クラス指定	×	どちらかを履修
		英語 (Reading Comprehension)					クラス指定	×	
		英語 (講読)					クラス指定	×	
		英語 (Advanced Speech Communication)					クラス指定		
		英語 (Speech Communication)					クラス指定	×	
		英語 (Writing Strategies)					クラス指定	×	
		英語 (Paragraph Writing)					20~25	×	
		英語学概論					クラス指定	×	
		英米文学概論					クラス指定	×	
国際コミュニケーション概論						クラス指定	×		
英語音声学					クラス指定	×			
スピーチ・クリニック						2学年以上は教職課程を登録していること	1学年はクラス指定、2学年以上は指定されたコマのみ履修可		
学科共通科目	英語	専門講読					英語 (Reading Strategies) 英語 (Reading Comprehension)	2学年は4単位・3学年は8単位、 4学年は前年度までに履修した単位が 0単位の場合 16単位まで 4単位の場合 12単位まで 8・12単位の場合 8単位まで履修可	
		英作文					英語 (Writing Strategies)	2科目まで可 同一年度内同一教員不可	
		エッセイ・ライティング					英語 (Paragraph Writing) 又は英作文	2科目まで可 同一年度内同一教員不可	
		翻訳						2科目まで可 同一年度内同一教員不可	
		英文法						2科目まで可 同一年度内同一教員不可	
		Conversation I					英語 (Speech Communication)	2科目まで可 同一年度内同一教員不可	
		Conversation							
		Discussion					英語 (Advanced Speech Communication)		
		スピーチ							
		ディベート					またはConversation I		
	通訳						2科目まで可		
	通訳					通訳	同一年度内同一教員不可		
	ビジネス英語						2科目まで可 同一年度内同一教員不可		
	ビジネス英語						同一年度内同一教員不可		
	時事英語						2科目まで可 同一年度内同一教員不可		
	時事英語						同一年度内同一教員不可		
	第二外国語	ドイツ語							
		フランス語							
		スペイン語							
		ドイツ語							
		フランス語							
		スペイン語							
		ドイツ語会話							
		フランス語会話							
		スペイン語会話 (総合)						(LL)の同時履修が望ましい	
スペイン語会話 (LL)						スペイン語会話 (総合)を履修済または同時履修のこと			
学科専門科目	言語情報	言語情報処理 1a・b						×	
		言語情報処理 a・b						×	
		統語論a・b						×	
		意味論a・b						×	
		音声・音韻論a・b						×	
		英語史a・b						×	
		英語学特殊講義a・b						***	
		英語学文献研究a・b							
		英米文学史a・b						副題が異なること	
		英米の小説a・b						***	
	英米の詩a・b						***		
	英米の演劇a・b						***		
	英語圏文学特殊講義a・b						***		
	英米学文献研究a・b								
	英米の社会と思想a・b						×		
	英米の政治と経済a・b						×		
	英米の歴史a・b						×		
	英米事情a・b						×		
	英語圏文化特殊講義a・b						***		
	英米文化文献研究a・b								
	国際コミュニケーション	国際政治論a・b						×	
		国際関係史a・b						×	
		国際開発協力論a・b						×	
		国際関係論特殊講義a・b						***	
		国際関係論文献研究a・b							
異文化間コミュニケーション論a・b							×		
マス・コミュニケーション論a・b							×		
スピーチ・コミュニケーション論a・b							×		
コミュニケーション論特殊講義a・b									
コミュニケーション論文献研究a・b							***		
特別セミナー									
卒業論文						×			
演習						3・4年で履修			

* 他学部・他学科の学生が「専門講読」、「英作文」、「Conversation I」を履修する場合は、既修条件はない。

** Conversation IIは2学年では1科目しか履修できない。

学年配当欄の 印は履修できる学年を、 印は履修が望まれる学年を示す。

*** 同一教員の授業を履修する場合は、担当教員の許可を得ること。

受講制限欄に 印のあるものは人数制限あり。

フランス語学科科目特性表

科目群	部門	科目	学年配当				受講者数 上限	重複履修
			1	2	3	4		
学科基礎科目	フランス語	フランス語 (文法)					クラス指定	
		フランス語 (総合)					クラス指定	
		フランス語 (会話)					クラス指定	
		フランス語 (LL)					クラス指定	
		フランス語 (文法)					クラス指定	
		フランス語 (講読)					クラス指定	
		フランス語 (総合)					クラス指定	
		フランス語 (会話)					クラス指定	
		フランス語 (LL)					クラス指定	
	第二外国語	英語					受講指定	
	英語					クラス指定		
学科共通科目	フランス語	総合フランス語					受講指定	x
		フランス語文章表現法						同一年度内同一教員不可
		和文仏訳						同一年度内同一教員不可
		フランス語会話						同一年度内同一教員不可
		時事フランス語						同一年度内同一教員不可
		商業フランス語						同一年度内同一教員不可
	第二外国語	英語						
		英語						
		英会話						
		英会話						
学科専門科目	フランス語学・文学	フランス語学概論						x
		フランス文学概論						x
		フランス語史						x
		フランス文学史						x
		フランス語学各論						
		フランス語学各論B*						
		フランス文学各論						
		フランス文学各論B*						
		フランス語学講読						
		フランス文学講読						
	フランス文化・社会	フランス文化・社会概論						x
		フランス事情*						同一教員不可、合計4単位まで
		フランスの地誌						x
		フランスの歴史						x
		フランスの思想						同一教員不可
		フランスの美術						
		フランスの音楽						
		フランスの演劇						
		フランスの政治						x
		フランスの経済						x
	フランス文化・社会各論							
	フランス文化・社会各論B*							
	フランス文化・社会講読							
卒業論文							x	
演習							3・4学年で履修	

注) 学年配当欄の 印は履修できる学年を、 印は履修が望まれる学年を示す。

「*」のある科目は半期完結科目を示す。

受講者数上限について 印のあるものは原則として制限あり。

その他の科目については担当教員により制限する場合あり。

言語文化学科科目特性表

科目群	部門	科目	学年配当				その他
			1	2	3	4	
基礎科目	外国語	英語 (LR)					クラス指定
		英語 (SW)					//
		スペイン語 (入門・会話)					//
		スペイン語 (総合)					//
		中国語 (入門・会話)					//
		中国語 (総合)					//
		英語 (LR)					//
		英語 (SW)					//
		スペイン語 (基礎表現・会話)					//
		スペイン語 (総合)					//
		中国語 (基礎表現・会話)					//
		中国語 (総合)					//
		英語 (LR)					//
		英語 (SW)					//
		スペイン語 (総合・講読)					//
		スペイン語 (会話)					//
		中国語 (総合・講読)					//
		中国語 (会話)					//
		英語 (LR)					//
		英語 (SW)					//
		スペイン語 (会話)					//
		スペイン語 (総合・講読)					//
	中国語 (会話)					//	
	中国語 (総合・講読)					//	
	英語 (総合英語)					抽選により受講クラスを決定	
	スペイン語 (総合)					受講指定	
	中国語 (総合)					//	
	講基礎		ボランティア論				
			現代世界論				
	概論		言語文化概論				
			比較思想概論				
			日本文化論				
		日本語研究概論					
		スペイン・ラテンアメリカ文化論					
		現代中国論					
専攻科目	日本研究	日本思想史					
		日本文化・芸能論					
		日本近現代史					
		日本経済論					
		日本政治外交史					
		日本研究特殊講義A					重複履修可、ただし副題が異なること
		日本研究特殊講義B					重複履修可、ただし副題が異なること
		日本語文法論					
	日本語教育研究	日本語音声学					
		日本語史					
		対照言語学					
		日本語教授法					
	情報・コミュニケーション研究	情報・コミュニケーション研究特殊講義A					重複履修可、ただし副題が異なること
	情報・コミュニケーション研究	情報・コミュニケーション研究特殊講義B					重複履修可、ただし副題が異なること
	地域研究	地域文化論i					
		地域文化論ii					
		地域文化論iii					
		地域文化論iv					
		地域経済論i					
		地域経済論ii					
地域経済論iii							
比較社会論							
地域研究特殊講義A						重複履修可、ただし副題が異なること	
地域研究特殊講義B						重複履修可、ただし副題が異なること	
比較文化論特殊講義A						重複履修可、ただし副題が異なること	
比較文化論特殊講義B						重複履修可、ただし副題が異なること	
関連科目	国際交流	国際関係概論					
		国際機構論					
		地球環境論					
		都市・地域計画論					
		国際経済論					
		国際政治論					
		国際交流研究特殊講義A					重複履修可、ただし副題が異なること
		国際交流研究特殊講義B					重複履修可、ただし副題が異なること
卒業論文							
演習							

注) 学年配当欄の 印は履修できる学年を、 は履修すべき学年を示す。

外国語学部共通科目特性表

部門	科目	学年配当				備考
		1	2	3	4	
人文科学	哲学					
	心理学					
	倫理学					
	国語学					
	国語表現					
	日本文学					
	外国文学					
	歴史学					重複履修可、ただし、副題が異なること
	人文科学特殊講義A					
	人文科学特殊講義B					
社会科学	経済学					
	経済原論					
	政治学					
	日本国憲法					
	教育法					
	民法					
	国際法					
	国際関係論					
	社会学					
	社会思想史					
	社会心理学					
	文化人類学					
	社会科学特殊講義A					重複履修可、ただし、副題が異なること 副題によって2年配当の科目あり
社会科学特殊講義B					重複履修可、ただし、副題が異なること	
自然科学	数学					
	物理学					
	地学					
	生物学					
	自然科学概論					
	自然科学特殊講義A					重複履修可、ただし、副題が異なること
	自然科学特殊講義B					重複履修可、ただし、副題が異なること
情報科学	コンピュータ入門					受講制限有、言語文化学科は必修
	情報科学概論					
	言語学					
教育	情報科学各論					受講制限有、重複履修可、ただし、副題が異なること
	日本語学概論					
	日本語教育概論					
	日本語学特殊講義A					重複履修可、ただし、副題が異なること
	日本語学特殊講義B					重複履修可、ただし、副題が異なること
第三外国語	基礎ドイツ語					
	基礎ドイツ語					
	基礎フランス語					
	基礎フランス語					
	基礎スペイン語					重複履修については、スペイン語統一プログラム 欄参照のこと
	基礎スペイン語					重複履修については、くスペイン語統一プログラム 欄参照のこと
	基礎ポルトガル語					
	基礎ポルトガル語					
	基礎ロシア語					
	基礎ロシア語					
	基礎中国語					
	基礎中国語					
	基礎朝鮮語					
	基礎朝鮮語					
	基礎タイ語					
	基礎タイ語					
	基礎アラビア語					
	基礎アラビア語					
	現代ヘブライ語					
	現代ヘブライ語					
	古典ギリシャ語					
	古典ギリシャ語					
ラテン語						
ラテン語						
総合	総合講座A					重複履修可
	総合講座B					重複履修可
保健体育	体育					
	体育					
	保健体育講義					

経済学部（経済学科・経営学科）

（１）教育課程と教育理念・目的

【沿革】

本学の教育理念・目的は、学則第 1 条に定められている。すなわち、「社会の要求する学術の理論および応用を研究・教授することによって人間を形成し、外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を要請することを目的とする」ことである。学則第 1 条の前半は、本学を創設し初代学長をつとめた天野貞祐が定めた「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の精神を規定し、後半は 1883（明治 16）年に創立された獨逸学協会学校以来、獨協学園の伝統を形成してきた外国語教育を基礎におく、国際的感覚にすぐれた人材を育成することを意味している。

(i) 経済学部の 1993（平成 5）年度までの 30 年間におけるカリキュラム特徴とカリキュラムの改定の理由（当時齊藤博学部長）

1 年次の専門科目の配当はない。

学生は 2 年間教養課程と外国語教育に徹する余り、専門科目への意欲を失った。

外国語科目 24 単位の履修は、1, 2 年次を通じて毎週 6 コマの外国語の授業が行われることを意味し、経済学部の学生は負担を強いられた。

「進級・進学に関する細則」により、外国語科目の取得単位不足による留年するケースが多かった。

外国語科目の単位数は、144 単位と他大学と比較して過大な単位数になっている卒業単位数にも影響した。

一般教養科目と保健体育科目については教養部に所属していた教員が、外国語については外国語学部にも所属していた教員が全面的に教育をしていた。その結果、2 年間は経済学部の専任の教員による直接的な指導を受ける機会もなく、学生は放置されたままになっていた。

外国語教科および一般教養科目についての、経済学部の発言力は著しく制限を受け、経済学部の学生でありながら、経済学部の教育理念がそれらの基礎科目に反映されず終いであった。

以上のような、当時のカリキュラムの抱えている問題を解決すべく次のようなカリキュラムの改定が齊藤博学部長のもとで行われ、1994 年度入学生より施行された。

(1) その経済学部のめざした教育目標はなにか

「経済学部の教育目標は、獨協学園の伝統に沿い本学の建学の理念を踏まえつつ、『21 世紀の世界と日本で活躍できる教養あるエコノミストを社会に送り出すこと』と『高度に発達した日本経済が国際的にも大きく飛躍して評価されている現代において、時代の要請と内外の需要に対応した経済人の育成』を目標にしている（『1966 年度履修の手引』）。

「いよいよ 21 世紀を迎えるにあたり、大学教育、とくに学部教育の分野でも、従来どおりの社会科学の諸学の学習・研究だけでは、その学際的な対応が不十分になってきたことが明らかである。狭い視座や固定的な方法論、伝統的な技術の蓄積的な習得だけでは、もはや世界と日本の広範なニーズに応えることはできない。約 30 年間、ほぼ同じ体質・同体系の教育課程とカリキュラムで教育活動を行ってきた本学部も、大学設置基準の大幅な改革と大綱化に依拠しつつ、大学と学部の活性化と総合性・多様化・学際性をもったカリキュラム体制づくりを決断したのである。」と。

(2)1994(平成 6)年度カリキュラム改定の特徴

1 年次から 4 年次までの一貫性をもち体系性を備え融合性を含んだカリキュラム体制の中で学習する道筋をこの改革で持って確保する。

「一般」「基礎」「専門」(専門基礎・主要専門・一般専門)の区別を貫徹する統一性をもったカリキュラムの形成。

21 世紀の世界と日本で活躍できるエコノミストにとって、必要な人間教育・人格教育・専門教育・教養教育、あるいは知育・徳育・体育の 3 教育の全体系が構成されるカリキュラムの形成。

以上のような趣旨に基づき、授業科目は、「一般基礎科目群」「専門基礎科目群」「主要専門科目群」「一般専門科目群」の 4 つの科目群から構成されている。

(3)カリキュラムの具体的編成の特徴

「経済学」「統計学」をはじめ、「専門基礎科目群」の科目のほとんどは、第 1 学年から履修できる。

「主要専門科目群」の中で、「国民所得論」「国際経済論」「地域経済論」(6 地域)などが、第 2 学年から履修できる。

第 3・4 学年の「演習」が必修となっているのは、大学における少人数教育の重要性を痛感しているからに他ならない。

「一般教育科目群」では、第 1 学年の「第 1 外国語」と第 2 学年の「外国書研究」が必修のほか、情報関連、地域精神衛生論等の科目も学べる。

経営学科は、「個々の企業や経営活動を研究の対象としている」。そのため、今日の複雑な社会構造の中で、日々変動するビジネスの動向や企業の経営戦略などの具体的課題について、どのように決定していくのかの手法や理論を学ぶことが必要とされる。

第 1 学年から基礎の専門科目を履修できる。「経営学」「簿記原理」「情報処理概論」「経営学総論」「企業論」「マーケティング」「会計学原理」等の科目が履修できる。

経営学科に、「一般専門科目群」の中に「高齢社会」部門を設け、高齢社会学、健康社会学、福祉政策論、高齢化アルゴノミクスなどの科目が新設された。

外国語必修単位(従来 24 単位)を第 1 外国語の必修 2 単位(学則上 2 単位だが、現実には 4 単位)として大幅縮小とした。

1992(平成 4)年度から、スペイン語、中国語、ロシア語、1993(平成 5)年には、韓国語が加え

られた。

以上のような経済学部カリキュラム改定に少なからず影響を与えた出来事は、1991年の大学設置基準の大綱化と1992年の全学的な教養部が廃止されたことであろう。特に、教養部の廃止は全学部統一のカリキュラムに従って教養課程を修める体制は改められ、各学部において学部教育の観点から専門教育との適切な組み合わせの中で教養教育を行うことになった。このカリキュラムはその後1994年～97年まで継続した。

(ii) 1998(平成10)年度のカリキュラム改定(当時千代浦昌道経済学部長)

1994年度より施行されたカリキュラム(齊藤学部長)は、1997年度末に4年間の完成年度を迎えた。それに伴い、千代浦学部長(任期1996.4～1999.4)は、1998年度よりカリキュラム改革を試みた。

(1)カリキュラム改革の趣旨

わが国の大学進学者数の減少傾向に伴い、本学の特色ある教育内容を充実させるためのカリキュラムの点検・充実を図る。

現行カリキュラムを急激に変えることは危険を伴うので、部分的に改定を加え、今後の改善へのステップとして改定する。

(2)本学のカリキュラムの理念

天野貞祐の本学の建学理念の尊重(理念実現の以下4つの具体的方法)

(I) 真の才能を見出すための入試

(II) 生きた外国語の習得

(III) 学問を通じての人間形成

(IV) 真に努力した者のみ許される卒業

天野イズムは、本学の教育内容において当然に尊重されなければならないものとする。

(3)カリキュラム編成にとって何が必要か

現代と将来の社会の進歩と変化を的確に視野に入れたカリキュラムの必要性

そのためには、人類社会の国際化、情報化、多様化、専門家等が十分に満たされるようなカリキュラムに編成する必要性。

学生たちの学問や知識の習得への関心と意欲を自主的に引き出すような、魅力的なカリキュラムの必要性。

将来に向けていかなる人間と社会を育てるかを明確な理念としてもカリキュラムの必要性。

(4)本学の経済学部としてはいかなる内容の教育を準備しなければならないか

日本経済の国際化、情報化、多様化に適応するための豊かな実用的な専門知識を備えた良識ある職業人の育成を目的とした教育内容

国際社会に対応する外国語教育の重視は全学的伝統であり、経済学部は、経済学あるいは経営学、情報処理等の専門知識の修得のうえに外国語の実務能力を十分に身につけた育成を育むような教育内容

現代の急速な情報化社会の要請に十分応えられるような情報処理教育を充実させ、もって学生の現代に社会的なニーズに経済学部の学生が十分応えられるような教育内容の実現を図る。

高度な専門化の要請ならびに学生一人ひとりの能力と個性を育てる専門教育の充実のために、本学部では演習の必修制を導入して期待されて成果を上げてきた。この必修制は教員の懇切かつ人間的な指導に支えられて、現在も経済学部の教育理念の根幹を形成しているが、この制度は今後も維持強化していく必要がある。

以上のように、1998年改定のカリキュラムの理念とその教育内容は、(1)教養と専門知識を備えた良識ある職業人の育成、(2)外国語の実務能力の実現、(3)情報化社会に対応できる情報教育の育成(4)演習必修制度による専門知識の指導と個性ある教員の人間的な教育の育成、という4つの教育内容を実現するようなカリキュラムの必要性を訴えている。

(iii) 2001年度のカリキュラム改革の内容

1998年に改定されたカリキュラムは、本来ならば2001年度までの4年間の完成年度を経過してから新カリキュラムを構築すべきであったが、獨協大学経済学部を取り巻く教育環境は厳しいものがあり、また急速に変化する教育の社会的ニーズにいかに対応していくべきかの緊急の課題が直面したため、2000年度1年間をかけて課題を検討し、カリキュラムの改定と教育制度の改革に踏み切ったのである。

【現状の説明】

新カリキュラムは、経済学科と経営学科の「学則別表」(別表 - 1、 - 2、省略)に記載されているが、従来と異なる点は、1年を前学期と後学期の2つの学期に分け、半期ごとに授業が完結する Semester 制度を導入したことである。

(i)カリキュラム改革の内容の説明

今回のカリキュラムの基本的理念は、「学生への教育サービスをいかに図るべきか」すなわち、「教育の質を高める」というテーマを掲げた。経済学部の教育目標は「獨協学園の伝統に沿い本学の建学の理念を踏まえつつ、『21世紀の世界と日本に活躍できる教養あるエコノミストを社会に送り出すこと』(獨協大学経済学部授業内容ガイド：1996)である。この教育目標を実現するには、具体的にいかなるカリキュラムを設定すれば可能になるのかが当然課題になる。カリキュラムは本来、経済学部が掲げた理念をいかに教育によって実現するかの手段である。

今回のカリキュラムの改訂と経済学部の教育制度の改革は、教育面を重視した科目編成、1年生

からの導入教育を重視したカリキュラム編成、少人数教育を実現する「演習」の再編成、実社会で活躍できる人材の育成を意識した教育・授業を重視した教育制度等の「教育改革」を重点的に意識したものである。

(ii) 新カリキュラムの具体的内容

1. 「基礎演習」(半期完結2単位、1年生選択科目)の新設
2. 「演習」(2年生必修科目)、「演習」(3年生選択科目)
3. 「卒業研究」(4単位選択科目)の新設
4. 半期完結2単位制のセメスター制度の導入
5. コース制の導入
6. 外国語教育の重視

上に挙げた個々の項目は、ほぼ新カリキュラムの中に編成され実現した。千代浦前学部長が「経済学部のカリキュラムの特徴をどこにおくか」(「現行カリキュラム改正の趣旨と内容」最終案 1997年11月12日)に掲げられている中で、引き続き重要と思われる次の考え方についてはできるだけ継承したつもりである。

経済学・経営学は、他の専門分野と比べて特に学際的な学問分野であると考えられるから、専門分野の基礎となる広範な科学的知識の理解・習得ならびに応用・実践を重視する(学問)である。

狭いものの見方にとらわれない世界的視野からの柔軟かつ多様な発想力と判断力を養う、国際経済・外国経済(地域経済)関連科目の充実が必要である。

1つ以上の外国語を、仕事や日常生活に不自由することのない水準にまで習得させる。

そのため外国語の重視を拡大する。

緊急かつ中・長期の解決を要する重要テーマについての知識と理解を深め、解決の糸口を探るため、環境・都市・高齢化・高齢化問題等の先端分野の科目増設が必要である。

現代と未来社会の多様性に十分対処できる教育を準備する必要がある。設置科目等についても常に現代的かつ未来志向の先端分野の学科目を柔軟に用意するとともに、多方面の専門家や実務家を招いてそれぞれの分野の最新の情報と知識にもとづく講義をして貰うことなども必要である。この目的のためには、担当者を固定しない学科目をいくつか開設して毎回別の外部講師を招いて講演を願うとか、毎年担当者を変えることのできる講義科目あるいは内外の教員グループにより特定のテーマについて講義を行う方法なども必要であろう。

学生の自主的な学習意欲を引き出すために、できるだけ自由な学科目選択の可能性を残しておくことが必要であろう。このため、ごく一部の必修基礎科目を除いては、大部分が選択科目であることが望ましいが、この条件は当学部ではほぼ完全に達成されている。経済学部内の他学科および他学部の開設科目でも自由に履修可能であることもすでにこの目的に適合している。学部内他学科開設科目を自由に選択できる従来からの制度も、経済学部の自主的・

開放的教育方針を如実に示すものであろう。

上のカリキュラム編成に当たっての基本的考え方は少なくとも今回の新カリキュラム編成に当たってできるだけ尊重したつもりである。

では、経営学は前学期と後学期の担当者を別々に設定し、できる限りいろいろな分野の経営学を同じクラスで講義を受けるシステムで行っている。経済学科および経営学科ともに、経済学・経営学を1年次から専門基礎として学習し、2年次にミクロ・マクロ経済学、また経営学原理へと進むように設定した。

では、引き続き外国経済、国際経済、地域経済の重視を図り、国際経済コースを設置した。

では、「語学教育検討委員会」を設け、特にネイティブによる夏期・春期の語学集中講義を行っている。また TOEIC のスコアアップ・セミナー講座も開講している。

については、環境経済学、環境政策論、都市経済学などの科目を積極的に取り入れ、新任教員を採用して重点科目に設置した。高齢化・老齡化療育についてはこれからの社会現象に備えるため、高齢化社会論、精神衛生論、医療福祉概論などの科目で対応している。

については、経済学科の「経済学入門」はオムニバス方式で専任教員全員が経済学の学び方、あるいは各分野領域での経済学の紹介などの講義を行っている。「総合講座」は産業界などを中心にあらゆる分野で社会的に活躍している講師陣を招いて、学生に実社会の体験を踏まえた講義を聞かせる講座であり、経済学部はもちろんのこと、他学部にも好評を博している。また2002年度より「冠講座」を新設し、証券業務、証券取引など証券市場についてのさまざまな金融商品の諸問題について実務家の人たちに講義をしてもらう講座を設置した。

については、経済・経営学科の学生が相互に他の学科の科目を選択できるように基本的カリキュラムを組んでいる。特に1,2年生の基礎科目についてはそうである。また選択科目はできるだけ多くして、学生が自主的に自分で考えて責任をもって科目を選択するような方向を打ち出している。したがって、「演習」は選択科目にし、「演習」(必修科目)から継続することが望ましいが学生からの申し出があればやめることもできるようにした。「卒業研究」は論文の提出であるが、これは「演習」を履修した者だけが提出でき、4単位を取得することができるようにした。この改革は、学生が自分の将来の進路を見定めながら自主的に選択していく訓練を身に着けることがますます必要とされる時代に対応するために行われた。

【点検・評価】

2001年度から導入された新カリキュラムが果たしてどの程度教育・授業面に効果が現れているかを点検・評価することは、新カリキュラムがまだ2年目に入ったばかりなので結論を出すのは時期尚早であろう。しかしながら、このカリキュラム改革は教育の質を高めるため、授業の重視、学生に学習のインセンティブを与えるという考え方にその基礎を置いている。

コース制の導入

コース制は経済学科3コース、経営学科4コース設け、シラバスと併せて体系的な科目履修と専

門性を涵養するために新設した。コース制は選択であるが各コースが指定する主要科目と関連科目の指定科目を40単位習得することによりコース修了となる。コース制は安易な科目選択による「楽勝科目」を排除し、早くからキャリアプランを見出し、専門演習と一体となる学習を促進しようとするものである。このコース制の導入により、経営学科に「情報」免許取得の認可が可能になり、また大学院においても「情報」専修(2年修士課程)の認可も得られ、さらに、現在2003年度の開講を目指して大学院1年制「情報専修コース」を申請中である。

「基礎演習」の新設

「基礎演習」は1年次より大学の授業をスムーズに受講できるように大学教育に最低限必要なスキルを涵養する目的で設けたものである。各専任教員が半期完結の2単位科目を担当し、それぞれの方法で「レポートの書き方」、「文献の検索の方法」、「プレゼンテーションの仕方」、「本の読み方」などのアカデミック・スキルを学び、専門科目の学習に容易に移行できる体制を整えることがこれまで以上に可能になる。

セメスター(半期2単位制)導入

このセメスター導入は、学生が半期の勉学の成果をいち早く知ることができ、後期の授業への反省と更なる学習の向上を目指して奮起するインセンティブを与え、学習の取り組み方の軌道修正を早くからできるようになる。今後は種々の環境が許せば、短期学修の方が学習効果が得られる科目については半期4単位完結型に移行したいと思っている。

過多科目・過少科目の解消

経済学部では恒常的というべき「過多科目」が長年続いている。「過多科目」の原因はいくつか考えられるが、「(2)教育課程の編成方法と特色、C.長所と問題点」の箇所ですべて詳しく述べているので省略する。「過少科目」については、「自己点検運営委員会」の「申し合わせ事項」(3つの原則)によって経済学部では適切に対処している。「過多科目」については、1999年度300名以上15コマ、400名以上14コマ、500名以上11コマ、2000年度300名以上18コマ、400名以上18コマ、500名以上12コマとなっていたが、改善の結果「総合講座」および「経済学入門」(この2つの科目は経済学部全体の科目であり、2教室モニターによる遠隔授業で行っている)を除き2001年度には6コマに減少した。過多科目・過少科目の解消策については(2)の上掲箇所参照。

体系的学習の促進

「演習」を2学年におろし、コース制とあわせて2年次から各人の専門学習の方向付けを与え、「演習」との体系的な学習を実現することを目指す。1年次では「基礎演習」により専門科目へスムーズに移行できるような指導をしている。

少人数クラスの一貫教育

1年次「基礎演習」(選択)、2年次「演習」(必修)、3年次「演習」(選択)および4年次「卒業研究」(論文選択)といった、4年間専任教員が学生と少人数のなかで基礎専門から応用専門に至る教育を一貫して行えるシステムを編成した。特に、2年次の「演習」は1年次の「基礎演習」を土台にして、基礎的な専門科目の学習を身につけさせ、3年次には、就職活動に影響されること

なく、専門科目を極め、4年次に4年間の集大成としての「卒業研究」としての論文を書けるような指導をすることが経済学部目標である。

【長所と問題点】

科目群の特徴と問題点

経済学部の「学科基礎科目群」の中身について、「経済・経営入門」部門および「社会科学」部門以外は、従来の「一般教養科目群」の相当数の科目が混在しており、必ずしも学科基礎科目群とはいえない部門がある。その問題点は今回の2003年度に導入される「全学共通カリキュラム」に編入されることになっているので解決されるであろう。また、「法学」、「日本国憲法」などは関連専門科目群の政治・法律部門へ編入されることが望ましい。

経済学科の部門数の簡素化

経済学科の部門の数は経営学科7部門（演習、経済・経営外国語を除く）に比べ、11部門となっている。コースの区分にするか、もう少し簡略にするかにして単純化することが望ましい。

学科専門科目の授業科目の配置

経済学科では、「国際金融論」が「金融経済の部門」に、「環境政策論」が「環境・都市・経済地理」の部門に入っていないので、できるだけ早急に設けることが望ましい。

休講科目の取り扱い

重要な科目であって長きにわたる休講科目は、学生への約束違反になるので今後検討していかなければならない問題である。その中には、(1) 新任人事の採用枠として長年採用されないとか、採用枠として認められない科目、(2) 専門科目のため3年次科目の専門科目として配当されている新設科目、(3) 専任教員の持ちコマであるが、役職等の事情により休講になっている科目、(4) 退職および退任した教員が担当していた科目のため、一時休講あるいは存続科目かどうか検討中の科目など、いろいろ理由はある。

(1)に該当する科目 「財政学」(非常勤教員)

(2)に該当する科目 「国際会計論」

(3)に該当する科目 「社会政策」

(4)に該当する科目 「経済哲学」

(5)その他

科目の年次配当

科目の年次配当については、「学科基礎科目群」が1年次配当となっていることは基礎科目の性格から言って妥当であろう。経済学科では地域経済部門10科目が1年次配当になっているがどうか。関連科目群では、会計学、経済統計学が1年次配当になっている。特に、経済統計学は「統計学」(必修)科目との整合性はどうか、経営学科においては、経営史、経営管理論、上級簿記、日本経営史、日本経済論がそれぞれ1年次の配当になっているがどうか。特に、上級簿記は2年次配当にするほうが良い。経営管理論は、1年次配当の「経営学」との整合性について検討しな

なければならない。

1つの提案としては、1年生で履修したい科目については、担当教員の許可により履修を認める科目として（現在、学年配当の記号は をつけて表示している）をつけて表示をするといった考え方もある。たとえば、上級簿記などは商業高校出身者や簿記検定3級・2級を取得したものは1年次でも履修できる場合もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

先に挙げた5つの問題点について改善策を考えてみる。

(i)経済学部の在籍学生数に対する定員超過率が高いという「勧告」に対する改善策

先の大学基準協会からの「勧告」、「助言」に対する学長の改善報告を参照しながら改善案を提示するものである。

1998（平成10）年4月における経済学部経営学科では収容定員超過率は132.00%、経済学部全体では同130.76%であった。経済学部経営学科の入学定員350名に対して入学者498名であり、入学定員効率率は142.29%、同学部で見ると入学定員700名に対して入学者978名であり、入学定員超過率は139.71%である。

区分	H.9	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14
入学定員	700	700	700	700	700	700
入学者	978	870	741	965	798	910
率（%）	139.71	124.29	105.86	137.86	114.00	130.00
収容定員	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
在学学生数	3,792	3,632	3,459	3,610	3,457	3,465
率（%）	130.76	129.71	123.54	128.93	123.46	123.75

以上のような回答がなされたが、具体的な改善策は述べられていないように思われる。平成13年においては、123.46%に低下し改善された旨述べられている。しかしながら、大学基準協会の「勧告」は従来から経済学部の主張と同じ認識なので大学当局になお一層の改善を期待するものである。その改善策の1つは入学定員を削減することや「新学科」を新設し、経済学科および経営学科の各350名の定員を吸収する方法も考えられる。

(ii)経済学部の「学部将来計画委員会」の報告・提言に対する具体化

大学基準協会の経済学部に対する「外国語教育を中心とした教養教育に取り組みの推進」の助言に対して、大学は「経済学部では1997（平成9）年より経済学部将来計画委員会を設置し、『中間報告』が1998（平成10）年4月に、『最終報告』（「学部・学科の将来構想」）が1999（平成11）年11月に、『最終提言』が2000（平成12）年3月にそれぞれ提出された。これらの勧告提言を生かし、2001（平成13）年度カリキュラム改正として外国語重視（後述する）や経済学部「基礎・導入科目」

の開設等として具体化した。」と回答している。

経済学部では、2000（平成12）年の最終提言を受けて、これまで進めていたカリキュラム改革案を実現すべくそこで提言された項目の実現を2001年度のカリキュラム改革に盛り込んだ。

- (1)語学教育の重視
- (2)1年次教育の重視と基礎科目の創設
- (3)コース制の導入
- (4)セメスター制の導入

(1)については、これまで「語学の獨協」として社会一般に受け入れられてきたといわれてきたが、経済学部にとっては必ずしも実体的にはその恩恵を受けてこなかったといわざるを得ない。その反省を含めて、経済学部ではいくつかの語学教育について独自の改革の方策を打ち出した。

春期英語集中講座（ネイティブ教員）

夏期英語集中講座（＃）

経済学部 TOEIC テスト（エリート）（1年生全員、2年以上任意）

TOEIC スコアアップ・セミナー

プレアドミッション・プログラム

夏期語学研修プログラム（イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校）

(2)入学前のプレアドミッション・プログラムも含めて、1年次の教育指導は2年次以降の学習意欲と学習方法とをいかに身につけさせるかがこれまでの課題であった。これまでの担任制度は形骸化し、年1回の親睦会を行って終わりというのが現状であった。また、1、2年生はクラス担任になっていない場合には3年生になって初めて学生に対面するというのが現状であった。したがって、経済学部では2年生の「基礎・導入科目」の充実を図るため、1年次には「基礎演習」（半期完結2単位、前後期設定）を新設し、基礎学習から専門学習への学習方法、将来の進路指導、大学生活の充実した生活指導等のアドバイスを初学年から指導する体制を作った。

経済学科では、特殊講義「経済学入門」を新設し専門科目担当教員全員によって、「経済とはいかなるものか」をわかりやすく講義し、将来の経済学の学習の指針となるよう指導するものである。経営学科においては、「経営学」を前期aと後期bに分け、それぞれ2人の異なる担当者が異なる分野から「経営とはいかなるものか」を講義し、将来の経営学の専門領域に対する学習指導を行おうとするものである。情報教育については、両学科とも全員クラス指定で経済学部の学生全員が履修できる体制を整備している。

(3)のコース制については、将来計画委員会が「現行のカリキュラムは、学科間の垣根が低く、学科の専門性を越えて幅広い教養を身につけるといいう意味において重要であるが、同時に履修自由度の高いアラカルト方式のカリキュラムであって、また履修モデルの提示も行っていない、このことにより学習意欲の少ない学生には内容に関係なく単位を取得しやすい科目を選択する傾向があり、また学習意欲のある学生でさえ、4年間どのような順序で科目を履修していけばよいのかわからず、関連性のない科目をバラバラに履修する傾向が見受けられる。」と提言しているように、経済

学部では履修モデルを強制ではなく、ガイドラインの形で設定し、学生が2年次から科目を系統的に履修できるように2001(平成13)年度からコース制を設けた。経済学科には、「経済理論コース」、「総合政策コース」、「国際経済コース」を、経営学科には、「マネジメントコース」、「ビジネスコース」、「会計コース」、「情報コース」を設けた。コース指定科目を40単位習得すると、コース修了者に認定され、成績証明書にその旨を記載し、卒業時に「コース認定書」が授与される。

(4)セメスター制は、1年通年を前期・後期の2学期制とし、半期で単位を取得するシステムである。このシステムはこれまで通年4単位としてあったのを、前後期と分け半期ごとに試験を行い履修した科目について単位と成績評価を与えるものである。これによって、学生は半期ごとに成績評価が知られるので、1年を待たずして自分の学習成果を認識でき、後期の授業計画と学習方向にむけて前期の学習状況をフィードバックすることができる。

(iii)経済学部の教員1人当たり学生数が多すぎるという「提言」に対する改善策

大学基準審議会による(iii)のような「提言」に対する大学の回答では、「経済学部では、平成9(1997)年より経済学部将来検討委員会を発足させ、学部生の数量的・学力的調査を行い、入学者選抜に関する工夫・改善を、また在学生に対してはアドバイザーとしてクラス担任・ゼミ担任制への充実や「学生による授業評価」結果の全教員へのフィードバックに基づく教授法や授業への友好的活用等に積極的に取り組んでいる。さらに、同委員会は平成12(2000)年に「提言」を取りまとめ、平成13(2001)年度よりカリキュラム改正として学習面での改革に取り組んでいる。このように日常の努力の反映として、下表にみられるように経済学部専任教員一人当たり60名台半ばに近づきつつある状態になった。」と述べている。

年度	学部	専任教員数	入学定員	入学者	収容定員	在籍学生数	専任教員1人当たり在籍学生数
H.13	外国語学部	114	689	834	2,776	3,419	30.0
	経済学部	52	700	798	2,800	3,457	66.5
	法学部	30	400	434	1,620	1,954	65.1
H.9	外国語学部	124	680	910	2,720	3,493	28.2
	経済学部	54	700	978	2,900	3,792	70.2
	法学部	28	400	462	1,600	1,872	66.9

上の数値が示すように、経済学部の専任教員は外国語学部の倍以上の負担を強いられており、さらに専任教員一人当たりの学生数は外国語学部の倍以上になっている。これは経済学部の在籍学生数が外国語学部とほぼ匹敵しているにもかかわらず、教員数が経済学部の倍以上になっていることから証明できる。しかも、経済学部の専任教員の中には経済学部の専門科目あるいはゼミを担当していない教員も含まれている。それらの数値を差し引けば専任教員一人当たりの学生数は70名をはるかに超えてしまうことになる。したがって、大学の「60名台半ばに近づきつつある状況になった」

という回答は、経済学部には該当しない。

獨協大学本来の建学の理念である「少数教育」あるいはきめの細かい教育、学生と教員とが対話できる教育を実現するためには、経済学部における現在悪化している教育環境を早急に改善していかなければならない。その対策として、2001年度から経済学部では1年生には「基礎演習」を、2、3年生には「専門演習」を、4年生には「卒業研究」といったカリキュラムを再編成して、1年生から4年生まで経済学部の専任教員が学生に張り付けた実質的な授業を目標とする「少数教育」を実現しつつある。

(2) 教育課程の編成方法と特色

【現状の説明】

2001年度入学者から適用されている「新カリキュラム」は、資料集第4章を参照されたい。

カリキュラム全体の特徴

1993(平成5)年度までの30年間にわたるカリキュラムの特色(P.68「沿革」～)は、「第4章 教育課程 (1)教育課程と教育理念・目的」の中に展開されている。さらに、1994(平成6)年度改正の経済学部のカリキュラムの特徴は、第4章同上に記載されている(P.69「沿革」～)。

1998(平成10)年度改正のカリキュラムは、千代浦昌道前学部長の下で行われたが、その特徴と理念は、第4章「沿革」のp.70からp.71にわたって展開されている。

【点検・評価】

1991(平成3)年に大学設置基準大綱化が文部省(当時)から打ち出され、1992(平成4)年にカリキュラムの全学的・本格的な検討の中で、全学的には教養部が廃止され、全学部統一のカリキュラムに従って教養課程を修める体制は改められ、各学部で学部教育の観点から専門教育との適切な組み合わせの中で教養教育を行うことになった。

その結果、1994(平成6)年度のカリキュラム改正と1998(平成10)年度にカリキュラム改正の2回の改正を経て旧教養部時代のカリキュラムの弊害は経済学部にとってはかなり改善された。しかし、形式的には語学教育や専門科目について改善されたものの経済学部の学生が果たして実質的な教育のサービスを楽しんでいるかという問題点が残る。以下いくつかの問題点を指摘し、その評価を点検したい。

選択科目の履修単位の大幅な増加により、学生の科目選択において自主性を高め、幅広い学習機会が提供される中で自発的・意欲的な学習が期待できるようになった。1年生に必修の専門科目が下りてきて入門的な経済学、経営学が履修できるという反面、各教員が自分の専門科目を中心として教えることになるので、一般的・共通的な社会科学としての専門科目の学び方がおろそかになっている傾向が見られる。それを解決するためには、一般教養の基礎知識の学習もさることながら社会科学としての専門科目の学び方が必要になってくる。その意味で「基礎演習」は1年次から経済学部の専門科目担当者が「学び方」を教える科目として有効と思われる。

新カリキュラムにおける学科目の年次配当は基本的には 1998 年度のカリキュラムに沿ったものである。「演習」を 2 年生に配当することにより、これまで 2 年生は空白の 2 年生であり、まったく教員が張り付かない学年であった。それ故、2 年生に演習を持っていくことによって「基礎演習」との連続で経済学部の教員と 2 年間にわたって教育・学習が可能になり、少人数教育のできる唯一の学科目になった。

さらに、「演習」を選択科目にし、3 年生に配当したことは学生が自主的に選択する余地を残しながら、原則として演習は継続するといったシステムをとり、学生諸君が 2 年次での必修科目の演習を 3 年次にもう一度自ら考えることにより学習意欲のインセンティブを高めることになる。また、就職活動がほとんど 4 年次の前学期の授業に食い込み、4 年生の授業が空洞化している現状から最も重要な専門科目を学ぶ 3 年生に演習を配当したことの理由である。3 年次に演習の授業をしっかりと勉強することによって、それぞれの演習の専門科目を習得し、4 年生への「卒業研究」(4 単位)の足掛かりをつけていってもらいたいと思っている。

【長所と問題点】

2001 年度から始まった新カリキュラムが学生に十分理解されているかは今後の推移を見守らなければならないが、経済学部としては「履修の手引」によるきめ細かい指導、教務委員の徹底した指導・ガイダンスを通して新カリキュラムの趣旨を徹底させるつもりである。

今回の改正は、単なるカリキュラムの改訂にとどまらず、学習効果を自ら早期に判断し、評価し、学習の修正を可能にする「 Semester 制」を導入した。さらに、2 年次よりコース制を導入し、各自の将来の進路に合わせた科目履修を可能にさせ、早くからキャリア・プランを立てられるような 2 年次から 4 年次まで一環した学習効果のインセンティブを与える制度を導入し、卒業までにコース科目を 40 単位取得すれば、コースの認定を成績記録表に記載するとともに、コース認定書を授与することにした。

過多科目について

経済学部では、過多科目の現状分析とその問題点と対策について、2000 (平成 12) 年 11 月 15 日経済学部教授会に対して以下の資料を附して報告をしている。

・現状分析

(1)専任教員の科目担当状況 (2000 年度実績)

	専任教員数	担当コマ数	受講者数	1 コマ当たり受講者数	受講者数 / 選任教員	非常勤教員数
経済学部	50	277.5	28,440	102	569	43
経済学科	23	121.5	15,330	126.1	667	18
経営学科	27	156	13,110	84.0	486	25
英語学科	44	217.5	14,949	68.7	340	93
フランス語学科	20	99.5	3,115	31	156	8

(注) 担当コマ数、受講者数は専任教員担当科目 (基礎科目、専門科目すべてを含む) のみ。

(2)過去3年間のクラス・人数指定以外の講義科目の合格率・A率と翌年受講者数（累計）

翌年受講者数	科目数	合格率(×を除く)	A率(×を除く)	翌年受講者数
1 - 99	50	81%	47%	2972
100 - 199	52	76	30	7392
200 - 299	35	78	28	8797
300 - 399	18	87	21	6305
400 - 499	15	82	19	6891
500 - 599	15	84	27	8239
600 - 699	7	91	37	4426
700 - 799	5	78	42	3745
800 - 899	5	84	29	4264
900 - 999	2	94	27	1906
1000 - 1247	4	86	38	4463
平均	208	82	28	59400

(注) 過去3年間の累計・学生の履修条件を把握するために共通科目、基礎科目を含めた。

1. 過去3年間で1コマ平均286名の受講者をかかえていた。
2. 過多科目を500名以上と定義すると38コマ(3年間で)がそれに当たる。単純に計算すれば、それらを500名以下に抑えると過多科目受講者27,043名から19,000(=500×38)名を引いた人数8,043名が500名以下の170コマ(すでに32,357名を収容)に振り分けられるべきとなる。非過多科目1コマあたり47.3名の受講者数増が必要。

(3)同様の計算で、過多科目基準を300、400、500、600名とした場合のケース

受講者数上限	過多科目数 (3年累計)	過多科目受講者数 (3年累計)	調整必要な受講者数 (3年累計)	非過多科目1コマ あたり負担増
300	71	40239	18939	138
400	53	33934	12734	82
500	38	27043	8043	47
600	23	18804	5004	29

・問題と対策(1)～(6)

- (1)増担・増コマなしで過多科目解消のための人員制限を実施した場合、上限500名としても受講登録前に2700名程度を再配分する必要が生じる。それは新たに300名、400名規模の講義を増やす措置であるため、現状の教室のキャパシティから見ればほとんど効果がない。むしろ学生にとって見ればどの専門科目を履修しても事実上満員の講義ばかりとなるであろう。したがって、来年度(2001年度)に人数上限を設けることはしない。
- (2)受講者数と成績評価(合格率・A率)の関係について正の相関であることは一応認識できる。同時に同時間帯の競合科目、「持込み可」の試験など評価方法などの要因があわせて検討されるべきである。持ち込み資料を写すだけの試験や合格率が100%に近い科目などは教員各自のモラルに照らして自己点検する必要があることは言うまでもない。しかし、平均的な合格率が82%という現状では、受講生削減のために多人数科目の成績基準を厳格化した場合、少人数科目のそれ

を緩和することとうまく連動しなければ、膨大な留年を生み、目的とは逆に過多科目を増やすことになる。

- (3) 学生評価に関する教員の裁量は厳格に保障されるべきであり、評価基準、合格率などは本来多様であるべきである。また、合格率の高い科目が少人数となっている場合も多くあるが、各教員は、過大な学生を抱えている現状から、学部全体としては現状の合格率を維持せざるを得ないことを理解すべきである。
- (4) 過多科目を本質的に解消するためには開設コマを増やし、教員数を学生数に見合う適切な規模に増やすこと以外にない。専任教員の増員が制限されていれば、非常勤への依存率を高めるほかない。いずれにしても、開設コマの増加をコース制の設置に伴い学部 8 コースそれぞれに 2 コマの新規枠をもうけ、3 年計画で非常勤による授業を増やす方向で進めたい。16 コマ×200 名 = 3200 名、その時点で人数上限を 400 名に設定する。
- (5) 不必要と判断されるコマがある場合、それらを削減し新規コマに切り替える。この問題は現在の新任人事枠の決定プロセスに問題があり、新規の科目に切り替えることが困難なシステムにある。どうしても定年退職者とか事情で辞めた人の科目に限定されがちである。
- (6) セメスター制との関連 . いわゆるフル単 (1, 2 年生 44 単位、3 年生 48 単位、4 年生上限なし) をセメスター制導入との関連でどのように調整するか。現状では、前期落とした単位について後期セメスターに再登録を認めた場合、受講生が後期に集中的に増える可能性がある。この点を勘案し、単位上限を設定する必要がある。さしあたり、セメスター制に移行した場合、前期登録時に前期 20 単位、後期 20 単位の登録を認め、前期に落とした場合のみ、最大 4 単位を上限として追加登録を認める。2001 年度の新カリでは、履修制限 1, 2 年生 40 単位、3 年生 44 単位、4 年生上限なしとしている。これはセメスター制の導入に伴い、従来よりも授業や試験の負担が多く 1, 2 年生の負担を軽減するとともに、授業を重視ししっかりと勉強に打ち込んでほしいという理由からである。また少なくとも 3 年生で 132 単位の卒業要件単位数を取得し、4 年生で何もしないという状況を作らないという配慮も考慮した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

過多科目の改善とその方策については、前述した . 問題と対策を参照。

(3) 授業科目の特徴・内容・履修形態と単位計算の方法

個々の授業科目の特徴・内容・履修形態と単位計算については、『経済学部シラバス』、『履修の手引』、学則等に記載されている。

個々の授業科目の特徴・内容

『経済学部シラバス』に記載されている。演習については『演習の手引』に演習の内容が各演習担当教員別に詳細に記載されている。さらに、今後『基礎演習』については、現在『経済学部シラバス』の中に記載されているが、別冊として作成すべきであろう。

履修形態

履修に関する内容は『学則』別表 - 1、別表 - 2 に科目群、部門別授業科目、単位数、必修・選択の別、卒業単位数（現行 132 単位）が記載されている。履修単位数の内訳として経済学部では「学科基礎科目群」から 40 単位以上、「学科専門科目群」および「関連専門科目群」から 92 単位以上履修することになっている。

各学年の履修科目については、履修開始学年一覧表が記載されており、学年配当によって基礎科目、専門科目、前提科目などが一覧できるように作成されている。

各学年で履修できる単位数の上限を設け、学生が安易に多数の履修登録をしないようにして、学習の効果を高め、授業に支障のないように配慮している。1, 2 学年は 40 単位、3 学年は 44 単位、4 学年は上限なしとしている。

単位計算の方法

『学則』第 22 条には、授業科目の単位の算定については次の基準によるとしている。

- (1) 講義および演習については、毎週 1 時間ないし 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 外国語等については、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習および実技等については、30 時間ないし 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 卒業論文については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

なお、経済学部では、それ以外に資格等による単位認定を認めており、英検 1 級、準 1 級、TOEFL、TOEIC のある一定の得点以上、日商簿記 2 級、基礎情報技術者、システムアドミニストレータ試験などの資格取得者について申請により英語・簿記原理、情報関連科目にそれぞれ単位認定をし、資格の取得を奨励している。

(4) 社会人・外国人学生・帰国生徒に対する配慮

【現状の説明】

本学部においては、社会人入試は 1994（平成 6）年度から実施しているが、受験者はごく僅かであり、入学者は 4 年間を通じて 2 名にすぎず、教育上の配慮が必要と思われる。

帰国生徒（帰国子女から名称変更）は 1987（昭和 62）年度に開始し、外国人学生入試も 1988（昭和 63）年度から開始し、この両者を統合し、特別入試として実施している。特別入試による入学者は、毎年度、外国人が 30 名程度、帰国生徒が 0～1 名程度であり、1997（平成 9）年度から 2002（平成 14）年度までの数値は以下のとおりである。

経済学部 特別《外国人》入試

	1997	1998	1999	2000	2001	2002
志願者	50	53	39	71	91	96
合格者	25	31	29	49	38	41
入学者	15	26	26	46	33	37

その結果、現在の在籍学生数は外国人が 184 名であり、帰国生徒は在籍していない。本学全体の

外国人在籍者は141名であるから外国人学生の76.6%が本学部学生ということになる。したがって、本学部にとって外国人に対する教育指導上の方策は、日本語という語学ばかりでなくカリキュラムの編成にとっても対策を講じる必要がある。

外国人学生のカリキュラムについては、1994（平成6）年から「外国人学生の授業科目履修に関する特例」および「帰国学生の授業科目履修に関する特例」の規程が設けられ、外国語、日本事情、経済・経営外国語などの科目履修については特別の配慮を特例の形で適用している。

第一外国語については、日本語を履修し、10単位（必修8、選択2、旧カリキュラムは16単位であった。）であり、第二外国語については、英語を履修し、4単位（選択4）となっている。第一・第二外国語の単位数は14単位となっており、一般学生の8単位と比較して多く、特に第一外国語の日本語については10単位と一般学生の8単位よりも多くなっている。これは外国人留学生に対して日本語教育について特に重点をおいているためである。

1年次の「日本語」では、例えば外国人労働者問題など現代的なトピックによる独自の総合教材（読む・聞く・話す）を作成し、ビデオも利用して教育している。2年次の「日本語」は専門的な内容で経済関係の本を読むなど、3年次の「日本語」は日本語によるレポートの作成などを教えている。外国人学生の第二外国語は英語とし、1、2年次にそれぞれ選択科目として2単位をおいているが、一般学生同様、選択科目であるため履修率は低い。「日本事情」については、日本の文学・芸術に関する科目、日本の歴史・文化に関する科目、日本の政治・経済に関する科目の各4単位を履修するものとされている。

「経済・経営外国語」については2001（平成13）年度より改革を行った。2000年12月の留学生に対するアンケートによると、必修科目「経済・経営外国語」について第一外国語に加え《現在、英語、ドイツ語、フランス語のみ開講》、あらたに中国語のものを開設するニーズがあるかどうかを問うものであった。それによると、77名の回収回答のうち、受講したいが29名、受講しないが21名、わからないが21名であった。その結果、中国語による「経済・経営外国語」を新設した。

さらに、外国人学生の語学については、次のような改正を行った。

(1)現状の問題点

留学生によると、獨協大学は日本語はむずかしいが英語力がなくても入学可能なところが人気の理由。英語を含めると応募激減の可能性もある。

結果的に、英語をまったくできない外国人留学生を今後も多数輩出することになる。日本語はおおむね申し分のない力があるので、最低限の語学力の形成に力を配分すべきである。

(2)改正案

日本語履修指導分を1コマを削減し、英語を1コマ増やす。

を1クラス減らし、を廃止する。

経済・経営外国語について、英語を基本とする。

以下、改正前と改正後の内容を示せば次のとおりである。

		改正前	改正後
1年	日本語	1必修2科目、履修指導として1科目	必修3科目（Iが2つ、IIが1つ）とする
1年	英語	1履修指導で1科目（できる人は日本人と同じクラス、そうでない人は外国人学生用の2クラスいずれか）	履修指導で2科目（できる人は日本人と同じクラスで、そうでない人は外国人学生用2クラスのいずれか）
2年	日本語	は必修2科目	1科目とする
2年	英語	は選択、ほとんど履修者なし。 経済・経営外国語（日本語による、必修1コマ）	英語による経済・経営外国語とする。（できる人は日本人と同じクラスで、そうでない人は外国人学生用クラス）
3年	日本語	今年度、2クラスで3名履修、 1クラスで1名のみ。	1クラスのみ開講とする。
3年	英語	外国語講読（日本語による必修1コマ）	英語による外国語講読とする。（できる人は日本人と同じクラスで、そうでない人は外国人学生用クラス）

【点検・評価】

外国人・帰国生徒に対する語学教育については、上に示した改正案を検討し一部実行に移した。しかしながら、外国人学生の教育全般にわたる配慮は現在のところ一般学生とほぼ同じ環境の下で行われているが今後カリキュラムを含めた全体的な教学指導上の配慮が必要と思われる。

【長所と問題点】

外国人学生に対する教育指導上の配慮に関する現状から、次のような問題点が挙げられる。

語学教育に対する前回の本報告書の問題点は払拭されたように思われる。すなわち、「外国人学生は日本語の習得だけで事が足り、英語など日本語以外の外国語能力はゼロでもよいのか。英語などの語学力なしに一般学生と同じ土俵で学部の授業内容を理解しえるか」という課題は、現在ネイティブの英語教師による語学教育により解決された。

「外国語」「日本事情」「経済・経営外国語」諸科目の授業内容については、今後検討の余地がある。特に、「日本事情」についてどの程度の範囲で日本の文化・芸術、社会問題、政治・経済問題を教育したらよいかという問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人学生の日本語教育については、専門の日本語語学教員が教育しているので問題はないが、授業での日本語のあいまいな留学生が見受けられる。外国人留学生がもう少し日本人学生と接触する機会を持つことが重要である。他方、外国人留学生同士がグループ化しているようにも見受けられる。

上に挙げた「外国語」「日本事情」「経済・経営外国語」諸科目の教育効果を高めるためには、早急に授業担当教員間の連絡・調整を図り、抜本的な解決を図ることが必要と思われる。

(5) 編入学生の受け入れに対する配慮

【現状の説明】

本学部においては、従来、編入学生の受け入れについて積極的でなかった。その背景の 1 つは、旧カリキュラム (1993 年まで) では学部の教育課程が他大学の経済・経営学部と異なり、1・2 年次における一般教養科目の履修を重視し、とりわけ外国語科目の履修単位が通常の約 2 倍を課せられていたため、他大学ないし短期大学とのカリキュラムの接続性という点で編入が困難であったことである。その後、この問題はカリキュラム改定により緩和された。もう 1 つの背景は、2000 年度までのカリキュラムでは「演習 」と「演習 」が必修であり 2 年間継続する必修科目であり、編入学生を受け入れる空席を見出しがたいということがあった。この問題は 2001 年度より「演習 」を選択にしたので緩和されると思われる。

【点検・評価】

経済学部では 1996 (平成 8) 年度まで編入学試験は実施してこなかったが、1997 (平成 9) 年度より実施に踏み切った。経済学部としては学習意欲のある者、単位その他の要件を満した者あるいは見込みの者は、総じて語学力あるいは専門基礎科目について学力が落ちている傾向があり、3 年編入希望者でも 2 年編入で入学を許可するケースが多くなっている。また短期大学の場合には、2 単位科目が多く、2000 年以前はすべて経済学部では 4 単位科目であったので振り替科目が困難であったがセメスター制に移行したのでこの問題は解決された。欧米諸国では編入は極めて重要な受験対策なので、経済学部はもとより大学全体でこの課題は今後取り組まなければならないであろう。以下、過去 6 年間の編入学試験の実績推移を示す。

年度		経済学科 (2 年)	経済学科 (3 年)	経営学科 (2 年)	経営学科 (3 年)
1997	志願	6	6	10	2
	合格	0	1	2	0
	入学	0	0	2	0
1998	志願	1	5	8	4
	合格	0	1	1	1
	入学	0	0	1	1
1999	志願	3	10	4	7
	合格	0	6	0	2
	入学	0	3	0	2
2000	志願	1	1	3	7
	合格	0	1	3	3
	入学	0	1	1	2
2001	志願	1	2	5	2
	合格	0	0	2	0
	入学	0	0	2	0
2002	志願	2	1	1	
	合格	3	*	1	
	入学	3		1	

*2000 年度、2002 年度とも 3 年編入者が 2 年編入で合格。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後は、大学の開放・大学相互間の単位互換・生涯教育など時代の要請を考慮し、編入学生の受入れについて前向きに対応すべきであり、それにともなって教育上いかなる配慮が必要であるかを改めて検討しなければならない。

(6) 教育上の効果を測定する方法

本大学においては、1998年度より獨協大学自己点検運営委員会の下で全学共通の「授業改善のためのアンケート」を実施してきた。これは本学の教育内容改善に役立つ貴重なデータが入手でき、自己点検委員会ではそれらのデータをもとに、各学部学科で個々の先生の教育活動へのより一層の授業改善への取り組みを進めているところである。

本学部では、自己点検運営委員会に対して「経済学部の『授業改善アンケート』に対する対応策」という回答(2002年1月15日)を提出し、経済学部の授業改善に対する改善策を提出している。特に、経済学部では過多科目が多く、その対応策についてはすでに述べたところである。

(7) 学生に対する履修指導

【現状の説明】

本学部における学生への履修指導は、主として教務委員が入学時に行うが、従来経済学部に1名であった教務委員を、経済学科・経営学科それぞれ1名を配置することになったのでカリキュラムの多様化および学科ごとのきめ細かい履修指導が可能になった。さらに、2001年度からクラス担任の学習指導に加えて、専任教員による2単位科目の「基礎演習」を新設し、1年次より学習指導と専門科目への基礎学習を指導することにした。

【点検・評価】

クラス担任制度は、「経済学」「統計学」「コンピュータ入門」「簿記原理」「経営学」など1年生学科基礎科目を担当の専任教員が1年生のクラスを担当することになっている。しかしながら、この制度は入学時の学習指導ガイダンスと1年に1回の懇親会を開催する程度のものになり形骸化してきている感がある。その意味で、2001年度より「基礎演習」を新設し、2,3年の「演習」「演習」につなげる学習指導を1年生より実施していく体制をとったものである。

学習指導の基礎的資料は、『履修の手引き』であるが、読みやすさ、理解し易さを目指して年々改良を重ね、体裁もよくなっており履修内容の説明なども理解しやすいものになっている。本学では、特に受験生に対して学部・学科を紹介する冊子を作り、『ヴィッセンシャフト』および『授業内容ガイド』などを高校側および受験生に配布し、これらの刊行物によって入学前から本学の各学科学部の履修・学習指導を行ってきている。

【長所と問題点】

学習指導に対するクラス担任の問題点は前述したとおりであるが、それを補い余りある形で「基礎演習」の効果は上がっているものと思われる。しかし、個々の履修の相談、学習指導の体制が現在のままで良いかという問題がないわけではない。学生側の年々感じられる消極的な学習態度は、折角設けられているオフィス・アワーにほとんど訪れない実態から見ても明らかである。研究室に訪れるのは試験期間中の試験範囲や試験後の点数を聞きにくる程度が実情である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部では1年次から4年次まで「基礎演習」「演習」「演習」および「卒業研究」の一貫した少人数教育を実施して学生の学習指導をきめ細かく行う指導体制を確立した。しかしながら、これらのシステムがカリキュラム改正後まだ1年半を経過したばかりであり、その効果を検証することはできないが、できうる限りアンケートその他のデータを駆使して実態を調査し検証していくつもりである。

(8) 学生の学習の活性化と教員の教育指導法

【現状の説明】

本学部では、2001年度よりカリキュラム改定を行ったが、学生にその改定の意図を認識させることが重要である。学問を取り巻く環境の変化と経済界・ビジネス界を取り巻く環境も著しく変化をして、とりもなおさず、大学のカリキュラムの編成にこれらの環境の変化はきわめて影響するものと認識している。したがって、もはや『シラバス』や『履修の手引』だけでは、必ずしも学生がその意味内容について十分な理解をしているとは思えないし、なお一層の学習指導が必要となる。

そして、教員が学習指導に当たって、従来の1年4単位通年型と違って、2単位半期完結型の意味内容を教員自ら確認することが重要である。セメスター制は単に1年を前期・後期と機械的に区分したのではなく、半期ごとに試験をし評価をするのである。また前学期は基礎的な学習、理論的な学習、後学期は応用的な学習、実践的な学習など前期と後期の学習をメリハリをつけた学習指導をすることが望ましい。したがって、従来の指導方法よりもかなり短期的・長期的な観点から指導・教育することが必要とされる。他方、学生も従来の1年1回の試験、前期の不真面目な学習態度を後期の1回の試験で挽回するといった安易な考え方は当然許されるものではない。その意味では、現行の132単位卒業単位要件は学生にとって厳しいものになっているのかもしれない。

【点検・評価】

「シラバスをどう読むか」(『経済学部シラバス』2002年度)には、シラバスの意義として「各科目の授業計画をあらかじめ学生に知らせる意味は、諸君がどのような科目を履修するかの手助けになることは言うまでもないが、計画的な授業の準備を行うことによって学習の効果をあげることになる。」と述べている。そして、教員の授業内容の妥当性や評価は「授業改善のためのアンケー

ト」によって学生によって点検・評価される。

そして、授業の実施方法は、各授業科目の内容・性格と学生の理解能力に程度に応じた適切な方法が選択されなければならない。授業方法の適切性は、授業内容の改善と相まって、学生の学習を活性化するためにも必要となる。授業を担当する教員は、大教室、中教室、小教室などの授業規模に応じた授業方法や個別的指導をも含めた授業内容の充実化を図ることが重要であり、教員各自が自発的に教育方法の改善を図るための努力をすることも必要である（前掲書）。いわゆる、教員による教育方法の自己点検、向上のための努力を促進するためのファカルティ・デベロップメントが高じられていかなければならない。

【長所と問題点】

学生が自ら学ぶ意欲を駆り立てる授業とはいったいどのようなものか。この課題はシラバスや授業改善のためのアンケートである程度点検・評価できよう。しかし、シラバスは日々変化する経済・ビジネスについてのトピックなニュースの紹介や、より発展した研究成果の紹介など必ずしもシラバス通りに授業が進まない場合も生じる。また工場見学や課外活動なども企画すると教室での授業以外のフィールドワークも必要となることもある。やはり、シラバスに拘束されない授業、すなわちシラバスに書かれた計画通りの授業以外の要素も取り入れながら講義をすることも重要な側面である。その点は学生との双方向的なコミュニケーションの下に授業を進めていくことが必要であろう。また、情報化社会に伴い、黒板とチョークの時代からインターネット授業、あるいは画像による授業、ビデオによる授業など情報機器を使用した授業が今後ますます多くなるであろう。それに伴い、現在のように大きなスピーカーとマイクを抱え、教室に入りコンセントに電源をつなぎマイクの準備をするといった旧態依然の教室は、授業内容を改善するための基礎的インフラを整備する必要が緊急課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

細かく区切れた小さな教室、廊下から聞こえてくる雑談の大きな声と廊下を歩く足音、語学教員が使用するテープレコーダーの騒音、天井からの椅子の引きずる音等、どれをとっても静かに授業を教室で行えるというよい環境が整っていない。学生も教員もともに悪い環境の下で授業を強いられているのが現状である。教室は学生にとっても教員にとっても共通の活動の場である。

教育という活動が大学に向けられた重要な要素であることは、中学、高校生の学力低下の現象にもなっていますますます重要になってくる。少人数の教育、きめの細かい指導、プレゼンテーションの重要性、情報機器を駆使した授業、産業界など実社会で活躍している実務家による授業など、今後ますます多様化した授業形態などが取り入れられることになる。このような社会に適用する人材を形成するには、大学、学部はもとより、教職員の協力が必修であろう。

(9) 授業形態と授業方法

上でも述べたように、授業形態はますます今後変化していくであろう。遠隔授業もますます今後発展していく可能性がある。また、プレゼンテーションを行う教室、双方向的な対話が可能な教室、ビデオなど利用できる教室、などの整備が必要となる。また、前期授業、後期授業以外に、現在では合宿等での集中学習などあるが、語学やコンピュータ学習など夏休みに集中して行う正規の授業もあってもよいのではないか。米国などではサマーセッションと言って、夏休みに授業を行ってもよい先生を募って可能な先生に授業を持たせ、正規の授業と同じように単位認定を行う。単位を落とした学生、他の学部から講義を受けたい学生、あるいは他大学からの受講希望者、一般社会の人々など多彩な授業形態があってもよいのではないか。

以下では、経済学部における主な授業形態を代表する科目を取り上げて説明することにする。

演習について

【現状の説明】

「基礎演習」は、15名を上限として1年次の学生を対象とする。前学期と後学期の2つの学期に設けられており、学生はどちらの学期で履修してもよい。この募集方法は希望する演習について第3希望まで書かせ、コンピュータで機械的に決定する。したがって、面接や試験を課して選考するということはない。学生は、1年生であって、専門の科目についても、また教員についても情報がないので学生はシラバスをみて選択するわけである。「基礎演習」の内容は担当教員に任されているが、基本的には「学び方」を学習し、プレゼンテーション、レポートの書き方、経済・経営に関する新聞記事の読解、工場見学、やさしい経済・経営に関する輪読などさまざまである。

「演習」は従来3年生から履修することになっていたが、2年生の必修とした。定員は22~24名くらいであるが、学生の希望通りのゼミに入れられない場合もある。「演習」は従来、必修科目であったが、2001年度から選択科目になった。この改革は、昨今の就職解禁の早期化により、4年生においては就職活動によって授業がほとんど成り立たないという状況を打破するものであった。またできるだけ早くから必修によって2年生の全員にゼミ授業というものを体験させようという動機であった。しかし、必修のため全員が少なからずどこかのゼミに入れるが、定員の制約やまた何らかの理由によって2年生全員が自分の思い通りのゼミに入れなかったものも少なからず存在する。したがって、演習は、学生の自主性を尊重し、自らが選び、自らの責任でもって将来のキャリアプランを設計するためにも選択制を導入した。本来は法学部や他の一般大学のように始めから選択制ということも考えられたが、大学に入ってゼミを体験しないような学生を作りたくないという方針から「演習」のみを必修にした。

「卒業研究」は、基本的には「演習」と「演習」を継続して学習し、2年間で専門ゼミの研究課題を勉強し、その成果を4年生でまとめて卒業論文として提出してもらうという制度である。この卒業研究はプレゼンテーションを行い、評価を得て4単位を取得することができる。

【長所と問題点】

経済学部では多くのゼミが教室内の授業のほかに合宿（平均年2回程度）や工場見学・証券取引所の見学などを実施し、演習の教育効果を高めている。また、最近では海外ゼミ研修も認められ、中国、台湾、韓国、タイ、シンガポールなどの諸国に研修旅行に出かけている。このような大学のキャンパス以外の学習は、実社会の実情を体験するとともに、教員と学生との人間的接触が図られ、教室では得られない教育的効果が得られる。

演習は従来のシステムでは、必修のため学生が必ずしも希望通りのゼミに入れなかった場合や、入ってみて自分の期待した学問領域でなかったりしても2年間同じゼミで学ばなければならなかった。しかし、今回の改正によって学生はできるかぎり同一のゼミを継続することを原則とするが別のゼミに許可を得て移動することも可能になった。さらに、4年生の前半は学生の就職活動のためゼミに限らず、欠席者が多く授業にならなかったという問題も3年生に「演習」を配置したので解決すると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前回の当該報告書で「演習」を必修科目からはずし選択科目にしてはどうかという問題が提起され、「ここで軽々に方策を示すことは避けなければならない。」として「この問題については早急かつ慎重に本学部の議論をまとめることが必要である」と先送りになっていたが、「演習」履修年次を2~3年次に低学年化する方法が一案として提示されたが、2000年度に論議をし、この方向で決着したものである。

「経済・経営外国語」「外国語」「コンピュータ入門」および実習型授業について

【現状の説明】

旧カリキュラムでは2学年で習得する科目として「経済・経営外国語」があり、3学年では「外国書講読」として外国語原書を通じて広く経済学・経営学を学ぶことを目的として設置されていた。そして、両者はともに必須科目であり、「外国書講読」は「経済・経営外国語」を履修していることが前提となるが、履修していない場合には同時履修も可能になっていた。新カリキュラムでは、両者の区分が紛らわしく教員も学生も混乱をきたすということで名称を統一し、「経済・経営外国語」と「経済・経営外国語」にし、は、必修科目でやさしい経済・経営の外国語を習得し、は選択科目で経済・経営のより専門的な外国語を習得することを目的とし、の受講者は、を修得していることが前提となり、その両者には明確に難易度の差があるということである。「経済・経営外国語」を選択制にしたのは、少人数のきめの細かい指導を行い、経済・経営の教材を用いることを明示することによって専門性を引き出すためであった。

1, 2年生の英語、については2000年度で、1年生19クラス、2年生19クラスで各2コマ、78コマ開設、1クラス50人である。そして担当者は日本人非常勤講師15名が各2日出講で4~5コマを担当し、特別クラスを除きネイティブ率はゼロという状況である。さらに、特別クラス（帰国

生徒)は、外国語のアドバンスト・クラスと合併のため試験に落ちて実際には入れないというのが現状である。外国人学生にとっては日本語を第一外国語としており、第二外国語として英語のクラスは応募ゼロで設置する必要がなくなっているため、第一、第二外国語をどのようにするかを検討し先に述べた改革を行い、日本語履修分を1コマ削減し、英語を1コマ増やし、最低限の英語教育を外国人留学生にも身につけさせるようにした。

旧カリキュラムでは、「情報処理概論」となっていた名称を「コンピュータ入門」と変更し、さらに免許課程の「情報」教科が新たに2001年度より加わったので情報関連科目の充実、情報機器の操作に関する科目の充実が図られた。特に、「コンピュータシミュレーション論」、「情報通信ネットワーク論」、「情報社会論」、「コンピュータアーキテクチャー」などの科目が新たに新設された。

【点検・評価】

以下の資料に見るように、経済学部1,2年生の英語教育はきわめて劣悪な状況であることがわかる。経済学部では夏期集中講座によるネイティブの授業を独自で企画し、海外語学研修イリノイ大学研修プログラムも独自に実施している。今後、経済学部として外国人の教員を常勤・非常勤を問わず、外国語教育を担当可能な教員の採用の可能性を検討していかなければならないと考えている。

2001年度 英語 ・ のネイティブ率および6棟利用率の比較*

学科	コマ数 a	ネイティブ 教員コマ b	a/b (%)	6棟利用率
ドイツ語	27	9	33.3	25.9
英語	126	62	49.2	31.0
フランス語	16	0	0.0	0.0
言語文化**	16	16	50.0	59.3
経済	34	1	2.9	17.6
経営	38	0	0.0	10.5
法律	32	0	0.0	3.1
国際関係法	18	3	16.7	38.9
全学平均	307	91	29.6	27.0
経済・法除く平均	185	87	47.0	35.1
外国語を除く平均	122	4	3.3	14.8

*共通コマを除く。

**通年換算。

(付) 英語学科教員数：専任 42名(うちネイティブ4名)

非常勤 97名(うちネイティブ27名)

【長所と問題点】

「演習」、「経済・経営外国語」、「情報教育」については懸案事項はおおよそ新カリキュラムで解決したように思われる。共通して言えることは「演習」についても「経済・経営外国語」についても1クラスの人数が多いということである。演習についても選択にしたのはゼミ論文の指導が22,3名のクラスではきめの細かい指導が不可能ということも一因である。「経済・経営外国語」に

についても 1 クラス 34 名～40 名となってはほとんど授業にならないというのが現状である。この問題点は根本的な解決が図れなければならないと思う。それは経済学部が本質的に過多であるということである。何らかの改善策を早急に講じなければならないと思う。その一案は学長が常日頃言われるような経済学部は「500 名」体制でいかなければならないということである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国語、情報関連については問題点とその改善に向けた方策もあわせて述べてきたが、語学教育については経済学部で独自の発想で今後も対策を講じていかなければならない。幸いにして、現在「全学共通カリキュラム」が下川副学長の下で制度化されようとしている。経済学部としては「外国語」の現行 8 単位のうち、4 単位を「インターナショナルコミュニケーション」として経済学部の学生に「役に立つ語学教育」をモットーに改革を進めていくつもりである。

最後に、教育実習は、学生にとって教育に対する情熱や担当科目の学習意欲がかきたてられ、その後の自主的な学習に大きな効果を持っていると思われる。教育実習のように大学外で一定期間 100%の実習を行うことが実体験を含めてきわめて教育効果を高めることになる。さらに、このタイプの実習を一般化し、企業実習（インターンシップ）あるいは地域奉仕・ボランティア活動などの学外活動を一定期間実施し、これに対して単位を認定するシステムを構築することも学生が社会に対して一層の認識を持つ機会になるとと思われる。その中で、教育実習ではすでに一定のボランティア活動が義務付けられ、また学生が将来の職業に就くための実習訓練としてのインターンシップにも単位を認定するにいたっている。しかしながら、本学部ではまだインターンシップについての認識がなく、今後 1 年生から就職部とも連携を図り指導していかなければならない。

実技型の授業について

【現状の説明】

経済学部唯一の実技型授業として「体育」がある。体育実技は従来は必修であったが、1998（平成 10）年度から選択に改定された。「体育」にはさまざまな競技、野外活動などが設けられており、学生は希望する授業を選択し、スポーツを通じて人間形成を培っているようである。

【長所と問題点】

「体育」は経済学部では選択になったため、また現在検討されている「全学共通カリキュラム」の中に編入されたため今後は全カリの委員会の中で検討されることと思われる。

海外留学について

【現状の説明】

経済学部では語学教育の一環として、また海外への短期留学の機会を広げるため「夏期語学研修プログラム」を用意している。このプログラムはイリノイ大学アーバン・シャンペーン校との提携

により成立したもので、経済学部主催として、学部が募集とガイダンスを行い、宿泊、便の手配、イリノイ大学との連絡調整などは国際交流センターがこれを行うことになっている。従来、この種のプログラムは経済学部の学生にとっては、卒業判定時に「当該の科目に不足があった場合に、当該の科目の単位に読み替えて卒業単位とする」としていたが、2001年度より、それを留学プログラム単位数に応じて、当該年度もしくは翌年度に登録した「英語 」「英語 」、のいずれか2単位ないし4単位、もしくは「特殊講義」(経済・経営英語を内容とするもの)2単位ないし4単位に振り替えることができるようになった。そのことによって学生に留学のインセンティブを高めることができる。

長期留学は1年を超える留学であって、本学と外国の大学との学術交流協定に基づき留学する「交換留学」と学生自身が留学先機関の入学許可を得て本学の認定を受けて留学する「認定留学」があるが、いずれも留学先での習得単位数は32単位まで本学の卒業要件単位として認定される。

【点検・評価】

本学部学生は、従来長期留学による単位取得者もわずかであり、短期留学による単位取得者は数名に過ぎなかった。しかしながら、イリノイ大学における「夏期短期語学研修プログラム」によって一段と学生の関心が高まり、2001年度は、25名が参加し、2002年度は、25名の参加予定となっている。今後この企画が一層の発展をし、経済学部の学生が語学に対するインセンティブを高めるのに貢献するものと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ、英語圏における経済学部の「交換留学」者は外国語学部比べてはるかに低い。また同じく「認定留学」者も少ない。この理由の1つには留学が語学学習を中心に行っているためどうしても外国語学部偏ってしまうと思われる。第2に理由は英語圏においては留学の要件となるTOEFLのスコアが530点以上の学生が少ないということである。第3の理由は、経済学部の学生が留学するメリットは経済・ビジネスに関する勉強であり、単なる語学の勉強ではないということである。語学を手段として社会科学を学ぶとすると大学院への留学が主になるとと思われる。

したがって、将来においては留学について関心を持たせ、留学に必要な語学の強化と英語による経済学・経営学の講義も1クラスぐらい必要となるのかもしれない。

講義型の授業について

【現状の説明】

経済学部ではこの講義型授業が多い。この理由は経済学部では教員数に比較して学生数が基本的に多いということ、経済・経営の専門科目を担当しない教員が少なからず存在することが原因となっている。「演習」「経営・経済外国語」などは少人数クラスで行われるべきであるが、外国語学部と比べるとゼミ授業および外国語教育にならないほどの定員数になっている。

各学年の履修制限は極力抑えたつもりであるが、それでも講義型授業では過多科目が多くなってきている。過少科目については、自己点検運営委員会の規定に則り 演習については 2 年連続して受講者が 4 名以下の場合には閉講する、講義科目については 2 年連続して 5 名以下の場合には閉講する、となっているので遵守している。また過多科目については 2 年連続して 500 名以上の受講者がある場合、抽選や先着順などの措置で受講制限することになっている。

【点検・評価】

講義型の評価については、経済学部のように教員数と学生数の比がアンバランスの状態ではどうしても講義型にならざるを得ない。講義型の授業形態は一方通行型の授業になりがちであるが、教室の IT 化や近代化により講義型授業を効率的に進めることができよう。教室の改善については前述したとおりである。

【長所と問題点】

300 名～500 名の大教室の講義は、記念講演などであるならば問題はないが、毎週講義となると黒板の字も見えない、学生の私語が多いなどの問題はある。人気のある授業であれば過多科目もやむをえないということにもなるが、出席とらない、試験もしない、テキスト持込の試験でテキストを売るなどで学生の間でも「楽勝科目」として風潮のある科目については、今後どのように注意をしていったらよいか今後の検討課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上に述べたように、講義型の授業の教育効果の向上を測るためには、教員各位の自覚と認識の上に立って解決すべき問題と施設およびよい講義をするための環境整備が必要と思われる。

(1 0) 学生による授業評価

【現状の説明】

学生による授業評価は、本学において「授業改善のためのアンケート」を 1998 年度より実施しており、今年度で 4 年間継続して行ってきたことになる。本学においては全学部同一内容で、同一期間に実施し、その運営と自己点検は、全学の「自己点検運営委員会」の下で実施・評価・点検されてきた。

本学部では専任教員側に対して過多科目と過少科目について自己点検運営委員会の 3 つの提言に基づいて改善を実施してきた。その結果、1999 年度 500 名以上の過多科目 10 コマあり、2000 年度は 12 コマ、400 名台では 1999 年度は 2 コマ、2000 年度では 6 コマになっている。しかし、2001 年度になると過多科目は 6 コマであり、500 名台 5 コマ、600 名台 1 コマとなり、かなり改善された。総合講座と経済学入門（法学部「現代経済理論」と合併科目）については経済学部の重点科目であり、1100 名を超える受講者であってもこれを例外科目として捉えている。過少科目については 2001

年度で常勤・非常勤科目で20コマを数えたが、2年連続5名以下、4名以下という科目は閉講という措置をとった。特に、「基礎演習」「演習」「演習」、土曜日開講の「外国書講読」、ドイツ語やフランス語および中国語の「外国書講読」、ドイツ語やロシア語などの上級外国語などの科目が過少科目であった。また、「基礎演習」については、4名以下を基準に半期14コマを削減した。これは、経済学部では旧カリと新カリとの移行期にあたり、2年間(2001年度と2002年度)は「演習」が2年次の学生と3年次の学生が同一年度に履修することから教員のコマ数の負担が一時的に増加するので、「基礎演習」はコマ数を削減することにし、調整を図った。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「授業改善のためのアンケート」調査は、教員側の授業改善のための重要資料として、また各学部・学科で教育内容の一層の取り組みをデータに基づいて改善していくという出発点になる。しかしながら、具体的にどのようにして学生の要望を教員に伝え(これは各自に資料が配布されている)それをどのようにして改善していくか、また改善した結果を点検・評価するかについてはまだ問題点が残っている。

次のような課題が今後検討されなければならない。

アンケートの公開：どの範囲について、どこで(場所、例えば、各学部学科の共同研究室、学部長室、図書館、教務課の前など)公開するか。範囲については定量的情報に限定するか、あるいは定性的情報(自由記述)についても公開すべきか。

学生側に対するフィードバックの方法：これまで比較的早い時期にアンケートを実施し、アンケートに対する回答と説明の時間帯を設けてきた。しかし、アンケートの実施時期は授業の最終日かそれに近い時期に行なう方が学生の出席率も高く、アンケートの回収率がよいのではないかという意見もある。また学生に対する口頭による回答は一方向的な説明になりがちであり、学生全体に対する回答でないので効果的でないとする意見もある。

授業の改善に対する取り組み：特に、教員側に対する個人的・個別的な「自由記述」についてどのように改善を促すか(手続き)。執行部がその権限を果たして持っているのか。大学当局が意見を言うのか。各学部に「自己点検小委員会」を設け、機関として対応するのか。また、自由記述について学生の意見をすべて鵜呑みにできるか。

授業改善の事後評価：実際に改善されたか否かは後期授業あるいは翌年にしかわからない。しかも同一の授業を履修する学生はわずかであろう。したがって、アンケートの意見が授業の改善に活かされたかどうかを検証する方法がないと折角アンケートを実施しても無意味になってしまうのではなかろうか。したがって、改善の点検・評価が何らかの機関を通じて行われる必要があるのではないか。

経済学科 履修開始学年一覧

群	部門	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	必要単位数
学科基礎科目	経済・経営入門	経済学a・b	2×2					40
		統計学a・b	2×2					
		コンピュータ入門a・b	2×2					
		プレゼンテーション技法	2					
		経営学a・b	2×2					
		簿記原理a・b	2×2					
	外国語	第一外国語	2					
		第二外国語	2					
	社会科学	高齢化社会論a・b	2×2					
		社会学	4					
		法学	4					
		日本国憲法	4					
	人文科学	現代文化論a・b	2×2					
		文化人類学	4					
心理学		4						
歴史学(日本史・東洋史・西洋史)		4						
哲学		4						
自然科学	文学(日本文学・世界文学)	4						
	国語	4						
	地球環境論	4						
スポーツ・健康	数学a・b	2×2						
	地理学	4						
	精神衛生論	4						
学科専門科目	演習・経済外国語	医療・福祉概論a・b	2×2					
		スポーツ・健康論a・b	2×2					
		体育	4					
		基礎演習	2					
		演習	4					
	経済理論・経済学史	演習	4					
		経済外国語 a・b	2×2					
		経済外国語 a・b	2×2					
		卒業研究	4					
		マクロ経済学a・b	2×2					
		ミクロ経済学a・b	2×2					
	経済統計・計量経済	経済学史a・b	2×2					
		経済変動論a・b	2×2					
		経済社会学a・b	2×2					
経済政策	経済哲学a・b	2×2						
	経済統計論a・b	2×2						
	計量経済学a・b	2×2						
経済史	経済政策論a・b	2×2						
	経済開発論a・b	2×2						
	環境政策論a・b	2×2						
	日本経済史a・b	2×2						
地域経済	日本社会史a・b	2×2						
	東洋経済史a・b	2×2						
	西洋経済史a・b	2×2						
	国際経済論a・b	2×2						
	国際金融論a・b	2×2						
	日本経済論a・b	2×2						
	アメリカ経済論a・b	2×2						
	ラテンアメリカ経済論a・b	2×2						
	西ヨーロッパ経済論a・b	2×2						
	東ヨーロッパ経済論a・b	2×2						
金融経済	東アジア・中国経済論a・b	2×2						
	オセアニア経済論a・b	2×2						
財政	アフリカ経済論a・b	2×2						
	東南アジア経済論a・b	2×2						
環境・都市・経済地理	中東経済論a・b	2×2						
	金融経済論a・b	2×2						
産業経済	金融システム論a・b	2×2						
	財政学a・b	2×2						
労働・社会政策	公共経済学a・b	2×2						
	日本財政論a・b	2×2						
経営・会計	地方財政論a・b	2×2						
	環境経済学a・b	2×2						
統計・情報科学	都市経済学a・b	2×2						
	経済地理学a・b	2×2						
政治・法律	交通経済論a・b	2×2						
	産業政策論a・b	2×2						
総合講座	産業組織論a・b	2×2						
	産業構造論a・b	2×2						
特殊講義	社会政策a・b	2×2						
	労働経済学a・b	2×2						
関連専門科目	経営学原理a・b	2×2						
	企業論a・b	2×2						
経営・会計	会計学a・b	2×2						
	応用統計学a・b	2×2						
統計・情報科学	標本調査論a・b	2×2						
	データベース論a・b	2×2						
政治・法律	コンピュータシミュレーション論a・b	2×2						
	マルチメディア論a・b	2×2						
総合講座	プログラミング論a・b	2×2						
	政治学総論	4						
特殊講義	民法	4						
	商法	4						
特殊講義	総合講座(1)a・b	2×2						
	総合講座(2)a・b	2×2						
特殊講義	特殊講義A	4						
	特殊講義B	2						
卒業に必要な単位数								132

経営学科 履修開始学年一覧

群	部門	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
学科基礎科目	経済・経営入門	経営学a・b	2×2					40
		簿記原理a・b	2×2					
		コンピュータ入門a・b	2×2					
		プレゼンテーション技法	2					
		経済学a・b	2×2					
	外国語	第一外国語	2					
		第二外国語	2					
	社会科学	高齢化社会論a・b	2×2					
		社会学	4					
		法学	4					
		日本国憲法	4					
	人文科学	現代文化論a・b	2×2					
		文化人類学	4					
		心理学	4					
		歴史学(日本史・東洋史・西洋史)	4					
哲学		4						
自然科学	文学(日本文学・世界文学)	4						
	国語	4						
	地球環境論	4						
スポーツ・健康	数学a・b	2×2						
	地理学	4						
	精神衛生論	4						
演習・経営外国語	医療・福祉概論a・b	2×2						
	スポーツ・健康論a・b	2×2						
	体育	4						
学科専門科目	演習・経営外国語	基礎演習	2					92
		演習	4					
		演習	4					
		経営外国語 a・b	2×2					
		経営外国語 a・b	2×2					
	経営	卒業研究	4					
		経営学原理a・b	2×2					
		経営戦略論a・b	2×2					
		経営管理論a・b	2×2					
		経営組織論a・b	2×2					
	経営史	経営財務論a・b	2×2					
		人的資源管理論a・b	2×2					
		国際経営論a・b	2×2					
	商業	経営史a・b	2×2					
		日本経営史a・b	2×2					
マーケティング論a・b		2×2						
広告論a・b		2×2						
行動科学論a・b		2×2						
企業	保険論a・b	2×2						
	貿易論a・b	2×2						
	証券市場論a・b	2×2						
	企業論a・b	2×2						
	企業形態論a・b	2×2						
会計	ベンチャービジネス論a・b	2×2						
	非営利組織マネジメント論a・b	2×2						
	企業文化論a・b	2×2						
	研究・開発マネジメントa・b	2×2						
	会計学原理a・b	2×2						
情報科学	財務会計論a・b	2×2						
	管理会計論a・b	2×2						
	社会会計論a・b	2×2						
	原価計算論a・b	2×2						
	会計監査論a・b	2×2						
	税務会計論a・b	2×2						
	経営分析論a・b	2×2						
	上級簿記a・b	2×2						
	国際会計論a・b	2×2						
	経営数学a・b	2×2						
管理工学	応用統計学a・b	2×2						
	標本調査論a・b	2×2						
	データベース論a・b	2×2						
	コンピュータシミュレーション論a・b	2×2						
	マルチメディア論a・b	2×2						
経済理論・経済政策	情報検索論a・b	2×2						
	情報システム論a・b	2×2						
	プログラミング論a・b	2×2						
	情報社会論a・b	2×2						
	情報通信ネットワークa・b	2×2						
日本経済・国際経済	コンピュータアーキテクチャ	2						
	情報と職業a・b	2×2						
	アルゴリズム論a・b	2×2						
	オペレーションズ・リサーチa・b	2×2						
	システムズエンジニアリングa・b	2×2						
金融・財政	経営システム工学a・b	2×2						
	マクロ経済学a・b	2×2						
	ミクロ経済学a・b	2×2						
	経済政策論a・b	2×2						
	日本経済論a・b	2×2						
政治・法律	日本経済史a・b	2×2						
	国際経済論a・b	2×2						
	金融経済論a・b	2×2						
	財政学a・b	2×2						
	政治学総論	4						
総合講座	民法	4						
	商法	4						
	著作権法	4						
特殊講義	総合講座(1)a・b	2×2						
	総合講座(2)a・b	2×2						
		特殊講義A	4					
		特殊講義B	2					
卒業に必要な単位数								132

法学部

法学部には「法律学科」と「国際関係法学科」の2学科があるが、新設の国際関係法学科が完成年度の途中にあるために、2002（平成14）年度現在では両学科の教育課程に基本的な相違はない。したがって、とくに断らないかぎり法学部としての共通事項を中心に記述し、学科間に相違がある場合にのみその旨を記すこととする。

（1）教育課程と教育理念・目的

【現状の説明】

獨協大学は、社会の要求する学術の理論および応用を教授することによって実践的で独立した人格を育成し、専門知識を備えた教養人を社会に送り出すことを目的に設立されたが、法学部もかかる建学の理念を法学および政治学の観点から充実すべく、1967（昭和42）年に法律学科1学科のみで発足した。以来、この教育方針を担うべく、法学・政治学の理論と応用に関する教育体制の整備に力を注いできた。

法律学科は公法コース・私法コース・国際関係コースの3つのコースによる履修指導をおこなってきたが、このうち国際関係コースを独立させる形で1999（平成11）年に、国際関係法学科が設立された。同学科は2003（平成15）年3月に初の卒業生を送り出すことになる。

【点検・評価】

法律学科の教育目標は、法曹を含む法律専門家、国家・地方レベルの各種公務員、民間企業のビジネスマンの養成に向けられている。創設以来35年のあいだに、法律学科卒業生の社会的評価は確立したものになったといえる。

国際関係法学科は、基本的には国際ビジネスマン、国際公務員などを念頭に置いた教育課程を編成しており、いまだ卒業生を出すにいたっていないが、それ自体には一定の評価を与えられてよい。

【長所と問題点】

法学的素養を備えた社会人を養成するという、法律学科のいわゆるジェネラリスト教育は社会的評価が確立している。しかし、法曹をはじめとしたスペシャリスト教育については、正規の授業科目ではなく、むしろ司法試験対策講座等の課外講座に委ねられている。

また国際関係法学科の場合、日本の実定法にとどまらず、それらを基礎に国際関係法学を会得させることを4年間で終えるというところに、若干の無理があることは認めなければならない。社会的評価はこれからであるが、それを待たずに自主的な改革を進めねばならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院が設立されることにより、直接法曹養成につながる機能は法律学科から法科大学院に移行することになる。なお公務員養成機能は残るものの、いずれこれも上級公務員については法科

大学院での教育に委ねられることになる。

法律学科の教育目標は、法科大学院進学を想定した予備的専門教育と、将来のビジネスマンに対する教養的な法学教育とに分割せざるをえないだろう。現段階で明確な方針を出すことは困難であるが、法科大学院設立後を展望した教育課程を今から準備しておかねばならない。

また国際関係法学科が国際性を標榜する以上は、外国人教員による科目が皆無である現状を早急に解決しなければならない。これは学生からの強い要望でもある。

さらに、学科本来の教育をまっとうする方法としては、大学院に進学して基礎学力を充実させてから国際化指向の職場を目指すということが実践的であるかもしれない。

その場合には、本学の大学院法学研究科に国際関係法学専攻を設けることも考慮されるべきである。もっとも、それは修士課程についてであって、博士課程については諸々の点から慎重な検討を要するだろう。

(2) 教育課程の編成方法と特色

【現状の説明】

法学部における教育課程の編成は、基礎科目の履修から開始し、専攻する特定の専門科目の履修をめざす、いわゆる積み上げ方式を柱としている。これに第2学年次から選択し履修する各類(コース)別の専門科目群を配置している。これは、法律学や国際関係法学(政治学を含む)という学問の体系的性格に配慮するとともに、一般的興味から出発して専門的知識の習得へと段階を追って学習できるように工夫したものである。

すなわち、法学・政治学・国際関係の各入門講座、基礎演習・専門演習を軸とし、その周辺に、第一外国語・第二外国語、および専門科目を学ぶ上で関連する科目群、さらに、教養を培うために必要と考えられる基礎科目群を配置するという編成をとっている。

併せて、必修科目の指定や履修学年の指定がなされているので、基礎科目から履修し、それを踏まえてさらに専門的な科目や特殊な科目への履修と進み、体系的かつ段階的な学習がおこなえるよう配慮されている。

さらに第2学年次からは、法律学科においては、類(公法コース)・類(私法コース)に分かれ、それぞれ異なった必修および選択必修科目群を履修させることで、学生の多様な学問的要求に応えるとともに、将来の進路の選択に応じて専門的知識を身につけ、学習を積み重ねることができるよう配慮している。

類は、憲法・行政法などの公法関係科目を中心としたカリキュラム編成をとり、国家および地方公務員や、教員・マスコミ・政治の世界で活躍する人材の養成をめざす。また類は、民法・商法など私法関係科目を中心としたカリキュラム編成をとり、銀行・商社をはじめ一般企業で活躍できる人材の育成をめざしている。

法律学科の旧類を独立させた国際関係法学科では、当然ながら国際関係法学の科目が中心であり、外国語教育と幅広い法律知識の総合をはかり、国際機関等で働く人材や外務公務員等をめざす

人材の育成を教育目標にしている。

なお、両学科の学生のうち希望者は、各種の専門講座（司法試験対策講座、法職講座、公務員講座等）を通じて、卒業後の進路に直結した学習に励むことになる。

【点検・評価】

入門講座（第1学年次）・基礎演習（第2学年次）・専門演習（第3・4学年次）を柱とする体系的・段階的なカリキュラムは、きわめて整然と編成されており、法学教育の理念としてもわかりやすい。

だが、カリキュラム運営の実態からすれば、後述するようにそれぞれ問題を抱えており、見直しが必要な面もある。

【長所と問題点】

カリキュラムとしては良く編成されている。低学年次から専門科目を履修させるという法学部の方針も長所の一つであり、学生からもおおむね歓迎されている。

しかし、カリキュラム運営の実態からすれば、その柱をなす部分にかぎっても、いくつかの問題を含んでいる。

たとえば、法学入門と国際関係法入門は法律・国際関係法各学科の必修科目であるが、多人数の学生を相手にしたオムニバス方式で授業がおこなわれているために、学生にとっては未消化なままで終わりがちである。基礎演習については、学部単位の運営であるために、学科やコースとの関係が曖昧である。また、専門演習は3年生と4年生の合同授業が原則であるので、テーマによっては理解度が大きく異なり、ゼミとしての運営が困難になることもある。

法律学科に固有の問題としては、第2学年次からのコース振り分けが早すぎるということと、そもそもコース制の位置づけが学生からみれば不明瞭であるということがある。コース制と基礎演習および専門演習とが必ずしも連動していないために、学生にとってゼミ選択の基準が安易なものに流れやすい弊害も指摘されている。

国際関係法学科についていえば、わが国で同様の学科を設置している法学部は少ないので、国際社会で活躍することを希望する学生には恰好の教育課程であるといえる。しかしながら、国際関係法学の履修のためには、基礎法学、日本法の基礎学力、外国語の習得が大前提であるので、学生にとっては負担がはなはだ過重となり、その調整が問題として残されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部全体としては、各入門講座を再編して、より小規模の授業形態にし、入門として教えるべきことの整理と、これにともなう新たな教員配置をおこなう必要がある。基礎演習については、第1学年次と第2学年次に分割するなどの改革案がすでに具体的検討の段階に入っている。専門演習については、第4学年次に卒業論文を設けて学生生活の締めくくりにふさわしい演習内容にするという案が出ている。

法律学科としては、法科大学院に進学することを想定した法曹コース設置の必要性が提案されていることもあり、これを機にコース制そのものの見直しをおこなう。学生に卒業後の進路を明確に意識させるためには、法曹コースのほかに、たとえば政策法務コースや企業法務コースに編成替えをおこなうことになる。各コースへの振り分けの時期は、第3学年次からが適当である。これにともなって、専門演習の再編も求められよう。

国際関係法学科に関していえば、貴重な第1学年次からのスタート時期を一般教養科目の履修に費消するのは得策でない、という意見もある。最低限必要な専門科目の履修に努力を集中できるように内容を変えないと、国際関係法学教育の根本が問われることにもなる。近い将来、科目の精選を行わねばならないだろう。

両学科とも、少なくとも時間割編成については早急な再考を要する。2003(平成15)年度以降に、配置・割当につき相応の配慮を行う必要がある。法律学科と国際関係法学科の専門科目間の競合を極力避けるようにもしたい。

(3) 各授業科目の特徴・内容・履修形態と単位計算の方法

【現状の説明】

法学部の授業科目は、大きく外国語科目・基礎科目・専門科目に分かれる。

このうち、外国語科目は、教養的意味と専門的学習のための補助的手段という意味をもつ。第一外国語は必修でほとんどの学生は英語を履修するが、第二外国語は選択制で、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語のうちから選ぶことになる。

基礎科目は、入門・基礎演習・社会科学・人文科学・自然科学・体育という、非常に幅の広い分野の科目群からなる。第1学年次から第4学年次までのあいだに専門科目と並行して履修することも可能だが、専門科目を学習するための基礎という位置づけもあるために、できるだけ第1・2学年次で履修するよう指導している。

専門科目は、基礎法学・外国法・公法・民事法・刑事法・社会法・手続法・国際関係・政治学・特講・関連・総合の、多様な科目群からなっている。

個々の科目については、あまりにも煩雑になるので省略する。学則別表等を参照されたい。

単位計算の方法は全学共通であるが、法学部は通年の授業形態が基本であるので、外国語科目については2単位、講義・演習科目については4単位を配当している。

【点検・評価】

本学には外国語学部があり外国語担当の教員はすべてそこに所属しているので、法学部から見た場合、外国語科目は外注ということになる。外国語学部教員による外国語の授業は、きわめて高度で多様なメニューを用意することを可能とするから、大いに歓迎すべきではある。だが、外注の形態をとっている結果、法学部として必要な外国語教育の内容やレベルの点からは、やや不十分な教育になりかねない。外国語教育を教養と割り切るか、専門基礎として位置づけるかの判断がむずか

しい。

基礎科目についても、基礎演習と一部の社会科学系の科目を除いて、これも外国語学部を外注しているのが実態である。かつては本学に教養部が存在していたが、大学設置基準のいわゆる大綱化の影響で、教養部は解体して大部分の教員が外国語学部に移籍したからである。これも外国語と同様に、教養なのか専門基礎なのかについて、むしろ法学部としての主体的な位置づけが求められている。

法学部の専門科目については、学部・学科の規模に比してまことに多様な科目群を提供していると評価できる。現時点では、登録学生が過少な科目もほとんどないので、ほぼ学生の需要に見合った科目構成であるともいえよう。もっとも、大教室で多数の学生を相手にする授業形態が多いこともあるので、これについては履修制限をすとか複数コマを設ける等の措置が必要であろう。

【長所と問題点】

法学部の現行カリキュラムは、全体としては適切に編成されており、学生の満足度も高いものと評価することができる。

だが、外国語教育・基礎科目教育・専門教育のそれぞれにおいていくつかの問題点が指摘されている。

まず、外国語教育については、レベルの問題や外国人教員の配置の問題は別として、基本的に専門科目との積極的な関連を積極的に見出しにくい状態にある。とくに法律学科の場合には、中心となる日本法の解釈学が外国語の能力を必ずしも前提としないことが大きい。国際関係法学科においてはもとより前提条件は異なるはずだが、実際の専門的授業の中で外国語を用いる機会はそれほど多いわけではない。国際化の時代に逆行するかのようではあるが、法学部の専門教育と外国語との関係づけをおこなわないかぎり、外国語学習の必要性を学生に理解させることはできないだろう。

つぎに基礎科目についても、同様のことが指摘される。単なる教養ということであれば、学生は基礎科目を専門科目のアクセサリーとして軽視することになる。専門基礎科目として専門科目につながるためには、そのつながり具合を、学生に具体的に提示しなければならない。学部所属の教員が進んで基礎科目を担当することも必要となるだろう。

さらに、専門科目についても、その体系性そのものがもっぱら学問の側からの視点であって、学生のニーズとのあいだに乖離があることに気づかねばならないだろう。たしかに基本六法科目は大事ではあるが、法律の研究者や実務家を志望するわけではない大多数の学生にとっては、学問の側からではなく生活の側から見た新たな法学体系が要望されているともいえる。条文ではなく生活に基盤を置いた法学でなければ、それは真の意味での実用性もないということである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部のカリキュラムは、一方では法科大学院構想における高度に専門的な法学教育によって、他方では全学共通カリキュラム構想による外国語・教養科目の全学的な再編によって、否応なく根

本的な検討を迫られている。国際関係法学科は完成年度を迎えるにあたってカリキュラム改正を余儀なくされており、それは法律学科にも波及せざるをえない。

法学部としてのカリキュラム改正については、学部を設置した将来構想検討委員会より近いうちに具体的な改善策が提示される予定である。また、2003(平成15)年度より、全学的に学年制から Semester 制に移行することが確認されているので、この面からの改革も必然である。

詳細はなお検討中であるが、全体としてはカリキュラムを軽量化して、その代わり学生のニーズに見合った質の高い教育をおこなっていくことになるだろう。高度な専門教育は法科大学院をはじめとする大学院段階に委ねて、学部としては外国語教育や教養教育と内的な連関をもった法学基礎教育を担うことになるものと思われる。その際、単位制度の原点に帰って、学生の自学自習を前提とした授業形態をも工夫しなければならない。

(4) 協定校等との単位互換の方法

【現状の説明】

現在、法学部としては他大学等との単位互換をおこなっていない。

【点検・評価】

近隣大学からの申し出もあり法学部として検討したこともあるが、教養的科目はともかく、専門科目については法学部同士の単位互換を先行させるべきとの意見が大勢であった。

【長所と問題点】

単位互換制度は、自大学で提供しえない科目を他大学との協力で相互補完できるところにメリットがある。学生の行き来を考えるならば近隣の大学との提携が望ましいが、一方向的な関係にならないためには、提携先の大学の選択には慎重にならざるをえないだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位互換については先行する大学での利用実態について、慎重に分析してみる必要がある。将来的には、近隣の大学のあいだでの単位互換という発想ではなく、インターネットを利用し国内・国外の多様な大学とのあいだで単位互換が可能になるだろう。

(5) 既修得単位の認定方法

【現状の説明】

既修得単位の認定については、大学としてすでに制度化はなされている。法学部の場合、この制度は海外留学や編入学について個別に認定しているのが現状である。認定は、学部教授会で個々に承認を得ておこなっている。

【点検・評価】

今のところ実態として留学や編入学に限定して利用されているので、とくに問題は生じていない。

【長所と問題点】

既修得単位の認定が限定的に利用されるのであれば学生にとってもメリットがある。しかし、制度上は卒業単位の半分近くを認定することが可能であるので、これを無定見に用いると大学での教育が空洞化してしまう。限定的かつ個別的に認定していくうえで、学部・学科の主体性が問われることになる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近い将来の大学には、高校の新規卒業生以外にも多様な学生が入学してくることが予想される。大学外の学習と大学での学習をスムーズに接続するためにも、単位認定制度は利用価値がある。本学ですでに受け皿はできているので、あとは運用したいということだが、学部・学科の教育目標を確立しておかないと、大学はただの単位認定機関になってしまう。可能性は残しつつも、当分のあいだは限定的に認定すべきであろう。

(6) 社会人、外国人学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

社会人・外国人学生・帰国生徒のいずれについても、法学部として積極的に受け入れる用意があり、それぞれに対応した入学試験制度もある。ただ遺憾ながら、応募者はきわめて少ない。

社会人については、これに特化した社会人入試を実施しているが、カリキュラム上は特別の配慮をしていない。

外国人学生および帰国生徒については、特別入試を実施している。入学後は、外国人学生の場合は第一外国語を日本語とし、帰国学生については第二外国語として日本語の履修を認めている。また、特別に日本の文化に関する複数の科目を履修させるなどの配慮をしている。

【点検・評価】

いずれもほとんど有効に機能していない。

社会人については、入試段階で英語を課しており、入学後も一般学生と同様に英語を履修せねばならない。また、夜間の授業時間帯を設定していないので、実質的に有職社会人にとっては通学が困難になる。

外国人学生にとっては、現実的には日本語の学習で精一杯のところ、法学部の専門科目はとくに難解なものにみえるようである。一部の教員の個人的な指導に頼っているのが実態で、学部としてカリキュラムや指導のうえで組織的に取り組んでいるとはいえない。

帰国生徒にとっては、海外での学習歴など受験資格の要件が狭すぎて、そもそも応募者がいない

状態がつづいている。

【長所と問題点】

大学に多様な学生を受け入れることは、一般の学生にとっても教員にとっても大学の活性化につながり、大変好ましいことではある。

しかし、実際に受け入れるためのカリキュラム上の工夫や履修指導上の配慮については、上記のように大いに問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人については、入学試験の科目から英語を外すだけでなく、入学後の履修も免除するといった、思い切った措置をとる必要があるかもしれない。しかしながら、国際化の時代に英語の学力のない社会人を積極的に迎え入れることの是非については、学部として検討しなければならないだろう。

外国人学生の受け入れに関しては、実質的には法学部主導で、すでに英国の大学とは交流協定が締結されているし、今年度は韓国の大学とも交流協定を結ぶ予定である。ただ相互に言語上の問題があることに加えて、法学の専門性のゆえに多くの利用者を期待することはできない。一部の教員のみでなく、学部としての組織的な対応を確立することが、先決問題であろう。

帰国生徒については、今年度入試より受験資格を緩和したが、まだその効果は現れていない。2003(平成15)年度より Semester 制に移行するので、接続は容易になるはずである。ただ、企業等の海外勤務形態も変わり、また全般的に入学が容易になっているときに、帰国生徒の市場がどの程度のものであるかについては、あらためて調査しなければならないだろう。

(7) 編入学生受け入れに対する教育上の配慮

【現状の説明】

法学部では、第2学年次および第3学年次において、編入学生を受け入れている。いずれも受験の要件を厳格に規定したうえで、入学後には可能なかぎり既修得単位を認定して学生の便宜を図っている。要件の詳細については、獨協大学編入学試験要綱等を参照されたい。

【点検・評価】

法律学科には毎年相当数の応募があるが、国際関係法学科においては、そもそも設立時に積極的な受け入れ姿勢を公約したにもかかわらず、遺憾ながら応募者はきわめて少ない。

【長所と問題点】

法律学科には、法学系の短期大学や通信教育課程から継続的に相当数の応募者が存在する。だが、国際関係法学科の場合には、学科の特殊性のゆえか応募者がきわめて少ない。もっとも、短期大学

の4年制化にともなって、近い将来に応募者が減少することが予想される。また、法学系の通信教育課程からの応募者は、全般的に学力が低すぎる。国際関係法学科の場合には、応募者は少ないが、学力的に著しく低い者はあまり見られないようである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

率直に言って、編入学制度は、一般入試のバイパスとして用いられる傾向がある。もとより、志望動機が明確で、一定水準の学力を有している者については、広く門戸を開くつもりではあるが、その前提に欠ける者を受け入れるわけにはいかない。今後とも、この制度の運用には慎重を期したい。

(8) 科目等履修生、聴講生受け入れに対する教育上の配慮

【現状の説明】

科目等履修生・聴講生の制度はあるが、法学部の正規の科目については利用されていない。

【点検・評価】

教職課程の科目を除いては、今後ともあまり利用されないものと思われる。

【長所と問題点】

よほど特殊な事情がないかぎり、学部・学科等に属せずに特定の科目のみを履修する形態は、希望が少ないものと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実際の利用を待って、改善・改革を検討する。

(9) 教育上の効果を測定するための方法

【現状の説明】

単位の認定方法は科目によって異なるが、法学部の専門科目については、平常試験や定期試験、またはこれに代わるレポートの評価に、出席状況などを加味しておこなうのが平均的なあり方である。

成績の評価基準は全学共通であり、A(80-100点)・B(70-79点)・C(60-69点)・F(59点以下)の4段階方式をとっている。このうち、A・B・Cが合格で、所定の単位が与えられ、Fは不合格なので単位は与えられない。

なお、法学部においては、各年度初めの学部教授会で、学部開設科目について前年度の成績評価結果を教員に配布し、各人の評価基準の参考としている。

【点検・評価】

法学部においては、安易な成績評価や単位認定はしないという理解が確立している。学生もあらかじめこのことを認識しており、このことが教育水準の維持に役立っている。

【長所と問題点】

成績評価の4段階方式については、大学の標準的な評価基準として定着している。採点者の立場からしても、合格の答案等を3段階に分けることは比較的容易である。ただ、この方式は基本的には絶対評価であるはずだが、採点者の主観に流されやすいという矛盾を抱えている。またこの方式を維持するとしても、現行のA評価を分割して新たにS(AA)評価を設けたほうが特に成績の優秀な者に対して励みになる、という意見もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員によっては、答案等について100点満点による点数評価をおこなわずに、いきなりA～F評価をおこなう者が意外に多い。これでは実質上の相対評価であり、学生に対する客観的説明も困難だろう。点数評価が基本であることを周知させなければならない。また、あらかじめパーセントを提示して相対評価に移行すべしとの意見もあるが、これでは学力の全般的低下に対応できない。S評価については、積極的に考慮する価値がある。これらの点について、学部としての統一見解を早急にまとめるつもりである。

(10) 学生に対する履修指導

【現状の説明】

法学部では、開設科目を外国語科目・基礎科目・専門科目に区分し、そのうち、外国語科目と基礎科目については第1・2学年次で履修するように指導し、専門科目についてはあらかじめ年次配当をおこなって段階的な学習を促している。

また法律学科においては、第2学年次から公法コース(類)・私法コース(類)・国際関係コース(類、ただし1998年度入学生まで)に学生を振り分けて、コースごとに定められた必修・選択必修科目を履修させている。

国際関係法学科については、現在のところコース制は設けていないが、卒業後の進路を見据えて国際協力・開発協力活動、国際関係活動、国際企業活動、国際企業(人事)法務活動に即した履修モデルを設定している。

学生に対する履修指導は随時おこなっているが、とくに学年始めのオリエンテーション期間に、学年ごとに学生を集めて履修ガイダンスを実施している。また、また履修相談を申し出たり単位取得状況の著しく悪い学生については、個別的に履修の方法等について指導している。

また、新入生にはクラス担任(クラス・アドバイザー)を置いて履修相談等の窓口としている。第2学年次では基礎演習の指導教員、第3・4学年次では専門演習の指導教員が窓口になっている。

正規の開設科目の他に、法学部では従来より課外講座として「法職講座」と「公務員講座」を主宰してきたが、2000(平成 12)年度からは法職講座の一部を特化して「司法試験対策講座」を設けている。

【点検・評価】

以上の法学部としての履修指導に加えて、オフィスアワーを設けるなど、さらに個別的な指導を積極的におこなっている教員もいるが、この点については個々の教員の判断に任せているのが現状である。

【長所と問題点】

履修指導については、より個別的で具体的な指導が必要と考えるし、一部の教員は積極的にこれを実施している。だが、指導を細かくすることによりかえって学生の自律性が損なわれるとのジレンマもあり、どこまでの指導が必要かの判断がむずかしい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

クラスやゼミを基準にした場合には、クラス担任やゼミ指導教員が履修指導をおこなうことで足りるが、授業科目を基準にした場合には、科目担当の全教員が履修指導をおこなうべきかもしれない。このことに関して、オフィスアワー制度の組織的開設について、本格的な検討をおこなう時期にきている。

学年始めのガイダンスについても、指導すべき内容を整理して、単なるセレモニーに終わらない、実効性のある履修指導の機会としたい。

(1 1) 学生の学習の活性化と教員の教育指導方法

【現状の説明】

法学部では、学生の学習の活性化と授業内容の充実を図るために、毎年度シラバスを作成し、年間の授業計画を週単位であらかじめ提示している。シラバスには、科目ごとに「講義の目標」「講義概要」「使用教材」「評価方法」「受講者に対する要望」「年間講義予定」を掲載し、学生の学習意欲の向上を図るとともに、授業科目の適切な選択を促進するように努めている。

個別の授業における教育指導方法は、基本的に個々の教員に委ねられているが、多くの教員が、教科書の他に資料やレジュメを配布する等の配慮をおこなっている。

【点検・評価】

教育指導については、シラバスを除いては、授業を担当する教員の個々の対応に委ねている側面が大きい。

【長所と問題点】

シラバスは、学生のみならず教員にとっても授業を進めるうえでの指針となるものであり、教育指導に有意義な方法として評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育指導を教員個々の努力に任せることには限界がある。法学部としても、ファカルティ・ディベロップメント(Faculty Development, FD) に積極的に取り組んで、組織的な教育指導方法を開発したい。

(1 2) 授業形態と授業方法

【現状の説明】

法学部の授業形態には、大別して講義形式と演習（ゼミナール）形式とがある。

講義形式の場合、受講者数の相違はあるものの、概して多数の学生を相手に授業をおこなうため、とかく一方通行的な授業ということになりがちである。

演習科目には基礎演習（第2学年次）と専門演習（第3・4学年次）があるが、前者は20名弱、後者は両学年合わせて24名程度のゼミ生がいる。演習方式では、学生が主体となって学習・研究に取り組むことを想定しており、教員はこれに助言を与える、いわばアドバイザーとしての役割を果たすことになる。

【点検・評価】

講義形式は、たしかに一方的な授業になりがちではあるが、知識を体系的に教えることには適している。

演習形式は、学生の主体的な学習を促したり、討論や発表の技法を身につけさせるには適した方法である。

【長所と問題点】

講義形式・演習形式とも上記のような長所をもっているが、他方でそれぞれ基本的な問題を抱えている。講義形式の場合には、学生が受動的にしか授業に参加しない傾向がある。また演習形式の場合には、ややもすると基礎的な知識なしに、単なる主観的な意見のみによって討論や発表がおこなわれることになりかねない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一方通行との批判はあるが、将来ともに法学部の授業形態の基本は講義形式にあると考える。法学を体系的に教えるためには、ある水準までは「一方的」な知識の伝達が必要だからである。もちろん、講義方式だからといって、受講生の数が多くてもいいということではない。1 講義当たり

の受講生は、せいぜい 200 名を限度として制限すべきであろう。

また、演習形式の授業において討論や発表を実のあるものにするためには、参加者の共通了解として一定程度の知識が備わっていなければならない。

理想的には、一つの授業が講義形式と演習形式を併用することであるが、このためには従来型の講義と演習を再編成する必要があるので、学部として十分な検討を経ねばならないだろう。

(1 3) 学生による授業評価

【現状の説明】

本学では 1998(平成 10) 年度より、学生による授業評価をアンケート方式(授業改善のためのアンケート) で実施している。法学部も、外国語科目・基礎科目・専門科目の全開講科目について、すなわち専任・非常勤の全教員の担当授業についておこなっている。

専門科目についていえば、4 単位の通年科目については毎年 10 月、2 単位の前期完結科目については 6 月、後期完結科目については 10 月に実施する。

アンケート項目は全学共通であるが、講義科目・演習科目・外国語科目・体育科目の 4 種類の用紙を使い、それぞれ共通の設問と授業形態別の設問が組み合わされている。各設問についての段階評価のほかに、自由記述欄を大きく設けている。

【点検・評価】

本学の授業評価制度は、全科目・全教員を対象に一斉におこなわれるもので、この点では全国的にみても誇りうる制度である。法学部においても、すべての専任・非常勤教員がこの制度を理解し協力している。

【長所と問題点】

学生による授業評価を全学で運営している点は大きな長所であるが、アンケートの設問項目も全学共通であるので、法学部固有の授業形態や授業内容についての設問が加えられないという問題がある。

また、各設問における段階評価(点数評価に換算) の集計は厳密におこなわれるが、自由記述部分についての分析が十分でない。法学部では、数値的集計よりも、むしろ自由記述部分にこそ学生の生の声が現れると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部では、学生による授業評価制度を、「学生顧客主義」およびファカルティ・ディプロップメント(学部教員の教授能力開発) の観点に立って、積極的かつ主体的に臨んでいる。

数値集計部分の学生への公開に対しても他学部にも先駆けて実施したし、自由記述部分についても所属教員に公表し、法学部としての組織的な授業改善策もすでに取りまとめている。後者について

は、個々の教員の授業改善とは別に、オリエンテーション期間等を利用して学生に伝達する予定である。

(14) インターンシップ制度と実習教育

【現状の説明】

本学では就職部と教務部の主宰でインターンシップがおこなわれており、法学部の学生も参加しているが、学部が主体的に関わった形でのインターンシップは現在のところおこなわれていない。

実習教育についても、一部の教員の指導による裁判所見学や刑務所見学のようなものはあるが、これも法学部としての組織的な実習教育にはいたっていない。

【点検・評価】

就職部と教務部の共同主催によるインターンシップは、広義の就職活動でもあり大学教育の一環でもあるという捉え方であるが、学部・学科の教育の中に位置づけられたものではない。実習教育についても、学部・学科のカリキュラムと関連づけられたものではない。

【長所と問題点】

インターンシップ制度は、学生にしっかりとした職業観をもたせるための恰好の実践的教育である。これを学部・学科の専門教育の中に位置づけられれば、大学で学ぶ理論と職場での実践とが噛み合っ、学問と職業とが有機的に結びつく。実習教育も、教室での演習以上に、教育効果はきわめて大きい。

だが、これを学部・学科のカリキュラムにきちんと組み込まないと、インターンシップは単なる無給のアルバイトに、実習教育も単なる社会見学に終わってしまう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部では2003(平成15)年度実施予定の新カリキュラムにおいて、学問体系からではなく学生の進路に直結するコース制の改編をおこない、職業教育を明確に意識した法学教育を実施する。

法律学科の場合、たとえば法曹コースにおいては弁護士事務所、政策法務コースにおいては自治体、企業法務コースにおいては企業でのインターンシップを推奨し、これを単位として認定するつもりである。国際関係法学科についてはコース制の設置は未定であるが、国連の出先機関や商社などでのインターンシップが考えられるだろう。

授業形態についても、講義や演習に加えて実習的な授業を設けていきたい。

法律学科授業科目表

科目群	部門	科目	単位数	類				類				備 考
				履修開始	必修	選択	選択	履修開始	必修	選択	選択	
外国語科目	第一外国語	英語	2	1				1				ドイツ語またはフランス語を第一外国語とする場合は既習者にかぎる。 第二外国語8単位については、基礎科目および専門科目で振り替えることができる。
		ドイツ語	2	1	4			1	4			
		フランス語	2	1				1				
		英語	2	2				2				
		ドイツ語	2	2	4			2	4			
	第二外国語	フランス語	2	2				2				
		ドイツ語	2	1				1				
		英語	2	1				1				
		フランス語	2	1				1				
		スペイン語	2	1			4	1		4		
		ロシア語	2	1				1				
		中国語	2	1				1				
		朝鮮語	2	1				1				
		ドイツ語	2	2				2				
英語	2	2				2						
フランス語	2	2				2						
スペイン語	2	2				2		4				
ロシア語	2	2				2						
中国語	2	2				2						
朝鮮語	2	2				2						
小計					8		8		8			
基礎科目	社会科学	法学入門	4	1	4			1	4		*は半期で完結する科目である。 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は選択科目の単位数に算入される。 卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは国際関係法学科の科目の単位をもって代用できる。(詳細は授業時間割表参照)	
		社会科学概論	4	1			1					
		政治学入門	4	1			1					
		経済学	4	1			1					
		社会学	4	1			1					
		社会思想史	4	1			1					
	社会科学情報検索法	4	1			1						
	人文科学	歴史学概論	4	1			1					
		国語表現法	4	1			1					
		心理学	4	1			1					
		文化人類学	4	1			1					
	自然科学	自然科学概論	4	1			1					
		地球環境論	4	1			1					
		情報処理	4	1			1					
統計学		4	1			1						
体育	健康学	4	1			1						
	体育	2	1			1						
基礎演習	基礎演習	4	2	4		2	4					
小計				8		20		8		20		
専門科目	基礎法	法哲学	4	3				3			*は半期で完結する科目である。 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は選択科目の単位数に算入される。 卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは国際関係法学科の科目の単位をもって代用できる。(詳細は授業時間割表参照)	
		日本法制史	4	3				3				
		西洋法制史	4	3				3				
		法社会学	4	3				3				
		法心理学	4	3				3				
	外国法	英米法	4	3				3		4		
		ドイツ法	4	3		4		3				
		フランス法	4	3				3				
		地域共同法	4	3				3				
		外国法文献研究	4	2				2				
	公法	憲法	4	1	4			1	4			
		憲法	4	2	4			2				
		行政法	4	2	4			2		4		
		行政法	4	3	4			3				
		比較憲法	4	3				3				
		税法	4	3				3				
		地方自治法	4	3				3				
	教育法	4	3				3					
	民事法	民法	4	1	4			1	4			
		民法	4	2				2	4			
		民法	4	2		4		2	4			
		民法	4	3				3	4			
		民法	4	3				3	4			
		民法	4	3				3	4			
		民法	4	3				3	4			
	商法	4	2				2	4				
	商法	4	3				3	4				
	商法	4	3				3	4				
	商法	4	3				3	4				
	商法	4	3				3	4				
	国際私法	4	3				3		4			
	国際取引法	4	3				3					
刑事法	刑法	4	1	4			1	4				
	刑法	4	2				2					
	刑事政策	4	3		4		3					
社会法	社会保障法	4	3				3					
	労働法	4	2		4		2					
	経済法	4	3				3					
	環境法	4	2				2		4			
	消費者法	4	3				3					
知的財産権法	4	3				3						
手続法	刑事訴訟法	4	3		4		3		4			
	民事訴訟法	4	3				3					
	民事執行・保全法	4	3				3					
国際関係	倒産法	4	3				3					
	国際法	4	2	4			2					
	国際法	4	3				3					
	国際政治学	4	2				2					
政治	日本政治外交史	4	2				2					
	政治学原論	4	2	4			2					
	地方自治	4	3				3					
特講	政治思想史	4	3		4		3					
	行政学	4	3				3					
関連	法律学特講A	4	3				3					
	法律学特講B	2*	3				3					
総合講座	経済原論	4	2				2					
	会計学	4	3				3					
演習	法政総合講座	4	2				2					
	演習	4	3				3					
小計				32	24	32		36	20	32		
合 計				48	24	60		52	20	60		
				132				132				

国際関係法学科授業科目表

科目群	部門	科目	単位数	履修開始 学年	必修	選択 必修	選択	備考
外国語科目	第一外国語	英語	2	1	6			第二外国語8単位については、基礎科目および専門科目で振り替えることができる。
		英語	2	2	6			
	第二外国語	ドイツ語	2	1			4	
		フランス語	2	1				
		スペイン語	2	1				
		中国語	2	1				
		ロシア語	2	1				
		朝鮮語	2	1				
		ドイツ語	2	2				
		フランス語	2	2				
スペイン語	2	2						
中国語	2	2						
ロシア語	2	2						
朝鮮語	2	2						
小計					12		8	
基礎科目	社会科学	国際関係法入門	4	1	4			20
		社会科学概論	4	1				
		経済学	4	1				
		社会学	4	1				
		社会思想史	4	1				
		社会科学情報検索法	4	1				
	人文学科	歴史学概論	4	1				
		国語表現法	4	1				
		心理学	4	1				
	自然科学	文化人類学	4	1				
自然科学概論		4	1					
地球環境論		4	1					
情報処理		4	1					
体育	統計学	4	1					
	健康学	4	1					
基礎演習	体育	2	1					
	基礎演習	2	1					
小計					4		20	
専門科目	基本	憲法	4	1	4			*は半期で完結する科目である。 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は選択科目の単位数に算入される。 卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは法律学科の科目の単位をもって代用できる。(詳細は授業時間割表参照)
		民法	4	1	4			
		国際法	4	2	4			
		国際政治学	4	2	4			
		比較法原論	4	2		4		
		国際私法	4	2				
		国際法	4	3				
	比較政治	4	3					
	国際関係法	国際組織法	4	2	4			
		国際人権法	4	2	4			
		外国人法	4	3				
		国際環境法	4	3				
		国際経済法	4	3				
		国際開発協力法	4	3				
		国際租税法	4	3				
		国際取引法	4	3				
		国際労働法	4	3				
		国際知的財産権法	4	3				
		国際家族法	4	3				
		国際民事訴訟法	4	3				
		模擬国際裁判	2*	3				
	国際関係法特講A	4	3					
	国際関係法特講B	2*	3					
	比較法・外国法	比較憲法	4	3				
		比較契約法	4	3				
		比較会社法	4	3				
		比較刑事法	4	3				
		比較社会保障法	4	3				
		地域共同法	4	3				
		英米法	4	3				
		ドイツ法	4	3				
		フランス法	4	3				
		アジア法	4	3				
	地域の法特講	2*	3					
	関連法	憲法	4	2				
		民法	4	2				
		商法	4	2				
		商法	4	2				
		行政法	4	2				
	刑法	4	2					
国際関係	国際政治	国際関係論	4	2			4	
		日本政治外交史	4	2				
		平和学	4	3				
		国際協力論	4	3				
		第三世界論	4	3				
		国際関係史	4	3				
	国際経済	アメリカ政治外交史	4	3				
		国際関係特講A	4	3				
		国際関係特講B	2*	3				
		現代経済理論	4	2				
比較・地域研究	日本経済論	4	3					
	国際経済論	4	3					
	国際金融論	4	3					
	多国籍企業論	4	3					
	政治学	4	2					
	日本政治論	4	2					
	西洋政治史	4	3					
	西洋政治思想史	4	3					
	行政学	4	3					
	アジア政治論	4	3					
地方自治論	4	3						
地域研究特講A	4	3						
地域研究特講B	2*	3						
文献研究	国際関係法文献研究	4	2					
	外国法文献研究	4	2					
	国際関係法文献研究	4	2					
総合講座	法政総合講座	4	2					
演習	演習	4	3					
	演習	4	3					
小計					24	36	24	
合計					44	36	52	
						84		
						132		

2. 大学院研究科

法学研究科

(1) 教育課程と教育理念・目的

【現状の説明】

本研究科は、学部で4年間で学んだ専門基礎分野をさらに深化し、専門・応用分野へと発展させることをその教育目的としている。その根底には、学問知識の単なる技術的習得を越えた、全人的な人格の陶冶と完成という高い教育理念が存することはいうをまたない。

この教育理念・目的の遂行にあたって、とくに博士前期（修士）課程の場合、大学や研究所等に所属して研究と教育に専念する専門研究者の養成のほかに、一般社会の中で高度な専門知識および専門技術を駆使して活躍する職業人の養成をもめざす。そのため、研究者志望の者だけでなく、法曹・税務・会計業務の志望者にも門戸を広く開放している。これに対して博士後期（博士）課程は、研究者の養成を第一義的に考えている。

【点検・評価】

本研究科は、歴史と規模に比して、よく教育の成果を挙げていると思われる。修士論文の質も他大学の法学研究科にくらべてけっして劣るものではないし、本研究科および他大学の博士後期課程を経て大学教員になる者も相当数輩出している。博士号も、課程博士2名（内1名は外国人留学生）、論文博士1名の実績がある。

【長所と問題点】

小規模の研究科であるために、指導はほとんどマン・ツー・マンでおこなうことができ、結果として密度の高い研究指導体制になりえている。

反面、学生同士の自主的な研究活動や、他大学の学生との交流を含む学会活動には、ほとんど見るべきものがない。

応募者が年々減少しており、全般的に基礎的学力も低下している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学研究科の将来構想を描くに際して、法科大学院（ロースクール）との関係が最大の問題になっている。本学においても、2004（平成16）年度に法科大学院を設置する予定であるが、その直接の目的が法曹養成機能であることは明らかであるし、また少なくとも実定法学の研究者をめざす者にとっても、法科大学院設置後はこれを經由することが標準的な教育課程になるであろう。

当面、既存の法学研究科は維持することになるが、法曹と実定法学研究者の養成機能が法科大学院に移行することはほぼ確実であるので、とくに博士後期課程の存在意義の検証にまで立ち入った、文字どおり根本的な再編作業が不可欠のものとなる。

実定法学以外、すなわち基礎法学、国際関係法学、政治学等の分野も、法科大学院に吸収されるか、あるいはそれとは別個の新たな研究科づくりが迫られている。たとえば、本学の場合であれば、経済学研究科や外国語研究科との提携や、まったく独自に横断的な新研究科を設立することも視野に入れねばならないだろう。

また、既存の法学研究科を基盤に、資格取得を前面に出して、社会人を対象とする1年制の専修コースを設けることも本格的に検討しなければならない。

しかしながら、これらすべての将来構想も、法科大学院の設立を最優先課題にせざるをえないので、現実問題としてただちに着手できないというジレンマがある。

(2) 教育課程の編成方法と特色

【現状の説明】

博士前期課程においては、公法学・私法学・政治学・国際関係の4つの科目領域を設け、その各々に特殊講義および演習からなる専修科目群を配置している。

博士後期課程においては、特殊研究の科目群を置くとともに、学際的・応用的な研究に対応した指導体制を用意している。

【点検・評価】

本研究科は学生定員からすると小規模ではあるが、原則として法学部所属の教授・助教授(5年目以降)は全員が研究指導に当たるので、きわめて多様で濃密な指導体制がとられている。

【長所と問題点】

同規模の他大学法学研究科とくらべても開設科目数に不足はないが、学生のニーズは近年ますます多様化している。この傾向に対応するためには、学内の他研究科や外国を含めた他大学との提携が必要になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

とくに基礎法学・国際関係法学・政治学の分野を中心に、カリキュラムや担当教員等について、まずは学内他研究科との提携を図りたい。

(3) 教育指導並びに学位論文の作成等研究指導

【現状の説明】

学生は、入学時に本研究科の開設科目の中から専修科目を選択し、併せて指導教授を決定する。また、学生の研究テーマや指導教授の指導にしたがって、所要の授業科目の履修を決める。

修士論文および博士論文の作成は、学生の自主的研究と指導教授の個別的指導によっておこなわれる。

【点検・評価】

本研究科の場合、修士論文はほとんどの学生が前期課程の2年間で作成しており、その質も社会的評価に耐える水準を確保している。

博士論文については後期課程の3年間で作成することは困難であるが、課程修了後に研究生の身分を取得して研究科に留まり、なお数年をかけて作成するのが常態である。

【長所と問題点】

本研究科では、ほぼマン・ツー・マンで教育指導がおこなわれているのが実態であり、大規模の研究科には見られない手厚い指導体制となっている。

だが、このことが学生の研究の広がりを阻害したり、自主性を損なったりしている面があるかもしれない。

また、学生の研究が結局は学位論文の作成で精一杯であるということも、研究科としての研究を幅の狭い蛸壺型に留めているきらいがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育指導を指導教員の個人的熱意にのみ任せるのではなく、複数教員による共同指導や、研究科そのものによる組織的指導について、その是非をも含めて内部的に検討したい。

(4) 他大学院等の履修

【現状の説明】

大学院学則および法学研究科履修規程においては、他研究科や外国を含む他大学の大学院での履修を認めているが、そのための具体的な措置が未整備であることも一因となって、本研究科においてははまだ実績はない。

【点検・評価】

制度の不備もあるが、現在までのところ、学生からも指導教授からも、他大学院等での履修について積極的な要望はない。

【長所と問題点】

他大学院等の履修は、学生の研究の幅を広げる点がいいが、これを制度として考えた場合には、具体的な教育指導の責任が曖昧になる虞がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院の教育指導体制が良くも悪くもマン・ツー・マン方式であるあいだは、他大学院等の履修についても組織的な取り組みはむずかしい。このことは、大学院制度そのものの根幹に関わるので、

息の長い議論が求められる。

(5) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育指導の配慮

【現状の説明】

社会人の定義にもよるが、いったん社会に出たあとに入学した学生は、本研究科にもこれまでに数名いる。また、有職社会人については、正規の学生ではないが、官公庁の委託研修制度により毎年1名ずつを受け入れている。

外国人学生や外国人留学生についても、これまで相当数を受け入れており、中には博士後期課程を修了したり、博士号取得にまでいたった者もいる。

外国人学生（留学生）については、入学試験において外国語科目試験の特例等はあるが、入学後は教育課程における特別の措置はほどこしていない。また、社会人については、まったく特別の配慮をしていないのが現状である。

有職の委託研修生や外国人学生の教育指導は、事実上、指導教員の個人的努力に任されており、組織的・制度的な対応はほとんどしていない。

【点検・評価】

法学研究科においても、今後は社会人学生や外国人留学生を積極的に迎え入れなければならない。そのための組織的・制度的な体制づくりが求められる。

【長所と問題点】

社会人学生や外国人留学生を迎えることで、法学研究科における教育や研究の質がより実践的なものになったり、国際的なものになったりすることが期待できる。

だがそのためには、入学試験のあり方のみならず、カリキュラムや指導体制についてそれなりの対応を整備しなければならない。この点でも、指導教員の個人的負担に頼らない制度化が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人学生を積極的に受け入れるためには、単なる学問研究ではなく、資格取得につながるような実践的なカリキュラムを準備しなければならない。1年制の専修コースの新設、夜間・週末の授業時間設定、夏季・冬季の長期休暇を利用した集中講義期間などを設定しなければならない。大学のキャンパス外にサテライト・オフィスを開設するなどの措置も必要であろう。大学全体の問題として取り組みたい。

外国人留学生については、日本語の教育体制、外国語による授業、開設科目における国際関係法学分野の量的・質的拡充、学位授与制度の見直し等が求められる。こうした制度的な手当なしに、外国人留学生を迎えることは、かえって逆効果になりかねないことも銘記すべきである。

(6) 教育研究指導上の効果を測定するための方法

【現状の説明】

大学院の場合、教育研究指導上の効果は、学位論文に端的に現れる。法学研究科においては、とくに修士論文の水準を維持すべく、中間報告の制度を採り入れているが、他の学生や教員の面前でこれをおこなうことによって、修士論文へとつながる研究の成果をある程度客観的に測定している。

【点検・評価】

本研究科における、とくに修士論文の水準は決して低いものではない。だが、外国語文献の扱いや論文そのものの独創性は、必ずしも高くない。

【長所と問題点】

学生に対する個別指導は、本研究科のような小規模大学院ならではのものである。これによって、教育および研究の水準が確保されていることは否定できない。

反面、教育研究指導上の効果を客観的に示しうるものは、結局、修士論文の仕上がりぐあいではなく、その手前の段階での組織的なチェック体制が十分でない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一般的に言って、大学院での教育研究は個別的であるがゆえに密室化しがちである。現在学部段階でおこなわれている学生による授業評価制度を、法学研究科の独自性に配慮しながらも、大学院段階にまで広げていくことを検討したい。

(7) 国内外の大学等との単位互換の方法

【現状の説明】

大学院学則上は他大学との単位互換が想定されているが、法学研究科においてはまったく実績がない。

【点検・評価】

学部段階でも単位互換の実施に向けて他大学との協定を結ぶにはいたっていない。大学院段階での単位互換については、議論さえおこなわれていない。

【長所と問題点】

単位互換制度が学習の機会を格段に広げるものであることは、大学院段階でも同様である。しかし、大学院で国内外の大学等との単位互換を実際に進めるためには、大学間の協定だけでは足りず、教員同士の密接な協力体制や、外国の大学等の場合には、交換留学制度の整備がいっそう強く求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ、学生からも単位互換の希望は出ていない。法学研究科における教育・研究指導の体制自体が変わらなければ、今後とも検討の機運は表面化しないだろう。他大学における実例などを参考に、準備だけはしておきたい。

(8) 修士・博士の各学位の授与状況と学位の授与方針と基準

【現状の説明】

本研究科における修士号および博士号の授与状況については、別冊の『資料集』を参照されたい。

2001(平成13)年度は、外国人としては本研究科最初の課程博士の学位と、本学最初の論文博士の学位とを授与することができた。

【点検・評価】

学位の授与は大学院学則と学位規則にもとづいておこなわれる。法学研究科では、修士・博士の各論文についての審査報告書(主査1名、副査2名)について、研究科委員会による無記名投票で3分の2以上の賛成を得ることが実質的な要件となる。

【長所と問題点】

本研究科においても、修士および博士論文の主査は、指導教授がおこなうのが大原則である。実際に学生の指導に当たった者が主査として審査報告書を書くのは当然のことではあろうが、審査報告の客観性を確保するためには、それだけに副査の責任が大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも本研究科が授与する学位の質を維持していくためには、学位論文の副査に学外の研究者を入れることを原則にすることも有効な方策であろう。指導教授は主査を務めない、といった思い切った策も必要になるかもしれない。

外国語学研究科

(1) 教育課程と教育理念・目的

本研究科の教育課程と教育理念・目的を顧みるとき、1880年代にドイツ学術文化導入を目的として設立され、明治・大正・昭和を通してドイツを中心としながらも、西欧全体の学術文化導入・摂取に努め、わが国の近代化に多大な貢献をしてきた「獨逸学協会学校」の伝統と教育理念・目的を無視することは出来ないであろう。

それ故にこそ、1964（昭和39）年、上述の伝統の上に獨協大学が創立され、外国語学部はドイツ語学科・英語学科、やや遅れてフランス語学科の3学科を設置した。既設の3学科の専攻する言語を通じて言語・文学のみならず、その言語圏の文化・社会をも総合的に把握・理解しうる特色あるカリキュラムを組んできた。

しかしながら、国際社会の急激な発展と複雑化が進展する現代社会にあって、深い知識を有する国際人を、さらにそのような国際人としての研究者の育成を、学部段階では達成し得ないことを外国語学部は認識していた。

このような認識の上に立ち、また、言語・文学・文化・社会を総合的に把握・理解させる学部のカリキュラムが社会から高く評価されていることに鑑み、外国語学部はさらに高い教育・研究課程の設置を痛感した。

それ故に、1986（昭和61）年に外国語学部ドイツ語学科・英語学科の上に大学院として外国語学研究科博士前期課程が設置されたのを嚆矢として、1994（平成6）年4月にフランス語学科の上にも博士後期課程が設置されるに至って、外国語学研究科は、博士前期・後期課程を備えたドイツ語学・英語学・フランス語学専攻を持つこととなった。更に平成11年4月には新たに言語文化学科が設立されて4学科となったが、言語文化学科の大学院はまだ設置されていない。しかし将来何らかの形で設置が見込まれる。

各専攻に教育課程とその理念・目的の特性をあらためて述べるならば以下ようになる。

ドイツ語学専攻

ドイツ語学専攻博士前期・後期課程は、獨逸学協会以来百有余年のドイツとの深いかわりに基づくドイツ語教育の伝統をふまえ、ドイツ語学専攻を中心としながらも、学部と同様にドイツ文学・ドイツ文化をも含めた地域研究を根幹とし、高度の研究と教育により専門文献を十分理解しうる語学力を学生に習得させる。

従って、前期課程においては、ドイツ学研究者の道を拓くことは言うにおよばず、現在わが国が政治・経済・文化等においてドイツとますます深い関係にあることに鑑み、学生達に共通・関連科目も履修させ、国内はもとよりドイツ語圏においても実務面で活躍できる有為な人材の育成を目的としている。

後期課程はドイツ語学専攻中心の大学院としてドイツ学研究者養成の完成を最終目的とするが、上述の実務面で活躍できる人材のさらなる育成も期する。

英語学専攻

英語学専攻博士前期課程は、外国語学部英語学科の基礎的な専門教育の上に立って、英語学・英米文学・英語文化・国際関係論・コミュニケーション論の各分野の多様な教育課程を配し、大学院設置の教育理念・目的、さらには現職英語教員の再教育など、現代社会の要求に沿うように努めている。現時点でもこの理念・目的は広く理解され、毎年現場の英語教員を含めて定員の2倍から3倍の志望者を、本学だけでなく多くの他大学からも迎え入れている。

英語学専攻博士後期課程は、英語学・英米文学・英語文化の各分野に亘る教育課程により、大学院設置基準の後期課程の目的・理念に沿うように努めている。自立した研究活動を行うという目的に関しては、博士学位を取得した者6名、さらに数名が最終段階に入っている。また学位を得た2名はすでに大学専任教員として活動している。後期課程の定員は1997(平成9)年に3名に増員を認められたが、毎年遥かにこれを越える志望者があり、今後緊急にさらなる定員増が望まれる。

フランス語学専攻

フランス語学専攻博士前期・後期課程は、本学外国語学部フランス語学科の基本理念と同じく、学生の希望・適性に応じて、語学・文学・文化の3部門の中から自由に自分の専攻を選べるようにしている。すなわちこの3分野のそれぞれに研究と演習を配置している。

前期課程においては上述の他に文献研究と共通・関連科目を配し、学生の幅広い教養の獲得を目的としている。分野の異なる多様な研究者が演習・研究等の科目を担当しており、教育理念・目的に沿う体制をとっている。

後期課程はいまだ発足後8年を経たにすぎないが、現在のところ、後継研究者養成に努めているとともに、とくにヨーロッパ統合によりフランスの役割が重要視され日仏間のより濃密な知的交流が予想される今日、それに適応しうる人材の養成を主眼においている。

(2)教育課程の編成方法と特色

ドイツ語学専攻

ドイツ語学専攻では、博士前期課程・後期課程を通じて、学部ドイツ語学科カリキュラムのドイツ語・ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化を総合的に履修させる特色をふまえ、ドイツ語学研究・ドイツ文学研究・ドイツ文化研究の3部門の科目履修をカリキュラムの根幹としている。

前期課程においてはドイツ語学・英語学・フランス語学の3専攻に共通の特色ある共通・関連科目をも履修しうるように配慮し、基礎的な専門知識と幅の広い視野を持つ研究者または実務面でも活躍できる有為な人材の育成にふさわしいカリキュラムにもなっている。

後期課程は前期課程で習得した専門知識とドイツ語能力を基礎とし、その一層の発展・充実を図り、専門分野における研究者の大成を期するカリキュラムを編成している。

英語学専攻

英語学専攻博士前期課程では、前述したように、英語学科における教育課程の 3 系列の科目の上
にたつて、英語学・英米文学・英語文化・国際関係論・コミュニケーション論の各分野の研究科目
を中心に、さらに文献研究・各分野の特殊研究、外国語教育論など多様な共通・関連科目を配置し
ている。

英語学専攻博士後期課程では、英語学・英米文学・英語文化を配し、特に英語学では音韻論・統
語論・意味論・語用論と最新の学問研究を踏まえた研究科目を配置している。前期課程と同じよう
に後期課程でも国際関係論・コミュニケーション論を専攻できるようになっている。

フランス語学専攻

フランス語学専攻博士前期課程では、上に述べた構成の中で、次のような特色を示している。すな
わち、語学の分野では、現代フランス語の音韻論・統語論とフランス語歴史文法という、共時論・
通時論をともに備えた研究科目を設けていること、また一般のフランス文学・フランス思想のほか
に、特に文化の分野でフランス政治思想史という科目を置いていること、これがフランス文学専攻
の修士課程とは違った特色である。

博士後期課程でも、旧来の文学部フランス文学科とはまったく異なる方向で、本学外国語学部フ
ランス語学科が開設以来積み上げてきた実績をふまえ、前期課程の特色を生かしたカリキュラムを
編成している。特に語学の分野で、現代フランス語の音韻論・統語論とフランス古典統語論・文体
論という、共時論・通時論をともに備えた研究科目を設けていること、また一般のフランス文学・
フランス思想のほか、特に文化の分野でフランス政治思想という研究科目を置いていること、そ
してこれら担当教員各自の専門を生かしながらその連携プレーによって総合的な学問形成に道を開
いていることが、他大学におけるフランス文学専攻の博士後期課程とは違った特色を出している。

(3) 教育指導並びに学位論文の作成等研究指導

各専攻とも、初年度に各学生に指定される指導教授による、マンツーマン方式を主体とする「演習」
を中心に、修了時における学位論文提出を目標として指導にあたっている。

(4) 他大学院等での履修

これについては前期課程・後期課程とも国内、国外の大学院で履修した単位は 8 単位までそれぞ
れ認められている。博士後期課程在学の学生 1 名が認定留学生として海外で勉学を終えて復学し、
博士学位の取得にむけて勉学中である。

(5) 社会人・外国人留学生に対する配慮

現職の英語教員に対する再教育の制度ができ、2002 年度 5 月に実施される選抜試験の結果によっ
ては社会人が英語学専攻の前期課程に入学することが期待される。また 2003 年度には社会人のため

の1年制大学院英語教育専修コースの開設が決定している。

(6)教育研究指導上の効果を測定するための方法

授業時における発表・レポート・筆記試験などを行っている。また前期課程においては、修士論文提出のための「中間報告」を課し、その発表会を行い、修士論文の質の向上を図っている。後期課程においては、博士論文を提出する前提となる「資格申請のための論文」の提出を求めるほか、博士論文提出のための「中間報告会」を開催し、質の高い博士論文作成に努めており、十分その効果を上げている。

(7)国内外の大学等との単位互換と方法

現在までは行われていないが、目下検討中である。

(8)修士・博士の各学位の授与状況と学位の授与方針・基準

授与状況は下表のとおりである。

年度別修士学位授与状況

修士学位授与数			
研究科 専攻	外国語学		
	ドイツ語学	英語学	フランス語学
1986 (S61)	開設	開設	
1987 (S62)	2	4	
1988 (S63)	5	7	
1989 (H 1)	4	6	
1990 (H 2)	3	4	開設
1991 (H 3)	2	4	1
1992 (H 4)	1	4	1
1993 (H 5)	4	5	1
1994 (H 6)	3	9	2
1995 (H 7)	4	8	3
1996 (H 8)	3	9	2
1997 (H 9)	3	11	1
1998 (H10)	1	12	0
1999 (H11)	2	7	3
2000 (H12)	2	5	1
2001 (H13)	3	8	2
計	42	103	17

年度別博士学位授与状況

博士学位授与数			
研究科 専攻	外国語学		
	ドイツ語学	英語学	フランス語学
1990 (H 2)	開設	開設	
1991 (H 3)	-	-	
1992 (H 4)	1	1	
1993 (H 5)	0	0	
1994 (H 6)	0	0	開設
1995 (H 7)	0	1	-
1996 (H 8)	0	0	0
1997 (H 9)	0	0	0
1998 (H10)	0	1	1
1999 (H11)	0	0	0
2000 (H12)	0	0	0
2001 (H13)	0	3	0
計	1	6	1

本学学位規則(『2001年度大学院の手引』 p.23)、研究科履修規程第13条(『2001年度大学院の手引』 p.35-36)の要件を学位の授与方針とし、また、学位授与の基準としては、資料収集能力・論旨の明確性・形式の適切さ・独創性などを挙げることができる。このような方針・基準に従って上記のように学位が授与されている。

経済学研究科

(1) 博士前期課程の教育課程と教育理念・目的

21世紀における日本経済と世界の新たな関連を展望し、国際的な視点を機軸に据えた教育・研究体制の確立と、新時代に即応しうる高度な知識と技術を備えた優れた経済人の育成をめざす。そのために本研究科博士前期課程は、経済学・経営学・情報科学をそれぞれ分離したものとしてではなく、三位一体化したものとして教育課程に組み込んでいる。すなわち、経営科学群（経営学分野4科目と会計学分野4科目）と情報科学群（統計学分野3科目と情報分野5科目）の2群を広い意味での経営情報科学としてとらえ、これを経済科学群（理論・歴史・経済政策の3分野29科目）への補強併設科目群としているところに、本研究科博士前期課程の大きな特色がある。

したがって本研究科博士前期課程は、従来の大学院教育を特徴づけてきた縦割りの教育課程の編成にではなく、むしろ横割りで柔軟な編成に重点をおいているといえよう。その意味から、とくに 経済・経営情報専攻の徹底、 地域研究の充実（ここでいう地域とは、従来の意味での単なる「地方」ではなく、国内はもとより国外にまで領域を拡大した、いわば国境を越えたグローバルな視野に立った「地域」を意味している）、 開かれた大学院、の3つを具体的な教育目標として掲げている。

(2) 博士後期課程の教育課程と教育理念・目的

本研究科博士後期課程の基本的な教育課程は、上述した博士前期課程の横割りの教育課程を前提としつつ、さらに高度な専門研究レベルに対応すべく、経済学群（理論・歴史・政策）と経営情報科学群（経営学・情報・会計学）の2大分野に整理・統合されている。本研究科の専攻を「経済・経営情報専攻」とする所以はまさにここにある。

また同時に、21世紀に向けた社会的責務として、外国人留学生、とりわけ環太平洋圏諸国・諸地域からの留学生に対して、いわゆる「開かれた大学院」をめざしていることも、本研究科博士後期課程の大きな特色の1つである。

【問題点】

前期課程には、ここ数年来の休眠科目があること、また科目名の不適切なものが目立った。前期課程設置から11年を経過した2001年に、情報部門の科目名を大幅に変更した。今後、他分野において、削除できる休眠科目を含む科目の統廃合、また時代状況の変化に対応した科目名の改正、あるいは新科目の追加など、見直しの時期にきているように思われる。

この見直しは、専任教員の専門分野との関係などきわめて難しい課題ではあるが、たとえば同一科目のものを ・ ・ ・ などで区別するのは、やはり便宜的な逃げの方法であって、改める必要がある。

こうした問題点は、後期課程についても同様である。

(3) 教育指導並びに学位論文の作成等研究指導

【教育指導・学位論文の作成指導の概略】

修士論文の作成指導については、担当教員（主査）による指導を主とし、副査がこれを補佐する方法をとっている。

修士論文について、大学院教授全員出席を基本として合同中間報告会（9月下旬）を開催し、これに向けて当面の指導をおこなっている。中間報告会后すぐに副査を決定し、副査の指導は中間報告後におこなわれる。なお、中間報告会には前期課程1年次生も陪席するため、報告者に良い意味での緊張感をもたらし、かつ1年次生にも大きな刺激と参考になっている。

こうして作成された修士論文は、12月上旬に一時提出させ、主査、副査が論文指導を行い、1月中旬に論文提出をさせ、最終審査（最終報告会）を経て学位が授与される。

【問題点】

中間報告段階での報告内容が、概して低レベルのように見受けられる。前期課程学生の取り組みの安直さにその根本原因があるものと想像されるが、そうであればこそなおさら、教員の指導のあり方が問われるべきであろう。

最終審査が、やや形式だけのものに陥っている気がする。主査と副査の共同指導の関係について、教員自体が勉強する必要がある。

最終論文審査には入念な論文審査と、主査と副査による口頭試問形式を主軸にすべきであって、これに研究科委員長など執行部が関与すべきではない。

【学位論文の公開】

学位論文の公開については、獨協大学経済学会編『獨協大学研究年報』第1号～第10号（1992（平成4）～2001（平成13）年）により公開している。

(4) 他大学院等の履修

いまだ対応策なし。

(5) 社会人・外国人留学生に対する配慮

【社会人に対する教育課程編成や教育指導の配慮】

いまだ社会人の入学実績をみていないので具体的には言及しがたい。しかし、昨今の時代状況の変化に対応して、大学院大学・総合研究大学院大学・連合大学院・夜間大学院・通信制大学院、さらに1年制修士課程などの必要が論議されている現状を考え、2003年度より1年制修士課程「情報コース」を設立することになった。

また近年、いわゆるサテライトキャンパス（駅前など街中の分校ないし分室）を開設して、積極的に社会人大学院生を迎え入れようとする大学が登場してきた。これは夜間大学院の将来像の1つ

を示唆するものであるが、費用・採算との関係で難問には違いないが、時代状況の変化という点で現在本研究科においても検討を行っている。

【外国人留学生】

表 1 に示したとおり年々入学者減の傾向にあり、その対応の充実が迫られているといえよう。とくに中国人留学生の減少は、受験科目などの考慮が必要である。外国人留学生にとっては日本語自体が外国語であるから、学部段階の留学生には必要以上の語学的負担を強いるべきではないが、大学院においては研究指導上で英語の必要性に問題のあるところといえよう。

表 1 外国人留学生の国籍別入学状況

	中国	台湾	韓国	計
1997 年度	2 (1)	2 (0)	1 (0)	5 (1)
1998 年度	0 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)
1999 年度	4 (1)	0 (0)	2 (2)	6 (3)
2000 年度	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
2001 年度	2 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (1)
計	11 (2)	2 (0)	6 (4)	19 (6)

(女子内数)

(6) 教育研究指導上の効果を測定するための方法

大学院教育における教育効果の測定に妙案があるわけではないが、たとえば修了後の進路によってある程度の測定は可能であろう。本研究科前期課程修了後(1997～2001(平成8～12)年度修了)の進路については、表2のようである。

この表にみられるように、企業会計・税理士事務所への就職が圧倒的多数を占めており、本研究科がいまだ本来の大学院として機能するに至っていないことを示している。要は試験免除機関でしかなく、本研究科への入学者の志望動機が試験免除にしかないのが実状であるとすれば、現実問題としては致し方ないところであろうが、少なくとも本来の姿とはいえない。しかし、非常勤も含めた大学講師への道や、後期課程進学者が増加しているの、本来の大学院の機能を発揮しつつある。

表 2 博士前期課程修了者の進路状況 (1997～2001 年度修了)

進路	人数
会計・税理士事務所	10 (うち税理士 4 名)
企業	15
大学専任講師	3
大学非常勤講師	2
高等学校教諭	2
高等学校非常勤講師	1
博士後期課程進学	5
大学院研究生	2
他大学大学院	2
その他(未定・不明)	7
計	49

(7) 国内外の大学等との単位互換と方法

本節(4)と同様、いまだその対応策なし。

(8) 修士・博士の各学位の授与状況と学位の授与方針・基準

【修士号の授与状況】

1991～95(平成3～7)年度における授与件数は、1991年度=10件、1992年度=15件、1993年度=16件、1994年度=9件、1995年度=8件の通計58件であり、各年度別の修士論文の題目は以下のようである。

1997年度

- 王 鵬飛「北京市近郊地域における農村の変貌」
木川 裕「事業部制からカンパニー制へ」
北崎幸之助「福島県白河高原における戦後開拓地の変貌」
許 薇「メインバンク・システムの研究」
甄 勇「出展戦略ゲーム」
島田 範彦「金融商品の時価評価に関する 考察」
徐 征「日本と中国の経営者行動の比較」
杉村 智代「フィランソロピーと寄付税制」
范 志国「中国における広告浄化と自主規制」
程島 京子「高齢社会における公的介護制度」
町田 博「現行割賦販売会計基準の問題点と課題」
雪田ひろみ「ジェンダーと租税・社会保障制度」

1998年度

- 猪狩 光代「奢侈、道徳、経済に関する歴史的考察」
大谷 裕美「首都近郊における花卉生産地域の展開」
権 賢兒「テストの評価法とその有効性」
酒井 忠順「地ビール事業におけるブランド・アイデンティティの重要性について」
武田 涼一「常磐自動車道沿線における果樹生産地域の成立とその特徴」
趙 ・「トヨタ自動車における下請生産システム」
西田 直樹「インターネット上でのデータベース構築」
深見 香織「ヨーロッパにおけるコンソーシアムの成立」
安富 良貴「都市型機械金属工業における地域連関」
山口 学「社会科マルチメディア教材の開発」
雪田ひろみ「わが国個人所得税制における女性の位置付け」
若林 洋輝「コンピュータ適応型テストによる被験者の能力推定」

1999 年度

安藤千寿子「意思決定における ABC の役割」
伊澤 彰浩「時価評価会計の展開とそれに基づく財務諸表」
岡山 悦子「市町村財政における国民健康保険制度」
金 恩英「連結の範囲に関する日・韓比較」
松田 吉巨「税効果会計の制度化とその論拠」
水澤 徳至「高齢社会における公的年金の財政方式」
森山かおり「分権化時代における地方税制度」
米田 典弘「ストック・オプション制度導入に伴う会計問題」

2000 年度

天野祐一郎「セグメント情報の有用性とその開示基準の展開」
大宮 清英「情報システム構築におけるオブジェクトデータベースの有効性」
小林 佳美「問題解決型マルチメディア教材の利用と開発」
鈴木 宏昌「環境会計の現状と問題点」
竹中 夏絵「在外子会社等の財務諸表項目の換算について」
・ 玉娟「新しい業績評価指標 EVA」
趙 鋒「空間統計データの PC 上でのデータ表現とその応用」
范 芳「CGI 機能を持った教材 学習支援システム」
卞 順徳「連結企業集団の韓・日比較」
森島 健「愛知県渥美郡田原町における養豚業地域の存立形態」

2001 年度

大竹 伸郎「水稻直播の導入と地域営農の変化」
江 芝成「中国国有企業のコーポレート・ガバナンス改革」
孔 祥凱「トヨタ生産システム」
山津 葉子「退職給付の会計基準とその財務報告」
大坪 史治「企業の持続可能性を目的とした環境会計」
本庄 里実「企業再生に関する会計の諸問題」
黄 海湘「個人情報に反映した検索エンジン拡張の試み」
立野 貴之「コミュニケーションツールを利用したビジネスゲームシステム」
篠原 幸喜「日本語聴解教材と成績管理システム」

【博士号の授与状況】

2001 年度に博士号第 1 号を授与した。博士号についても、社会的要請に応じて積極的に授与することが望ましいが、後期課程開設から 10 年しか経過したにすぎない現段階では、現実問題として困難な状況にある。

【学位の授与方針】

修士号の授与については、上述したように積極的に取り組んでいるが、博士号の授与については事情・条件が相当異なり、明確な成果を果たしていない。なお、博士号については次の点が重要である。博士号の取得をめざす者は、学位論文を提出する前段階において、学会・専門分野で異なるものの、学会報告を最低1回はおこなうこと、学術論文を3点以上発表すること、そのうち2点はレフリー付きの論文であること、などの条件を満たさなければならないであろう。社会科学系における博士論文は、基本的には著書としての公刊が義務づけられているから、先の3条件は最低の条件であるにすぎない。

3 . 課外講座・生涯学習

課外講座

(1) 会計士講座と情報処理講座

本学では、各学部の学則上のカリキュラム以外に各種の課外講座を開設し、ダブル・スクール時代に対応して、資格取得、就職活動の有利な展開をめざす学生のニーズに応えてきた。現在、課外講座は9講座が開設されているが、この中で主として経済学部教員が担当し、学部の授業科目と関連が強く、毎年定期的開催されている講座として、「会計士講座」と「情報処理講座」がある。前者は、日商簿記検定試験、公認会計士・税理士の資格取得を目標とし、「基礎コース」を取得したのち「研修コース」に進み、簿記・工業簿記・原価計算・会計学を段階的に学習するシステムをとっている。「研修コース」では本学経済学部卒業生であって公認会計士試験に合格し、実際に職業会計人として活躍中の3名に特別講師として指導を依頼し、現役学生とOBとの交流の場としての役割も果たしている。

「情報処理講座」は初級システムアドミニストラータ試験、基本情報処理技術者試験、MOUS検定試験を受験することを目標に講義と演習を行い、10月の情報処理技術者試験までに、週1~2回の授業を行っている。この講座は専門の資格取得を目指す学生のための実務教育と受験指導のための講座ではあるが、大きくは大学教育の一環であり、情報関連科目の並行履修を指導し情報処理科目の履修を義務付けるなど、学部の科目履修との連携を前提としている。

学生はこれらの講座の受講を通じて専門分野の学習に対する意欲が刺激され、関連する授業科目を積極的に学習する動機付けが与えられることになる。受講生数については会計士講座が昨年度(2001年)115名で、例年100名前後であり、情報処理講座については昨年度(2001年)142名であり、今年度は新しくMOUS検定講座が新設されたこともあり、さらなる受講生数の増加が見込まれる。因みに2001年度秋情報処理技術者試験における初級シスアド合格者は14名であった。

(2) 公務員講座・法職講座

法学部では、正規のカリキュラムに組み込まれた学科目以外に、特別に課外講座を設けて学生の教育指導にあたっている。これは学部の教育理念・目的を強く意識したうえで、なおかつそれを社会の場で活かすことのできる人材の養成をめざすものである。課外講座には、公務員講座と法職講座がある。このうち、公務員講座は国や地方公共団体で公務員として仕事をしたいと希望する学生のための講座である。教養・専門コース(教養と専門試験の主要科目について重要論点を指導する)、憲法・民法・行政法コース(4年次生のための短期集中講義をおこなう)、春期特別コース(来年度、公務員試験を受ける者のためのコース)の3つのコースが設けられている。なお、本試験の内容と形式の把握を目標に、教養と専門試験を実施する「模擬試験」も用意されており、また「公務員試験受験準備室」の利用もできることを言い添えておく。

法職講座は、司法試験をはじめとして各種の法律専門職につくための資格試験受験のための講座である。文科系学生にとって比較的取り組みやすい資格試験を対象に、カリキュラム・開講科目が設けられており、必要に応じてのゼミ形式・ディスカッション形式による問題理解の徹底、希望に応じての集中講義の実施がはかられている。実力養成コース（基礎程度の学力を有する者を対象としたコース）、演習コース（基礎講座修了程度以上の学力を有する者で、実践的な応用力を身につけようとする者のためのコース）が設けられている。また、2000年度からは専門学校と提携し、本格的な司法試験対策講座を開講している。なお、「司法試験準備室」の利用も可能なことを付記しておく。

生涯学習

(1) オープンカレッジ

【現状の説明】

獨協大学オープンカレッジは、1970（昭和45）年に開設された「獨協大学公開講座」以来の歴史を持ち、現在のオープンカレッジは1993（平成5）年から開始された。2002年には10年目を迎えるオープンカレッジは埼玉県内最大規模（2001年度約100講座、受講生約2,000名）の生涯学習の場であり、草加市からも援助を得ている。

2001年度の開講科目、受講者数は以下のとおりである。

2001年度オープンカレッジ春期・通年講座

（受講者数は2001/4/23現在）

	講座名	講師	曜日	時限	回数	定員	受講者数
1	はじめての英会話（入門）	A.R.ファルヴォ	土	3	18	20	19
2	英会話 A（初級）	J.ウォールドマン	月	4	9	20	22
3	英会話 B（初級）	A.R.ファルヴォ	土	4	9	20	21
4	英会話 C（初級～中級）	Kペイン	土	1	16	20	20
5	英会話 D（初級～中級）	F.ファーン	木	4	18	20	17
6	英会話 A（中級）	J.ストーム	月	4	9	20	14
7	英会話 B（中級）	R.M.ペイン	土	1	9	20	18
8	英会話（上級）	R.M.ペイン	土	2	9	20	11
9	ワンポイントトラベル英会話（初級）	川村 幸夫	土	2	8	20	21
10	トラベル英会話（入門～初級）	川村 幸夫	土	1	16	20	22
11	トラベル英会話（初級～中級）	海老沢達郎	火	2	18	20	19
12	English Through Content（中級～上級）	K.ペイン	土	2	8	20	19
13	時事英語	森永 京一	土	2	18	20	10
14	ビジネス英語の基礎（初級）	杉山 晴信	土	3	16	20	20
15	はじめてのビジネス英会話&マナー	福田 浩子	土	3	18	20	19
16	続・はじめてのビジネス英会話&マナー	福田 浩子	土	2	18	20	19
17	はじめてのドイツ語会話（入門～初級）	田島加奈子	火	3	18	20	18
18	ドイツ語会話（初級～中級）	C.ヨープスト	金	4	9	20	15
19	ドイツ語会話（中級以上）	R.クライン	火	4	9	20	10
20	はじめてのフランス語会話（入門～初級）	松橋 麻利	土	2	18	20	17
21	フランス語会話（初級～中級）	井上 美穂	木	3	9	20	8
22	フランス語会話（中級以上）	R.佐久間	土	3	9	20	7
23	はじめての中国語会話A（入門～初級）	張 継濱	土	2	18	20	17
24	はじめての中国語会話B（入門～初級）	秦 敏	土	3	18	20	9
25	中国語会話（初級～中級）	張 継濱	土	1	9	20	13
26	中国語会話（中級以上）	秦 敏	土	4	9	20	6
28	スペイン語会話（初級～中級）	G.T.ヨシカワ	土	1	18	20	10
29	スペイン語会話（中級以上）	G.T.ヨシカワ	土	1	18	20	10
30	イタリア語会話	石井 勇	月	4	18	20	18
31	ポルトガル語会話	山本麻美子	土	3	18	20	6
32	はじめての朝鮮語会話（入門～初級）	朴 勇俊	土	3	18	20	21
33	朝鮮語会話（初級～中級）	李 貞美	土	3	18	20	19
34	はじめてのタイ語会話（入門～初級）	江藤 双恵	土	1	18	20	7
35	タイ語会話（初級～中級）	江藤 双恵	土	2	18	20	14

36	インドネシア語会話	小笠原健二	土	2	18	20	13
37	はじめての日本語(入門~初級)	野村美知子	水	前期2 後期3	18	20	15
38	日本語会話(初級~中級)	岩沢 正子	月	2	9	20	20
39	日本語会話(中級以上)	武田 明子	火	3	9	20	9
40	日本語教育能力検定試験対策講座	井口 厚夫 他	火・金	5	20	20	12
41	源氏物語を読む	河北 騰	木	3	18	30	36
42	短歌の歴史と鑑賞・実作	飯島 一彦	土	2	9	30	27
43	万葉集を読む	福沢 健	土	1-2	10	30	25
44	俳句・実作と現代俳句鑑賞	綾野 道江	金	3	12	30	20
45	恐怖の日本文学	佐藤 毅	土	2	9	30	33
46	ロレンスを読む	北澤 滋久	木	3	18	30	9
47	シェイクスピアを経験する	長谷部加寿子	金	2	18	30	12
48	名作でたどるアメリカ南部の旅	秋山 武夫	土	3	18	30	15
49	能楽鑑賞入門	櫻間 金記	土	2	12	30	30
50	ギリシア神話	古川 堅治	木	2	18	30	24
51	東洋人からみた西洋音楽の興亡	近衛 秀健	土	3	10	30	15
52	古代オリエント史	小林登志子	土	2	18	30	25
53	フランスの音楽	松橋 麻利	土	3	18	30	6
54	インドネシアの社会と文化	小笠原健二	土	1	9	30	12
55	カウンセリング 入門	林 潔	土	3	6	30	40
56	カウンセリング 認知行動療法	林 潔	土	4	6	30	42
57	キャッシュフロー経営と経済性分析	香取 徹	土	1-4	3	20	18
58	日本をめぐる国際関係	星野 昭吉	水	4	9	30	18
59	An die Freude 「喜びに寄せて」の深層	渡部 重美	金	3	7	30	9
60	ボールルームダンス	青柳多恵子	土	3-4	9	30	17
61	ファミリースポーツ・レジャー	和田 智	土	3	8	30	9
62	パソコン入門A	富田 幸弘	土	1	4	50	23
63	パソコン入門B	富田 幸弘	土	2	4	50	48
64	パソコン入門C	富田 幸弘	土	1	4	50	7
65	パソコン入門D	富田 幸弘	土	2	4	50	27
66	パソコン初級A(ワード)	富田 誠	土	3	8	50	45
67	パソコン初級B(ワード)	松田 洋	土	2	9	50	49
68	パソコン初級C(ワード)	小川 克己	土	4	8	50	20
69	パソコン中級A(エクセル)	松田 洋	土	3	9	50	49
70	パソコン中級B(ホームページ)	松田 洋	土	4	9	50	40
71	仕事に生かすパソコン	富田 誠	土	4	8	50	50
					合計	1920	1389

2001年度オープンカレッジ秋期講座

(受講者数は2001/9/2現在)

	講座名	講師	曜日	時限	回数	定員	受講者数
1	総合講座	小林 哲也	土	3	5	100	83
2	英会話 A	J.ウォールドマン	月	4	9	20	19
3	英会話 B	A.ファルヴォ	土	4	9	20	22
4	ワンポイントトラベル英会話	川村 幸夫	土	2	8	20	20
5	英会話 A	J.ストーム	月	4	9	20	16
6	英会話 B	R.M.ペイン	土	1	9	20	15
7	English T.C.	K.ペイン	土	2	8	20	13
8	英会話	R.M.ペイン	土	2	9	20	12
9	ドイツ語会話	R.クライン	火	4	9	20	17

10	ドイツ語会話	C.ヨープスト	金	4	9	20	12	
11	フランス語会話	R.サクマ	土	3	9	20	10	
12	フランス語会話	井上 美穂	木	3	9	20	閉講	
13	中国語会話	秦 敏	土	4	9	20	12	
14	中国語会話	張 継濱	土	1	9	20	4	
15	日本語	岩沢 正子	金	2	9	20	21	
16	日本語	武田 明子	火	3	9	20	21	
17	日本語教育能力検定対策講座	井口 厚夫	火・金	5	20	20	15	
18	男女共同参画社会の実現に向けて	烏谷部志乃恵	木	4	9	30	5	
19	現代中国の諸問題	辻 康吾	土	4	4	30	11	
20	ドイツにおける歴史意識と教育	黒田多美子	土	4	8	30	7	
21	カウンセリング入門	林 潔	土	4	6	30	26	
22	カウンセリング - 認知行動療法	林 潔	土	4	6	30	17	
23	インラインスケート入門	和田 智	土	3	9	30	13	
24	ボールルームダンス	青柳多恵子	土	3	9	30	15	
25	パソコン初級A (Word中心)	富田 幸弘	土	1	8	50	23	
26	パソコン初級B (Word中心)	富田 幸弘	土	2	8	50	25	
27	パソコン初級C (Word中心)	松田 洋	土	2	9	50	18	
28	パソコン中級A (Excel中心)	松田 洋	土	3	9	50	17	
29	パソコン中級B (ホームページ中心)	松田 洋	土	4	9	50	18	
30	仕事に生かすパソコンA	富田 誠	土	1	8	50	12	
31	仕事に生かすパソコンB	富田 誠	土	2	8	50	24	
						合計	980	543

【点検と評価】

本学の公開講座が1993年(平成5年)にオープンカレッジと改称してからの、推移を見て分かる通り、ここ3年間は、受講生数および収入等を見てもほぼ飽和状態にある。

開講初期当時こそ大学公開講座はインパクトもあり集客率も高かったが、近年、カルチャーセンター、社会教育(公民館等)でも公開講座が多く開かれるようになったことに加え、職場等でも企業内研修が盛んに行われるようになったことから、次第に受講者数の伸び率も鈍ってきた。

オープンカレッジ過去9年間の講座数、受講生数の推移

年度	講座数	受講生数	収入	収支差額
1993(平成5)	57	1,169	21,618,800	1,560,624
1994(平成6)	58	1,341	41,816,620	10,021,030
1995(平成7)	73	1,399	41,651,500	12,669,252
1996(平成8)	78	1,711	48,503,600	17,038,833
1997(平成9)	80	1,762	50,582,200	19,249,880
1998(平成10)	86	2,045	55,914,200	23,344,480
1999(平成11)	94	2,108	55,843,100	22,359,205
2000(平成12)	104	2,193	54,011,616	-1,015,100
2001(平成13)	101	1,925	44,088,800	-17,258

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状においては、外国語会話などの実用的な講座からスポーツ講座までと、趣味・教養・文化関係のものが多くを占めており、また、主な受講対象者としては、在宅の女性や定年後の高齢者が大半である。今後は社会人（職業人）を対象として見据えた生涯学習の拡充が必要となってくると考える。現在ある教養文化講座の他に、単位付与制度や資格取得を目的とした講座として「個人のキャリア開発」に生かせる「社会人（職業人）のための学習の機会」や「各種資格・検定等に係る学習支援」としての講座を積極的に取り入れていく必要があると考える。

単位認定

まず、現在実施している「オープンカレッジ」の単位を大学の授業単位の振替えられるようにし、大学に在学している学生の単位振替および本人の希望により、本学入学後に単位振替できるような単位認定制度の検討が必要である。生涯学習熱が高まるにつれ、大学公開講座で取得した単位を利用して、大学院に再入学する等の希望も当然高まりを見せる。

通年開設

開設時期も現在の春期・秋期に夏期を加え、夏休み期間の短期集中講座実施も検討すべきである。夏休みに本学において、生涯学習講座を実施することにより、地域社会との関わりを持つとともに、卒業生たちのリカレント・リフレッシュ教育が可能となるであろう。

実践性の重視

社会人が、知識や技術が一定の資格に結びつき、自分自身のキャリアアップに役立つものを生涯学習に求めてくると考えるならば、開設講座のプログラムに個人のキャリア開発のためのもの、生涯設計への知識・技術・能力向上を目的としたもの、会社から独立し事業を始めるための知識を与えるもの、など即実践に役立つものとしての講座開設が必要である。

現在では、ただ単に50の手習い的な講座ではもはや人は集まらない。資格取得も可能にし、将来的にはMBAの取得も可能にするなどの工夫が必要である。そのためには外部からの優秀な講師を積極的に登用するなど、講座、講師の選定からカリキュラムの立案に至るまで検討できる実質的な委員会設立が不可欠である。

メディアの活用

今後の多様なメディアの出現により、それらを利用することによって教室以外でも授業を受講することが可能となってくるとであろう。その場合、生涯学習の拡充として、総合学術情報センター（仮称）の中に生涯学習情報発信の基地としての機能を整備し、衛星通信ネットワークやインターネットを活用することにより、より多くの受講者を対象とした講座の実施が考えられ、教室に向かないマルチメディアを利用した授業の開設による単位認定できるような教育システムを進めていくこ

ともできると考えられる。

また、18才人口の減少を危機的状況と捉え、今後は採算を重視したビジネスとしてオープンカレッジを捉えていくべきであろう。

以上の点を考慮し、従来広報部広報課が所管していたオープンカレッジの企画・運営業務は独立させ、2002年度から「エクステンションセンター設置準備室」が設置されることになった。充実した生涯教育を提供する「エクステンションセンター」が2003年度からスタートすることになっている。

(2) その他の生涯学習への対応とそのための措置

オープンカレッジ以外の本学の生涯学習への対応としては、学部および大学院における科目等履修生・聴講生の受け入れや社会人の再教育に資するための委託研修生の制度を設けていることがあげられる。また、外国語教育研究所では、中学校・高等学校の外国語科目を担当する教師を対象に外国語教授法や外国語運用能力の向上を目的とする講座を開講している。

第5章 研究活動

外国語学部

(1) 教員の研究活動の活性度を検証するためのシステムの適切性

外国語学部専任教員の研究活動状況は、別添の資料『専任教員の研究業績一覧表』に示されている通りである。他にフランス語学科では、毎年11月に「フランス語教授法研究会」を開催している(詳細は後述)。

外国語学部では、自己点検の一環として、また教員間の研究交流に役立てるため、1995(平成7)年に『外国語学部教員のプロフィール』を作成、各教員の研究領域や主要研究業績を公表した。その後、定期的に研究業績を各学科等の紀要にて公表するように努めている。

しかしながら、現在の研究業績の検証は、必ずしも系統だて行われているとは言えず、事実上、昇任や大学院担当のための業績審査に限られている。今後は継続的かつ研究の活性化に効果の期待できるようなかたちでの検証システムが構築されるべきであろう。また、外国語教育の比重の高い学部の特性を考慮すると、評価の対象も、著書や論文のみならず、教育上の研究活動や語学教材の執筆・開発などの多様な活動も業績として評価するような配慮が望まれる。

<『専任教員の研究業績一覧表』参照>

(2) 教育研究上の組織単位毎の研究活動の活性化等の状況

ドイツ語学科

学科基礎科目であるドイツ語諸科目(「ドイツ語・(総合)」「ドイツ語・(LL)」「ドイツ語(基礎)」「ドイツ語(応用)」)にそれぞれ小委員会が設置され、教育内容の充実を図っている。また、有志によって「ドイツ語教育研究会」が組織され、教材の研究・開発にあたっている。さらに、不定期ではあるが、提携大学などからの交換教授を迎え、その都度研究会を行い、専門研究の活性化を目指している。

2002(平成14)年6月には日本独文学会の春季学会が本学で開催され、準備・運営に学科全体で取り組み、シンポジウムなども行った。

英語学科

英語学科では、外国語教育研究所主催の「獨協大学外国語教育講座」において英語教員向けの研究会に毎年参加し、英語学科における英語教育のみならず中高の英語教育における具体的な問題の

提言を行っている。また、2001（平成13）年度より、英語学科内に「獨協大学英语教育研究会」と称する研究組織を作り、学内のみならず学外の英語教育関係者のネットワークを構築し、英語教育に関する研究を行っている。さらに、英語学科内の教員間の研究活動を積極的に進めるために「英語学科談話会」と称する研究組織を構築し、年に数名の教員の研究発表会を実施している。また、教員個人のレベルで「英語語法文法研究会」と称する研究会を構築し、教員・学生・卒業生を交えた研究会も実施している。今後、このような研究会の立ち上げやプロジェクトを実施することで、英語学科としての研究活動はさらに高まるものと考えられる。

フランス語学科

フランス語学科教員の研究活動は、基本的に各教員がそれぞれの専門分野において、学会活動、他の機関との共同研究、その他の個人研究等を通して行われており、その実績は前述の学科紀要の中の「フランス語学科専任教員の業績」において公表されている通りである。

また、学科全体の共同の教育研究プログラムとして、毎年、全国のフランス語教育関係者の参加を得てフランス語教授法に関する研究会「獨協大学フランス語教授法研究会」が開催され、2001年度で15回を数えた。

さらに、2001（平成13）年度には、大学の制度を利用して学科教員が企画した国際シンポジウムを学科全体として支援し、その実現を果たした。

毎年公表される学科専任教員の業績に見るように、教員の研究活動は全体として着実に活性化している。また、本学科の教員が中心となって毎年開催するフランス語教授法研究会は、その都度新しい研究成果をげにけにしており、わが国のフランス語教授法の進歩の一翼を担っている。

今後も、基本的に各教員がそれぞれの研究活動の環境の中で業績を挙げ、それを教育に還元してゆくことが求められる。

また、学科が共通の教育目的のもとに成立していることに鑑みても、今後、教員の研究成果を活かしつつ、学科の中で教材開発に取り組むことも課題となりうる。

言語文化学科

言語文化学科としては、1999（平成11）年度に数名の学科教員が研究発表会を行った。その後の煩雑な学科事務などの事情から会は中断しているが、学科のカリキュラム改正を機に、可能ならばより開かれた形式での研究会の再開が望まれる。併せて、このような機会を通じて学科の学生に対して研究への刺激を与えることも大切であり、なんらかのかたちで実現させたい。

（3）教員の研究活動を活性化させ促進させるための諸条件の整備状況とその有効性

【現状の説明】

本学では、教員の研究活動を支えるために、施設面では、各専任教員に個人研究室（18m²）、外国語学部の各学科に共同研究室（72m²）が整備されている。財政面では、各専任教員に対し個人研究

費（年間 41 万円）が支給されるとともに、学部・学科に教育研究用予算・共通図書費が割り当てられている。さらに次のような助成制度が設けられている。

a. 特別研究助成

個人研究 1 人 40 万円を限度として全学で 5 人以内

共同研究 1 研究グループ 200 万円を限度として全学で 2 研究グループ以内

b. 学術図書出版助成

総額 500 万円を限度として全学で 3 点以内

c. 国際共同研究助成

1 研究グループ 300 万円を限度として全学で 2 研究グループ以内

d. 学外研修費

国外 長期 300 万円 短期 120 万円

国内 長期 50 万円

e. 学会開催助成

参加人数 350 名以上に対して 25 万円、200 名以上 350 名未満に対して 20 万円、50 名以上 200 名未満に対して 15 万円を補助

研修制度としては、助成制度 d. の研修費が支給される長・短期の「学外研修」や、その他「特別研究休暇」「交換教員」等の制度がある。

これらの各助成・研修制度に基づく研究活動の状況は、別添の資料「特別研究休暇」「特別研究助成（個人研究）」「特別研究助成（共同研究）」「国際共同研究助成」「学術出版助成」「学会開催助成」「草加市助成に係る研究助成」「学外助成受け入れ件数」「教員研究旅費」にあるとおりである。また各学科等で、年に 1 回ないし 2 回、「紀要」を発行している。

【点検と評価／長所と問題点】

前回の自己点検以来、パソコンおよびインターネット等の設備は充実の方向にあり、全般的な研究条件は整備されてきたといえる。海外の研究資料の手配、内外の大学教員との交流などにインターネットが日常的に活用されている。今後はこれらの設備を継続的に最新のものにし、共同研究室の環境をマルチメディア対応型とするなどの方策を推し進めることで、より円滑で活発な研究活動が行える体制を整えることが望まれる。

前回の報告で問題点として指摘された点について述べる。

- (1) 言語文化学科の開設にともない、共通科目を主として担当していた教員グループにも独自の共同研究室および事務補助員が用意された。
- (2) 前回の自己点検後、情報関連の設備はおおむね整備が進んできた。今後も積極的に水準を高める努力が望まれる。

- (3) 従来、各種研究費・図書費では購入できなかったマルチメディア関連のハードやソフトの購入が可能になり、研究費等の運用がより自由になった。しかし、学科共同研究室の予算運用ではまだまだハードウェアに対する制限がある。学部・学科予算等でより柔軟にハードウェアが購入できるよう切に希望する。
- (4) 各種助成の応募・審査の体制は現在も変更がなく、課題を残したままとなった。今後も「部局長会」での決定によらず、独自の審査機関の設置が望まれる。また研究成果の検証システムを充実させる必要がある。
- (5) これまでと同様に、学部教員数に対する「学外研修」「特別研究休暇」の割当人数の学部間における不公平は是正されていない。今後とも改善が求められる。

また、新たな問題点として以下のような点があげられる。

- (6) 学科予算
各学科に割り当てられている図書・雑誌購入費用が削減の方向にあり、情報や研究資料の収集に支障を来している。また(3)でも述べたが、ハードウェアの購入などにより柔軟な対応が求められる。
- (7) 海外出張
学部の性格上、所属教員は海外での学会活動に関わることが多々ある。これらの活動に対しての経済面での援助はもとより、授業回数などの確保を優先するあまり、特に学期期間中の海外での学会活動が著しく制限されている。特に招待されている場合までも、学期中であることを理由に出張が許可されないことがあった。大学は教育の場であるとともに、研究の場であることは言うまでもない。また研究活動により、世界の最先端で進んでいる研究の一端を授業等で紹介することで、教育活動はより活性化されるものである。このままでは教員の研究意欲を減退させかねない。
- (8) 研究時間の確保
専任教員数が削減されるなか、各教員の授業負担が増えつつある。学内事務の増加とともに、教員の研究時間の確保が問題となりつつある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題としてある諸点について、以下のような改善・改革が望まれる。

- (1) 学部・学科予算のより柔軟な運用
学科教員の共通する研究資料の購入やマルチメディア環境をより整備するために、ハードウェアの購入などがある程度学科の裁量で行えるような予算措置を取る。
- (2) 各種助成の運用
「部局長会」とは別に、助成に関する独自の審査機関を設け、審査を行うとともに研究成果の検証を行う。
- (3) 「学外研修」「特別研究休暇」の不公平是正

全学的に、研修・休暇制度を、各学部・学科の教員数に応じてより適切なかたちになるように見直す。

(4) 海外出張

海外出張を従来のように一律に制限するのではなく、出張の内容(招待か否か・発表を行うか、など)、これまでの成果、期待される教育へのフィードバックなどを勘案して、より積極的に認める。同時に、学期中の出張の場合には、補講や集中授業などの授業形態を有効に採用する。

(5) 研究時間の確保

研究員制度などをより拡充し、教育・事務の負担を軽減する方向で研究活動を充実させる。

経済学部

(1) 教員の研究活動の活性化を検証するためのシステム

【現状】

経済学部教員の研究活動の活性化を検証するための現行システムとしては、

紀要『独協経済』の発行

『経済学部研究会』の開催

『専任教員研究領域と業績』の刊行

などを挙げることができる。

経済学部紀要の発行は年3回の発行を原則としており、年間予算としても300～450万円程度を毎年支出している。

「経済学部研究会」は年間に3～4回程度開催し、平均数名ずつの研究報告を行っている。1999年度から2001年度までに開催された研究会のテーマ、報告者リストは次の通りである。

第1回 1999年7月7日

報告：“The teaching English for Business and Economics Student at Dokkyo University : descriptions and considerations ”

報告者：Warren B. Roby

第2回 2001年6月27日

報告：浜本光紹

報告者：「流域における河川水質改善に対する社会経済的評価に関する研究」

第3回 2001年7月11日

報告：「電力自由化について」

報告者：西川純子

第4回 2001年7月11日

報告：1990年代の金融政策

報告者：斉藤美彦

第5回 2001年12月5日

報告：中国のWTO加盟と東アジアの経済協力

報告者：全 載旭

大学院共同研究会

第6回 2001年11月22日

報告：昭和恐慌と平成不況 小泉構造改革の行方

報告者：中村正則（一橋大学名誉教授・本学非常勤講師）

第7回 2002年1月18日

報告：証券取引をめぐる規制動向について - 日米比較を中心に

報告者：佐賀卓雄

『専任教員の研究領域と業績』は、1990年以降、おもに紀要『獨協経済』の一部としてほぼ毎年定期的に公開されている。最近では、2000年度より新しく発刊された『Network 経済』（年間3回発行）に最近の業績を載せる欄「経済学部教員の研究行動」を設け、著書、論文、翻訳・書評・その他、学会・研究会報告等の分類で記載している。

【点検・評価ならびに長所と問題点】

以上のような研究活動の活性度をどのように点検・評価するかというシステムが機能しているかどうかについては各教員の研究業績を紀要などに公開する程度になっている。

以下、いくつかの問題点を挙げてみよう。

専任教員が研究活動をどのような形で行っているかは、学会報告、紀要への論文掲載、共同研究成果、学会誌への投稿論文、商業誌への投稿論文、共同執筆著書出版、単著書出版など研究成果のいくつかを挙げることができる。

紀要については、論文、研究ノート、資料、書評などの分類があるが、専門領域の相違から論文の質的内容についてのチェックが必ずしも厳格に行われてきたとはいえない。もちろん、経済学部には経済学部長を委員長とする9名で構成される紀要委員会が存在するが、その役割は主として論文の配列順位の決定、ジャンルの決定くらいであるので、論文の質的内容についての質疑は行われていないのが現状である。

年3回の紀要の発刊であるが論文の投稿の締め切りまでに予定論文数の集まりが悪いことが多く発刊日が遅れることが多くなっている。経済学部では、年間の論文投稿希望者をあらかじめ応募させて、年間の論文執筆者について計画的に論文数をそろえる工夫をしてきたつもりであるが1,2本論文が期日までに間に合わないことが多く、発刊が遅れることが多くなっているのが現状である。

紀要の権威については、文部科学省および大学の昇任人事およびその他の業績審査においても、必ずしも論文としてのポイント数を認めていないこともその一因になっていることは否めない。そして、紀要が自由に投稿できる、厳格なレフリー（審査）制度がないなどの理由も、紀要への投稿を敬遠するものが多いのではないかと思われる。

紀要は、しかしながらワーキングペーパーではなく、正式な論文として掲載されるものであり、昇任人事のための業績点数、学位論文の執筆の準備など、また学部の専任教員が当然学生や同僚の教員たちに学会誌以外に身近に研究成果を提示する機会を与えるものであることを全員が認識すべきである。

「経済学部研究会」は、経済学部では新任の教員が自分の専門領域を披露する場でもあり、また学外研修からの成果を発表する場でもあり、さらに異なる研究領域の研究者がいろいろな角度から意見を交換する場でもあるので、研究会は今後とも活発な研究活動の機会を提供するものであると認識している。経済学研究科では、研究会は学外の研究者を招聘し、年間3

回を目的に活発に開催している。この研究会は予算措置を認められている。

教員の業績リストの公開は、紀要『獨協経済』と大学院『研究年報』に掲載されている。しかしながら、この公開は、毎年1回行っているが、『Network 経済』には年3回発表されるので、最新の業績を発表する機会と業績一覧を見ることができる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 紀要の編集と発行についての改善点は、次のように考えることができる。

投稿締め切り日や発行日をできるだけ厳守する。

掲載論文のレベルを上げるためには、審査基準を高め内容の質的レベルを上げるのは勿論であるが、大学執行部および学部執行部が紀要に掲載される論文について、そのポイントを引き下げるような発言を慎み、専任教員である以上投稿を義務付けるようにすることも重要であろう。さらに、審査基準の適用基準の整備、および審査委員会の厳格な審査も必要となろう。

(2) 研究会の改善と提案について

投稿者は、研究会で発表を義務付けるようにすれば、研究会も活発になり、論文の質的内容もあがるものと思われる。

研究会での報告・発表も業績のポイントにカウントするようにする。

学外者の研究発表の機会を作ることにより、学内の教員に刺激を与え、また研究活動を活発にすることができる。

(2) 教員の研究活動の活性化等の状況

【現状】

経済学部では、1994(平成6)年「経済学会」を組織し、教育研究活動のいっそうの活性化を図っている。会員の構成は、正会員である経済学部専任教員と学生会員(大学院生ならびに所定の会費を納めた学部学生)、特別会員および賛助会員よりなる。

経済学会の事業としては、紀要『獨協経済』(季刊)、『獨協経済研究年報』(大学院生の論文掲載を主たる目的とする年刊誌)、研究会ならびに講演会等の開催、公開講座の開催、演習の論文雑誌の印刷・製本代の補助金を年間10万円支給、演習の研究活動(合宿の会議室の費用、印刷・コピー費、その他の活動費)に5万円支給している。さらに、経済学部では、2001年度から語学教育に力を入れて、各種プログラムを実施し、経済学会員に対しては、各種講座の受講料の補助金を与えている。たとえば、「夏期・春期英語集中講座」(経済学会員は、20,000円を半額)、「経済数学夏休み集中講座」(経済学会員は、11,000円を6,000円)、経済学部TOEICテスト(エリート)(経済学会員は、2,400円を無料)等である。その他、経済学部の工場見学、あるいは、企業・経済機関の見学等には経済学会から補助金を与え、課外活動に対して補助金を与え実社会の見聞を広めることにしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では、「経済学会」への学生会員の加入は任意加入としている。大学院研究科学生の加入率は、学部学生よりも低い。その理由は学部学生に対する方が各種の事業プログラムが企画されているが、大学院のプログラムはそれに比較して少ない。また博士後期課程は5年間会員としての有効期限があるが、博士前期課程では2年間と短いことも加入率の低い理由であろう。しかし、学部から大学院に継続している場合には、会員も継続して有効であることを考えてもよいのではないかと。

会員は入学時に1万円を払えば、卒業まで会員資格を維持することができるが、経済学会がこの会費に見合った十分なサービスを会員に提供しているかどうかが問題になったが、当初よりもはるかに会員に各種のプログラムを提供している。さらに、2000年度より『Network 経済』を発刊し、経済学部の諸活動を内外に、また学生および父母、指定校、併設校に対してもこの冊子を通して経済学部卒業生の活躍、経済学部の教員の活動を発信する活動をしている。

(3) 教育の研究活動のための諸条件の整備状況とその有効性

【現状】

全学的には、1998年度より5年間も同額になっているが年額41万円支給されている。この用途は大別すると、学会出張費と個人研究費に分かれており、その配分は、各人に任されている。このほかに、図書購入のための共通図書費があり、経済学部には年間1,300万円が割り当てられ、経済学科と経営学科とに等分される。また、大学院経済学研究科には200万円の共通図書費が配分されており、演習担当者には、修士論文執筆のための資料費、文献費用として院生の図書購入にも割り当てられている。

経済学部では、1997(平成9)年度より2001(平成13)年度までは上記の学科別650万円の共通図書費を、先ず専任教員個人が1人当たり申請可能限度額を20万円として自動承認し、20万円を超える場合には+10万円を限度として申請できるようにした。その場合には、学部図書委員の承認を得なければならないとしている。2001年4月1日現在では、経済学部の教員数は52名であったから1人当たり約25万円となる。しかしながら、経済学部では専任教員全員が満額使用することはないので、個人購入申請を10月ごろ打ち切ってその残額を経済学部の重点図書費として専門領域(経済学科3コース、経営学科4コース)ごとに毎年交代で使用できるシステムを採用している。

全学的な研究活動活性化のための制度としては、「特別研究助成」、「国際共同研究助成」、「学術図書出版助成」等があり、また1979(昭和54)年以来本学の所在地である埼玉県草加市より毎年、地域問題関連テーマの共同研究に対して研究助成金が支払われている。なお、「特別研究助成」は、個人研究向けと共同研究向けに分かれている。

1997(平成9)年度から2002(平成14)年度までの経済学部に与えられた助成金の利用状況は、次ページの表の通りである(表A)。

表 - A

草加市助成による共同研究

年度	研究代表者	研究課題	助成額(万円)	研究期間
H.10	伊藤為一郎	経済社会環境の変化と草加市の未来	大 学 100	H.10年4月～11年3月
			草加市 100	
H.11			大 学 100	H.11年4月～12年3月
			草加市 100	

特別研究助成（共同研究）

年度	研究者	研究課題	助成額（万円）	研究期間
H. 9	本田 勝	コンピュータ利用による講義方法の研究	200	H.9年4月～11年3月
H.13	浜本 光紹	地域における河川水質改善に対する社会経済的評価に関する研究	120	H.13年4月～14年3月

国際共同研究助成

年度	研究者	研究課題	助成額（万円）	研究期間
H. 8	前田 功雄	インターネット上の化学反応工学データベース	300	H.8年4月～10年3月
H.14	本田 浩邦	アメリカの所得格差のマクロ的影響に関する国際比較研究	300	H.14年4月～16年3月

学術図書出版助成

年度	執筆者	書名	助成額(万円)
H. 9	百瀬 房徳	貸借対照表法の生成史	162.4
H.13	湯田 雅夫	ドイツ環境会計 環境原価と環境負荷の統合に向けて	168.6

教員の学外研修制度は、長期研修（1年）と短期研修（3～6ヶ月）に分かれる。長期研修は、国外が主たるものであるが、国内の他大学や研究機関などで研修を行うこともできる。1997（平成9）年3月までの経済学部専任教員54名のうちすでに長期研修制度を利用したものは、20名で、そのうち18名が国外、2名が国内であった。1998年以降2001年までに経済学部の専任教員が長期研修を利用した者は、3名であり、そのうち3名が国外、2名が国内であった。1988（昭和63）年以来、1997年までに特別研究休暇（サバティカル）を利用した教員数は8名であり、1998年度以降2002年度までは4名の利用であった。

研究室の充実、研究活動の活性化にとって極めて重要な要素である。本学の場合、専任教員はワンル・ムンションよりもやや狭い感じのする個人研究室を利用しており、また学部別の共同

研究室も用意されている。前者については他大学と比較して狭い感じがするし、後者については外国語学部が学科ごとに用意されているのに対して経済学部は1つの共同研究室しか与えられていないという不満が残る。経済学部の場合、「ニューメディア室」があり、共同使用のためのパソコンなどの情報機器が設置されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個人研究費については、41万円に1998年より凍結されている。そして学会出張費用と書籍・資料費などと合計して使用することになっているが、でき得れば、学会出張費の回数が多くなり、また情報関係に関するソフト等の購入も多くなり、書籍の購入が少なくなっているのが現状である。

共通図書費の金額は、経済学部ではコースの領域ごとに毎年交替に重点図書として購入している。これは個人の購入できる範囲をあらかじめ決めておいて残金が残れば、経済学部にとって各分野の重点図書購入に充てるというものである。利用方法については雑誌購入についてもう少し弾力的運用ができないものか今後の課題である。

全学的な研究助成は、共同研究および個人の研究に対して出版助成の補助をしているが、この制度は比較的機能しているのではないかと思われる。願わくば、本学に「獨協大学出版社」(仮称)を設立してよいのではないか。

国外長期研修は比較的充実しているが、経済学部では最近年齢にとらわれず決定されることはよいことと思われる。長期研修は若い研修者ができるだけ留学の機会をもち、年配者はできるだけ短期の留学を回数を増やして行けるようにしたらよいのではないか。

特別研究休暇(サバティカル)は、現状ではその本来の目的である研究のためではなく、他の目的(病氣治療等)に利用されているとの指摘もある。専任教員は7年ごとにこの制度を利用できるようにしたほうがよい。また6ヶ月の制度も設けたほうがよい。もちろん、休暇中の研究成果は何らかの形で発表することを義務付けることも必要である。

法学部

法学部には「法律学科」と「国際関係法学科」の2学科があるが、研究活動について両学科に基本的な相違はない。したがって、とくに断らないかぎり法学部としての共通事項を中心に記述し、学科間に相違がある場合にのみその旨を記すこととする。

1. 教員の研究活動の活性化を検証するためのシステム

【現状の説明】

法学部では、年度ごとに全専任教員の研究活動報告を取りまとめ、紀要『獨協法学』誌上で公表している。教員自身の自己申告にもとづくものであるが、著書・編著、論文、判例研究・批評、書評、翻訳、座談会・シンポジウム・報告書・その他、学会活動の7項目に分けて、研究業績等を記載している。

【点検・評価】

このように研究活動を公開することによって、各教員は自己の研究状況を点検するとともに、他の教員の研究状況を知ることができ、互いに刺激し合いながら法学部全体としての研究活動を活性化させている。

【長所と問題点】

各自の研究成果を自主的に公表することは、とかく個人作業に陥りがちな研究に良い意味での刺激となるに留まらず、問題関心を相互に確認することによって、共同研究への大きな契機となっている。

また、副次的な効果ではあるが、教員の昇任に際してその公平性・公正性が保証される。

もとより、研究活動そのものはさらに活発におこなわれねばならないが、公表の方法等については、今のところとくに問題は生じていない。法学部として誇りうる、良き伝統である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の研究活動報告を、学生や社会に対していっそう積極的に公表することになれば、紀要誌上での報告だけでなく、インターネット等の活用も必要になるだろう。

研究業績の報告は、紀要での取りまとめ以外にも、学内での昇任審査や役職就任時にも求められるし、文部科学省への報告や自己点検評価報告でも必要になるので、フォーマットを共通化して外部からの批判に耐えうるものに改善すべきだろう。

2. 教育研究上の各組織単位毎の教員の研究活動の活性化等の状況

【現状の説明】

法学部では、研究活動の活性化の方策として、専任教員をメンバーとする「獨協大学法学会」を

組織するとともに、前述の紀要『獨協法学』を年3回発行し、教員に研究活動の発表の場を提供している。

また、法学会主催の講演会を適宜開催し、外部の研究者や実務家を招いて研究の一助としている。この講演会は、学生や大学院生にも公開している。

【点検・評価】

大学外での研究活動はともかくとして、学内での研究活動は決して活発とはいえない。

【長所と問題点】

法学部の専任教員による研究活動は活発であり、学界でも高く評価されているが、それはもっぱら学外におけるものであって、学内での研究活動はあまり盛んではない。

ただし、教員は国際共同研究には意欲的であり、国際シンポジウム開催の計画もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内での研究活動を活性化させるための方策として、次のようなことが検討されている。

まず、研究紀要への論文等の掲載を義務化すること。年2回発行から年3回発行へと変えたこともあるが、それ以前からも紀要への掲載は特定の教員にかぎられていた傾向もあり、また商業誌への寄稿を優先させるきらいもあるので、この点について根本的な議論が求められる。紀要は大学の窓であり、教員全体で育てていくという心構えが必要である。

学部内での研究会を活性化すること。以前はおこなわれていた各種の研究会が、近年は停滞している。講演会も学生への啓蒙としては有意義だが、研究的性格は弱い。

このところ、教育や学内行政の負担が著しく増加しており、教員の研究活動に割きうる時間的余裕が減少していることは事実であるが、法学会を組織している以上は、その貴重な研究活動をまずは学内に還元することが求められよう。学部内での率直な議論が待たれる。

さらに、教員の研究活動の相互評価を求める意見もある。

3. 教員の研究活動を活性化させ促進させるための諸条件の整備状況とその有効性

【現状の説明】

「個人研究費」は、研究雑費を含めて年額41万円が支給される。

この他に、特別研究助成制度があり、事案に応じて「個人研究助成費」「共同研究助成費」「国際共同研究助成費」が支給される。

さらに、学術図書出版助成制度や、学会開催に関する助成制度がある。

専任教員には個人研究室が貸与され、また学部ごと（外国語学部のみ学科ごと）に共同研究室が設けられている。

研修制度としては、長期・短期の海外・国内研修制度がある。また性格はやや異なるが、特別研

究休暇制度（サバティカル）もある。

以上はすべて全学的な制度であり、学部・学科単位で運用されている。

【点検・評価】

他大学にくらべても、ほぼ遜色のない諸制度として評価できる。

【長所と問題点】

研究助成制度や研修制度等が学部・学科単位で運営されているために、所属教員が少ない法学部にとっては、きわめて有利な運営実態となっている。そのために学部・学科への割り振りの基準を見直そうという動きもあるが、法学部の場合には教育や学内行政の負担が相対的に大きいことも十分に顧慮すべきであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

制度としては概ね十分に整備されているが、運用面では種々の問題点が指摘されている。

たとえば個人研究費については、書籍等の資料費の他に学会等への出張旅費も含まれているので、結果としてどちらかにしわ寄せがくることになる。

研修制度や研究休暇制度も完備しているが、一方で学内行政の役職に就くとその利用が不可能になり、このことが役職を避けることにもつながっている。また、研修期間の延長も慣例化すると、授業の手当や他の教員の負担増にもつながりかねない。

大学教員にとって、教育と研究と学内行政のバランスをどう考えるべきかは難問であるが、制度の改善を期するためにも、率直な意見交換が必要である。

第 6 章 教員組織

1. 学部・学科

外国語学部

(1) 教員組織の適切性・妥当性

外国語学部の教員組織は、ドイツ語・英語・フランス語・言語文化の 4 学科と、学部共通科目からなる。専任教員は前記 4 学科のいずれかに所属しており、非常勤教員は各学科もしくは学部共通科目に所属している。

専任教員の現員構成(2002 年 2 月 26 日現在)は以下のようになっている。

学 科	教 授	助教授	専任講師	助手	計
ドイツ語学科	18	4	4	0	26
英 語 学 科	33	5	3	0	41
フランス語学科	12	6	2	0	20
言語文化学科	19	6	1	0	26
合 計	82	21	10	0	113

ドイツ語学科

十分な語学教育と広い範囲の専門教育をカバーできる教員組織を目指している。

- (1) ネイティブ教員の占める割合は、全教員数 26 名のうち 6 名(教授 3、助教授 2、専任講師 1)で、全体の 4 分の 1 弱に達し、語学力の養成に努めるとともに、最新のドイツ事情、研究成果の教授を行っている。
- (2) 専門の各部門を指導している教員の比率は、「言語・文学」:「思想・芸術」:「歴史・社会」の各部門で 7:7:7 となっているが、「言語・文学」の研究者が「思想・芸術」を一部担当しているのが現状で、今後の教員補充のしかたに一考を要する。
- (3) 教員の男女比は、男性 20 名、女性 6 名、その比率は 10:3 であり、大学教員組織としては女性の占める比率は高い。
- (4) 年齢構成については、公募により若い新任教員を補充していることもあり、40 歳未満の教員が 4 名在籍して、ほぼ適正なバランスといえる。

英語学科

【現状の説明】

英語学科の専任教員数は現在 36 名で、その守備範囲は学科科目及び全学の英語教育など広域に渡

っている。当然のことながら、全てに対応できる状況ではないため 96 名の非常勤講師含めて全学の英語教育に対応している。

専任教員の内訳は、教授 34 名、助教授 5 名、専任講師 3 名で、男女の割合は、男性 38 名、女性 4 名である。ネイティブの専任教員数は 4 名である。これらの教員により、英語学科の 3 つのコースである言語情報、文学・文化、国際コミュニケーションなどの専門科目、共通科目、基礎科目の担当を行なっている。

【点検と評価】

英語学科の目標は、先述した通り、(1) 高度な英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせる共に (2) 言語、文学・文化、国際関係、コミュニケーションの 4 つの学問分野における専門知識を身に付けることにより国際社会で活躍できる教養豊かな人材を育成することを目指すものである。

この目標を達成するための教員組織としては、高度な英語によるコミュニケーション能力を十分学生に身に付けさせることができる十分な教育能力を持つ日本人と外国人教員が確保されなければならない。近年はコミュニケーションを専門とする教員を積極的に採用しているが、更なる人数の確保が望まれる。また、ネイティブの教員枠は、現在 5 名とすることが既に決まっているが、更なる人数の確保が必要であろう。一方、専門知識の教育を担当する教員についても、更に充実する必要がある。

【長所と問題点】

現行の教員組織は、前回の調査時に比べると教育課程がより明確になったために適度な人的貼り付けが可能となるなど大いに改善されつつある点では長所と言うことができよう。しかしながら、大学の創立当時に採用された教員が大量に退職する時期を迎えたこと、また教員数の削減などにより十分な数の教員の補充が難しくなっており、新たな雇用形態の導入などを含めて新たな教員組織作りが求められている。

【将来の改善・改革についての方策】

現行の教員組織は、専任教員とこれを補う非常勤教員の 2 つの雇用形態に基づいている。だが、今後の少子化などにより大学を取り巻く環境は厳しさを増すばかりであるので、新たな雇用形態に基づく教員組織の構築を検討する必要がある。また、一定数の専任のネイティブ教員の確保は必須であるが、語学教育のみを担当する教員については、外部組織の人的資源の積極的活用など工夫を凝らす必要がある。

なお、法学部、経済学部の第一外国語としての英語、ドイツ語学科、フランス語学科の第二外国語としての英語を担当する非常勤講師については、2003 (平成 15) 年度に予定されている全学カリキュラムの発足に伴ない全面的に移管される予定であり、今後の学内での英語学科の教員組織にも

変化が生まれることになる。

フランス語学科

教員組織は 16 名の日本人専任教員（男性 12 名、女性 4 名）と 2 名のフランス人専任教員（男性、女性各 1 名）および非常勤教員からなっている。専任教員は仏語・仏文学専攻の者が多いが、政治学、都市・地域研究、歴史、美術史などの幅広い専門分野の教員も揃えている。また、仏語・仏文学の関係者の中には、思想や演劇を専門としている者も含まれており、広い意味での文化部門を重視するフランス語学科の教育方針を反映している。それらの教員全員がフランス語教育を受けた経験をもつと同時に、フランス語を用いた専門の研究活動の実績が豊富であり、協力して語学から専門分野にいたるまでの学科の教育プログラムの実施にあたっている。

また、第 4 章においても述べた通り、フランス語教育においては、統一教材の使用に伴って、担当教員が授業の度に相互に連絡を行うことを制度化し、授業内容の一貫性の確保に努めている。統一教材とその使用方法についても、適宜、教員全体で点検・評価を行って最適なものを選定するよう努めている。

言語文化学科

人員構成については、年齢別に見ると 2002 年 2 月現在で 30 代が 1 名、40 代 7 名、50 代 6 名、60 代 12 名と、60 代の教員が突出して多い。しかしこれは他の学科と違い、わずか数名で一つの専攻科目等の柱を構成する必要のある本学科の性格を考えると致し方のないことと言えるだろう。

（２）教員間における連絡調整の状況

外国語学部では、教育課程の編成・展開にあたって、学部長を中心に、「学科長連絡会議」、学部教務主任、各学科教務委員が連絡調整を行っている。各学科の教務委員は全学教務委員会の構成員であり、常時教務事項全般に関して連絡調整にあたっている。学部共通科目については、学部長を委員長として、各学科の選出委員および教務委員、共通科目代表者からなる「共通科目委員会」が設けられている。また 2003（平成 15）年度に始まる全学共通カリキュラムに合わせて外国語学部内部での連絡調整および将来像の策定のために、2001（平成 14）年 3 月より「外国語学部将来検討委員会」が設置されている。

さらに各学科毎の現状と問題点を挙げる。

ドイツ語学科

ドイツ語学科では先行する「ドイツ語教育問題研究会」と「カリキュラム問題委員会」を引き継ぐかたちで「カリキュラム検討委員会」が継続的に活動している。その他、学科の柱となる科目（「総合ドイツ語」や「ドイツ語（基礎）」「ドイツ語（応用）」など）にそれぞれ小委員会が設けられ、個別の問題を検討したり、教育の質的向上を図っている。

英語学科

英語学科では、学科内のカリキュラムのあり方を検討する組織として「カリキュラム小委員会」を設置し、随時検討を行なっている。全学カリキュラム体制が発足する次年度までは全学の英語教育は、英語学科が責任を負うことから「教養基礎英語運営委員会」を設置し、全学及び学科内の英語教育に関連する教材や学習内容の点検を行なっている。

フランス語学科

2003（平成15）年度に予定されている全学的なカリキュラム改正に合わせて学科カリキュラムの改正を行うが、これについては学科内にカリキュラム検討委員会を設けて、学科の将来計画と合わせて、学科全体の合意を踏まえて組織的に取り組む。

言語文化学科

学科全体のカリキュラムを検討するものとしては学科将来計画委員会が、またゼミについてはゼミ担当者会議があり、その他日本語教育のカリキュラムについては2002（平成14）年度をもって解散する日本語課程委員会に代わるものとして日本語課程懇談会（仮称）がある。またこの他に英語の科目について学科独自のカリキュラムを検討する英語クラス懇談会（仮称）の設置が現在検討されている。

また中国語・スペイン語・情報教育に関しては年に数回非常勤講師を含めた形で連絡調整が行なわれている。

（3）実験・学習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

以下のような現状と課題があげられる。

（1）外国語教育一般

各外国語の視聴覚を中心とした授業では、本学の外国語教育研究所の協力を得て独自のプログラムによる授業が行われている。本学の外国語教育では、かつて全LL教室に教務補助として外国語教育研究所所属の専任職員が配置されていたが、経済的な理由などにより現在は縮小傾向にある。教材開発やテスト問題作成などで同研究所職員の果たす役割は大きいので、科目・担当者に応じて配置を続けるなどの柔軟な対応が望まれる。

（2）外国語教育におけるマルチメディア教材

2002（平成14）年度からは、英語教育の分野でマルチメディアに対応した新しい語学教育が始まり、新たに教育補助員が導入される。他言語でも同様の教育が検討されるなか、より柔軟な外国語教育が可能になるべきであろう。

（3）学部共通科目

さらに学部共通科目においては、実験主体の授業（生物学B、自然科学特殊講義、物理学、地学等）で、授業中の実験補助にとどまらず実験の準備、実験材料の管理・維持に多大な労力が

必要とされる。現在は補助員が週に2-2.5日の勤務体制となっているが、特に実験材料の管理はほぼ毎日必要な事柄であり、この勤務時間は事情にそぐわないものである。補助員の勤務延べ時間の延長が望まれる。

(4) 情報科学教育

情報教育においては、本学情報センター所属のティーチング・アシスタントが、学部共通科目・情報科学部門の基礎的な科目である「コンピュータ概論」に配置されるとともに、情報センター・ヘルプデスクに常駐し、各学生の能力にあった指導を行っている。このティーチング・アシスタントは、本学の非常勤職員および本学または他大学の大学院生で構成され、採用には情報センターがあたっており、質・量ともに充実し、学生に対する教育指導上大きな効果を上げている。

(4) 教員の募集・任命・昇任に関する基準・手続

本学における教員の採用・昇格は「教員の任用および昇任に関する規程」、「同施行細則」、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別客員教員に関する規程」および「教員人事委員会規程」により行われている。4学科とも公募制による教員募集を行っている。

以下、各学科の現状を述べる。

ドイツ語学科

本学科では教員公募を行い、学術情報研究所の教員公募HPを活用したり、国内外の大学および研究機関に公募要項を送付している。

英語学科

英語学科では、基本的には教員公募を行っており、公募の実施方法は国内の専門雑誌、学術情報研究所の教員公募HP、各大学に公募要項の送付などによって実施している。海外の機関にも送付を行いたいのであるが、学内規程に「専任教員は日本語能力が不可欠であるがネックとなり、検討中である。

フランス語学科

教員の採用については、その必要性と可能性が生じた際に、学科の教育目的に照らして必要な専門分野を定めて募集するが、募集方法は2000(平成12)年度の新規採用から公募を原則としている。この原則は適切な人材を広く求めるために有効と考えられるので、今後も維持してゆく方針である。

教員の昇任は、公平性を確保するために、全学の規程に則って、必要な業績要件を満たした者につき、本人からの申し出により、学科教授会の合意を踏まえて手続きを進めており、特別の問題は生じていない。

言語文化学科

他学科と同様に公募を行い、広く人材を集めている。

(5) 教員の教育研究活動についての評価方法

外国語学部での研究活動の評価は、専ら前記(4)に述べた「教員の任用および昇任に関する規程」による任用・昇任等の際に、学科または学部教授会、さらに全学の人事委員会および全学教授会において行われている。

また、各学科等で発行している「紀要」の巻末に、各教員の「年間活動報告」を定期的に掲載している。

2000(平成12)年度からは「授業改善のためのアンケート」が実施され、学生からの授業評価をふまえて自己点検が行われ、教員の自覚を促している。(詳しくは第5章参照。)アンケートの項目については教員の間で不満が高く、また必ずしもその授業に熱意を持つわけではない受講生も対象になるという性格上、その結果に基づいて客観的な評価ができるわけではないが、教員は概ね授業の改善を心掛けるようになっている。アンケート項目についてはなお改善を求めなければならないが、どのような形にせよ完全な形のアンケートは望むべくもないことは言うまでもない。

経済学部

(1) 教員組織の適切性・妥当性

教育課程からみた適切性・妥当性

まず、本学部の教員組織が、学部の教育課程に照らして適切であるか否かについて取り上げる。この問題を考えるとき、教員組織の上で専任教員というとき、学部所属の専任教員と他学部所属の本学専任教員があり、両者が学部の教育にあたっている。とりわけ外国語教育については、開学以来一貫して他学部（外国語学部）所属の教員がすべて担当してきたため、他大学に比べて学部教育に占める後者の比重が高い。関連していえば、外国語担当の非常勤講師の委嘱、さらには専任教員と非常勤講師の外国語授業担当の配分についても、すべて外国語学部の所管となっている。（第4章 1 経済学部（1）参照）

【現状の説明】

最初に、経済経営の入門的科目、「第一外国語」「第二外国語」、及び一般教養的科目からなる学科基礎科目群について取り上げる。

経済・経営の入門的科目のうち、「経済学」「統計学」「経営学」については、18 コマのうち 16 コマが学部専任教員の担当である。実習型の授業である「コンピュータ入門」と実習型に準ずる「簿記原理」は 26 コマのうち 8 コマが学部専任教員、18 コマは非常勤講師が担当している。後者への依存度が非常に高いことが分かる。

「第一外国語」「第二外国語」は、全て外国語学部の専任教員と非常勤講師が担当している。合計 95 コマのうち、専任教員が 8 コマ、非常勤講師が 87 コマの担当となっている。

従来、教養部が全学部共通で担当してきた一般教養的科目のうち、「体育」については、現在も全学部共通で行われている。54 コマのうち専任教員の担当は 27 コマである。社会科学、人文科学、自然科学、「体育」を除くスポーツ・健康分野の科目については、専任教員を学部限定せず他学部所属教員も含めて把握してみる。20 科目 40 コマ中、専任教員の担当授業は 17 コマ、非常勤講師担当は 23 コマであり、後者への依存度が高い。

次に、学科専門科目群、関連専門科目群について見る。専門分野の外国語科目である、2 年次必修の「経済・経営外国語」については、30 コマ開講のうち、専任教員の担当は 28 コマ、非常勤講師が 2 コマとなっている。3 年次必修の「外国書講読」（2001 年度カリキュラムからは 3 年次の選択科目となり「経済経営外国語」となる）については、28 コマ開講のうち、専任教員の担当は 11 コマ、非常勤講師が 17 コマとなっている。

「総合講座」は、科目開設の趣旨から学部が運営し、毎回異なる多彩な講師を多方面から招聘して授業が行われている。「特殊講義」は、専任教員の研究成果と直結した内容の授業や、海外からの交換教授等の特殊テーマに関する授業を実施している。2001 年度は「経済学入門」と「情報通信ネットワーク」を開講した。「経済学入門」は、毎回異なる専任教員が独自のテーマを設定して、経済

学の入門的な講義を行なっている。「情報通信ネットワーク」は非常勤講師 2 名が担当している。

その他の専門科目については、全体で 74 科目 79 コマが開講されているが、学部専任教員の担当する授業は 60 科目 65 コマである。他学部専任教員の担当する授業は 2 科目 2 コマであり、非常勤講師は 12 科目 12 コマを担当している。

【点検・評価】

学科基礎科目群に配置されている、初歩的・基礎的な「コンピュータ入門」「簿記原理」については、その実習型授業という特性上、きめ細かな教育という理念から 1 クラスあたりの受講者数に制約があり、多数のクラス設置が必要なことから、現行カリキュラムに沿った教員配置からして相当数の非常勤講師に依存するのはやむを得ない。

「第一外国語」「第二外国語」については、外国語教育の重要性からすれば、学部に専任教員を全く置かない状況は不適切であるといわざるを得ない。しかし、大学全体としては、外国語担当教員を外国語学部に集中し、各学部の要請に基いて学部が要求する教育内容に適した教員を配置する今の方式が、効率良い教育を可能にすることも否定できない。従って、外国語教育を担当する教員を学部の専任にするか、あるいは現行方式を継承するかについては、慎重な検討が必要であろう。ただし、現行方式をとる場合、あくまでも学部カリキュラムの一環として、学部の要求する教育内容や学習レベルに応じた外国語教育が行われなければならない。

「体育」は実技型の授業であるため 1 クラスの定員に制約があり、かつ多種目の授業の中から学生の選択幅を拡大しているため、少人数・多クラス編成となり、非常勤講師依存度が高くなるという事情はある。しかし、授業の半分を非常勤講師に依存する状況は正常とはいえない。

学科基礎科目群に置かれている社会科学、人文科学、自然科学、スポーツ・健康部門の一般教養的科目においても、非常勤講師の授業のウエイトが高い。これをどう評価するかについては、学部の教育目標、学部のカリキュラム全体の中における学科基礎科目群の位置づけ、さらに本学の全教員に占める一般教養的科目担当教員の比重などについて多角的に考慮しなければ判断しがたい。

学科専門科目群、関連専門科目群の中で非常勤講師に委嘱している 12 科目 12 コマの内訳をみると、従来、専任教員が担当していたが、退職後に適切な人材を見出せないか、あるいは学部の人事政策のうで当面見送りになっている科目が大部分を占めている。学部としては、新カリキュラムに沿った中・長期的な人事計画を構想しながら、その中でこの科目群を担当する専任教員を充実することが緊急な課題となるであろう。学部の専門教育において基礎となる科目、主要とみなされる科目については、個々の科目では専任教員の補充を必要としているものもあるが、科目群全体としては専任教員の配置がほぼ出来ているといえよう。

「外国書講読」において非常勤講師の担当コマ数が多い背景には、専門外国語を重視する学部の姿勢に則り、1 クラスあたりの定員を 32 名とし、多様なテーマの外国書を取り上げて学生の選択機会の増大をはかるという狙いがあり、この状況はカリキュラム編成の趣旨に沿うものといえよう。

【長所と問題点】

当面する問題は、「第一外国語」「第二外国語」において非常勤講師が授業の大半を担当していることであろう。専任・非常勤の授業担当配分を外国語学部委ねているが、経済学部に対しては非常勤の配置が多すぎる傾向がある。「体育」については、科目固有の事情があるにせよ開設コマ数が多い点に非常勤講師への依存度を高めている原因がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「第一外国語」「第二外国語」については、外国語担当教員の所属や外国語教育の内容とともに、専任・非常勤の配置などの問題について、早期に外国語学部との協議や全学的な検討をする必要があるだろう。

教員の規模・年齢構成からみた適切性・妥当性

【現状の説明】

以上、学部のカリキュラムに従って教育研究活動を展開する上で、専任教員の授業配置は適切かどうか、専任教員と非常勤講師のバランスは妥当かどうかについて、科目群ごとに検証してきた。次に、専任教員の規模、すなわちカリキュラムを実施する上での専任教員数は学生数に対応して妥当か否かについて取り上げなければならない。ここでの技術的難点は、既述のように学部の授業担当者が本学の歴史的な特徴として必ずしも学部にも所属している訳ではなく、特に外国語科目の担当者はすべて外国語学部所属であるという特殊事情があるため、単純に専任教員と学生の比率を算出できないという点である。例えば2001年度は、専任教員数は51名、在籍学生数は3,457名であるから、専任教員1人あたりの学生数は68名となる。この教員・学生比率は極めて悪く、学部の教育研究活動を円滑に推進することは困難であろう。しかし、同じ在籍学生を教育するとしても、外国語教育はすべて外国語学部教員が担当していることから、学部教員の実質的負担はその分だけ軽減されることになる。ここでの問題は、このような負担軽減分をどのように評価して計算すべきかの定式がないことである。

【点検・評価】

このように、学部教員の実質負担の計算式は存在しないが、本学の他学部との比較で見れば、学部の学生数に対して専任教員が少ないことが分かる。同じ社会科学系の法学部は、専任教員1人あたりの学生数は65名で、経済学部より若干上回っている。外国語学部では、逆に他学部の外国語教育の負担を負っているとはいえ、専任教員1人あたりの学生数は30名である。それぞれの学部は固有のカリキュラムを持っていることから単純な比較はあまり意味がないかもしれないが、他学部と比較して本学部の専任教員数は少ないといえる。ただし、次年度の新任人事計画が予定通り実現できれば、法学部と同じ水準に改善されることになろう。

付け加えるならば、学部のカリキュラムに基づく教育活動の展開に専任教員がどのくらいのコマ

数を担当しているかを見ることにより、専任教員数が適正かどうかを考える 1 つの手掛かりが得られる。これを算出すると、本学部の専任教員 1 人あたりの持ちコマ数は大学院を除き 5.2 コマであるが、法学部では 4.4 コマ、外国語学部では 4.8 コマであり、授業を実施するうえで本学部の専任教員数は他学部に比べてやはり少ないといえよう。

【長所と問題点】

教員組織に関して最大の問題は、専任教員の年齢構成であると思われる。2001 年 4 月現在、学部教員の年齢構成はかなり逆ピラミッド型になっており、51 名中、最も若い 30 代の教員は 5 名、中堅の 40 代は 10 名に過ぎず、教員の 70% 強にあたる 39 名が 50 代から 60 代であり、とりわけ 60 代は 40% 弱の 21 名に達している。専任教員の年齢構成が 50～60 代に片寄っている背景には、本学部が 1990（平成 2）年度に大学院経済学研究科修士課程を新設し、さらに引続いて 1992（平成 4 年）年度に同博士後期課程を開設したため、新任採用にあたって大学院担当教員の人事を推進したこと、また学部勤続教員が全体として高齢化したことなどの事情がある。従って、現在の教員の年齢構成は必然的に形成された側面もあり、これによって学部の教育研究水準の向上を図ることができたのである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学的には、大学全体として各学部のカリキュラムや学生数を勘案し、学部ごとの適切な専任教員の定数を明確に定めることが必要である。経済学部においては、将来、教育研究活動の水準を維持し、さらにこれを充実・発展させるために、今後の学部を担う若手・中堅教員の割合を高め、年齢構成を是正しなければならない。このことは新任人事の原則としては異論のないところであろうが、人事の問題は 1 人ひとりの個人に関わる問題であるから、学部においては将来を見据えた人事政策の基本について論議・検討し、個々のケースについては慎重に取り組み、世代交替を円滑に進める必要があると思われる。

（ 2 ）教員間における連絡調整の状況

【現状の説明】

本学部では、カリキュラムの運用状況をチェックし、カリキュラムの体系性の整備、学生あるいは社会のニーズに対応するカリキュラムの改訂、さらに新任人事により充当すべき科目の決定などを任務とするカリキュラム委員会を設けている。学部には、カリキュラム委員会の他、授業科目あるいは専門分野を同じくする教員同士の意見交換の場も置かれている。前者の例としては、毎年度、数名を超える教員が 1 コマずつ担当している「経済学」についての検討委員会がある。後者の例としては、コンピュータ使用を前提とする授業の担当教員の集りである情報科学教育の担当者会議がある。

【点検・評価】

カリキュラム委員会は学部長を委員長とし、両学科長を含めて専門各分野を担当する委員 13 名から構成されており、委員は学部教員全体からみて必ずしも多いとはいえないが、幅広く殆どすべての専門分野をほぼカバーするように選出されている。この委員会はカリキュラムに関わる全学部的な教員間における連絡調整の唯一の場である。新カリキュラムによる学生が卒業する年度を迎えるにあたって、見直すべきカリキュラム上の重要課題を少なからず抱えている現在、さらに綿密な連絡調整・討議が必要であろう。

【長所と問題点】

経済学検討委員会は「経済学」担当教員および「マクロ経済学」「ミクロ経済学」担当教員ほか若干の教員で構成され、「経済学」の授業内容などに関する意見交換を行うこととなっているが、現在のところ委員会は定期的には開かれてはならず、委員会設置の趣旨が生かされているとはいえない状況である。情報処理・情報科学関連の授業は、コンピュータ施設の制約から、授業の実施にあたって施設利用や授業内容について担当教員間の緊密な連絡調整が必要である。コンピュータなどの施設・設備は授業のための手段であり、施設利用の調整や情報処理・情報科学教育についての本来的な意見交換ばかりではないので、急速に発展する情報通信技術を見据える中で、情報科学教育のカリキュラムのあり方についての議論も怠らないことが重要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記以外の専門分野においても、カリキュラムの段階的・体系的学習を容易にするため、関係教員のフォーマル、インフォーマルな意見調整が必要であり、教員がそのような意識を持ち、必要に応じて随時集りを持てるような体制を作ることがまず求められる。

(3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

【現状の説明】

本学では、情報処理関係の基礎科目について、ティーチング・アシスタントが授業を補助する体制をとっている。コンピュータ関連の機器・施設等、ソフトウェアにかかわる業務とともに、ティーチング・アシスタントの採用や授業配置などの業務は、情報センターの所管となっている。情報センターでは、1981(昭和56)年の発足当初から、情報処理教育に対する人的補助体制作りを行ってきた。当初は該当科目が少なく履修学生も多くはなかったので、専任職員が授業を補助していたが、その後、授業コマ数の増加に伴い、大学および他大学の大学院生を臨時職員として採用してアシスタントを依頼するようになり、さらに1994(平成6)年度からは経験ある専門技術者も採用することになった。

【点検・評価】

現在、ティーチング・アシスタントの運用上の取扱いについては、「情報処理関連科目の授業アシスタントの運用基準」に定められている。「運用基準」によると、アシスタントを置く授業は、受講者の大半が初めてコンピュータを学ぶ科目であり、受講生が30人を超える場合1名、50人を超える場合2名となっている。アシスタントの採用基準は、情報処理関連科目を専攻する大学院の在籍者または修了者、情報処理技術者試験の二種以上の合格者、コンピュータ関連業務での相当期間の経験があり二種試験合格と同等もしくはそれ以上の能力を有すると情報センター所長が判断した者である。アシスタントの任務は、コンピュータの操作上での学生への指導・助言、授業時間外のプログラム相談、手引き（マニュアル）類の作成となっている。なお、原則として単独での授業運営、出席管理、試験・レポート等の受付・採点、個別科目の教材作成等は含まれない。ティーチング・アシスタントの人数の推移は、一昨年度14名、昨年度17名、本年度20名となっている。以上は情報センターの所管ではあるが、学部の情報関連教育における人的補助体制は、教育上、有効に機能しているといつてよい。

この数年来、授業時間外の学生のパソコン利用が増加しているのに加え、昨年度からインターネット利用が可能になったことにもない学生の利用が急増しているため、アシスタントの二次的任務であった自習時間中の学生への利用相談の比重が増加している。このことによって、ティーチング・アシスタントの任務は一層重要となっており、情報関連科目の授業には不可欠であるばかりでなく、学生の自主的な学習意欲を高め授業の活性化にも貢献している。また、ティーチング・アシスタントの採用基準が実務経験のある専門家を含めるよう拡張されたが、これによってアシスタントのスタッフに幅ができ、授業補助に役立つところが大きいと思われる。

（４）教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

本学においては、教員の新任人事・昇任人事については「教員の任用および昇任に関する規程」を基本とし、その施行細則やその他の諸規程が定められ、教員の選考・資格、昇任の要件、新規任用・昇任の手続きは全学的に共通している。新任人事・昇任人事の手続きは、学部長が学部人事委員会に諮って学部教授会の議を経て全学の人事委員会に発議し、人事委員会において適当と認められたとき審査を行い、審査報告にもとづき人事案を決定し、学長がこれを全学教授会に提出し、そこで可否を決することになっている。従って、学部人事の出発点は学部人事委員会であるが、その運営については、とりわけ新任人事の際に学部間の相違がある。

【点検・評価】

ここで、本学部の場合について、まず新任人事から考えてみたい。新任人事に関する学部旧内規は1981（昭和56）年度に決定され、専任教員が新任候補者を推薦する方式をとり、1982（昭和57）年から1994（平成6）年度までの13年間、この内規によって新規採用が行われてきた。しかし、1994

(平成 6) 年度に学部新任人事採用制度検討小委員会が発足し、検討の結果「新任人事採用の方法は推薦によらず公募による」という新しい新任人事方式が学部教授会の承認を得て決定された。1995 年度以降はこの方式に基づき、新任教員の募集が学部教授会の決定した新任人事採用科目について行われ、多数の応募を得ることができている。学部人事委員会はすみやかに応募者の選考にあたり、学部教授会において新任教員候補者が承認され、全学人事委員会に発議され、審査の結果、次年度の任用に関する人事案として決定されている。

次に、昇任人事について触れておく。昇任人事については全学的に共通の手続きに従って、当初の段階では昇任基準該当者が学部長あてに昇任審査を請求し、これが学部人事委員会の審査を経て学部教授会において承認されたのち、学部長が全学人事委員会に発議する。ただし、本人からの審査請求がなされない場合には、学部長が請求を勧告する。それ以降の手続きは新任人事に準じており、昇任人事については当初段階から決定まで学部間に差異は認められず、学部として特筆すべきことはない。昇任について重要なことは、その公正・公平を期すことであり、この点において本学の昇任規程は整備され、施行細則も加えられ、昇任の要件・手続・業績について詳細に明文化されていて、恣意的運用は困難であるように規定されている。

【長所と問題点】

このように、経済学部の新任人事は新しい内規に則り公正に進められ、多数の応募者の中から優れた人材を迎え入れることができ、公募制による方式は高く評価されてよい。ただし、新任教員採用人数・採用科目・採用資格に厳密な制約があるとき、教員の募集・任用が円滑に行われ、学部が求めている人材を受け入れることができるかどうかという懸念もあり、そのような場合には内規を弾力的に運用していくことも考慮しなければならないであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

公募制による新任人事方式が 1995 年度の発足以来、経験を重ねながら運用のノウハウが積みあげられ、定着してきたと評価できる。しかし、来年度から全学でスタートする「特別教員の任用制度」に対して、この新制度を効果的に運用していくためには、必ずしも公募制によらず弾力的な運用を考慮していかなければならないであろう。

法学部

法学部には「法律学科」と「国際関係法学科」の2学科があるが、教員組織に関する諸問題について両学科に基本的な相違はない。したがって、とくに断らないかぎり法学部としての共通事項を中心に記述し、学科間に相違がある場合にのみその旨を記すこととする。

(1) 教員組織の適切性・妥当性

【現状の説明】

法学部には、2001(平成13)年度現在で、法律学科に18名、国際関係法学科に12名、合計30名の専任教員が所属している。他に37名の非常勤教員がいる。カリキュラムとの関連からみて、必要な人員は揃っているといえる。

専任教員の職位の内訳は、学部単位で、教授22名、助教授6名、専任講師2名である。

法学部では、学部所属の専任教員による単一の法学部教授会を構成しており、現在のところ学科単位の教授会は存在しない。

【点検・評価】

学部単位でみた場合、学生規模に比して専任教員数はほぼ妥当なものと考えられる。

教員組織についても、国際関係法学科がまだ完成年度を迎えていないこともあり、学部教授会のみで十分と思われる。

【長所と問題点】

学部所属の専任教員数は、名目上はほぼ充足しているが、海外研修や研究休暇などで常時1、2名が不在であるし、学内行政を担う役職者は所定の授業をすべて担当することは不可能である。したがって、実質的には学部としてみても専任教員数は不足ぎみである。

また、学科単位でみると、法律学科は国際関係法学科に比して多くの学生を抱えている。開設科目は両学科に跨っているので単純な比較は避けるとしても、学科間のアンバランスは否定できない。

学部教授会のみで学科教授会を設けないことにより、学部としてのまとまりは良くなる。これは法学部の良き伝統であるが、しかし学科間の利害の相違が潜在していることにも配慮しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院の設置準備にともない、法学部、とりわけ法律学科の教員の流動性は高まっている。欠員補充も十分にできない中で、本学の場合も法律学科所属教員の一部を法科大学院に移籍させることになる。この結果、両学科間の教員数のアンバランスはいつそう進むことになる。

もっともこの問題は、法律学科の欠員補充や増員をおこなうことで解決するような性質のもので

はない。法科大学院との関係で、とくに法律学科の将来像を描かないかぎり、教育目標も適正な学生数も、したがって適正な教員数も割り出せないからだ。

これとも関連して、今のところ潜在している両学科間の利害の不一致が近い将来に顕在化する可能性が高い。その中で学科教授会を設置すべしとする意見も強まるかもしれない。

(2) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況

【現状の説明】

教員間の連絡調整は、学部教授会においておこなうのが原則である。現在のところ、学部教授会のもとに、将来構想検討委員会、入試委員会、ロースクール設立準備委員会を設けて、それぞれカリキュラム改編を含む将来構想、入学試験に際しての学部方針、法科大学院の設立準備についての具体的な検討を委任している。また、将来構想検討委員会の下に、国際関係法学科固有の問題について扱う小委員会がある。

以上が公的な連絡調整組織であるが、教員間の日常的な連絡調整は、教務主任が中心となっておこなっているのが現状である。

【点検・評価】

学部の構成メンバーが30名と手頃な人数であること、全員が専門科目の担当者であること、日常的なコミュニケーションが良く保たれていること等により、法学部における教員間の連絡調整はきわめて良好におこなわれている。

学部教授会や各委員会においても、互いに自由に意見を表明できる雰囲気の良い伝統として継承されてきたことも、非常に大きな財産といえよう。

【長所と問題点】

もとより、上記の良い伝統は今後とも維持すべきだが、一方では法科大学院問題、他方では国際関係法学科の独自性の問題があるので、法学部の将来像をしっかりと見据えておかないと、教員間の連絡調整もこれまでのようにうまくいかない事態が生じかねない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部の将来像とともに、法律学科・国際関係法学科それぞれの将来構想を組織的に構築しなければならない。法科大学院の設立後は、法学部の存在意義そのものが問われることになる。

教員間の連絡調整を実のあるものにするためには、いずれ学科教授会の設置が求められることになるだろう。

(3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制の整備の状況

【現状の説明】

法学部の専任教員が担当する授業にも実験・実習的な要素をとまなうものはあるが、今のところ人的補助体制はとくに要望されていない。

法学部にはアルバイトの教務補助要員が2名いるが、必要に応じて協力を求めている程度である。

【点検・評価】

いわゆる実験・実習をとまなう授業でなくても、近年、情報機器等を用いるものが増えてきているので、教材開発や機器操作などに関して、法学部でも人的補助体制について考えるべき時期にきている。

【長所と問題点】

法学部においてもティーチング・アシスタント(teaching assistant, TA)の必要が話題になってきているが、問題は、どのような授業をおこなうために、どのようなTAを必要とするかである。案外、この肝心な点についての議論がなされていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

たしかにTAがいれば、教材の開発、視聴覚機器の操作、講義に関する質問への対応、出席カードの配布・回収、授業評価票の配布・回収などに便利である。しかし、TAに頼りすぎると肝心の授業そのものが無責任なものになりかねない。授業の規模や内容によっても、TAの必要性に対する認識は大きく異なるであろう。

法科大学院ではTAが必要との声も出ているので、これを契機に組織的に検討してみたい。

(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容と運用の状況

【現状の説明】

教員の募集は本来なら公募方式にすべきであるが、新学科の増設や法科大学院の設置準備にとまなない、このところは即戦力となりうる教員を求めざるをえない事情があって、必ずしも公募によつてはいない。その結果、年齢構成においてアンバランスが生じている。

教員の任免のうち、任用は学部・学科の発議によるが、免職については必要性の問題もあり、事実上まったく機能していない。

教員の昇格についても、学部・学科の発議による。

いずれの場合も、「教員の任用および昇任に関する規程」にもとづいて、大学全体として運用している。

【点検・評価】

教員の募集・任免・昇格の手続は、規程にもとづいて概ね公平・公正におこなわれている。とくに法学部の場合には、研究業績を重視して、良質の研究者の確保に努力している。

【長所と問題点】

法学部においては、教員の募集・任用の段階において、教授会での承認を得ながら手続を進めており、これまでのところ問題は生じていない。昇格についても同様である。

ただ、これからは法科大学院との関係や両学科間の関係から、人事について微妙な軋轢が生じることも予想できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員人事については、公平性・公正性が厳しく問われる。また、私立大学の経営環境からしても、欠員の補充がスムーズにおこなわれるとはかぎらない。学部としての中長期的な将来構想を提示しながら、場当たりのでない慎重な人事構想が求められる。

さらに、教員像も大きく変化することが予想され、少なくとも学部段階においては、研究能力よりも教育能力を重視する人事制度が必要になっている。法学部においても、実務家を有期で雇用する必要が生じつつある。外国人教員の積極的な任用も必要であろう。

人事については、学部が有しているのは人事発案権にすぎないので、この意味でも学部と大学当局のあいだでの協議が不可欠である。

(5) 教員の教育研究活動についての評価方法

【現状の説明】

教員の教育活動については、学生による授業評価をおこなっている。

また、教員の研究活動については、学部段階では年度ごとに自己申告による取りまとめを公表している。さらに、本自己点検評価報告書に研究業績一覧を掲げる。

【点検・評価】

授業評価については数値的な集計を公表しているが、その信頼性については検討すべき余地が多い。

研究活動については、論文等の本数が優先されがちで、その質的評価についての具体的な基準はない。

【長所と問題点】

教員の教育および研究活動を評価する基準は、きわめてむずかしい。教育と研究のバランスをどう考えるかについても、容易に合意を形成しえない。

そもそもなんのための教育研究評価なのかについて、教員間で議論をおこなうことが先決問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育評価については、不十分ながら一応の数値的集計が実施されている。だがこれは学生による授業評価についてのものであって、それ以外の教育については評価の基準がない。

また研究評価については、結局のところ論文等の本数しか基準がない。社会科学系の論文については、査読制度や被引用回数などの基準が確立していないのが現状である。

この点については、その必要性を含めて慎重に検討したい。

2. 大学院研究科

法学研究科

(1) 教員組織の適切性・妥当性

【現状の説明】

法学研究科の科目担当者は、2001(平成13)年度現在で29名である。このうち法学部の専任教員で大学院を兼担する者が25名、残りの4名は他大学所属の非常勤教員である。学生定員からみて、きわめて潤沢な指導体制といえよう。

法学部に所属し大学院を兼担する25名で法学研究科委員会を構成して、研究科の運営に当たっている。いまだ大学院を担当しない法学部教員も、陪席の形で研究科委員会に参加させている。

【点検・評価】

学生規模に比して教員数は十分であるが、科目単位でみた場合には必ずしも学生の要望に応じているとはいえない。

【長所と問題点】

科目の品揃えは豊富であるが、専修科目の選択は一部の実定法科目や政治学系の科目に集中しており、結果として開店休業の科目が少なくない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院の設置準備にともない、既存の法学研究科については、とくに博士前期(修士)課程の存在意義が根本から問われている。

法学研究科の将来像については、法学・政治学の枠組みを越えた横断的な大学院への改組や、社会人を対象とした1年制専修コースの設置など改革案はあるが、法科大学院の設置を最優先させざるをえないために、具体的には手つかずの状態である。教員組織の改革も、それを待ってということになる。

(2) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況

【現状の説明】

教員間の連絡調整は、研究科委員会においておこなうのが原則であり、これが公的な連絡調整組織であるが、教員間の日常的な連絡調整は、研究科主事が中心となっておこなっているのが現状である。

【点検・評価】

研究科委員会の構成メンバーが全員法学部の専任教員であること、日常的なコミュニケーションが良く保たれていること等により、法学研究科における教員間の連絡調整はきわめて良好におこなわれている。

研究科委員会においても、互いに自由に意見を表明できる雰囲気の良い伝統として継承されてきたことも、非常に大きな財産といえよう。

【長所と問題点】

もとより、上記の良い伝統は今後とも維持すべきだが、一方では法科大学院問題、他方では国際関係法学の大学院レベルにおける強化充実の問題があるので、法学研究科の将来像をしっかりと見据えておかないと、教員間の連絡調整がこれまでのようにうまくいかない事態も生じかねない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院の設立後は、法学研究科の存在意義そのものが問われることになる。これまで以上に、研究科委員会における議論を活発化しなければならない。まずは研究科委員会の下に将来構想を検討する委員会等を設けたい。

(3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制の整備の状況

【現状の説明】

法学研究科ではほとんどマン・ツー・マンの教育指導体制になっており、また実験・実習をともなう授業もないので、今のところ人的補助体制はとくに要望されていない。

【点検・評価】

略

【長所と問題点】

略

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院ではTAが必要との声も出ているので、これを契機に組織的に検討してみたい。

(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容と運用の状況

【現状の説明】

現在までのところ、法学研究科にのみ所属する専任教員はおらず、すべて法学部専任教員の兼担であるので、大学院固有の募集・任免・昇格手続は存在しない。

法学研究科の場合、大学院の担当教員になるためには、概ね助教授3年の研究歴および教歴が必要であるが、これについてはあらためて業績審査をしたうえで研究科委員会の昇任を得ている。

【点検・評価】

略

【長所と問題点】

略

【将来の改善・改革に向けた方策】

法科大学院の設置を契機に、今後は法学研究科においても、学部にも所属せず大学院にのみ所属する教員が出てくる可能性がある。その際には、学部とは切り離して大学院教員の募集・任免・昇格について考えねばならなくなるだろう。

(5) 教員の教育研究活動についての評価方法

【現状の説明】

法学研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員が兼担しているので、大学院に固有の教育・研究評価は存在しない。

【点検・評価】

略

【長所と問題点】

略

【将来の改善・改革に向けた方策】

略

(6) 研究者(後継者)の育成・確保について

【現状の説明】

法学研究科には、現在のところ助手制度のようなものはないし、本研究科出身で法学部所属の専任教員になっている者もない。したがって、本研究科出身者を学界に送り出してはいるが、これは抽象的・一般的な意味での研究者養成であって、具体的な後継者養成ではない。

【点検・評価】

本研究科出身の研究者を本学の法学部および法学研究科に迎え入れることについては、その是非を含めてまったく検討していない。

【長所と問題点】

後継者の育成・確保は大学院にとって重要な責務ではあるが、出身者をただちに出身学部や研究科に迎えることにはむしろ弊害がともなう。ただし、大学院修了後ただちにではなく、学界での一定の評価を得たうえで出身大学に迎えることについては、とくに異論があるとは思えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

後継者の問題は、出身大学院の単位において狭く考えるのではなく、広く学界を単位にして考えるべき問題である。むしろ、研究者・教員の流動性を保障するための方策をこそ真摯に検討すべきであろう。後継者は、その結果として確保されるものである。

外国語学研究科

(1) 教員組織の適切性・妥当性

ドイツ語学専攻・英語学専攻・フランス語学専攻の3専攻については、目下のところ妥当な研究・教育が行われているが、時代の推移とともに外国語学研究科全体に亘って各専攻のあり方など抜本的な改革や見直しの方策を立てる必要に迫られている。特に、専攻によっては科目を担当できる後継者の育成の問題やカリキュラムの編成が重要な課題となってきた。

ドイツ語学専攻

ドイツ語学専攻については、本学大学院の目的に添って、これまで研究・教育が適切に行われうる妥当な教員組織であったが、科目担当者が定年をむかえるようになり、その人事補充が急務となっている。若い教員が博士前期課程ならびに博士後期課程のカリキュラムを担える十分な業績を挙げられるような研究環境をつくることが早急に求められる。また少子化の時代をむかえ、志願者が減少してきていることから早急に外国語学研究科全体にまたがるカリキュラム編成や専攻自体のあり方の改革が求められているといえよう。

英語学専攻

英語学専攻については、その主要分野(英語学・英米文学・英米文化・英語教育)においては幅広い視野や創造性、高度な専門的知識と学識を培う機会を十分与えることのできる豊富な指導教員を揃えている。そして、現代社会の求めるリカレント教育・国際化・情報化に応じるためには、応用言語学(英語教育など)や国際関係論およびコミュニケーション論の専門家の充実を図ってきた。殊に英語教員の再教育をさらに強化するため、昨年度より英語教育分野を増設し、2003年度には、主に現職英語教員の再教育の要望に応えるべく、原則1年以上2年未満で修士号を取得可能な英語教育専修コースを開設することが決定している。

英語学専攻の一番の長所としてあげられるのは、豊富な教授陣を揃えていることであろう。これは、外国語学研究科英語学専攻の母体が外国語学部英語学科にあることによるものである。大学設置基準の大綱化以前は、多くの国公私大は、外国語関連の専門課程を有しているにもかかわらず、外国語授業科目担当教員をいわゆる教養部に配属させるか、あるいは縦割り方式の教養科目担当教員として雇用していた。しかし、いわゆる大学設置基準の大綱化により教養部が廃止ないしは衣更えを余儀なくされたが、ほとんどの大学はその際外国語担当教員は既存の専門課程に組み入れることがなかった。しかし、本学ではそのような国公私大を真似ることなく、外国語担当教員を創立当初より外国語学部という専門課程を擁する学部にも所属させていた。これにより、教養部解体という事態を迎えるにあたって、外国語学部の3学科の教員は依然としてバラエティに富んだ研究教育スタッフを失うことがなかった。その結果、英語学科はつい最近まで45名以上の専任教員を擁し、そのうち3分の1を大学院担当スタッフとして充てることができた。

また、前期課程修了者の就職先が主として中高教員であることを考慮すると、語学・文学専攻に限らず、国際関係論やコミュニケーション論を専攻した教員を送り出すことは、グローバル化時代という時代の要請に添うものであるといえよう。

その一方、志願者の増加に伴いこの分野の人員の増加を図ってきたが、両分野それぞれ1名ずつの転出に遭い、とくに国際関係論分野では担当者総数3名のところで1名減ったため、早急に補充する必要がある。英語学および英米文学分野に加えて国際関係論分野においても引き続き研究者を養成しようとするのであれば、なおのことこの分野の人員の増強が急がれよう。

一般的に、少子化に伴う財政難を抱える大学にとって、人事の補充は慎重に行われなければならない。この点を考慮すると、今後の大学院補充人事は人的資源の有効活用を優先させ、引き続き、大学院と学部授業科目の双方の需要をバランスよく満たすことのできるよう進めていかななくてはならない。

フランス語学専攻

フランス語学専攻については、文学部門におけるロマン派や詩、文化部門における歴史など、充実したカリキュラムに対応した担当教員に即ちその充実を図りたい。現在の私学の財政状態を考えると人員の補充が困難になってきているが、定年を迎えた後の補充人事のためにも若手教員が積極的に業績を挙げ、大学院の科目が担当できるような研究環境を整える必要がある。また志願者の減少などによる問題点もあり、専攻の体制やカリキュラム編成などにも十分な方策を立てていく必要があるといえよう。

(2) 研究施設等の拡充

研究施設等、大学院生用に1フロアを確保し、冷暖房完備の共同研究室にパソコンを設置し、1名につき1台の机をあてがい、ハードの面からは十分な研究環境を整えている。また、教員と同じように、コピーカードを支給して研究の補助に供しており、年1回ないし2回の紀要を発行する予算も確保している。

(3) 学生への経済的援助

大学院学生の経済的処遇については、獨協大学大学院奨学金および日本育英会奨学金により、ほぼ全員が奨学金の支給ないしは貸与を受けている。学部学生と比べると比較にならないほど恵まれていると言える。しかし、一方、きわめて優秀な成績をあげながらも不況のために大学院進学を断念せざるをえない者がいるのも事実である。こうした者に対しては、研究生活を保証するには、なお十分な奨学金制度の充実が図られねばならないが、一方では奨学金の原資の問題もないとは言えない。それゆえ、奨学金以外の経済的支援策を考えなければならないが、一つの手立てとしては、たとえば、米国などで見られるティーチング・アシスタント制度、リサーチ・アシスタント制度、あるいはシルバー人材センターに依存している図書館等での業務の一部を割り当てるなどの支援制

度を整備・充実させるといことも考えられる。こういった支援制度により、大学院に進学する優秀な学生が、安定して勉学に専念できるよう、できる限り早期の改善が望まれる。

(4) 教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

「教員人事委員会規程」及び「大学院担当教員の新規任用に関する規程」に従って、適切に行われている。具体的には、外国語学研究科委員会に適時設置される大学院教員資格審査委員会において、新規任用教員（専任・非常勤）の資格審査を経て、教員の科目担当の可否が決定される。

(5) 教員間における連結調整の状況

大学院委員会・各研究科委員会・各専攻委員会において行う。大学院委員会及び研究科委員会の会議は原則として毎月1回、各専攻委員会は随時行われている。1996（平成8）年9月以来、学内LANの設置により、パソコンを通じて電子メールを送ることが可能になったので、今後は教員個人間の連絡調整がより容易になると考えられる。

(6) 教員人事および学生間の交流

日本においては学生や教員の流動性が高まりつつあるものの、学生が大学間を移動することはまだ少なく、また、教員の人事についても、地域ないしは同種の学問研究を行う大学院（研究室）間あるいは獨協学園内の大学（院）間内の対話や交流がほとんど行われていない。大学院が学術研究の最先端で創造的な成果をあげていくためには、異質なものとの交流の中から新しい発見やヒントが生まれるような環境を整えることが重要であることを考えると、海外の大学レベルとの学術交流協定に基づく交流に大学院レベルの交流も加え、また、国内においても教員及び学生間の交流を積極的に推進する方策を考えるべきであろう。

(7) 教員の教育研究活動についての評価方法

(1) 評価システムの導入

現在、多くの大学院で自己点検・評価が行われているが、その情報が公開されることによって各大学院間の競争的環境が整い、高度な学問的水準を達成することに貢献することが可能になる。この点本学は大学院レベルにおいてはまだ自己点検・評価が行われておらず、当然のこととして、自己評価情報が十分に発信されていないため、大学院の姿が外から見えにくいのが現状である。早急に対処しなければならない。1996（平成8）年3月末、全教員が最近5年間の業績表を提出した。それ以降の大学院教員の研究業績も、本報告書の『業績一覧』の中に掲載されているので、それを有効に利用する必要がある。

(2) 研究者（後継者）の育成・確保

ドイツ語学専攻

ドイツ語学専攻については、日本において特殊とも言える「語学専攻」中心の大学院として研究者養成に努力しており、受験生は本大学卒業生および卒業予定者のみならず、多くの他大学からも集まっている。しかし、カリキュラムに見られるようにドイツ文学・文化にも本専攻は力を入れており、別の項目で述べたごとく、学生は前期課程において基礎的な専門知識と幅の広い視野を身につけた上、後期課程において専門分野の知識をいっそう深めることが出来るようになっており、優秀な研究者として将来自立することが期待されている。本学はそのような研究者の確保に期待を抱き、事実、本専攻後期課程修了者の1名が博士学位授与者第1号として、本学外国語学部ドイツ語学科教員に在籍している。

英語学専攻

英語学専攻については、英語学・英米文学・英語文化（国際関係論・コミュニケーション論）・英語教育の各分野にわたり、多様な独自の教育を行ってきた。この伝統をいっそう発展させるためにも本大学出身者を含め、他大学出身者からなる教育組織が望ましい。すでに学部段階の英語学科ではこの方向にそって組織造りを考えている。これと並んで本学大学院の研究・教育を行う上でも、英語学専攻ではこの継承化を視野に入れながら後継者養成を行っている。

フランス語学専攻

フランス語学専攻については、外国語学部のフランス語学科における教育内容の充実と相まって、若手研究者の育成がそれに続く課題となる。私学には伝統ないし校風に根ざす特色があり、これを継承してゆくためには、当該大学の出身者を含めた教員組織を構成すること、また研究の継承性の見地からも、後継者が前任者の専攻領域あるいは研究方法等を可能な限り受け継ぐことが望ましいと思われる。フランス語学専攻後期課程の発足以来8年を経て、研究者ならびに日仏文化交流の担い手の養成という所期の目的を果たしてきた。本学としては、今後、後期中等教育で第二外国語が導入されるなど、フランス語への社会的需要の増大に相まってフランス語教員の育成を期待すべき時期を迎えている。

(8) 教育課程の将来の改善・改革についての方策

(1) ニーズに合ったカリキュラム設定

今日、大学院の目的や役割が多様化しているにもかかわらず、博士前期課程では研究者養成が中心であるという従来の意識が潜在し、入学者の目的に沿った体系的なカリキュラムが十分に整備されているかどうか十分注意を払う必要がある。

博士後期課程は高度な研究を遂行する自立した研究者養成を目的とし、開設以来既に8名の博士を世に送り出し、いずれも大学教育機関で研究教育活動に携わっている成果を考えれば、カリキュラム上の不備は見られない。

ドイツ語学専攻にあっては、博士前期課程を担当しうる専任の教員の早期育成と研究環境を整備

していくことが求められるとともに、将来のカリキュラムの抜本的な改革などに取り組みなければならない。この点、英語学専攻にあっては英語学および英米文学分野において、個々の研究成果を総合的なバランスのとれた学問の発展という視点で判断できる人材を養成するに十分な教員を配置しているが、英米文化分野の国際関係論およびコミュニケーション論担当教員にそれぞれ 1 名の欠員が生じたまま補充できないでいるので、早急に改善を要するものと思われる。また、従来のように研究者養成を目的とする大学院カリキュラムでは、高度専門職業人の養成や社会人の再教育という点で、教育研究の内容や開設科目が社会のニーズに必ずしも合っているとは言えない。それらを改善する一環として、英語学専攻では、1 年以上 2 年未満で修士号を取得できる「英語教育専修コース」を 2003 年度から新設することが決定している。この専修コースは、県下唯一のプログラムとして、主に現職英語教員の再教育の要望に応えるという明確な目的に沿ったカリキュラムを編成しているという意味で評価されよう。

またフランス語学専攻にあっては、後期課程の発足以来 8 年が経過して、研究者ならびに日仏文化交流の担い手の養成という初期の目的を果たしてきているとともに、より学生のニーズに沿うように配慮されている。現在の私学の財政状態を考えると人員の補充は困難が予想されるが、将来にむけて専任の若手教員の育成によって、博士前期課程のカリキュラムを担当し得るような研究環境を整えるとともに、抜本的なカリキュラムの改革・検討がなされなければならないであろう。

なお、現行カリキュラムでは、幅広い知識と複眼的視点を身に付けさせることを目的とし、専攻科目以外に共通科目および関連科目の履修を必修としている。しかし学問研究が急速に発展していく中、2 年間で修士論文を書き上げるためには、専攻分野およびそれと密接に関連する科目の履修単位を増やしてほしいという声も強まっている。その一方、修了要件単位数をこれ以上増やして負担を強いることができないのも現実である。このような点を考慮すると、共通科目および関連科目の双方あるいはいずれか一方の履修を必修から選択へ、ないしは廃止にすることの是非について現在検討を進めている。

(2) 学部授業との相互乗り入れ

少子化による収入の減少が予想される中、支出を抑制するために種々の対策が講じられてきているが、開設授業コマ数見直しの一環として、大学院および学部開設された授業を有効利用する方策も講じられよう。一つの可能性としては、学部と大学院との間で単位履修を相互に乗り入れる制度が考えられる。すなわち、学部学生にあっては大学院の授業科目を、また大学院学生にあっては学部開設された授業科目を、一定の範囲および条件で履修させ、修得した単位を修了(卒業)の要件に算入できるようにすることである。そうすれば、とくに大学院の登録者数過少科目は現状よりも有効に活用されるようになるかもしれない。このような制度は、既にアメリカでは 1960 年以前から導入され、我が国においても、東京女子大をはじめとし、いくつかの大学(院)で既に相互乗り入れないしは片方乗り入れを実現している。

経済学研究科

(1) 教員組織の適切性・妥当性

教員組織（配置）の現状

本研究科教員はすべて教授職からなり、博士前期課程担当者は31名（非常勤3名を除く）、博士後期課程担当者は9名（非常勤1名を除く）である。これは、本研究科が前期課程と後期課程の性格区分を明確にしていることの反映といえる。これを開設科目数との関連で整理すると、表1のようである。

表1 職位別にみた開設科目数（2001年度）

職 位	開設科目数			
	前期課程		後期課程	
	演習科目	講義科目	演習科目	講義科目
教 授	26	29	9	10
助 教 授				
専 任 講 師				
非常勤講師		3		1
休 講	8	17	8	10
計	34	49	17	21

教員の負担コマ数

上述した本研究科教員組織の特徴は、教員の負担コマ数を研究科と学部とで比較すると、表2のごとく明確な形であらわれている。すなわち、経済学部全教員の平均コマ数 8.5、研究科非担当教員の平均コマ数 5.8 に対して、研究科担当教員の平均コマ数は 6.9 であり、研究科担当教員の負担コマ数が多い。また、研究科担当教員間にあっても、前期課程担当者と前期・後期両課程の兼担者との間にも負担差がみられ、前者の 6.5 コマに対して後者は 7.2 コマと負担増になっている。

表2 負担コマ数の研究科・学部別比較

	教員数	コマ数	1 教員平均
経済学研究科担当教員	31	202	6.5
前期課程担当	31	202	6.5
前・後両期課程兼担	7	59	8.4
経済学研究科非担当教員	20	233	11.7
経済学部全教員	51	435	8.5

教員の博士号取得数

本研究科の問題点のひとつは、表3に示されるように、博士号の取得教員が9名にすぎず少ないことである。とくに40～49歳の中堅教員層においてそれが顕著であり、今後の本研究科にとって大きな障害となろう。博士後期課程の任務のひとつが博士号の授与にあることを考えれば、授与者こ

そ博士号の取得に努力しなければならないのであって、これは本研究科の一大欠陥といわざるを得ない。博士号取得者を、その必要の都度外部から調達するような姿勢では、今後本研究科の将来はないといわざるを得ない。

博士後期課程の担当者の学位論文の指導体制にも問題がある。1992（平成4）年4月から後期課程が開講され、今日に至っているが、10年間に学位授与者が1名というのは問題がある。その間、後期学生は1992年から1996年までは志願者9名、入学者5名となっており、1997年から2002年までは7名であるにも拘わらず、2001年度に1名の学位取得者のみというのは、指導体制と指導教員の指導の問題といわざるを得ない。博士後期課程の担当者は、研究者を育成するという自覚を持っていただきたいと考えている。

表3 世代別にみた研究科担当教員数と博士号取得教員数（専任教員のみ、2001年度）

世代	前期課程 担当教員数	後期課程 担当教員数	博士号 取得教員数
40～49歳	3	0	0
50～59	11	4	4
60～70	17	3	5
計	31	7	9

（2）教員間における連絡調整の状況

研究科委員長を中心とする執行部で基本的かつ具体的な連絡調整をはかり、最終的な調整・合意・承認は研究科委員会でおこなわれる。

（3）実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

経済学研究科自体としては、いまだこの人的補助体制の整備には至っていない。

（4）教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

基準と手続

本学の「大学院担当教員の新規任用に関する規程」による基準と手続は、概ね次のようである。

研究科委員長が研究科委員会の議を経て、新規任用の案件を教員資格審査委員会（「大学院教員資格審査委員会規程」による）に発議し、同審査委員会はこれを適当と認めるとき業績審査委員を選任して審査に当たらせる。

業績審査委員は教授3名（うち1名を主査、他の2名を副査とし、少なくとも1名は本学専任教員とする）からなり、業績審査委員は審査の結果を文書により教員資格審査委員会に報告する。

教員資格審査委員会はこの報告に基づいて新規任用に関する人事案を決定する。その上で研究科委員長はこの人事案を大学院委員会に提出し、承認を求める。

審査対象とされる研究業績の取り扱いについては、a) 博士前期課程の担当教員は審査開始前 5 年以内の論文 3 編以上、b) 博士後期課程の担当教員は審査開始前 5 年以内の論文 5 編以上を審査の対象とする。なお、著書（教科書を除く）は論文 3 編に相当するものとし、論文は学会誌・紀要等の原著論文とする。

運用状況

これまでは教員任用規定の作成に意が注がれてきたが、前期課程設置後すでに 11 年が経過し、カリキュラム編成の見直しが迫られる今後にあっては、この教員任用規定の運用が現実的に妥当かどうか問われることになる。

(5) 教員の教育研究活動についての評価方法

いまだ明確な理念と方法について合意に達していないのが現状であるが、これは上記の教員任用規程とも相まって、いずれ検討を迫られる時期が訪れよう。

(6) 研究者（後継者）の育成・確保

経済学研究科設置後間がないため、いまだ当課題への取り組みは進んでいない。

第7章 施設・設備等

1. 大学・大学院の施設・設備と整備状況

【現状の説明】

A. 施設・設備の概要

校地総面積：191,930 m²

参考：設置基準上の本学所有校地面積 169,177 m²、設置基準上の校地面積
83,502 m²で 85,675 m²の基準面積超過

校舎等面積：92,656 m²

参考：設置基準上の本学所有校舎面積 74,944 m²、設置基準上の校舎面積
27,834 m²で 47,110 m²の基準面積超過

B. 施設・設備の説明

全学部 of 校舎、大学院研究室、図書館、附属研究機関、体育館、学生食堂、学生の課外活動施設等すべての研究・教育・厚生施設が一つのキャンパス内に設置されている。

教育ゾーンは1棟から6棟の校舎からなっている。このうち5棟は、附属機関ゾーンとして情報センター、外国語教育研究所の教育・研究施設、および学生相談機能としてカウンセリングセンターを配置している。国際交流センターは独立した建物に設けている。研究空間の中心となる個人研究室、情報センターのコンピューター総括管理部門、法人本部、大学事務局等は一括集約して中央棟に設置している。

教室棟の空調は、GHP（ガス・ヒート・ポンプ）によってすべての教室に完備している。

越谷市三野宮には、課外活動施設として野球場とサッカー場を設け、大学と競技場間にスクールバスを運行している。

福島県西白河郡には、演習・講義・研修および福利厚生施設として、230名収容定員の新甲子セミナーハウスを設置している。

校庭、校舎間の空間、グラウンドには、500種、2,500本以上の樹木を植栽して緑の環境を作り、維持管理・整備をしている。

学生に対する情報伝達の掲示施設は、各部局ごとに専用掲示スペースを確保して掲示している。

学友会等、学生主体の掲示についても、各校舎棟や構内専用掲示施設を設置して対応している。

【点検・評価】

すべての学部、大学院の教育・研究施設が同じキャンパス内にあり、入学から卒業まで同じ環境で教育・研究・課外活動ができる。

大学院関係施設・設備は、冷暖房空調完備の6棟5階に各専攻ごとの共同研究室があり、院生1人ずつに研究スペースを確保している。また、共通施設として、研究会や会議や研究成果の発表の場としての会議室、論文の準備資料の作成や研究資料の整理等に必要な作業室、さらに憩いの空間としてのホールも設置している。各共同研究室にはパソコンや基本図書を備え、作業室にはコピー機を配置している。大学院関係の事務部門として1階に大学院事務室があり、大学院全般の研究や院生生活の支援をしている。講義室は各校舎棟に分散している。

教室棟、中央棟（研究室・事務局）、図書館、各研究機関、35周年記念館（アリーナ〔体育館〕・学生厚生施設等）は、全学部・大学院とも共通に利用できる環境にある。教育理念、目的、学生収容定員等に応じた「校地」「校舎」は十分に確保され、整備されており、効率的な利用が可能である。また、学内の施設は整然と機能的に配置されており、キャンパス全体が有機的に機能している。

中央棟（10階建て）1階には講師室および教務・学生・就職各課等の教員・学生関連部門がある。2階には情報センター・入試部等の大学情報関係と対外広報部を含む総合企画部および総務・経理等の管理部門が配置されている。3階には教授会開催用の大会議室・各学部長室・各研究科委員長室等と学園本部機構施設がある。4階以上は各学部・学科の共同研究室と教員1人1室を原則に割り当てられている個人研究室が機能的、効果的に配置されている。さらに10階に様々な催しができるホールを設置している。

情報化の進展に対応した、学内LANを構築して学内ネットワークを整備し、教育用パソコン教室を拡充、さらにネットワークの有効活用を図るため教職員全員に1人1台を配置している。

マルチメディア対応の情報・AV機器、LL機器等、国際化・情報化に対応した教育施設を整備している。中央棟のATM基幹ネットワークを中心にスター状に3、4、5、6棟、図書館棟、体育部屋棟、35周年記念館棟の主要施設間を光ファイバーで接続し、各施設内ではPC教室やネットワークを利用した各種サービスが提供されている。さらに、6棟4階、4棟4階、35周年記念館小講堂には無線LANを敷設し、PCを利用した授業やイベントに対応できるように整備されている。6棟1階101教室にはマルチメディアのほか同時通訳室も付設し、国際会議も開催されている。さらに学生が自由に利用できる視聴覚機器装備の自習室も設置している。

教室の教育機器・備品は、附属機関である外国語教育研究所、情報センターが中心となって最新のLL機器・AV機器、コンピュータ関係機器を設置し、教育環境を整備している。

教室の空調設備を年次計画に基づいて設置し、各教室単位で冷暖房操作が可能となっている。

学生が自由に使用できる施設として35周年記念館が1999(平成11)年10月に竣工。アリーナ(体育館)、学生食堂、小講堂、トレーニング・ルーム、ミーティング・ルーム、多目的ホール、音楽練習室、書店等を設けている。

学生用掲示板を数多く設置したことによって、掲示板以外での張り紙等はほとんどない。

ハンディキャップをもつ学生のためには、教育機会均等委員会の答申に基づいて各教室棟、図書館、保健センターに車椅子対応トイレを設置している。また、すべての建物の出入口に傾斜路を設け、2002年には5棟にエレベーターを設置した。

分煙推進実施計画に基づき、校舎棟内を全館禁煙とし、喫煙コーナーに空気清浄機を設置している（中央棟2階ホール、2階休憩室）。

キャンパス全体を樹木の緑が覆っており、教育・研究、学生生活の環境空間を整備している。

越谷市三野宮に、野球、サッカー、ラクロス等の練習や試合ができるナイター設備を完備したグラウンドを設けている。

校外施設の新甲子セミナーハウスは日光国立公園内にあり、近くに那須高原、阿武隈川、甲子高原、天然温泉等の自然に恵まれ、学習・研修・保養に最適の場所となっている。

【長所と問題点】

A．長所

全学部、大学院とも交通機関（東武鉄道伊勢崎線・営団地下鉄日比谷線・松原団地駅）から至近距離の同じキャンパス内にあり、教育・研究・体育・学生厚生等の各施設・設備が学生、教職員、オープンカレッジ受講者、講演会参加者等にとって効率良く利用できる。

冷暖房空調設備の個人研究室を中心とする中央棟（1981（昭和56）年）と、マルチメディア対応の6棟（1995（平成7）年）を建設し、教育・研究施設の充実を図っている。

高度情報通信技術の進展に対応した学内LANを構築し（1996（平成8）年）、学術教育情報ネットワークが整備されており、PC等の情報機器を順次整備している。

35周年記念館（1999（平成11）年10月）を建設し、学生の厚生施設が充実した。1,776㎡のアリーナ（体育館）、1,000席の観覧席、トレーニング・ルーム、1,800名収容の学生食堂、ミーティング・ルーム、多目的ホール、音楽練習室、書店、各種売店等を配置している。

校舎棟、図書館、保健センター、35周年記念館等、すべての施設に冷暖房の空調が整備されている。

キャンパスを取り巻く緑の空間が教職員や学生の憩いの場となっている。

B．問題点

1964（昭和39）年の創設以来30数年が経過し、当時建設した校舎棟が老朽化し、特に一般教室での情報・AV機器の整備が遅れている。

5・6棟以外の教室棟には、障害者専用のエレベーターが建物構造上の問題で設置されていない。学生食堂は1,800名収容可能であるが、キャンパス周辺に利用できる飲食店が少なく、昼食時に混雑する。

一般学生が自由に利用できる厚生施設が少ない。

夜間の構内安全管理システム整備が遅れている。

大学と駅を結ぶ通学路として車道のグリーンベルトを多数利用しているが、安全とは言い難い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「総合学術情報センター（仮称）」の構想 「獨協大学 21 世紀委員会最終答申」（2001 年 3 月 30 日）において、「キャンパス再編構想」が打ち出された。「学生、教職員にとって快適・安全・魅力あるキャンパスを創出し、学習・教育・研究の環境を向上させる」という基本的な考え方に基づき、学習支援、キャリア開発支援、教育支援など、総合的なサービスを提供する施設を構想している。これまで学生・教職員に対してこれらの支援を担ってきた施設は図書館、外国語教育研究所、情報センターの 3 附属機関であった。近年これら 3 機関が相互協力を求められるケースが増えてきており、組織面・運営面および施設面で有機的な連携・統合を図ることを主眼とした同「センター」建設に向けて実行計画に着手している。

最新のマルチメディア対応の 6 号棟や研究室を中心とした中央棟と、設立当初建設の校舎や図書館とを比較した場合、後者は 30 年以上が経過し、建物自体の劣化と教育・研究上の施設・設備面での旧式化等が進むなど、両者の格差が拡大している。情報・AV 機器の整備に関しては、2001 年から総合学術情報推進委員会で全学的な検討を行い、実施計画を立案している。

様々なハンディキャップをもつ学生を受け入れるため、学生生活の安全性確保、教育機器備品・資料等の整備、既設教室棟へエレベーター設置を推進する。

カリキュラム外教育プログラムの拡充にともない以下のことに関して対応・方策が求められている。(1)施設・設備の利用時間の延長、(2)図書館・自習室の夜間における安全な学習環境の確保、(3)警備システム（人的・機械的）の拡充 等の具体化を進める。

本学と駅を結ぶ通学路の安全確保のために、本学敷地から駅への至近距離の位置に架橋を建設し、それに続く通学路をキャンパス内に設定する。

2. 施設・設備等の維持管理状況

【現状の説明】

施設・設備の維持管理については、「固定資産および物品調達規程」と「固定資産および物品管理規程」に基づいて管理運営している。

地震、火災等災害時についての施設管理は、「防災管理規程」を策定し、学長を総責任者とする防災管理機構を組織化している。特に地震予知段階から地震発生までの間にとるべき対策を規定し、混乱防止と地震発生後の被害を最小限に食い止めるため、「警戒宣言発令時等の対策に関する規程」を設けている。また、災害予防の徹底と、災害発生に対応した非常用の放送設備、自家発電装置、浄水機、簡易トイレ、米・缶詰・乾パン等の食品を保管・管理している。

施設・設備の保守・メンテナンスについては専門業者と契約し、教育・研究活動に支障のないよう対応している。

不慮時の財政上の安全性を考慮し、施設・設備全般に対して保険に加入している。

施設・設備の保守・修理・清掃、庭園の整備、構内の整備および空調の維持・管理の一部については、外部委託している。

施設の空調適正温度・煤煙・下排水・ゴミ等の環境関係、および防災関係・電気関係等については、法令等に基づいて整備し、必要書類を関係官庁等に報告している。

各部門に機器備品担当者を置き、部門毎に機器備品の管理を行っている。

学術研究活動のために設置した教員の個人研究室の利用および運営については、「個人研究室規程」により対応している。

固定資産の個別管理は、情報システムによって各部門のネットワークから情報検索できるようになっている。

【点検・評価】

施設・設備の維持・保全のため、建築関係の専門家を顧問におき、アドバイスを受けて対応している。

学内の良好な自然環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁防止、廃棄物の処理・清掃、騒音等の規制に基づく検査を定期的に行い、関係官庁等に報告するとともに、問題があればすぐに改善・補修している。

教員・学生等の教育研究上のニーズを各部門が取りまとめ、重要な要求事項は予算化して実行を図っている。

外部委託は業務の範囲・責任・費用・期間等の内容を契約上明確にし、業務活動報告を毎日受け、業務指示を通して清潔で安全な環境を実現している。

各部門の機器備品の管理については、年1回、公認会計士の立合いのもとに、管財課職員と備品担当者が現物点検・照合を行っている。

教員の個人研究室の利用と運営に関しては、「個人研究室規程」により必要の都度委員会を開き、割り当て・調整を行っている。

施設・設備等の情報システムが、各部門の備品管理、学生への備品貸出し等に有効に活用されている。

【長所と問題点】

施設・設備を維持管理するための責任体制を明確にし、規定を作成して、これに基づいて管理・運営されている。

環境整備については、法令等の定めを遵守し、学内環境の安全を確保している。

施設・設備等、資産管理の情報を有効に活用できるシステムが構築されている。

設立当初の建物については、設計上および構造上、耐震性に問題があることが検査で明らかとなったが、その対応策が遅れている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

施設・設備の維持管理については耐震性を最重点として、建物全体を実態に基づいて再検査する。
この検査結果を施設整備に関する中期計画と調整しながら、改修も含めた年次計画を策定していく。

施設・設備の維持管理については、危機管理の観点に立って現諸規程等を見直し、責任体制の一層の明確化を図る。

研究室・図書館・附属研究機関・事務室等の室内環境測定を実施し、教職員・学生の教育研究環境のより一層の整備を図る。

学内の夜間における安全性を点検し、計画的に改善を図る。

様々なハンディキャップをもつ学生を受け入れるため、安全性の確保や教育機器・備品・資料等を含めた施設・設備を整備していく。

獨協大学校地一覽

区分名称	面積 (㎡)	所在地
校舎敷地	84,093.86	埼玉県草加市学園町
運動場用地	33,235.92	同上
運動場用地他	16,086.00	埼玉県越谷市大字恩間新田字蓮河原
運動場用地他	35,762.00	埼玉県越谷市字三野宮
寄宿舍敷地	5,472.92	東京都足立区伊興町
研修所敷地	6,981.00	福島県西白河郡西郷村
その他の用地	1,901.81	東京都足立区伊興町
同上	3,068.00	福島県白河市大字小田川字牛清水
同上	5,328.40	東京都八丈島大賀郷
計	19,1929.91	

2001(平成13)年度 校舎等建物階層別面積

区分名称	階層	面積	用途	取得年月日 (登記年月日)	所在地
中央棟	1F	3,024.10	(1F)教務部、学生部、印刷室	S.56.3.5 (S.56.4.27)	草加市学園町
	2F	2,987.00	就職部、防災センター		
	3F	2,143.75	(2F)総合企画部、入試部		
	4F	1,147.75	総務部、経理部、エクステンションセンター		
	5F	1,147.75	センター設置準備室		
	6F	1,147.75	情報センター、会議室		
	7F	1,147.75	(3F)学長室、学部長室		
	8F	1,147.75	学園本部、会議室		
	9F	1,147.75	(4F;9F)個人研究室、共同研究室		
	10F	1,147.75	(10F)ホール、名誉教授室、会議室		
	計	16,189.10			
第1棟	1F	1,268.05	教室	S.40.8.12 (S.40.12.14)	草加市学園町
	2F	1,283.03			
	3F	1,283.03			
	4F	1,395.20			
	計	5,229.31			
第2棟	1F	1,268.05	教室 研究室(旧教養部)	S.39.5.9 (S.39.12.18)	草加市学園町
	2F	1,283.03			
	3F	1,283.03			
	4F	1,395.20			
	計	5,229.31			
第2棟別館	1F	277.86	教室	S.41.4.15 (S.43.7.30)	草加市学園町
	2F	277.86			
	計	555.72			
第3棟	1F	1,382.14	教室棟 体育準備室	S.41.4.15 (S.43.7.30)	草加市学園町
	2F	1,395.98			
	3F	1,395.98			
	4F	1,395.98			
	計	5,570.08			

区分名称	階層	面積	用途	取得年月日 (登記年月日)	所在地
第4棟	1F	1,393.98	教室	S.42.3.31	草加市学園町
	2F	1,517.05	日本語教育準備室	(S.43.7.30)	
	3F	1,517.05	(同窓会事務室)		
	4F	1,578.53	(組合事務室)		
	計	6,006.61			
第5棟	1F	1,933.83	外国語教育研究所、情報センター	S.40.8.12	草加市学園町
	2F	1,963.76	LL教室、自習・学習室	(S.40.12.14)	
	3F	1,514.89	カウンセリングセンター		
	4F	1,599.94			
	計	7,012.42			
第6棟	1F	1,279.08	教室(マルチメディア対応情報)	H.7.4.1	草加市学園町
	2F	1,218.93	AV機器装備教室)	(H.7.4.20)	
	3F	1,256.12	大学院共同研究室		
	4F	1,218.93	大学院課		
	計	6,215.74			
保健部室棟	1F	1,541.10	保健センター	S.44.7.10	草加市学園町
	2F	1,530.08	各クラブ部室	(S.46.9.30)	
	3F	1,600.29		H.3.5.27	
	4F	1,525.40		(H.3.6.27)	
	計	6,416.67			
図書館	1F	2,372.63	(注)特別教室を含む。	S.43.7.3	草加市学園町
	2F	2,314.79		(S.43.7.24)	
	3F	2,109.00		S.55.9.18	
	4F	1,813.00		(S.55.10.7)	
	計	9,197.42		H.5.3.25 (H.5.4.22)	
35周年記念館	1F	6,880.21	体育館・トレーニング室・	H.11.10.1	草加市学園町
	2F	4,702.08	ランニングロード・小講堂	(H.12.2.28)	
	3F	877.65	食堂・書籍販売店		
	計	12,459.94	集会所・理容室・その他		
食堂(旧)	1F	2,097.60	平成11年10月18日 使用停止	S.42.1.14	草加市学園町
	2F	1,880.89		(S.43.7.30)	
	計	3,978.49		S.58.3.14 (S.58.5.13)	
書籍店舗棟(旧)	1F	174.97	平成12年4月1日用途変更	H.3.3.15	草加市学園町
	2F	205.72	(1階:国際交流センター)	(H.3.4.4)	
	計	380.69			
倉庫	1F	187.11		H.3.6.8	草加市学園町
	2F	183.87		(H.3.6.27)	
	計	370.98			
施設管理事務棟	1F	79.25		H.9.8.21	草加市学園町
	2F	79.25		(H.10.5.14)	
	計	158.50			
ボイラー棟		315.00	ボイラー電気変電室	未登記	草加市学園町
倉庫		92.00	文書保存倉庫	未登記	草加市学園町

第 8 章 図書館・学術情報サービス

1. 図書館の組織と運営について

【現状】

当館には、館長の諮問機関として図書館企画委員会があり、図書館の企画および運営に関する事項、および予算決算、諸規則の制定改廃等の原案作成の諮問に応じている。その上位に図書館運営委員会があり、図書館の企画運営の大綱および予算決算、図書館関連諸規則の制定改廃に関し、館長の諮問に応じている。

実行部門としては、図書館長 1 名・専任職員 27 名からなり、臨時職員（フルタイム）10 名・外部委託職員（シルバー人材センター）3～4 名・学生バイト 3 名の支援を得て運営している。

専任職員は、課長 1・企画庶務 3・和書（購入から目録整理まで）8・洋書（購入から目録整理まで）5・雑誌 3・閲覧参考 7 という体制である。企画庶務は本来業務のほかに、電算システムも担当している。なお高齢化により、ここ数年以内で定年退職の集中が予定されており、このままでは業務の運営維持が困難になる恐れがある。

臨時職員の内訳は発注～整理業務 5、雑誌業務 3、個人研究費業務 2 である。外部委託はシルバー人材センターに、時間外および試験期休日開館業務（主としてカウンター対応）を委嘱している。学生バイトには、主として返却資料の書庫配架を委託している。

利用者の増加、情報通信技術の進展、電子メディア導入等によるサービス内容の高度化に対応した職員の配置が十分とは言えない。

図書館の共有資料とならない個人研究専用資料の購入業務があり、これを主に臨時職員 2 名で代行処理し、最終取りまとめは、企画庶務係が行っている。なお個人研究費の使用範囲が物品や出張旅費にまで広がっている現状では、関係部署で個別に対応するより、窓口をどこか一箇所にすべきであろう。

図書館システムは、1998 年度に新システム（CILIU）へ移行し、その後 2002 年度トータルシステム稼働に向け、開発を進めているところである。

【今後の改善方針】

計画的な人員補充と、現有スタッフの研修強化を図る必要がある。

専任職員の減少傾向に対しては、業務の合理化と共に、その時々に応じた多様な形態の外注により、図書館諸機能の拡充強化を図る。

個人研究費事務処理については、書店のデータベースを利用した発注予算管理システムを導入し、一元的に管理処理する必要がある。

2．図書館資料の整備について

【現状】

整理業務は学術情報センターの共同目録作業に参加している。

図書資料は、全学共有のものとして一括集中管理し、一般の利用に供している。外国語教育研究所の学生用資料（主に語学関係資料）についても、図書館で目録データを作成し、図書館システムからの利用に供している。

学生用図書に関しては、履修要項・講義概要・シラバス・書評等を元に広範囲に資料選定を行っているが、多様な利用者からの要望を十分汲み上げているとは言えない。

経年により価値の減少した資料については、資料廃棄基準により随時見直しを行っている。

【今後の改善方針】

本学の歴史および学科の特性を考え、ドイツ表現主義関係等特色ある分野につき、積極的な資料収集を行っていききたい。

学術雑誌については、全てを現物でそろえることに固執せず、外部データベースの有効活用による対応も並行的に行う。

視聴覚資料目録のデータベース化を図る。

3．図書館の施設・設備について

【現状】

書庫の収容能力が限界に近づきつつあり、運用・管理上種々の不備を来している。

全書架の約84%が閉架式であり、学部生が資料に直接接近できない状況は相変わらず続いている。

一階部分に館外直結の中通路があり、図書館を物理的にも機能的にも分断し、業務上および防犯管理上諸々の不備を来している。

サービスエリアにエレベータが無く、書架列間隔も狭い等、障害者にとって使い難い現状がある。

閲覧席は印刷資料のみに対応するものが主流であり、デジタル資料や視聴覚資料を同時並行的に利用でき、且つその他の機器も同時に使用可能とする閲覧スペースではない。

【今後の改善方針】

根本的には、大学の長期的展望に立った新図書館の建設が必要である。

4．図書館の利用サービスについて

【現状】

2000(平成 12)年 10 月より、通常期の開館時間を午後 10 時まで延長した。これは文科系大学としては、全国でも数えるほどしかなく、利用者から高い評価を受けている。また同時に、試験期の日曜休日開館も開始したが、これについては土曜日の時間延長と共に、試験期以外の開館を望む声がすでに出ている。

レファレンス・サービスの内、相互協力(他館への資料借用・コピー依頼)の分野では着実な成果を上げているものの、それ以外の部分については十分なサービス体制とは言えない状況にある。

2001(平成 13)年 4 月より、視聴覚室の利用時間を、午後 4 時閉室から午後 6 時半までに拡充した。

【今後の改善方針】

日曜開館の拡充は、利用実態を見ながら検討してゆく。

レファレンス・サービスは、図書館の存在意義の根幹をなす重要な要素である。現在のレファレンスカウンターの場所、組織と人員配置の問題等総合的な見直しが必要である。

視聴覚室の設備をセルフサービス主体に切り替え、開室時間の拡充を図る。

5．学術情報サービスについて

【現状】

図書館ホームページを開設し、図書館から書誌所蔵情報を始めとする各種関連情報の発信を行っているが、本学の研究成果のデータベース化と情報発信はまだ行っていない。

デジタル資料のうち CD-ROM には、内外の書誌情報、雑誌記事索引、新聞記事、法律判例情報等があり、活発に利用されている。ここ数年急速に利用件数が増え、図書館の基本的サービスとして定着している。ソフトにより検索方式がさまざまであり、これに対する図書館側の利用指導体制が十分とは言えない。

外部データベースとしては、NACSIS-IR、日経ニューステレコン、DNA(朝日新聞記事検索)、EBSCO-host、NICHIGAI-WEB(MAGAZINPLUS・作家執筆者人物ファイル)等を提供しているが、データベースごとに接続方法が異なり、図書館側の人的余裕がないことによる研修不足の問題があり、本来の機能を最大限に引き出せる状態には至っていない。

【今後の改善方針】

学内関連機関と協力し、教員研究業績や紀要全文の電子化を行い、図書館 HP を通じて学内外に公開する予定である。

CD-ROM は、専用サーバーに接続し、LAN 上でのサービスに移行するのが当面有効と考えるが、この媒体自体がオンライン・データベースにどんどん移行していく傾向がある。インターネットの活用により、接続・検索方法をできるだけ簡便迅速に行えるよう、学内環境の整備を推進する必要

がある。

さらに上記システムの保守および利用指導や代行検索に対し、きめ細かなサービスを可能とするためには、図書館員の質の充実が前提であり、そのための恒常的な研修システムの確保が必要である。同時に、急速な技術的進展に対しては、専門業者等外部の力も借りて臨機応変に対応する必要がある。

第 9 章 附属機関の活動状況

1. 外国語教育研究所

(1) 設置目的と建学の精神とのかかわり

【現状の説明】

当研究所は、外国語教育（外国語としての日本語教育を含む）に関する理論的・実践的研究を行うとともに、本学における外国語教育の充実と発展に寄与することを目的としている。これは国際的に通用する人材の育成という本学の建学の理念と深い関わりを有するものである。

【長所と問題点】

全国的にみても前記のような目的でこの種の研究所を 20 年以上も前に設置していた大学は少なく、この設置目的自体は妥当であり、かつ先駆的役割を果たしてきた歴史があり、特に問題はないと考える。

【将来の改善に向けた方策】

目的に関する限り、改変の必要はないと思われるが、21 世紀委員会の答申で強調されている教育・学習支援の観点から、また「総合学術情報センター（仮称）」建設に伴う三機関（図書館、情報センター、外国語教育研究所）の機能統合を機に、本学における外国語教育の充実と発展に更に寄与することが望まれる。

(2) 諸事業の概要

【現状の説明】

当研究所は次の事業を行っている。

研究員の研究活動

研究員は通常 8 人、任期は 2 年間である。毎年、4 名前後を募集している。研究員は、任期中、研究報告会として中間発表する機会がある。また、研究成果を紀要『獨協大学外国語教育研究』に発表する。

紀要『獨協大学外国語教育研究』の刊行

研究員の研究成果と研究所の活動報告を添えて年 1 回刊行、2002（平成 13）年度は第 20 号に達する。

外国語教育講座の開講

中学・高校の英語教員を対象に年 2 回開講している。2001（平成 13）年度は、

1) 第 21 回 / 7 月 28 日～31 日の 5 日間、計 5 回。受講者数：延べ 14 名。

テーマ：Part “Prof . Roby’s Teacher Training Workshop”

Part “How To Be A More Successful English Learner And Teacher”

（より効果的な英語学習法・教授法を目指して）

“Global Issues in Language Education”

2) 第 22 回 / 11～12 月の毎土曜日、計 5 回。受講者数：9 名。

テーマ：“Improving Comprehensive Skills of English”

フランス語教授法研究会の開催

フランス語教授法研究会を、当研究所、フランス大使館および日本フランス語教育学会が主催し、アテネ・フランセおよびフランス語教育振興協会の協賛を得て、年 1 回開催している。フランス語教授法研究会としては国内で最大規模である。

2001（平成 13）年度「第 15 回獨協大学フランス語教授法研究会」統一テーマは、次のとおりである。

1. Comment faire parler en francais ?

2. Comment aider les apprenants en difficulte?

統一テーマを含めて 27 のアトリエが開催され、フランス語教育に関するさまざまな実践的な課題について活発な意見交換が行われた。参加者は全国から 200 余名あり盛会であった。

各種外国語検定試験準備講座等の開講

TOEFL、TOEIC、ZERTIFIKAT、仏検(2 級)、独検(2 級)、リスニング大特訓、英語通訳ガイド、中国語検定、スペイン語検定の 9 種類の受験準備講座や模擬試験を行い、毎年 330 余名の学生が受講している。TOEFL 講座は、2000（平成 12）年度から、ネイティブ講師による総合的な英語力の向上が図れるようベルリッツ・ジャパン(株)にアウトソーシングしている。

上記以外に、夏季英会話集中講座、夏季 TOEFL CBT 講座等も催し、また、2001（平成 13）年度からはネイティブ講師とのチャットルーム(英語)を始めており、異文化理解をも視野に入れた事業を行っている。

視聴覚教育の支援

LL 教室（6 教室・115 コマの授業）、視聴覚教室（3 教室）の維持管理並びにそれらの教室での授業支援を行っている。特に LL 授業では、英語、ドイツ語、フランス語の「統一プログラム」実施を支援し、オーディオ・ビジュアル教材や試験問題の編集・作成等を行い、授業運営上必要とされる LL 機器操作のアシスタント業務（スペイン語を含む）を担っている。

研究報告会・講演会の開催

1) 研究報告会は年間 3～4 回行っている。2001（平成 13）年度のテーマは、次のとおりである。

「速読教材作成プログラミングの成果と課題」

「コンピュータ教室での英語リスニング、リーディング授業の試み」

「日本語音声教育」

「ドイツ語 LL 教材開発」

2)講演会は年間 3~4 回実施している。2001 (平成 13) 年度のテーマは、次のとおりである。

第 36 回「ネパール、チベットの民俗と NGO」

第 37 回「ボリビアのカーニバルと踊り」

第 38 回「コミュニケーション能力の養成に役立つ実践教育文法とは？」

本学学生の外国語自律学習支援

AV ライブラリー、AV 学習室、PC 語学自習室を運営し、学生に音声・映像テープ教材、CD-ROM 教材を貸し出し(映像教材は AV 学習室内のみ、CD-ROM 教材は PC 語学自習室内のみ)している。

資料の収集

教育・研究に必要な資料を収集している。書籍の他に音声・映像テープ教材、LD、CD、DVD、CD-ROM 等がある。

【点検・評価】

研究員による継続的な研究活動、外国語教育に関連した多彩な事業活動が行われており、この点に関しては十分に評価できるであろう。

教育支援と同様に学生の自律学習をより効果的に支援する事業の充実が望まれる。

【長所と問題点】

研究員により継続的に行われている研究活動、外国語教育に関連した多彩な事業活動を改めて長所として考えたい。

また、教室設備をフルに活用した視聴覚教育、特に LL 授業に対するアシスタント業務や音声・映像教材の編集・録画など、多面的に授業を支援しており効果的な授業運営に貢献している点は長所といえる。

全学共通カリキュラム実施に伴い外国語授業の多くが「全カリ」科目となることが予想されるが、それに対応した授業支援のあり方、また教育支援として極めて重要な役割を担ってきた LL 授業アシスタント業務を、経済性をも考慮しつつ維持・充実させていく方法を探る必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

授業支援とともに学生の自律学習支援をいかに充実していくか、また情報技術・機器をどのように活用できるかの検討が課題であり、「総合学術情報センター(仮称)」建設を念頭に学術情報推進委員会、その三機関作業部会などで検討を進めている。2000(平成 12)年の PC 語学自習室新設に伴い AV ライブラリーの移転・拡充と開室時間の延長(平日午前 9 時より午後 7 時まで)が実現したが、AV 学習室の現在の利用者数増加や媒体の多様化から席数及び機器の整備拡充を計るとともに、

PC 語学自習室は CD - ROM 教材や Web 利用に関する更なる利便性を高めることにより、利用を促進する必要がある。具体的には CD - ROM 教材の学習履歴保存を実現すること、などの検討が迫られている。

また昨年度より開始したチャットルームの拡充も望まれる。現在の予約制による利用ではなく、将来的にはいつでも好きなときに参加できる多言語のチャットルームの開設を目指したい。

さらに、学生の自律学習を効果的に指導助言する支援サービスも充実させる必要がある。個別学生の外国語に関する各種の試験データなどを収集・蓄積した学生個人データベースを構築し、外国語学習において学生の個別指導の実施や外国語教育にフィードバックさせる計画を検討中である。

(3) 研究活動の状況

【現状の説明】

当研究所は外国語教育に関する研究のため、共同研究・個人研究・グループ研究の制度を設けている。共同研究は、当研究所があらかじめ設定したテーマを当研究所と共同で研究するものであり、個人研究・グループ研究は、個々の研究員の関心に応じたテーマを個人またはグループで研究するものである。

1) 前回報告後の新たな共同研究の成果は、以下のとおり。

『日本人のためのドイツ語発音コース』(ビデオ)

2) 2001 (平成 13) 年度現在、取り組んでいる共同研究は次のとおりである。

「インターネットを利用した文法教育」(フランス語)

3) 個人(グループ)研究(2001(平成 13)年度)は以下のとおりである。

(1)「ドイツ語 LL 教材開発」

(2)「読解用教材の開発」

(3)「Macintosh を使った CALL システムを導入している大学の実態調査及び英語教育・学習ソフトの評価・開発」

(4)「ドイツ語 CALL 教材の開発」

(5)「日本語の音声教育」

(6)「英語教育教授法研究と教員教育プログラムの作成」

(7)「パソコンを利用したフランス語学習法の研究」

【点検・評価】

毎年、7~8 人の研究員により継続的な研究活動が行われている。研究成果は、当研究所紀要『獨協大学外国語教育研究』にまとめ、国内(300 余件)国外(200 余件)の研究・教育機関等に送付しており、外国語の教育研究に寄与している。

共同研究の成果物の一つである『日本人のためのドイツ語発音コース』は、市販され、他大学・研究機関にも購入されて、高い評価を得ている。

当研究所について学外からの問い合わせも多く、収集資料、施設・設備、研究所職員の数・資質等について高い評価を得ている。

【長所と問題点】

現在の研究員は外国語学部を中心とする専任教員が兼任するため、多種・多様な研究が可能となっており、これは長所と言えよう。また近年情報技術などを利用した教材開発など実践的な研究が増加していることも好ましい傾向と言える。教材開発に関しては、視聴覚機器を使用する外国語教育に対する職員の支援体制が充実していることは大きな長所であろう。一方、コンピュータを活用した研究が増えているが、研究員自身の努力に負うところが多く、デジタル化補助、プログラミング補助など、支援・サポート環境は十分とは言えない。

また、昨今の教員数削減方針のため、研究員の授業担当持ちコマ数を規程の4コマに削減できないケースが多発しており、研究員となるメリットが薄れていることは、優秀な研究員確保、研究充実の観点から憂慮すべき問題でもある。

【将来の改善に向けた方策】

前述したように近年、コンピュータを活用した研究が増えており、急激な技術革新がもたらされている情報技術を利活用する研究支援に一層の対応が求められている。研究員室へのサーバーの導入、2002（平成14）年度購入予定のノンリニア編集機など、情報技術革新への対応はすでに始まっているが、情報センター研究員のテーマとの境界線も曖昧になりつつあり、当研究所と情報センターとの協調・協力関係を深めることが今後の研究支援を充実させるための課題と言える。2000（平成12）年度に情報センター、三菱商事との共同事業として実施した「実験教育・実験研究」は、この観点から、様々な課題・問題点を浮き彫りにした貴重な試みと言えるであろう。

（4）施設・設備等の状況

【現状の説明】

当研究所は以下の施設を有する。

LL 教室（6 教室）、視聴覚教室（3 教室）、AV 学習室、AV ライブラリー、PC 語学自習室、資料室、暗室、スタジオ・調整室、録音室、編集室、試写室、研究員室、事務室。

【点検・評価】

本研究所が所管している視聴覚教室、自習室、教材編集室など、施設・設備面は充実している。また、施設設備の維持管理は、業者および職員による保守体制の下、使用頻度が高いにも関わらず安定的に稼動しており、この点は評価できる。なお、設置後10年目を迎えるLL教室2教室については、リニューアルを進めなければならない。このうち1教室は2002年度にPCを導入したLL教室にリニューアルする予定である。

AV 学習室の設備についても必要に応じて新しい機能を備えた機器に更新してはいるが、基本となる機器は 10 年目を迎え老朽化しており、リニューアルが必要となっている。

PC 語学自習室は、設置して 2 年目にあたる。この設備では、CALL 環境の点検と実験を行うとともに、学生用に CD-ROM 教材を活用した外国語学習を可能とする新しい自習環境を提供しており評価できる。

【長所と問題点】

LL 機器、編集機器、衛星放送受信装置、その他の視聴覚機器、コンピュータ等の諸設備が用意されており、それらが教育（学生の自習を含む）・研究に十分生かされていることは長所であろう。

諸設備・機器の更新には、多額の経費が必要となり、単年度に経費負担がかかること、また一部機器が老朽化していることが問題点と言えよう。

PC 語学自習室は、CD-ROM 教材を活用する外国語学習を可能としたが、学習履歴の保存システムの検証に時間がかかっており、繰り返し自習する学生のために早急に改善しなければならない課題である。

【将来の改善に向けた方策】

コンピュータ対応型の外国語教材や、インターネットを利用した外国語教育の普及に対応する、ハード面のみならずソフト面の充実を図る必要がある。最新の施設設備を充実させる観点から調査研究を急がなければならない。

AV 学習室、PC 語学自習室の施設・設備、AV ライブラリーの図書資料についても同様のことが言えるであろう。また、衛星放送の受信環境の整備は、世界の情報をリアルタイムで視聴するためにはさらに改善が求められる。

（ 5 ）管理運営およびその状況

【現状の説明】

当研究所は、運営委員会、企画委員会、研究員会議によって運営されている。組織上は、研究所所長、視聴覚教育主査と主任研究員がいわゆる 3 役であり、各委員会委員と研究員および事務職員で構成している。事務職員は必要に応じて各委員会に陪席している。

事務職員が担う業務は、広い意味では視聴覚（映像と音声）に関係し、その中でも外国語（本学開設科目）を中心としており、具体的には以下の 3 分野に分類できる。

学生の自律学習を促進させる学習支援

授業と教材に関する教育支援

研究員の研究活動を補佐する研究支援

【点検・評価】

企画委員会は、紀要『獨協大学外国語教育研究』の発行、「外国語教育講座」の開講、「獨協大学フランス語教授法研究会」の実施など、各企画項目ごとに小委員会を設置し、小委員長を中心として効率的に活動しており、これは評価できる。

【長所と問題点】

当研究所の管理運営には、外国語学部、経済学部、法学部から選出された教員があたっており、この点は開かれた組織であり、長所と言えるであろう。

当研究所の各種委員会の開催は、教員の出講日を考慮せざるを得ず、水曜日に開催されており、他の会議が重なることもあり、昼休みを利用しなければならない状況が続いている。時間的制約は避けがたく、この点は問題点といえるであろう。

専任職員は、教育支援（授業アシスタント業務、音声・映像教材の編集作成業務）のほか、研究支援、自律学習支援などマルチに業務を分担して効率的に役割を担っており、他部局に類のない長所であろう。効果的なLL授業を支えてきた専任職員による授業アシスタント業務については、人件費削減の観点から再検討を要請されており、問題点といえるであろう。

【将来の改善に向けた方策】

管理運営にあたって、企画委員会、各小委員会はそれぞれの機能を果たしているが、さらに活性化が望まれる。十分な審議を必要とする場合は、特に時間をかけて審議できる会議時間をとることの了解を委員からとる必要がある。また、全てのレベルにおいて、管理責任者の高度な判断力、指導力、献身が事業の活性化には不可欠であることは言うまでもない。

授業アシスタント業務について対価効果を求められる中で、今後とも専任職員がどこまで担っていくか、望ましい環境の維持に向けて検討していかなければならないであろう。

総合学術情報推進委員会の下に設置される教育システム化推進準備室には、IT関連に加えて視聴覚（映像と音声）全般の支援を含むものと思われるが、映像と音声の分野では本研究所で培った職員の技術（デジタル化に向けたスキルアップが課題）が生かされるであろう。

今後も学内外から外国語教育研究所に寄せられる期待が何かをよく考え、その実現に向けてより一層の努力をしていく必要がある。

（6）国際交流・社会との連携・貢献等

- 1) 研究所の以下の諸活動は「国際交流」といえる。

海外教育者の招聘（外国語教育講座等の講師）

紀要『獨協大学外国語教育研究』の海外研究機関への送付

- 2) 以下の諸活動は「社会との連携」を意識したものである。

中学・高校の英語教諭を主として対象にした「外国語教育講座」

フランス語教育関係者対象の「獨協大学フランス語教授法研究会」

中学校・高等学校の英語教諭を対象にした英語学科が主催する「英語教育研究会」の事務局としての支援

- 3)当研究所の諸活動は、本学学生の勉学・社会人の再教育・本学専任教員(研究員)の研究活動などに「貢献」している。

(7) 現状における問題点・課題および改善・改革に向けた方策

【現状の説明】

諸事業の概要、研究活動の状況、施設・設備等の各項目で記した問題点、特に「総合学術情報センター(仮称)」建設を視野に入れて、センター機能の検討、センターへのスムーズな移行が図れる環境整備が、今後取り組むべき主要な課題であろう。

【点検・評価】

教育(授業補佐と教材編集・作成)に対する支援、研究員に対する支援、学生の自律学習に対する支援、マルチメディア化を含めた施設・設備の整備等は、大学の特色を社会に示し、学生の勉学環境のよりよい改善を計る視点から、「総合学術情報センター(仮称)」構想と整合性を保ちつつ、限られた財政の中でも早急に実現していかざるを得ないであろう。

【将来の改善に向けた方策】

- 1) 研究面では、研究所の研究活動の中核になりうる研究に積極的に取り組み、社会への発信を充実させるために職員の支援技能の強化が今後の課題であろう。
- 2) 教育面では、「総合学術情報センター(仮称)」機能に留意しつつ、以下の点について充実する必要がある。

学習室(自習用)の施設・設備や図書・資料をさらに充実させる。

意欲ある学生に対する選別的な外国語教育(検定試験対策講座等)をさらに充実させる。

教員・通訳・外交官等を目指す学生に対して外国語学習の面で達成目標を明確に示し、助言指導を行なう。

外国語の再教育を望む社会人の要請に応じられる講座を設ける。

学内のみならず学外への遠隔授業を含む外国語教育に関する情報の受発信とコンテンツ作成。多様化する外国語教育のIT化に即応できる職員の養成、施設・設備の拡充。

- 3) 施設・設備面では、「総合学術情報センター(仮称)」を視野に入れ二重投資を避けつつ、最新設備のCALL教室(新設)とLL教室のリニューアル(更新)に取り組まなければならない。
- 4) 学生の学内における外国語学習環境は、グローバルイングリッシュの導入、ブリティッシュ・カウンシル、ゲーテ・インスティトゥート、東京日仏学院の学内誘致など劇的に変化しようとしている。このような学習環境の変化にも対応して、学生の自律学習の指導を行えるように体制を整えることが必要であろう。

2. 情報センター

(1) 設置目的と建学の精神とのかかわり

【現状の説明】

(1) センター設置目的と学則第1条

獨協大学情報センターは、情報機器の適正な運用と本学における教育・研究の充実および事務処理の円滑化に寄与することを目的として設置された本学の付属研究機関の一つである。その目的達成のため、情報センターでは、(1) コンピュータシステムの適正な管理、運用、更新、(2) 教育支援、(3) 研究支援、(4) 事務の開発支援を実施している。

本学の情報環境整備への積極的な取り組みと教育の歴史は古く、すでに35年に及ぶ。教育面では、その間に本学で学習した多くの学生が、卒業後に文化系の大学であるにもかかわらず、民間企業の情報系分野で専門技術者として、あるいはマネージャーとして活躍している。また、研究面では、情報センター所属研究員の研究成果も情報センターの発行する紀要に毎年発表され、本学の研究分野での社会的な評価を得ることに貢献している。

ところで、本学の設置目的は、学則第1条に「大学教育を施し、社会の要求する学術の理論および応用を研究し、教授することによって人間を形成し、あわせて外国語教育を重視して、今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成すること」と規定されている。本学創設時のこの設置目的は、高度情報化と国際化を標榜する今の時代にあっても、まさに社会が大学に求める内容と極めて一致している。本学が情報環境を活用し、優れた教育・研究活動を行い、さらに学生生活の中での情報化を進めることは、現代社会の要請に応える上での必須条件であり、かつ本学の設置目的を達成する上でも適切な事業であると認識している。

(2) 情報環境を活用した教育と本学の建学の精神：「大学は学問を通じての人間形成の場」とのかかわり

本学の設置目的を象徴的に表し、本学の建学の理念として社会に発信されている言葉は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」である。この理念に基づき、本学の教育は、当初極めて厳格に実施されてきていたが、戦後のベビーブームの結果として訪れた環境の変化（学生数の増加や質の多様化等）は、旧来からの教育では、この理念を遂行することが実質的に困難となり、現実の教育活動と理想との間に大きなギャップを生むこととなった。

こうした状況に対して、1996年に、本学のそれまでのコンピュータの活用経験を基礎として、DAINET と名づけた全学的なキャンパス LAN システムを敷設した。この LAN システムの敷設によって、本学では早い時期に教職員に PC 一人一台の情報環境を整備するとともに、全学生に ID を付与し、誰でもが教職員や学生相互にメールでのコミュニケーションを取ることができるし、インターネットを自由に活用できる条件を整えた。また、電話回線による学内ネットワークとの接続システムによって、学習の場を学外にまで広げ学習環境の大幅な改善を図った。このように、

「DAINET 計画」と呼ばれるキャンパス LAN システムを基盤とした情報インフラは本学の教育・研究環境を飛躍的に改善させ、これまでとは大幅に異なる新たな教育・研究環境を構築した。

情報インフラを構築して今日までの僅か 5 年で、すでに学生のインターネット利用者は 90%をはるかに越えた。社会生活での急速な情報化と共に、本学におけるコンピュータとインターネットの利用者数および利用量は、今後ますます増加の速度をはやめることが予測されている。

こうした状況を踏まえ、今後本学の教育・研究活動の中で情報環境がさらに積極的に活用され、本学の建学の精神が実質的に実践されることとなると期待されている。

(3) 情報環境の整備は、情報センターの問題から全学の問題に

1996 年にスタートした DAINET - は、これを設計するに当り教員の利用目的を把握するために、全教員へのアンケート調査を実施した。しかし、1995 年当時にそのアンケートに回答した教員は専任教員の僅か 3 割にも満たなかった。

2000 年度に再度編成された次期システム検討委員会は、まず始めに DAINET - 計画の達成度の検証から行った。その結果、『DAINET - 計画は、設備面では 100%もしくはそれ以上に実施されていたにもかかわらず、利用面では多くの点で計画を達成することができていない』（次期システム検討委員会答申書）との結論となった。利用者の中でも、特にこの 4 年間で学生の利用率は急速に拡大したにもかかわらず、教員側の利用率はあまり増加してこなかった。そこで、委員会が DAINET - の整備計画を作成するに当たっては、特に教員の利用率の向上を第一の目標とした施策を提案することから始め、次いで設備面での充実を目指すこととなった。

次期システム検討委員会が 2000 年 3 月に提出した答申書によると、『今、最も重要な課題の一つは、本学の情報化を進める上で、即ち利用率を向上させる上で、本学の問題点となっている、あるいは障害となっているものが何であるかを分析し、それらを解決するためにはどのような具体的な対応策を講じる必要があるかを分析し実行すること』であると提言している。

本学の情報化の問題は、これまでは機器の更新が最優先されていたために、あたかも情報センター独自の問題かのようにして取り扱ってきたが、今後は、情報化の問題は、本学全般（教育・研究・学生生活・事務処理）に関わる問題であり、全学の課題として取り組まなければならなくなった。答申書の内容を実現するために、2000 年 12 月に副学長を委員長に、教員、職員あるいは学部や部署の枠を越えた全学的組織としての「総合学術情報推進委員会」が設置された。さらに委員会の下部組織として、30 人を超える教員・職員による作業部会も設置され、かつてない大規模な組織を編成し全学的立場から教育・研究活動の改善に向けた D A I N E T - 計画の具体的な事業の実施に取り組んでいる。

【点検・評価】

(1) DAINET- の情報環境

DAINET- は、1996 年に当時としては最新の ATM 装置を基幹におき、4 年後の最終段階（2000

年3月)ではPC1,000台を越える規模のインフラ環境を整備することとして計画された。また、LANには、50台を超えるサーバー群を接続して、学生・教職員の学習・教育・研究・事務処理のためのインフラ環境として配備し、年々の計画見直しを図りつつ実施してきた。その結果、2000年度にはPCの台数が計画数を大幅に越え、さらに一部教室にPHSを用いたモバイル環境も整備し、将来の全学規模での情報環境の活用(全学生、全教室でのPC利用)を想定した試験的運用を始めた。

LANの敷設と同時に、学外とのインターネット回線は、1.5Mの専用線によって東京理科大学経由でJOINに接続されてきたが、利用者の増加に伴いさらに拡張される予定である(2002年4月から)。

なお、DAINET-計画は、日進月歩の中にある情報社会にあって、極めて困難な課題「4年間の長期整備計画」であった。しかし、その間に文部省(現文部科学省)の積極的な補助金政策の拡大もあって、年々計画の見直しを図りつつ、当初の計画を大幅に越え、新しい情報機器に即応した柔軟な発想で計画を実行してこられた。

(2) ヘルプデスクの運用

本学の情報教育は、35年前の電子計算機室当時から一貫して学生への自由度(開放度)の高い利用体制を原則としてきた。インターネットの普及によって利用者の大幅な増加が予測された後もこの伝統をさらに推進するために、1996年に教育・学習・研究支援を目的としたヘルプデスクを開設した。

情報機器が有効に活用されるために、ヘルプデスクでは、学生・教職員のPC利用上のトラブルに気軽に応えるとともに、情報機器を活用した情報基礎科目でのティーチング・アシスタントや機器の早期なトラブル対応等を主な役割としてきた。また、日常の質問に応えるばかりでなく、必要に応じては講習会の開催等も行っている。

ヘルプデスクを設置した際に、この運営には、大学の経費負担と人事制度上の問題から、基本的には外部委託を原則とした。人事制度上、大学が多数の情報技術者を専任スタッフとして抱えることには困難がある。そこで、本学ではヘルプデスクのスタッフは、情報機器に精通した外部SE、ヘルパー(地元市民)、学内外からの情報系大学院生、情報機器の活用経験のある学生など総数約30名で構成し、運営されている。

これらの情報環境を経験した多数のヘルプデスク・スタッフが直接学生への助言・指導に当たることによって、学生の学習意欲を高め、結果としてDAINET計画が今日まで順調に推移して来られたものといえる。

本学が、こうした運営形態を取ることを可能とした背景には、文部省のネットワーク管理者の外部委託に対する積極的な補助金政策の拡大があったからに他ならない。本学では、この制度の積極的な活用によってヘルプデスクを運営することができたのである。

(3) IT 活用を通じた授業改革の促進

DAINET が敷設された後も、情報機器を活用した授業科目は、多くが情報処理系の科目であり、また活用する教員もまた特定の科目担当者に限られていた。そこで、次期システム検討委員会が中心となって、IT 活用の一般科目への浸透を目的に、1999 年度と 2000 年度に民間企業の協力を得て、実験授業・実験研究プロジェクトを実施した。この 2 年間で十数名の教員が授業の内容、規模など異なる立場からこの実験に参加し、教育・研究面での具体的な IT の活用方法について様々な試みを実験的に実施した。この実験が、極めて限られた条件（実験の期間、経費など）の中で実施されたために、具体的な成果物としては、必ずしも十分なものを生み出すことはできなかったが、この実験によって、本学において IT の活用を進める上では、今何が問題点で、何をなさねばならないかの具体的な問題を把握する上では大変貴重な体験と情報を得ることができた。

また、新しい問題への試みであったために、実験を実施する過程でも、組織上の課題、情報環境の問題、サービス形態の問題等様々な点で、多くの教職員から厳しい指摘や新たな注文、そして批判も受けた。しかし、それらの一つ一つが今後の本学の情報化に課せられた重要な課題の提示であったのであり結果的にみて、それらの指摘、批判をへて IT 活用に対する関心はさらに広まり、新たな教育支援組織を生み出す基礎となった。この実験は今後の本学における授業改革の取り組みに一石を投じるものになったと認識している。

(4) 利用者増と管理問題

学生・教職員の予想外の急速な利用増は、大学が提供する情報環境に対して経費、管理、運用、人事などの面で様々な新たな問題を提起することとなった。一方、一般社会での情報機器と民間サービス環境の進展は、日進月歩であり、そうした機器やサービスが廉価な商品として巷にあふれるようになった今日、大学の情報環境に対する管理や提供するサービスのあり方について根本的な問題が問われ始めている。教職員・学生から様々な要望・要求（大学のネットワークと民間との整合性、親和性等）が求められる中で、今後も増加するのであろう利用者増とますます複雑化する管理問題とは、今日の情報センターの新たな問題として浮上してきている。

例えば、大学という教育機関では、教員・学生から、より自由な情報環境の構築が求められている。その反面、大学管理者からは、社会的な責任をもつ機関として教職員・学生の不正使用や外部からの破壊行為に対して厳しい維持・管理体制を構築するようにと要求されている。こうした、相反する複雑な状況を抱え、情報センター職員の業務は、ますます高度で専門性の高いものになってきている。

それに加えて、情報センター職員の日常の業務内容が一般職員の就業条件と極めて異なっている。社会的に見て情報システムは 24 時間、365 日間正常に機能していることが当たり前と考えられている今、それを維持・管理しているのは大学の一般職員なのである。情報センターシステム担当者が一般職であるにもかかわらず、大学という平等主義的な組織においては、就業規則上で能力や業務内容に見合った差別化がなされていないし、検討されようともしない。

情報システムの管理という業務が、そのように高度な能力を必要とし、さらに異なる就業形態の中で運営されている状況の中で、今後の大学における情報システムの管理問題がどのようにあるべきか、問い直されるべき時期に来ている。それには、情報センター職員の就業条件をどのように考えるかという問題と共に、管理業務を大学の業務と考えるか否かも含め、民間の能力（SE、プロバイダー等）をどのように、どこまで活用していくのかを検討する必要がある。

【長所と問題点】

支援体制

これまでの本学の情報環境の整備事業に比べ、支援体制の構築は充分ではなかった。確かに、情報機器やソフトの利用形態の進歩・発展によって、これまでは特殊な能力の者にしか作れなかった教材が簡単に作れるようになった。なかなか扱えなかった機器やソフトが極めて容易に、しかも廉価で利用できるようになった。したがって、一見教材作りはさも容易になったかのように錯覚される。しかし、日常生活の中で既にマルチメディア情報を使い慣れた若者達からは、より高質なものの提供がないと満足されない。教員の教材作成の作業負担は今後も増加されることはあっても軽減されることはない。

教員が授業教材としてITを活用したコンテンツを作成しようとした場合、日々変化する最新の情報技術を活用するための技術的な問題と、コンテンツ作成という膨大な作業時間の確保と言った2つの大きな問題に直面する。大学がこれらの問題に対する適切な対応策を講じないと今後も本学におけるITの活用はあまり期待できない。

本学のヘルプデスクの業務は、原則として、機器の利用上でのトラブルに限定した対応であった。したがって、コンテンツを作成する手助けは行ってきていない。しかし、2年間にわたる実験を経て、2000年3月に学長あてに提出された次期システム検討委員会の答申において、「本学が現在最も必要とされる課題は教材のコンテンツ作成を支援する組織体制の構築である」と結論づけている。支援体制の構築は、今後の本学でのIT化の推進に極めて重要な意味を持つものであるとの提案である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 外部情報環境の積極的な活用

これまでの大学における情報環境は、大学が独自に構築し、各大学の能力範囲とポリシーに基づいて管理・運営してきた。しかし、民間の情報機器の能力が高まり、費用も廉価になってきた今日では、はたして各大学が情報環境と維持サービスを自前で整備し、管理する必要があるのだろうかといった問いかけが始まっている。また、センター職員などの情報技術者に対する学内からの期待は情報環境の維持・管理から、彼らの能力を教育支援、学習支援、研究支援の問題に活用したいという要請が急速に高まっている。情報センター職員の能力は、機器の管理ではなく、大学本来の業務である教育・研究内容の充実のために活用すべき時期に来ている。したがって、今後は本学の

情報環境の一部または大半を、外部情報環境の積極的な活用に変えていくことが検討されるべきである。

大学の情報環境の活用には、自由度の高い部分と厳しい管理が要求される部分とがあるが、それらの中でもより自由度の高いものから、学外の情報環境を活用する方向で検討することがより実質的である。

(2) 学内リソースの活用と外部専門家の積極的活用

大学の情報機器の設置は、情報センターという一組織の枠を超えて様々な機関（図書館、外国語教育研究所、学生サービス部署等）に急速に広がっている。そうした機器が効果的に活用されるためには、教育支援、学習支援、研究支援を目的とした多人数の専門家が必要になってきた。このための専門的能力とは、単に情報機器に対する専門能力ではなく、外国語能力、統計的能力、リファレンス能力、教学的能力など様々な専門性に広がっている。今後、大学の専任職員の役割は、このような多面的な専門的能力であり、それらの能力を戦略的な経営活動に生かすとか、教育・研究活動に直接生かすといった積極的な業務を担っていくことが期待されている。

また、将来の教育・研究活動の変化に対応した新たな情報環境の企画・立案、計画実施の段階については、専任職員の経験則や先見性と情報技術者としての能力が必要とされている。しかし、機器の維持・管理を目的とした情報技術者については、外部技術者の積極的活用が求められていくものと認識している。今後は、以下の諸点については外部専門家の積極的な活用が進められるべきものとする。

機器の管理・運営

コンテンツ作成業務や業務システムの開発業務

新たに開発される機器、ソフトの有用性や適切な価格

情報環境の将来像についての情報

(3) 支援体制の構築

本来大学の評価されるべき価値は、施設・設備の良さではない。そうした外見上の評価に代って、その大学の教育実践や研究業績の内容が真の評価である。したがって、今後は、いかにそうした実績を対外的に発信できるかが大切な任務となる。

次期システム検討委員会では、教育・研究のコンテンツ作り、システム化を目指した本学にとって有用な支援体制のあり方を検討し、具体的な「支援室」の構築を提案した。今後この支援室を生かし、本来大学の評価されるべきその大学の教育実践や研究業績の内容を積極的に発信していきたいと計画している。今後、支援室がどのような位置付けで組織化され、どのようなスタッフで運用されるかが、本学の情報化の進展に重要な意味を持つことになる。

(4)学習支援・教育支援を目指した新館構想

本学では、2005年3月の完成を目標に、主に学習支援・教育支援を目的とした新館の建設を計画している。ここでは、トータルな学生の学習活動を支援するために、個別ガイドシステムの構築や自立的学習支援を目的とした情報環境の整備や、これまで別個の組織としてサービスを提供してきた図書館、外国語教育研究所、情報センター等の機能を統合した新たな学習・研究の場を創設することが検討されている。

そこで学習者に提供される機能をより有効なものとするためには、ITの特性を十分に活用した学習環境を構築することが必要である。したがって、これまでにない高度で有効な情報インフラの敷設が期待されている。

(2) 教育活動の状況

【現状の説明】

(1) 教育環境

本学の2001年度におけるPCと情報環境を完備した教室とその利用状況は以下の通りである。

教室規模	教室数	開設コマ
60人教室	4教室	61コマ
50人教室	3教室	26コマ
30人教室	4教室	33コマ
8人教室	1教室	12コマ

これらの教室を使用して開講している授業科目への2001年度の履修登録者総数は5,061名である。これに加え、最近では多くの科目が、授業進行の過程でPC教室を多面的に活用することが増加している。

(2) 自立的学習を支援するための自習教室の確保

PC教室は、各教室共に授業時間以外は自習室として活用されていて、誰でもが自由に使用することができる。また、一部の教室では原則として授業時間を組まずに主として自習室として解放している。授業期間中、これらの教室は平日21時まで開放し、学生スタッフを置いて自習教室として運用している。(2002年度からは22時)

(3)ヘルプデスクの運営

ヘルプデスク・スタッフは、主として大学院生(本学および他大学)が担当しているため、彼らの持つ最新の情報技術や環境についての知識が教育効果を高める上で大いに役立っている。また、授業終了後には、学生スタッフによってPC教室の閉室時間まで利用サービスを行っており、多くの学生が自習の中でサービスを受けている。

ヘルプデスクでは、実際には、授業中の機器使用上のアシスタントに加え、自習学生の基本的な

質問に答えるなどのサービスを行っており、学生の教育効果を高めるための学習活動を側面から支援している。

【点検・評価】

(1)PC 教室の慢性的な不足

PC 教室の整備には学内外の幾つかの問題点を処理しながら進める必要がある。そうした問題との調整作業のため、最近の利用者の急速な増加に対して、最近は慢性的な PC の量的不足の状態が続いている。

その理由の第 1 点は、最近は特にカリキュラムの動向や情報環境の変化など将来予測が極めて難しい状況にあるために、長期的な計画が立て難いことである。したがって、ネットワーク全体を左右するような高額な出費を必要とする基幹整備がなかなか進まないことである。第 2 点は、補助金制度の問題で、文部科学省の補助金制度は 3 年毎のシステム更新が原則になっており、途中年度での変更・修正は原則として認められない。したがって、補助金制度を活用しながら整備していくためには、機器の拡張・更新はおのずから 3 年単位にならざるをえないことである。第 3 点は、現在、PC 教室を増設するには一般教室を改修して PC 教室に変更する必要があり、PC 教室として改造した場合は、通常時の PC 不足分を補うために、授業時間以外も自習室として開放することになる。そのためには一般教室利用者の理解と協力が必要であること、等が原因となっている。

今後こうした慢性的な PC の量的不足状態を解消するためには、教職員・学生の個人持ちの PC を大学のどこでも使用できる環境を整える必要がある。そうした方向に向けて現在検討を進めている。

(2)個人情報の利用拡大

個々のニーズに合った教育を実践するために、IT の効果的な活用が検討されている。個々の学生により良い学習体験を提供するためには、いかに一人一人の学生に合った内容を経験させるかにある。そのためには、学生一人一人の学習目的や取得レベルや既習状況等の個人の状況を把握し、個々の条件に合った教育・指導を行う必要がある。そのためには個人情報データベースの活用などの IT の機能を生かしたガイドシステムの構築が検討されている。

しかし、一方では、プライバシー保護の観点から個人情報管理の必要性が高まっている。したがって、大学は、個人の権利が十分に保証されるような情報の管理体制と規程の整備を進め、適切な運用のもとに、個人情報の有効な活用を図る必要がある。

(3)IT の一般科目への利用拡大の推進

本学においては情報系の科目以外での IT の活用はかなり不十分といえる。例えば、大人数科目での活用がなかなか進まない。教育効果の面で考えるならば、大人数科目やその他の一般科目で、いかに IT の活用を積極的に進めるかが、現在の課題である。次期システム検討委員会で実施した実験

で、そうした問題を解決するための講義支援システムが開発された。これを一般科目にまで活用を広げることで IT の利用拡大を進め、授業改革の一翼を担っていくことが現在進められている。

(4)学生の能力差の拡大に対する対応

情報機器に対する新入学生の能力格差がますます広がっている。入学以前にすでになんかのレベルでの使用が可能な入学者が年々増えている反面、未経験の学生も未だかなりの数で入学している。こうした入学時点での能力格差にどの様に対応するかが問題となっている。

大学では学生生活での IT の活用が急速に進んでおり、本学においても学生生活の始まりと同時に IT の利用が始まるといった学習環境が作られつつある。そうした状況の中で、今後全学生のリテラシー教育をどのように位置付けるかが問題となっている。何時、誰が、どのような方法で行うのか、また、学部毎に異なる教育を行うのか、どの程度の期間が必要なのか等についても再検討が必要である。

また、高度な情報処理能力に対する社会のニーズは益々増加している。そうした需要に応えるために、情報処理の応用教育をどのような内容と方法で行うのかも大事な検討課題である。

【長所と問題点】

(1)10 時までの自立的学習環境の提供

2002 年度に通常授業期間中は、PC 教室を夜 10 時まで自習室として開放する。2001 年度までは夜 9 時まで開放してきたが、学生の夜間利用者数は年々増加の傾向にあり、図書館も学生対象に夜 10 時まで開放する。図書館と情報センターの夜間開放によって学生の授業時間外の学習環境はさらに整備されることとなる。

(2)教育設備と個人使用

教育上でのインターネットの活用は、教育・研究に大変効果的である。大学は学生への情報提供や学生との事務処理のためにもインターネットを活用している。また、就職情報の入手などにもインターネットの活用は欠かせない。しかし、インターネットから得られる情報は多岐にわたっており、学生がインターネットを使用する目的は、必ずしも学習目的や学生情報での使用に限らない。そのような状況の中で、今後は個人使用のための PC やその他の情報環境は、個人の責任で保持し管理するような方向で検討を進めることとなる。

(3)ヘルプデスクの業務範囲

原則として現在のヘルプデスクの業務は、機器の使用上の問題に対する質問に答えるだけとなっており、授業内容に係る質問には答えない。しかし、実際には窓口に授業が十分に理解できない学生や授業に欠席したために内容が分からないといった学生が多数質問にきている。また、一般科目でコンピュータを利用する授業が増えるにつれて、PC 活用能力が不足するために授業についていけ

ない学生からも、PCの活用や授業内容についての質問が多く来るようになってきている。そうした状況に積極的に対応するためには、これまでの原則を変えて、現在のヘルプデスクとは別な組織を構築し、教育支援に取り組む必要がある。

(4)個人 PC と認証システム

さらに多くの授業科目で常時 PC を必要とする状況になれば、大学が PC を用意するのではなく、どこでも個人持ちの PC が使用可能な環境を構築する必要がある。その場合に、ネットワークの利用方法は、個人 PC が何処でも使えて、容易にネットワークに接続され、それでいて不正な使用を制限することのできるような認証システムの導入が必要である。本学の環境に適した認証システムの導入が検討されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学における教育改革の推進を目的として、今後は以下の諸点の改善・改革が進められる必要がある。このために、情報センターを中心に様々な機関でこれらの個々の課題に対しての具体的な検討を進めている。

- (1) 教育利用ソフトの開発と導入
- (2) 外部プロバイダーの活用
- (3) 認証システムの構築
- (4) 個人情報の個人管理
- (5) モバイル化
- (6) 学習支援・教育支援組織の構築
- (7) 学外組織（他大学等）との協同
- (8) 期間限定教員制度の導入

(3) 研究活動の状況

【現状の説明】

(1) 研究員制度の推進

情報センターでは、専任教員の中から研究員若干名を募集し、研究活動を行っている。情報センター研究員の研究テーマは情報科学の範囲に止まることなく、情報環境を活用した研究全般にわたっている。研究員の活動は全学の教職員を対象とした研究会において紹介されるとともに、毎年発行される紀要に発表されている。

以下に過去3年間における研究員と研究テーマを紹介する。

年度	氏名	所属	研究テーマ
2001	香取 徹	経済学部	業績評価指標の適用可能性の検討

2001	呉 浩東	外国語学部	マルチメディアを用いた教育支援システムに関する研究
2001	立田ルミ	経済学部	インターネット対応マルチメディア教材作成支援システムの研究
2000	仙田幸子	経済学部	大企業における女性一般職のキャリア形成統計パッケージ (SPSS) を利用したデータ分析
2001	永野隆行	外国語学部	「ネットでまなぶ国際関係 (講義サブタイトル、仮称)」の実現を目指す
2001	加藤僖重	外国語学部	シーボルトコレクション (植物標本) のデータベース化について
2001	黒川文字	経済学部	自動車産業の情報化
2001	和田 智	経済学部	教材用ビデオデータの PC を利用した配信についての研究
2000	大竹孝司	外国語学部	語彙接近のメカニズムにおける音韻単位の認識と外国語教育への応用
2000	呉 浩東	外国語学部	マルチメディアを用いた教育支援システムに関する研究
2000	下川 浩	外国語学部	自然言語の談話処理上の問題
2000	松井 敬	経済学部	インターネット上の統計
2000	野村武司	法学部	法学部における教育と IT の活用
1999	大竹孝司	外国語学部	音声言語における語彙接近のメカニズムと外国語教育への応用
1999	立田ルミ	経済学部	情報教育支援システムのためのデータベース設計と構築
1999	下川 浩	外国語学部	自然言語の談話処理上の問題
1999	松井 敬	経済学部	インターネット上の統計

(2) 研究用開発室の設置

情報センター研究員の研究活動を支援するために、研究員が使用する情報機器は既設の機器に加え研究課題に合わせた特に必要な機器およびソフトを購入し、共同研究室で提供している。しかし、最近は、機器が小型化したことと、ソフトは個人研究室の PC にインストールして使うことができるので、共同研究室を使用する研究員が少なくなってきた。今後は、個人研究に加え、情報センターで提示した課題を研究員と情報センター職員とが共同して取り組むなど共同研究室でどのような活動をし、どのような機能を持たせるかが課題となっている。

【点検・評価】

(1) 研究員の個別研究が主体

大学で行われている研究活動の殆どが個人研究であるが、情報センターの研究活動もまた個人研

究が中心である。これまで、情報センターの元で共同研究が行われることは殆どなかった。情報センターが取り組むべき課題は多々あり、今後はそうした問題を共同して研究する体制の構築が望まれる。

(2) 研究業績の外部発信が不足

本センターの研究員が実施した研究業績は、これまで紀要に編集され全国の大学図書館に送付されてきた。しかし、最近の傾向として研究業績はホームページ等で紹介されることが多いが、現在までホームページでは、十分な形で紹介されてこなかった。これをなるべく早期に全文紹介にしたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学における研究活動の活性化を推進するために、今後以下の諸点の改善・改革を進める必要がある。このために、これらの個々の課題に対しての具体的な検討を進めている。

- (1) 課題研究への取り組み
- (2) 学内外との協同研究の取り組み
- (3) 知的資産の民間移転

(4) 施設・設備の状況

【DAINET- の点検・評価】

1996年から2000までに実行されたDAINET- 計画の実施状況を全面的に点検し、2000年から2004年までのDAINET- 計画を策定した。DAINET- 計画では、それまでの本学の情報環境の遅れを回復することを目的に、学内インフラの構築と機器の整備を主眼にして進めてきた。その結果、各種の外部組織で実施された大学評価でも明らかであったように、本学の情報環境の整備状況は学生満足度がもっとも高い項目の一つに上げられている。

【長所と問題点】

本学においては、設置された施設・設備を学生に広く開放し、それらが極力自由な環境の中で使用できるように、様々な方策をとって提供している。自由な環境での学生への提供形態は、本学の伝統的な長所の一つである。

しかし、環境が整備されてもその環境が有効に活用されなければ意味がない。学生に対するアンケート調査からも、情報環境の整備状況に比べ、その活用状況についての評価が低い。特に授業での活用が少ないと指摘されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学における情報環境の整備は、今後ますます重要な問題となっていく。したがって、情報セン

ターとしては新たな情報環境の整備に向けてさらに積極的に取り組んでいく予定で、検討を行っている。その結果、整備の仕方についてはこれまでの方法とは異なる提案になることが予想される。それは、前述した通り、今後のシステムは大学だけの単独のシステムとしての提案から、様々な可能性を含めたさらに広がりのある提案になると予想される。

(5) 管理運営およびその状況

【現状の説明】

情報センターの現状（2002年3月現在）のスタッフは以下の構成で運営されている。

所長（教員の兼務）

次長（総合学術情報推進委員会事務局兼務。事務局支援＋コンサルタント（外部委託））

課長

教育・研究部門（開発業務は外部委託）

係長 1名

庶務 1名

システム管理者 2名

システム管理者（外部派遣） 3名

ヘルプデスク

管理者（外部派遣） 1名

ヘルパー（派遣アルバイト） 3名

TA（アルバイト） 約25名

学生スタッフ（アルバイト） 名

事務システム開発部門（プログラム開発は外部委託）

課長補佐 1名

係長 1名

開発担当者 4名

SE（外部派遣） 1名

システム管理者 1名

ヘルパー（派遣アルバイト） 1名

現在の情報センタースタッフは50名近くになるが、その内で専任職員は、僅か15名に過ぎない。3分の2以上が、外部派遣もしくはアルバイトスタッフで構成されている。また、日常のシステム管理業務の負担を少なくするために、管理ソフトを導入したり、外部業者からのリモートによる保守管理等の対策を講じている。

【長所と改善に向けた方策】

長所

教育・研究部門においては、外部派遣による技術者の割合が増加したために、専任職員のシステム管理および機器の維持・管理業務は、大幅に軽減された。また、派遣技術者の契約形態は、年間総時間を基準としているために、外部派遣者については土曜・休日あるいは夜間の業務においてもフレキシブルな対応が可能である。専任職員の人事異動に伴う能力の低下を防ぐことができるようになった。

事務システム開発部門では、プログラム開発を外部委託にした結果、専任職員は業務内容の分析、新しい業務形態の企画・提案、要件定義などの主として本来的な業務を担当するようになった。また、これまでとかく遅れがちであった開発のスケジュール管理やドキュメント管理が正確にできるようになった。さらに、専任職員の異動に伴うシステムの良し悪しが以前に比べ少なくなったため、学内の適材適所による人事配置がし易くなったものと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

- (1) 外部委託や派遣を取り入れることによって、本学専任職員の業務負担はかなり軽減され、専任職員としての本来的な業務に関心が移ってきていることは評価される。しかし、情報センタ職員は一般職員と異なる労働実態が全く無くなった訳ではなく、相変わらず長時間労働、不規則労働の状況の中で、過酷な業務負担を強いられている。今後に予定されている学習環境の大幅な改革に対応するためにも、早期に何らかの対策が講じられるべきである。
- (2) 現在は管理業務の一部を外部委託にしているが、今後は企画・設計的な業務についても外部専門家の能力を活用していく必要がある。大学の業務は、主として要件(やりたいこと)をさらに追求していくことになる。また、機器についても外部企業のリソースや個人使用の機器を活用することを検討していくことになる。
- (3) 情報センターの管理者の主たる業務が、今後は教育・研究支援に転換することが必要で、センター職員の能力を大学の本来的な業務に役立てていくべきである。そのためには、学内に教育・研究支援を専門とする組織の構築が必要である。

本学では2001年度の教授会において「教育システム化推進準備室」の設置が承認されており、情報センターシステム管理者の業務の一部として新たな教務が加わることになる。

3. 国際交流センター

【現状の説明】

学術交換協定

1997年の時点で5大学との間で交流協定をしたが、その後、1997年3月にイリノイ大学アーバナシヤンペイン校（アメリカ）、1998年1月ヨーク大学（カナダ）、1999年7月カーディフ大学（イギリス）、1999年5月復旦大学（中国）、2001年6月には安陽大学（中国）との間で交流協定を締結するなど、協定校は合計で9校となった。

夏期語学研修校もデューズブルク大学（ドイツ）、エセックス大学（イギリス）、ウイスコンシン大学（アメリカ）、ブルゴーニュ大学（フランス）の4大学であったものが、その後、1998年2月にはウーロンゴン大学（オーストラリア）、1999年2月ヨーク大学（カナダ）、1998年8月西部カトリック大学（フランス）、1998年7月カーディフ大学（イギリス）、1998年7月イリノイ大学（アメリカ）、2000年7月にはサラマンカ大学（スペイン）、2001年2月北京外国語大学（中国）への外国語研修が始まり年間に10大学に派遣するまでになった。

交換留学生

交換留学生は、1997年の時点で累積すると、エセックス大学66名、デューズブルク39名、アラバマ大学8名の実績であった。

1997年から2000年までの合計はエセックス13名、デューズブルク大学12名、アラバマ大学10名、西部カトリック大学10名であった。

これにより、2000年度における累積は、デューズブルク大学（1985年派遣開始）51名、エセックス大学（1984年）79名、アラバマ大学（1992年）18名、ヨーク大学（1999年）3名、西部カトリック大学（1998年）10名、カーディフ大学（2000年）2名、ウーロンゴン大学（2000年）2名となっている。交換協定校が増えるにつれ、選択肢が広がった。

一方、交換協定校からの受け入れは1997年までの累計がエセックス大学40名、デューズブルク大学77名であったが、1997年から2000年までの合計はデューズブルク大学25名、エセックス大学13名、カーディフ大学5名、ヨーク大学1名という実績になっており、ヨーロッパからの交換留学生が多いのが特色である。

認定留学生

認定留学は、毎年平均20名前後を送り出している。認定留学制度は1984年4月にスタートしたが、2000年までの累積は208名に達した。

その他

ウイーン大学から教育実習生として1998年（1年間）から毎年1名が本学ドイツ語学科で実習を

行っている。

交換教員

交換協定校から交換教員を受け入れ、相手先大学で学生の授業を担当するという本学の交換教員制度は、学生にとっては、その国で今活躍している教員から学ぶことが出来る点で魅力ある制度といえよう。2002年度についても本学からの派遣及び協定校からの派遣教員が内定している。

また、客員教員では1997年にドイツから2名、1998年に米国から1名、1999年に韓国から1名、2000年には中国から1名というように活発な動きである。

国際共同研究

1988年から発足した国際共同研究は、本学教職員と海外の教育・研究者とともに2年間にわたり研究活動を行うという制度で、1グループ最高300万円の助成金が支給され、年間枠は2グループである。1997年以降も本助成に対して毎年1ないし2グループが申請を継続しており、2001年5月の時点では23グループが共同研究を実施、または継続中である。

インターナショナルフォーラム

インターナショナルフォーラムは1986年にエセックス大学、デュースブルク大学との合同による3大学合同シンポジウムを開催、翌1987年から定期的にシンポジウムが開催され、現在は14回目の企画が進んでいる。

インターナショナルフォーラムの企画は当センターが主催し、企画は各学部学科から提案され国際交流委員会の審議、教授会の承認を得て採用される。

企画をした学科などを、多い順に見ると、法学部が4回、ドイツ語学科、英語学科が各2回、経済・フランス語・言語文化の各学科がそれぞれ1回、旧教養部が1回、教養部と英語学科合同が1回、復旦大学との共催が1回という内容であり、学科間で活発に企画している状況が分かる。

2001年におけるフォーラムは初めてフランス語学科が行い、フォーラムの様子は大阪大学との間にISDN回線による同時映像中継の試験を試みた。

学生サービス

国際交流センターは2000年3月に、それまでの5棟1階から、図書館隣の旧書店棟1階に移転した。これにより、センターの広さは従来の約2倍強となり、学生向けの資料閲覧スペースが十分とれるようになった。移転に合わせて施設内の内装も刷新され、学生にとっては明るく落ち着いた雰囲気の中で資料調べや相談が行えるようになった。

留学生への支援

外国人学生の在籍者数は1996年の147人をピークにいったんは減少傾向となったが、2000年は入

学者数が 54 人と前年の倍近い数字に上昇、2001 年度は 43 名となり、在籍者は 170 人に達した。

生活支援面では、外国人学生、留学生に対して在留手続き相談、奨学金情報の提供や供与機関への推薦、医療費控除の手続き、留学生用マンションの提供、ホームステイ先家庭の開拓と実施などの業務を行ってきた。

奨学金は本学独自の奨学金として獨協大学国際奨学金を支給、また、学習奨励費、国費奨学金、その他団体からの奨学金の募集、申請を行っている。学生への情報伝達手段としてインターネット本学ホームページ上に奨学金掲示板を作り、速報して学生の応募をしやすいようにしている。

このほか、1986 年から実施している授業料減免措置（年間授業料の 30 パーセントを減免）は現在も継続しており、2000 年までの累積では 1146 名が減免適用された。

また、2001 年度からは日本語課程で行ってきた外国人学生・留学生に対する友達を作る機会を作る場として「留学生と語る会」の運営が移管され、国際親善倶楽部の協力で年 2 回実施することとなった留学生支援の姿勢を一段と明確化するに至った。

さらに学生の生活支援として、獨協大学は草加市内の民間マンションの 12 室を借り上げて、外国人学生や留学生の宿舎として提供している。家賃は 3 万 5 千円と市価より安く利用している。さらに各部屋の光熱費は大学が負担しており、きわめて手厚い支援を行っている。

年報、メビウス

年報の発行についても 2000 年で第 13 号を重ねた。このほかセンターの広報としてメビウスを 1999 年 4 月に創刊、窓口での学生とのコミュニケーションの円滑化に一役買っている。

その他活動

草加市との交流

近隣との交流を図るために、草加市国際交流協会の理事として積極的な活動をしてきた。とりわけ、2001 年 5 月に協定を結んだ中国安陽大学との関係は、同大学の設置母体である安陽市と本学のある草加市と友好姉妹都市となっており、2000 年に草加市代表団が安陽市を訪問した際、随同行した本学関係者と安陽大学関係者との間での交流がきっかけとなったものである。

また、2001 年 4 月には、地元草加市の草加南ロータリークラブとの交流を深めているなど、地元の交流団体とのコミュニケーションは盛んに行われている。前年の 2000 年 6 月 28 日には獨協大学ロータリーアクトクラブを結成した。同クラブは地元のロータリークラブの指導の下で諸活動を活発に行っている。

国際交流団体からも本学学生に対して奨学金受給などの面でも支援を受けるなど、友好関係は良好である。

日本語教育能力検定試験会場の提供

2000 年度には、日本国際教育協会が行っている日本語教育能力検定試験の会場として本学を提供、

試験の運営も受託した。試験本部は大学全体の取り組みとして、職員と学生で組織された。試験の準備及び当日の試験実施業務の中心は国際交流センターが行った。これにより、日本語教育の普及に大学として貢献するだけでなく、本学と学外の国際交流関連団体とのコミュニケーションを図ることができたのである。

【点検・評価】

学術交換協定

前回の自己点検時以降に交換協定を結んだ大学は5校となり、世界の主要大陸に交換校を開拓してきた。

交流センター開設時より交流を結んでいる大学との間でも本学からの学生の送り出しが継続している。それぞれの協定校についてみるとたとえば、学生の交流が盛んな大学とそうでない大学とが出てくるが、各校との交流活動は派遣学生数の増減だけでは一概に論じられない。世界状況や学生の関心の度合いなどの複合的な要因が重なっていると考えられよう。したがって長いスパンで交流を行っていきたいと考えている。

教員間の交流については、毎年継続的に派遣し合う性質のものではないが、本学の交換教員制度は、学生教育面や研究面でも学内を活性化させるものであり、今後も適切な数の交換教員や客員教員が滞在することが望ましいと考えられる。

客員教員も含めての公募方法については、本学教員からの紹介が一般的であるが、インターネットを使った方法に改善するなど、交換協定校の中でも広く情報を共有できるように、その告知方法は見直す必要があるように感じる。

また、交換や客員教員に対する担当科目の割付は始めに教員ありきであるが、各学部学科のカリキュラムに則して、このような科目を担当できる客員教員をもとめるという公募方法も検討されて良いだろう。

短期留学

国際交流センター発足当初の外国語研修はエセックス大学の1コースであったものが、2001年5月現在では夏期外国語だけで8コースもあり、独英仏西中という5か国語をカバーしている。本学のプログラムは学生のニーズを満たしているといえる。それらすべてを大学主催として、事前のガイダンスからホームステイなど相手先大学との綿密な交渉まで国際交流センター職員が行っている。まさに手作りのプログラムであり、このように懇切丁寧な企画実施している大学は、全国の大学でも例を見ないのではないと思われる。

その運営をする国際交流センタースタッフの努力は評価しなければいけない。しかしながら、どこまで短期外国語研修の多様化を進めるのかは、あらためて検討する時期ではなからうか。

ところで、時代の変化と共に、研修参加によって日常的な会話力などの外国語能力の進歩が見られる反面、異文化の中での生活体験についての訓練、例えば、クレジットカードの使い方からバス

の乗り方までを指導しないといけないような学生も多く見受けられるようになってきた。そのような状況では、語学研修だけでなく異文化体験も指導するようなプログラムになるよう配慮する必要がある。また、研修前のガイダンスなどでも、海外での安全な行動を促す内容に加えて、何かあった時でもサバイバル出来るような知識の指導と実際に学習することをプログラムに入れるといった工夫も必要であろう。

国際研究

1988年に発足した国際共同研究は前回の自己点検の際には「応募件数の減少、特定の応募者に偏る傾向」といった問題点が指摘されていた。しかし、1997年以降を見ると、1997年度はドイツ語学科、法律学科より各1件、1998年度は外国語学部共通自由科目(当時)より1件、1999年には外国語学部共通自由科目(当時)より1件、2000年度は国際関係法学科1件、2001年度は国際関係法学科、言語文化学科各1名というように応募がある。

また、共同研究予算実行に関しては、予算の執行にあたり、経費の管理について研究者が行っていたが、2001年度から他の研究助成と同じように総務課で一括して管理することになり、研究者の負担が軽減された。

なお、研究成果の発表に関しては、国際交流センター紀要やその他出版物等メディアを使って終了後の速やかな公表を継続したい。

インターナショナルフォーラム

1986年にスタートして以来ほぼ毎年、各学部学科の企画によって14回を数えるまでになった。毎年の内容も各学科や企画を担当する教員の特徴を良く表しユニークな内容である。

近年は、本学の公開講座として一般市民にも告知するなど、PR活動も盛んに行われている。しかしながら、毎年初日は席が埋まるが、次の日は空席が目立つことも多い。この催し物が、研究者の研究発表と交流の場ばかりではなく、開かれた大学の実践活動を象徴する一つの行事として定着してきた事は評価できるが、さらに広く世間にこの活動を訴えることが必要ではないかと考えられる。マスコミへの働きかけなど、広報活動などはいっそうの工夫をする時代になってきた。

フォーラムの形式も開設当初から2日連続といったスタイルが定型とされているが、内容によっては2日間連続のプログラムではなく、1日だけのフォーラムも検討するなど多様な内容を考えて良いだろう。

国際交流委員会のあり方

前回の自己点検報告では、メンバーが多すぎることによる問題が指摘されていた。当時は19名であったが、14名の委員構成となっている。各学科から1名、および学長指名委員が4名となっている。交換留学生や短期外国語研修の選抜などの業務、本学を訪問する外国大学関係者などとの会見等で協力願うことも多い。

委員の出席に関しては開催通知を電子メールにより一斉通知することなどや開催時間の細かい設定により、少なくとも各学科の委員が1名は出席するようになっている。以上のことから委員会の運営は適切であると考えられる。

年報その他広報活動

年報は既に11号を数えるまでに至った。内容は前年の国際ショナルフォーラムを中心に執筆者を公募し掲載している。国際交流環境業務を記録として載せており、記録性も高い。この年報に関して発行時期を見直す時期に来ており、前期の早き時期に発行できないかを模索している。

国際交流センター広報小冊子「メビウス」を2001年から発行したが、センターの活動に対して理解と親しみを感じさせる媒体として今後も育てていきたい。

外国人学生支援

本学の留学生数は、平成13年5月現在、埼玉県内では5番目に多い状況であるが、教職員と学生とが互いに名前と顔を知り合うのには適正な規模ではないかといえる。学生が気軽に国際交流センターに相談や手続きに来る雰囲気が学内にはある。

また、留学生の奨学金は本学独自の奨学金としては国際奨学金があり、月20,000円、年間24万円の支給となっている。採用人数は現在29名であり9月入学生用枠も用意している。奨学金整備年次計画では平成14年度で改善の予定であり増額が検討されている。

また、外国人に対する授業料減免措置は平成6年度から毎年、授業料の30%を減免しているが、この制度は外国人学生に対する大学の支援の姿勢を表すものであり、今後も申請者全員に継続することを考えている。

1999年に外国語学部には言語文化学科が誕生した。同学科では日本語未習者に対しても門戸を開いており、9月入学生として受け入れている。入学当初は日本語がほとんどできないため、受入には細心の注意を払う必要があり、学生寮の提供や奨学金なども配慮している。学生支援には国際交流センターだけではなく、日本語課程室や学生部の連携によって、学生寮の提供や入学ガイダンスがすすめられており、学生とのコミュニケーションをとるようにしている。今後も各部署を超えて留学生の支援を続けていく必要がある。

なお、日本国際教育協会が扱う奨学金、その他各団体が扱う奨学金の情報はインターネットで学生に紹介できるように改善している。

また、日本国際教育協会の奨学金制度については内容をいっそう検討して本学外国人学生あるいは留学生で募集対象に該当する者については積極的に応募を進める必要がある。

【長所と問題点】

国際交流センターは1984年4月1日発足以来、間もなく創設20周年を迎える。当初英国およびドイツの大学との交流協定にもとづく教員・学生の交換、認定留学制度の発足などであったが、外

国人学生の増加とともに奨学金を始めとする学生支援業務の割合が増してきた。この間、人員は開設当初から少数で、増加する業務をこなしている。

大学をとりまく環境は厳しく、大学は大競争時代を迎えていると言われる。学生にとって大学を選別する際、国際交流活動も重要な選択肢の一つと言われる。学生のニーズ、教育研究のニーズに応えて一段と充実を図らなければいけないが、そのために人的環境も考え、必要に応じて職員の増強あるいはアウトソーシングの導入といった策を講じて、学生、教職員の支援を行う必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学は学生一人一人にとってキャリア形成の一つである。彼らの人生の中で、学生時代は短くそのわずかな時間の中での選択にあたり、適切な情報やヒントを与えることこそ大学の国際交流部門の役割であろう。そのためには、国際交流センターはどうあるべきなのか。急速に進む大学教育改革、とりわけ学部段階の教育変革の中で留学はどう位置づけられていくのだろうか。それと同時に、国際交流センターの役割はどう関連していくのだろうか。

短期研修プログラムは、単に外国語を学習に出掛けるものから、例えば経済学部のように社会見学的要素など、学部学科の教育・指導内容の一環として位置づけられるような動きも出てきた。今後もその企画や運営などは国際交流センターだけの企画立案でだけでなく、学部学科の教育課程とどう連携するかといった広い視野の中で組み立てられ、あるいは大学の教育方針の一環としてどう実現するかといった視点からの企画が求められるのではなかろうか。

留学生指導面ではスタッフはもとより、新鮮で的確な情報の提供や、情報検索能力の指導といった指導を中心としたコーチングの姿勢がまずもとめられよう。

一方において、教職員の研究や交流はまた、学生教育や大学運営に還元されるものであり、その活動が円滑になるように支援することもまた我々に与えられた使命であろう。

国際共同研究や国際フォーラムなどは開かれた大学の社会的使命を認識した内容と広報活動、運営を目指すべく企画実行していく必要がある。学内に対しては意欲的な教職員による共同研究とフォーラム開催を積極的に進めるための方策を検討し、実行していくこと、そのための学内教職員に対する各種支援活動や案内を活発に行うことも求められよう。

共同研究やフォーラムは大学にとって社会に対する一つの開かれた窓であることを考えると、その内容については、大学のミッションに則した内容を積極的に取り上げるなどの積極性も必要である。

外国人学生の受け入れに関して

外国人学生を今後積極的に受け入れるか否か、といった外国人学生の受入については学内の認識を統一する必要がある。外国人学生の増加は授業料減免、奨学金、宿舎等様々な形で留学生を支援することは我々大学にとっては社会的使命である。しかしながら、現在は国際交流センターがその中心になっているが、外国人学生は4年間在学する学生であり、外国人学生の支援業務は本来学

生支援部門によって全学的に進めるものではないだろうか。

今後、学生支援部門の組織見直しの際は、留学生の支援業務についても検討に加えるべきであろう。

大学は大競争時代に入ってきた。また、グローバルな基準を求めるような動きが出てくる。わが大学をグローバル社会の中に存在させる発信機能が急速に求められているのではなかろうか。国際交流センターの役割はまさにグローバルスタンダードの情報受発信基地として人的交流や情報アンテナを張り、また、大競争時代の本学のグローバルスタンダード化の戦略部署であることこそ本来の役割であろう。

第 10 章 学生生活への配慮

1. 奨学金等経済的・生活的援助（学生部）

18 歳人口が急激に減少に向かう一方で、大学進学率が 50%を超えるという大学大衆化の現況の中にあつて、学生の多様化、社会人学生の受け入れ、キャンパスの地域への開放、などに伴ってさまざまな学生生活に対する配慮が必要となりつつある。

中でも、低迷する現在の経済状況の影響を直接に受け、学業の継続に支障をきたしている学生への経済支援は、学生生活を支援していく上できわめて重要な柱となっている。

これを受けて、本学では獨協大学一種奨学金設置以来基金の充実を図っており、2001 年度実績は 10 億円を超えて、充実しつつあると捉えられる。また、各種民間給付奨学金をはじめ無利子の貸与奨学金である日本育英会第一種奨学金、および有利子貸与である、きぼう 21 プラン奨学金への申請など、就業困難な学生に対して相談窓口でのよりいっそうきめ細やかな案内・指導を行っている。

また、奨学金と同様に重要な学生生活面の援助として、夜遅くまで学内で勉学に励む学生に対する安全上の対策や、学内のバリアフリー化などの、快適で安全なキャンパスを実現、維持するために学生部およびその関連組織を含めて取り組んでいる。

また、地方出身学生のための学生寮である「敬和館」では快適な寮生活を送ることができるよう設備の改新や更新などを行っている。

さらには最近の学生意識の変化に対応して、授業中の私語、飲食、携帯電話など、あるいはキャンパス内での喫煙のマナーの問題にもキャンパスが全ての学生にとって快適な空間となるよう対処することが必要となってきた。

(1) 奨学金の種類と内容

日本育英会奨学金

奨学金の募集は年に 2 回（4 月・10 月）で 5 月頃に追加募集される場合もある。

学力基準は以下のとおり。

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値
一種	—	3.5	28	2.1	56	2.1	95	2.1
きぼう 21 プラン	—	全員出 願資格 有り	28	1.5	56	1.5	95	1.5

第一種奨学金貸与月額（2002年度入学者の場合）

自宅通学	51,000円	自宅外通学	61,000円
------	---------	-------	---------

きぼう 21 プラン奨学金貸与月額（2002年度入学者の場合）

30,000円、50,000円、80,000円、100,000円より選択

* 家計基準・人物基準・健康基準は日本育英会の推薦基準による。

獨協大学一種奨学金

（給付月額：44,000円または22,000円）

対象：2年次以上の学生で人物・学業ともに優秀でありながら、経済的理由で学業に支障をきたしている者（ただし、各学年で定められた最低修得単位および最短修業年限で卒業見込みのないもの、学士入学者・編入学者は入学年度のみ出願不可）

選考：日本育英会・民間奨学生募集等を含め定められた出願期間に関係書類を提出し選考され、学生委員会の推薦に基づき奨学金運営委員会の議を経て学長が決定する。

家計基準：日本育英会の家計選考基準（一種）に準ずる。

給付期間：単年度限り。ただし次年度も継続して出願可能。

獨協大学応急奨学金

（一回給付300,000円）

対象：家計支持者の病気、事故、死亡などにより学業に支障をきたしている者。

選考：日本育英会奨学生推薦基準に準じ、学生部長の推薦に基づき学長がこれを決定する。

獨協大学新入学生奨学金

（入学年度の納付金〔入学金、授業料、施設設備費：当該年度限り〕とする。

2003年度より610,000円（入学金・前期授業料相当額）より1,110,000円（入学年度の納付金＝入学金・授業料・施設設備費）に変更予定。

対象：獨協大学が奨学生候補者選考の対象と指定する入学試験に優秀な成績で合格し、かつ、本学に入学した者。

選考：入学試験の成績をもって行ない、入試委員会、学生委員会の推薦に基づき奨学金運営委員会の議を経て、学長が決定する。

民間奨学金

（給付奨学金、貸与奨学金）

対象：一般に「人物・学業が優秀であり、かつ経済的理由で学業に支障をきたしている学生」。現在獨協大学に推薦依頼のある奨学財団は以下のとおり。（2001年度実績）

奨学会名	条件	月額金額	対象学年・学科	採用数
櫻山奨学財団	給付	36,000 円	1 年・全学部	2 名
国際言語文化振興財団	給付	50,000 円	3 年・外国語学部	1 名
竹中育英会	給付	70,000 円	2 年・全学部	2 名
日本火災春秋育英会	給付	自宅 20,000 円 自宅外 25,000 円	全学年・全学部	2 名
岡村育英会	給付	年 額 130,000 円	全学年・全学部*単年度	3 名
北澤育英会	給付	48,000 円	1~2 年・全学部	募集なし
青井奨学会	給付	30,000 円	1~2 年・経済・法学部	1 名
三菱信託山室記念奨学財団	給付	30,000 円	2~3 年・経済・法学部	2 名
西奨学会	給付	33,000 円	全学年・全学部	1 名
獨協大学同窓会奨学金	給付	20,000 円	2~4 年・各学部 2 名*単年度	2002 年度より募集
獨協会	給付	40,000 円	1~3 年・全学部*単年度	1 名
ツツミ奨学財団(公募)	給付	40,000 円	1 年・3 年・全学部	1 名
井深大記念奨学基金(公募)	給付	80,000 円	1 年・全学部	0 名
中董奨学会(公募)	給付	25,000 円	1~4 年・全学部	0 名
昭和奨学会	貸与	30,000 円	3 年・経済・法学部	応募なし
中村積善会	貸与	50,000 円	1~4 年・全学部	1 名
西原育英文化事業団	貸与	30,000 円	1~4 年・全学部	1 名
関育英会	貸与	30,000 円	2 年・全学部	2 名
フジクラ育英会	貸与	18,000 円	1~4 年・全学部	1 名

地方公共団体の奨学金・新聞奨学生

足立区(東京都)	1 名
青森県	1 名
足利市(群馬県)	1 名
茨城県	2 名
宇都宮市(栃木県)	2 名
大田区(東京都)	2 名
緒川村(茨城県那珂郡)	1 名
沖縄県人材育成財団	1 名
鹿島市(茨城県)	1 名
須坂市(長野県)	1 名
長崎県	1 名
船橋市(千葉県)	1 名
山口県	1 名
宮崎県	1 名

朝日新聞奨学生	5 名
毎日新聞奨学生	5 名
読売新聞奨学生	不明

(2) 現状と問題点および懸案事項

A. 日本育英会奨学金

本学の日本育英会の奨学金受給学生は一種 656 名、きぼう 21 プラン奨学金 683 名で合わせて 1,428 名で学生全体のおよそ 15.8%にあたる。最近の傾向として奨学金の応募について、日本育英会のような貸与奨学金への申請をしない学生が多く見受けられる。これは卒業後に就職して返還することに対し不安を覚えているためであると思われる。しかしながら、学業に専心することができるということを第一に考え、そのためにその種の奨学金を利用することを薦めていく必要があるものと考えられる。

B. 民間奨学財団の開拓

本学では 1990 (平成 2) 年度より民間奨学財団を訪問し、募集依頼を行ない推薦枠の確保に努めてきている。しかしながら財団の中には昨今の経済事情により運営が厳しい状況であるものもみられ、採用枠の縮小打ち切りなどを検討しているものもある。このような時期にこそ学生は学業に支障をきたしているため、さらに継続して財団訪問を行なうことで採用枠を拡大していかなければならない。また、本学では、財団によってそれぞれの採用奨学生の現状と実情を把握することができるよう奨学生の会を設けて定例の会を開いている財団奨学会もある。

C. 旧獨協大学二種奨学金と応急貸付金

旧獨協大学二種奨学金と応急貸付金については日本育英会が 1999 (平成 11) 年から「きぼう 21 プラン奨学金」を設置したことから、目下のところでは貸与は行なっていない。「きぼう 21 プラン奨学金」により 30,000 円から 100,000 円までの枠内で、より大きな貸与が可能になったからである。

D. 獨協大学一種奨学金の奨学基金の増額について

獨協大学一種奨学金の基金の増額については 1998 年度以来年々増額をしているが、2001 (平成 13) 年度には獨協大学各種奨学金支給総額は 1 億円を超え 1 億 406 万となった。これにより本学の学生一人あたりの奨学費は 11,671 円となり、「平成 11 年度文系私大 412 校の学生一人あたりの奨学費」(日本私学振興・共済事業団発行「今日の私学財政 (平成 12 年 12 月)」)にある、11,419 円を上回ったと捉えている。

よって、獨協大学一種奨学金の支給総額も 2002 (平成 14) 年度は、3,000 万円を超えた。ちなみに、月額 22,000 円給付者としては 116 人分に当たる。

E. 銀行との提携ローン

現在提携している銀行は、みずほ銀行、中央三井信託銀行、あさひ銀行、UFJ 銀行の 4 行である。標記提携ローンでは銀行商品である利子より低い利子で利用できる。

融資額は各銀行により異なるが、10 万円～500 万円の範囲で融資している。

F．関基金

緊急に金銭が必要になった自宅外通学の学生に対する一時貸付金制度。20,000 円を限度としている。

(3) 生活支援

【現状と課題】

a. 下宿・貸間・アパートの斡旋

地方出身の学生に対して、大学近隣の良心的なアパート等を直接紹介していたが、本学同窓会組織の充実に伴い 1997（平成 9）年に同窓会事業部に業務を移管し、さらに学生の希望にこたえられるような体制を取っている。

b. アルバイトの斡旋

学生対象の仕事内容であることを基本として、職種を制限してアルバイト先を紹介してきた。この業務についてもアルバイト紹介誌の充実などを勘案し、家庭教師の斡旋を中心に行なうことを検討している。

c. 学生教育研究災害保険・獨協大学傷害医療費援助

本学では全学生から毎年 550 円を徴収し、学生教育研究災害保険に加入している。対象となる「災害」は正課の授業中・課外活動中の事故であり、死亡保険金（600 万円～1200 万円） 後遺障害保険（54 万円～1800 万円） 医療保険金がある。

この取りまとめは内外学生センター（旧学徒援護会）が行ない、保険金請求先は東京海上保険である。

本学の傷害医療費援助としては、正課授業中や本学における正規の団体の課外活動中に発生した傷害の治療費として 10 万円を限度として援助している。ただし、本医療保険については現状ではほぼカバーできることから存続について検討中である。

d. 学生寮（敬和館）

館の老朽化から一部手直しをしつつ今後 10 年間存続させることになっているが、1997（平成 9）年には全居室にエアコンを導入するなどし、さらに快適な寮生活を維持することに努めている。

また、2001（平成 13）年度にはトイレの全面改修、炊事室冷蔵庫の全面的取り替えなどを実施、2002（平成 14）年には外壁の全面補修および寝具、カーテン等のリース制度導入により館生の住環境の改善に取り組んでいる。

収容人員	148 名
学 年	地方出身の 1,2 年生
入館費	60,000 円
館 費	308,400 円
所在地	東京都足立区伊興町本町

2. 学生の健康保持増進（保健センター）

（1）保健センターの概要

保健センターは、教育基本法・学校保健法等に基づき、本学の学生および教職員の健康を保持・増進することを目的としている。近年、身体の健康問題のほかに精神の健康問題が、ますます複雑さを増し、セクシュアルハラスメント・ドメスティックバイオレンスなど、新しい概念や健康観のもとでの対応が必要になってきている。そこで当センターでも、スタッフ・学校医・精神衛生相談員等が密に連携をとりながら、これらの健康問題への対応のため、きめ細かな健康管理と保健サービスの提供に努めている。

保健センター利用件数は、年々増加し、2000（平成12）年度11856件となり、前回の1995（平成7）年度と比べ7.9%増えている。

健康管理 - 健康診断

健康管理の大きな柱となっているが、この結果をもとに保健サービスの提供に必要な、基礎的なデータを得る機会ともなっている。

《 学生 》

A. 定期健康診断

学校保健法第6条に基づき、毎年定期的に健康診断を実施している。また、この結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとっている。（同法第7条）

学内のシステム開発に伴い、業務の見直しをし、健康診断の精度の維持・向上と健康管理を充実するため、2001（平成13）年度より健診業者に委託した。

健康のアンケートについては、1977（昭和52）年度より長年にわたり活用されてきたが、時代の変遷とともに学生の実態にそぐわないものとなった。そこで、2000（平成12）年度健康診断の外部委託にあたりアンケート項目の内容の見直しをしたいという保健センター所長の提案があり、学校医懇談会・保健委員会を経て、見直しをした。その結果、2001（平成14）年度より新アンケートを使用することになった。

2000（平成12）年度の受診率は、94.4%であり、ここ数年は95%前後である。

B. 復学者健診

学校保健法第6条に定められている「臨時」に行う健康診断という位置付けで、復学してくる学生に健診を義務づけている。その目的は、学生が心身共に健康に学生生活を送るための第一歩として、休学中の生活状況の確認や健康チェックをし、学生がスムーズに本学の生活に戻れるようにすることである。

《教職員》

A．定期健康診断

健康診断項目については、全員を対象に実施する基本検査（労働安全衛生 66 条）と、希望者だけに実施する希望検査（眼科健診・消化器検査・大腸がん検査・肺がん検査）がある。

学内のシステム開発に伴い、業務の見直しをし、健康診断の精度の維持・向上と健康管理を充実するため、2002（平成 14）年度より委託業者を変更する予定である。

2000（平成 12）年度の受診率は、48.5%であり、学生に比べ受診率がかなり低いのは問題である。

（2）保健サービス

現在提供しているサービスについて説明しながら、今後の課題も併せて以下に記した。

A．健康相談

学校保健法第 11 条に基づいて実施しており、スタッフ・精神衛生相談員による相談の他、学校医（内科・婦人科）による相談がある。1999（平成 11）年度からは、新たに管理栄養士による栄養相談が予算化され、好評である。健康相談は、概要で説明したとおり、身体の健康問題・精神の健康問題がますます複雑さを増し、スタッフだけではきめ細かな対応が難しいケースが増えている。今後、ますます関係者の連携を密にして、サービスの向上に努めたい。

B．健康教育

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、さまざまな情報を手軽に得ることができるようになった昨今、学生が適切な情報を選ぶことが難しくなっている。そこで個別相談の中に、健康教育を取り入れている他、集団指導としては、多人数で行う健康セミナーを 2000（平成 12）年度から取り入れ、小人数（20 人程度）で行うヘルスセミナーと二本立てで行っている。このように健康教育を受ける機会は、多岐にわたっているが、セミナーを開催しても学生の集まりが悪く、その PR には毎回苦慮するところである。しかし参加した学生には好評である。セミナーの開催については、今後も検討を重ねながらより多くの学生に参加してもらえようしていきたい。

C．救急対応

救急対応の対象者は、学生および大学関係者がほとんどであるが、大学構内は大学関係者以外も自由に出入りができる状態にあり、対象者が地域の住民である場合もある。また、発生場所・発生時間は学内・授業時間内にとどまらず、その内容は心身両面の多岐にわたり、当事者の状況を的確に把握し、身体的な危機を一刻も早く解決するとともに精神的な不安を取り除かなければならない。そのためには、保健センターのスタッフだけではなく、大学の構成員である教職員においても緊急時の初期対応ができることが好ましいと思われる。さらに同様の事故や急病の再発を防止するためには、大学内の環境の整備は勿論、健康相談・健康教育をより充実させていくことが重要であり、そのためには、大学全体の連携と支援体制が不可欠であると考えている。

3. 学生相談（カウンセリング・センター）

【現状の説明】

現在、カウンセリング・センターで行われている業務は以下の通りである。

A. カウンセリング業務

個人カウンセリングは月曜日から土曜日（土曜日は午前中）まで行っており、カウンセラー5名、インターカー1名である。相談件数は、2001年度一年間で延べ404件で、全学生数の4.6%にあたる。

相談内容は、修学相談8.9%、進路相談9.2%、心理相談62.6%、その他19.3%である。男女の割合は、男子36.9%、女子63.1%である。

B. 調査の実施

29年前（1972年度入学者）より、新入生を対象として調査を実施している。2001年度調査の内容は、本学入学の理由、本学の特色、入学後の満足度、大学生生活の目標、過去1年間の充実度、現在の問題や課題、大学生活への見通し、自分の性格特徴、卒業後の進路、大学での友人や教員との関係作り、家族への満足度である。

新入生調査以外には、以前に留年調査、窓口対応調査、2年生以上の在学生対象に学生相談フォローアップ調査などを実施したことがある。

C. 広報活動

4月の入学時に、「カウンセリング・センターからのお知らせ」というパンフレットを発行し、4月と11月には、「カウンセリング・センター・ニュース」を発行し、在学生に配布している。

D. 講演会の開催

毎年一回、11月頃、カウンセリング・センター主催の講演会を開催している。講演者は主に外部の講師である。講演のテーマは、青年期の問題やカウンセリングの方法など、在学生のニーズに合ったものを選んでいく。

E. 年報の発行

発行部数は、800部で、学内の教職員に300部、全国の大学学生相談機関に400部程配布している。年報の内容は、来室状況、年間活動報告、新入生調査報告、講演会の記録、センター・ニュース、図書目録などある。

F. ケース・カンファレンスの実施

毎年、7月と1月にケース・カンファレンスを実施している。構成メンバーはカウンセラー5名、インターカー1名である。ケース・カンファレンスでは代表的なケースについてメンバーで話し合い、今後の対応などについて検討している。

【点検・評価】

2001年度本学カウンセリング・センター利用率は4.6%であり、全国大学平均(学校規模別来談率)の2.6%を上回っている。相談内容では心理相談が6割強で、修学相談、進路相談、その他の相談の合計が4割弱である。ガイダンス・レベルの相談はクラス担任など各教員の努力や事務局の各窓口において適切になされるようになってきたため、カウンセリング・センターではカウンセリング・レベルの問題を抱えて来室する学生が多い傾向にある。

【長所と問題点】

カウンセリング・センターの活動は、全学生を対象とした学生の全人的成長を援助することにある。そのため、一部のカウンセリングや治療を必要としている学生への援助だけでなく、多くの一般学生が成長・発達するための魅力のあるプログラムを提供していかなければならない。現状では、心理的な問題をかかえて来室する学生には適切に対応できているが、心理的な問題をかかえていながら来室しない学生や開発的な援助が必要な学生に対しては、スタッフの人員不足のため、十分には援助できていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題を改善するためには、規定を整備し、組織的な位置づけを明確にし、カウンセラーを増員し、活動を充実しなければならない。トータルな取り組みが必要である。そのための具体的な方策は次の通りである。

A．組織上の位置づけと規定の作成

カウンセリング・センターは規定が整備されてなく、大学における組織上の位置づけも明確ではない。カウンセラーは外国語学部に所属し(1997年度より)、事務職員は学生部に所属している。従来より、カウンセリング・センターを学長の直属機関として位置づけるように提案してきているが、いまだにこの問題は解決されていない。(組織活動という性格上、中立的な組織の位置づけが必要である。)

B．カウンセリング・センターの設置場所の問題

カウンセリング・センターは、5棟1階に置かれている。廊下に面しているため学生の往来が多く、相談したいと思っている学生がセンターに入りにくいといった状況が見られる。今後は、センターの場所を移転し、学生が来室しやすい環境にしていく必要がある。

A・Bの問題は、前回の自己点検時より継続しており、改善されないまま現在に至っている。

最後になるが、カウンセリング・センターの存在に関して全学的な理解が十分であるとは言いがたい。今後は、大学におけるカウンセリングの意義を教職員に理解されるよう努力していく必要がある。

4. 課外活動（学友会）

【現状の説明】

A. 位置付け

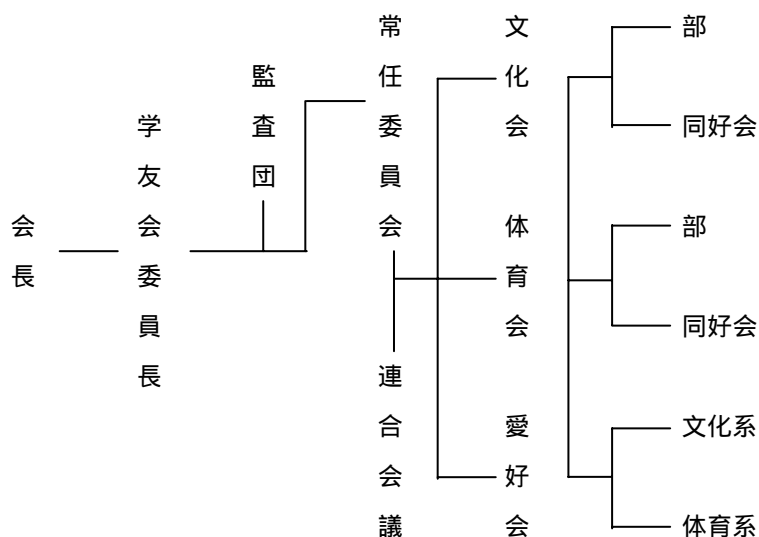
大学が学生に対し、集団生活を通じその人格と能力を磨くための広い機会を与える中で、学生の課外活動に対し適切な指導、支援を行うことが必要である。

本学学則 85 条は、「本学に、教育機構の一環として学友会をおく」と規定し、さらに学友会会則前文では、「本学では正課教育では得がたいような知識、経験、技術、体力の発達を課外活動によって補足して、人間形成の完ぺきを期するため大学教育の一環として『獨協大学学友会』が設けられている。学長が会長となり、学生全員がその会員となる根拠がここにある。」と述べ、課外活動の位置付けを明確にしている。

B. 組織

- a. 学友会・文化会（部・同好会）・体育会（部・同好会）・愛好会の各本部役員の任期は 12 月 1 日から 1 年間である。学友会委員長は、全学生による選挙での最高得票者にて会長の承認を得た者である。学友会副委員長は学友会委員長が委嘱し、文化・体育・愛好会各委員長は当該部門の推薦により学友会委員長が委嘱している。
- b. 学友会の最高議決機関として連合会議がある。連合会議は、学友会・文化会・体育会・愛好会の正副委員長、部・同好会の責任者、一般学生の代表 15 名で構成されている。
- c. 2001（平成 13）年 4 月に学友会会則の一部改正が行われ、愛好会の位置付けが明確になった。

< 学友会組織図 >



C. 会計

- a. 学友会費（2万円）は、入学時に学納金と同時に代理徴収され、年度始めに全額 学友会に移管される。連合会議の審議を経た予算にしたがって、学友会・文化会・体育会・愛好会の各本部に交付される。各本部は、予算計画に則して活動費等を各部および各種実行委員会（大学祭実行委員会等）に交付している。
- b. 交付金の決算ならびに中間決算は、学生の会計監査団による監査を受け、連合会議に報告して承認を得ている。

D. 指導体制

- a. 学友会活動に対する大学の指導監督の責任者として、学則上、学友会総務部長・文化部長・体育部長が置かれている。また、学友会に関わる指導・助言・支援等の円滑な運営を図るため学友会総務部長室事務課が体育部室棟内に設置されている。
- b. 学友会所属の部・同好会・愛好会の各団体には、必ず本学専任教職員の顧問を置き、また、部・同好会の要請に応じて公認コーチ（師範・コーチ）等を置き、各クラブ・サークル活動の指導に当たっている。
- c. 毎年度始めに、各団体から「団体（部・同好会・愛好会）継続届」、「クラブ・サークル活動届」および「予算・決算書」を提出させ、団体の継続と顧問の承諾、年間の活動計画、部員名簿、予算計画書および公認コーチの指導計画書等の提出を義務付けている。
- d. 師範・コーチ懇談会を年度始めに行い、公認コーチ・顧問および学友会会長等関係者と部活動における指導上の諸問題等について意見交換を行っている。

E. 活動場所

- a. 学内の活動場所は、教室・35周年記念館（アリーナ・小講堂・多目的スペース・ミーティングルーム）・グラウンドの他、課外活動で専用的に使用している部室棟の各施設・弓道場・アーチェリー射弓場がある。
また、2000（平成12）年12月に完成した越谷グラウンド（越谷市三野宮所在）は、野球場・サッカー場・クラブハウス等の施設がある。
- b. 競技の種目によっては、学外の施設なども使用している。

F. 施設およびスクールバスの管理体制

- a. 部室棟には、学友会本部・文化会本部・体育会本部・愛好会本部・会計監査団をはじめ各団体の部室があり、この運営上の管理を学友会委員長に委任している。
- b. 施設の利用は、次の通常期間のほか活動内容に応じて休日使用も認めている。
教室・ロビー（通常期間）* 定期試験・休日・長期休暇期間中は別途指示
・教室：1・2・3棟 2・3・4階、4棟 = 3・4階の所定教室

・ロビー：1・2・3棟 2・3・4階ロビー
利用時間 昼休み時間：月～金曜日 12時15分から13時15分まで
放課後：月～金曜日 16時30分から18時30分まで。
水曜日は15時から、土曜日は12時15分から使用可
4棟は20時まで使用可。

35周年記念館（アリーナ・小講堂・多目的スペース・ミーティングルーム）（通常期間）
利用時間 平日（土曜日含む）：8時から20時まで
越谷グラウンド（通年） 使用時間：9時から21時まで
越谷グラウンドへのアクセスとしてスクールバスを運行している。

G．活動上の諸手続

- a．学内・学外での活動（演奏会・講演会・各種大会等の開催）に際しては、事前に「行事届」を提出させ、行事終了後速やかに「行事報告書」を提出させている。
また、入場料などを徴収する計画については、予算計画書を併せて提出させ、行事終了後「決算報告書」を提出させている。
- b．体育会各団体が行う試合等については、事前に「試合届」を提出させ、試合終了後速やかに「試合結果報告書」を提出させている。
- c．合宿を伴う活動については、顧問の承認を得た上で事前に「合宿届」を提出させ、合宿終了後速やかに「合宿報告書」を提出させている。
なお、原則として授業期間中の合宿は禁止している。
- d．その他、「教室利用申請」「休日施設使用願」「課外活動事故届」等、各種諸届を必要に応じて提出させ課外活動の円滑な支援を図っている。

H．財政的支援

- a．文化会・体育会の各団体に対して部活動の援助として、学友会活動特別助成を年間2団体に対し150万円（100万円1団体、50万円1団体、文化会・体育会隔年交代）を贈呈し、課外活動の基盤整備を図っている。
- b．全国大会・関東大会への出場、姉妹校である姫路獨協大学との交流、また、文部省主催山岳部研修、体育会主催テーピング講習会等、部活動の活性化や技能の向上さらに、安全管理の観点から団体（個人）に対し経費の一部を援助している。
- c．初代学長名を冠した天野杯大会（ドイツ語弁論大会・全日本大学生英語弁論大会・学生競技ダンス対抗戦・マラソン大会）、雄飛祭（大学祭）、創造祭に経費の一部を援助している。
- d．高校生親善柔道大会、剣道大会、弓道大会は当該団体と同OB会の協力を得て、開催しており、これに伴い財政支援を行っている。
- e．顧問および公認コーチには、規定に基づき指導手当を支給し、また、合宿や公式試合の指導に

際しても宿泊費・交通費等を支給している。

I . 一般的支援

- a . 学友会・文化会・体育会・愛好会の各本部の三役（正副委員長・財務）と学友会会長、総務部長・文化部長・体育部長および学生部長との懇談会を定期的に行い、学友会活動の円滑な運営を支援している。
- b . 新入生歓迎会・リーダーズキャンプ・フレッシュマンキャンプ・音楽祭・卒業アルバム編集委員会などの活動については積極的に支援している。

J . 安全管理

- a . 合宿や通常練習中の事故防止対策として、「熱中症」「日射症」等の予防や気象情報（台風情報、集中豪雨、雷雨（落雷）・河川の増水・海上の高波等）の把握等、各団体に周知し予防対策に努めている。
- b . 飲酒対策としては、学友会本部主催の新入生勧誘合同説明会・フレッシュマンキャンプ（体育会）・新入生懇談会（文化会）・創造祭・大学祭等飲酒の機会ごとに、未成年者に対する飲酒禁止・急性アルコール中毒防止等について注意を促し、さらに、飲酒対策責任者を決めている。
- c . 分煙推進活動やキャンパス・セクシャルハラスメントについては、学友会・文化会・体育会・愛好会の各本部に責任者を置き対応を図っている。
- d . 防犯対策としては、部室棟内での盗難事件が頻発しているため、その予防対策として、各部室の鍵を強固なダイヤル錠に取替えること、また、部室内に貴重品を置かないこと等の徹底に努めている。

また、部室棟の開館時間帯について、再検討することを学友会委員長・各本部委員長と学友会総務部長室事務課とで協議を重ねている。

- e . 越谷グラウンドには管理人（常駐 1 名）を置き、9 時から 21 時 30 分まで 2 交代制で施設管理等に当たっている。
- f . 公認コーチ全員を対象に、2001（平成 13）年度から傷害保険に加入した。

K . 表彰

- a . 課外活動で優秀な成績を修めた団体（個人）に対して、学友会会長から学友会活動奨励賞を授与・表彰し、活発に課外活動が行われるよう支援している。
- b . 在学中の学友会活動で大学の知名度を高めるような優秀な成績を修め、または功労顕著と認められる学生に対しては、学友会活動功労者として卒業式当日に表彰（表彰状または感謝状と副賞の贈呈）を行っている。なお、表彰者の選考は、各本部からの推薦があったものについて、大学側と学友会代表者の合同選考会を経て、学友会会長が決定している。
- c . 2002（平成 14）年から、卒業生を対象とする学友会活動特別奨励賞を設け、スポーツ活動等で

優秀な成績を修めた個人に対し表彰し、今後の活躍を支援するとともに在学生の学友会活動の活性化を図るための有益な影響を与え、同時に帰属意識の向上を図ることを目指している。

【点検・評価】

全学生が学友会会員であるが、文化会・体育会・愛好会の所属率は約 50%であり、半数の学生は学友会本来の活動に参加していない。

学友会委員長は全学生による選挙で選ばれているが、近年は対立候補がなく、信任投票となっているため投票率が約 5%と低い状況である。

文化会・体育会・愛好会の各団体には顧問を委嘱し、また、文化会・体育会からの要請があった団体に公認コーチを委嘱しているが、必ずしも十分な指導体制とはいえない。とくに顧問の指導的な役割が十分果たさきれていない団体が見受けられる。今後は、学生・顧問そして公認コーチとの有機的な連携を深め、学友会活動の目的を十分達成することができるよう努める必要がある。学友会活動特別助成として、年に 2 団体を対象に 150 万円（100 万円 1 団体、50 万円 1 団体、文化会・体育会隔年交代）を贈呈し、各団体の基盤整備に貢献している。今後は、文化会・体育会各 1 団体の枠にこだわらず、状況に応じて数十万円規模の助成を 2 団体以上に贈呈するよう弾力的な運用を図る必要がある。

日常の活動場所について、特に音楽系団体からは防音施設の不足や発表の場としての小ホールの確保、体育系団体からはトレーニングルームや用具庫また女子更衣室の確保等強い要望が出されていたが、1999（平成 11）年 3 月に完成した 35 周年記念館は、小講堂・音楽練習場・トレーニングルーム・用具庫等の施設が完備し従来の要望の多くが実現した。

しかし、音楽系団体に対する防音施設の不足は依然として解消されていないため、授業時間と課外活動時間帯とが一部重複し支障をきたしている。防音施設の整備が必要である。

また、愛好会団体の部室については、2001（平成 13）年から学友会本部が中心となり、廃部となった団体の部室の貸出しを行い、審査（団体の継続性・活動状況等）を経た愛好会団体に対して期限付き貸出しを行っている。

越谷グラウンド（野球場・サッカー場）の完成により、課外活動施設はさらに充実した。野球場はグラウンドコンディションやダッグアウト・照明設備の問題が若干残されているが、本年秋季から首都大学リーグ公式戦も開催できる状況が整いつつあり、今後の有効活用が多いに期待される。

一方、サッカー場はラクロス部が主に利用しているが、サッカー部の使用についてはグラウンド仕様の「土」が影響し十分でない。今後は、より機能的で多目的利用が可能な施設として整備することが不可欠である。

また、大学と越谷グラウンド間のアクセスとして、スクールバスの運行を行っているが、大学からの所用時間が約 45 分間かかるため、活動時間の制約を受ける団体もあり敬遠されがちである。

本年 3 月から獨協高校・獨協埼玉高校に本学の課外活動等に支障がない場合に限り、施設の貸出しを行い姉妹校との交流と施設の有効利用を行っている。

部室棟の運営上の管理を学生に委任しているが、各施設とも各本部の調停に基づき順調な運営がなされている。

なお、安全管理の観点から、階段周りの「すべり止め等」や雨漏り工事、また、防犯対策の一環として警報設備の充実が急務である。

課外活動の多様化に即して、とくに、文化・学術研究の団体を育成・強化し、支援する必要がある。このため、大学祭においてゼミ研究等の発表の場を積極的に提供し支援するよう推進する。活動上の諸手続は、毎年度始めに提出される各団体からの「団体（部・同好会・愛好会）継続届」関係は遅滞なく提出され、また、事前・事後の提出書類である「行事届」・「試合届」・「合宿届」および各「報告書」も学友会本部等各本部の協力を得て遅滞なく提出されている。

なお、これらの諸手続書類は、2001（平成13）年度から記入事項の見直しや記入方法の簡素化、また、各団体 各本部 学友会本部 大学という書類の流れ方を再検討し、様式の変更や合理化に努めることができた。この結果「試合届」だけでも前年度の約90件から本年度400件以上と激増し、活動状況の把握に努めることができた。

インターネットを活用した学友会活動の情報を各団体で発信しているが、情報更新作業が充分行われていない。今後は、インターネット担当者の育成を図り、新たな情報発信と情報更新について、情報発信体制の整備と充実が必要である。

学生とのコミュニケーションの充実を図るため、事務室改修工事と学生スペース（事務課前）の整備を2001（平成13）年3月に行った。事務室改修工事は、学生との接点となる窓口カウンターの拡張工事を主に行った結果、窓口での指導・助言等充実したコミュニケーションを図ることができるようになった。

また、学生スペースも備品の交換により多目的利用が可能となり、より機能的に有効活用されている。

さらに、従来から行われている体育会懇親会・各本部交代式等は、学友会総務部長・担当部長はじめ課員全員が参加し、積極的なコミュニケーションを図り相互理解と意志疎通の場として大きな成果をあげている。

大学からの財政的支援は前述のh：財政的支援、I：一般的支援のとおり行われているが、今後は、団体やイベント等に対する支援と同じに危機管理を視野に入れた新たな支援体制の整備・充実を図る必要がある。

学友会本部が中心となり姉妹校と相互交流を行い親睦を深めている。

現在は、学友会本部・文化会本部・体育会本部が姫路獨協大学と年1回程度の交流会を行い、アメリカンフットボール部・ラグビー部は交流試合を行っている。

また、昨年、ラグビー部は「ラグビー祭」を行い、管弦楽部は「獨協音楽祭」を獨協高校・獨協埼玉高校が参加し開催した。さらに、本年から越谷グラウンドを姉妹校に貸出し学園間の交流と施設の有効利用を図っている。

今後は、さらに学園相互の学友会活動をとおして交流と発展を図る必要がある。

高校生親善柔道大会(2001年度実績:第19回・20校158名参加)・剣道大会(第19回・80校480名参加)・弓道大会(第5回・35校264名参加)を当該団体が中心となり同OB会の協力を得て大学祭期間中に開催しており、これに伴う財政支援を行っている。また、硬式庭球部も第1回高校生親善テニス大会を開催(2002年3月)し、学友会活動をとおして高校との交流を行っている。

今後は、このような大会をさらに推進し、将来の受験人口の減少を視野に入れた積極的支援を行い、本学と高校(生徒)との交流を深めることが必要である。

OB会組織については、体育会「縦柳会」、文化会「獨創会」がある。

「縦柳会」は、体育会所属OBにより組織されており、体育部長が会長となり体育部室棟1階に事務所を設け、主として体育会学生の支援活動に当たっている。経常費は体育会所属の学生が卒業次に納める入会金(10,000円)で運営しているが、年々入会者数が減少しているため財政危機が予想される。学生の体育会離れや体育会OBと学生とのニーズに対する温度差が大きく影響していると思われる。

「獨創会」は、文化会本部のOB会で文化会全体のOB会ではないので組織としては小規模であり、活動状況も必ずしも活発とはいえない。

今後は、文化会・体育会・愛好会各団体のOB会の組織化を図るための支援を検討し、大学の基盤となる卒業生支援活動に努めたい。

【長所と問題点】

A. 長所

約50%が課外活動に参加しており、学友会・文化会・体育会・愛好会の各本部と各団体や雄飛祭実行委員会等各委員会との連携のとれた自主的で活発な活動は他大学からも評価を得ている。また、部活動では、全国的に高いレベルの成績を上げている部、大臣賞を受けている部などがある。

学友会は団体(学生)の自主的・主体的活動の場として位置づけられ、永い歴史の中で伝統を育んでいる。また、学友会は課外活動団体の連合体として予算配分その他の調整に十分な機能を発揮している。

各団体には専任教職員が顧問として助言・指導に当たることが制度化しており、人間教育の完ぺきを期するための大学教育の一環として機能している。

35周年記念館(アリーナ・小講堂・音楽練習場・トレーニングルーム等)の完成や越谷グラウンド(野球場・サッカー場)の完成により、課外活動施設はさらに充実した。

部室等の一角に学友会総務部長室事務課(課長他2名)を設け、学友会活動の指導・助言の窓口として、課外活動の支援等の業務に当たっており、学友会本部等の各団体と積極的なコミュニケーションにより相互理解と意志疎通を図り大きな成果をあげている。

B. 問題点

各団体には専任教職員が顧問として助言・指導に当り、大学教育の一環として制度的な整備がなされているが、さらに、顧問・公認コーチと団体（部・個人）との意志疎通を図り所期の目的を達成する必要がある。

安全管理として、課外活動中の事故防止対策と万一の事故に対する対処方法（緊急時の安全確保と連絡網の整備等）、部室棟内での盗難事件等に対する防犯対策。新入生歓迎コンパ等における未成年者の飲酒禁止・急性アルコール中毒の防止等、危機管理に対する啓蒙活動の充実を図る必要がある。

学友会総務部長室事務課は、年々業務量が急増している。学生部から愛好会業務が移管し課外活動業務の一元化が行われ、近年は35周年記念館の完成、さらに、越谷グラウンドの完成と課外活動施設が充実し、これに伴い周辺業務が激増した。とくに、大学から離れて位置する越谷グラウンドの管理（管理人・施設使用等）、課外活動状況の把握、スクールバスの運行管理等、新たな業務と新たな危機管理等の対応を図るため、従来の学生サービスの低下が懸念される。

【将来に向けた方策】

学友会活動に関する施設・設備については、35周年記念館や越谷グラウンドの完成により大きな改善が行われた。今後は、さらに諸施設の有効利用を図るための整備の充実等が必要である。課外活動の指導体制について、顧問・公認コーチと団体（部・学生）と有機的な連携の確立と、教育的側面からの指導体制の充実が必要である。

大学での授業が最優先であるが、課外活動を推進する観点からは、公式戦などが授業中に組まれる場合が多いので、公式戦へ参加しやすくするよう何らかの環境づくりが必要である。

大学祭について、大学と地域社会の交流の機会として捉え、学生のみでなく、大学側も積極的に参加し開かれた大学にふさわしい企画・運営が必要である。例えば、期間中に進学相談会が実施されているが姉妹校も含めた学園規模の進学相談会の実施、天野記念館・図書館資料の企画展の開催など大学の広報活動の一環として参加が望まれる。

課外活動の多様化に伴い、文化・学術研究団体を育成・強化し、支援する必要がある、とくに、大学祭でのゼミ等の研究発表の支援・育成が望まれる。

インターネットを活用した学友会活動の情報発信により、活力のある学友会を適時紹介することが必要である。

公募制推薦入試のスポーツ推薦について、将来の受験人口の減少対策および大学活性化の推進役として、スポーツ推薦枠の拡大が望まれる。また、当該学生が入学後その技術を活かすことができる部活動が存在し、さらに、その技術を磨くためにも部活動に積極的に参加するよう受験時に呼びかける必要がある。

学園姉妹校と学友会活動をとおした交流をより一層推進し、相互理解と発展を図る必要がある。高校生親善柔道大会・剣道大会・弓道大会・テニス大会等を積極的に支援し、学友会活動をとお

して高校間との交流をさらに推進することが必要である。

同窓会等のOB会との関係は、課外活動への理解を得て多様な援助を受け良好な関係を築いているが、さらに関係強化を図るため、今後は、各団体のOB会の組織化を図るための支援を検討し、大学の基盤となる卒業生支援活動に努める。

5 . 学生の進路指導（就職部）

【現状の説明】

就職部は全学生（学部生、大学院生）を対象として進路支援（就職支援）を推進している。主な業務としては、就職相談（キャリアカウンセリング）と就職ガイダンスをはじめとした各種行事・イベント・講座開設、企業・求人情報の提供、進路（就職）情報システムの運用であるが、インターンシップ窓口の機能も加わった。

学生の卒業・修了後進路は多様化しており、その進路決定状況は就職（民間企業、官庁、地方自治体、学校、自営）、大学院進学、学部編入学、海外留学、専門学校、アルバイトなどである。フリーター志向の高まりも無視できず、早期における職業観育成に向け、対応している。

就職部は就職委員会（教員）と就職課（職員）によって構成されている。就職委員は10名からなり、就職部長（教員）、就職課長（職員）の他各学科から2年任期で選出されている。委員会は年間9回開催され、職員も陪席し就職課で企画・立案した件について協議し、実行に移している。現在は就職課で就職指導係、企業係、資料情報系の3係制をとっている。

毎年、就職委員・就職課員が分担して首都圏の内定企業を訪問し、人事部の採用担当者と情報交換をしている。また、地方へのUターン学生のために、地方で開催される父母懇談会や地方新聞社主催で開催される就職情報交換会に出席する傍ら、卒業生が在職している企業・団体を訪問し、また学生が希望する企業を開拓して、学生に情報を提供している。

2003年3月に外国語学部言語文化学科および法学部国際関係法学科の一期生を世に送り出すことから、2001年夏には、言語文化学科および法学部教員が、学生の志望度の高い企業・団体を訪問し、本学や所属学科をアピールするとともに求める人材について情報を得た。法学部は秋には学生を集め、報告会を開催し、訪問教員が説明した。

インターンシップ（学生が在学中に企業・団体に就業体験）は1999年から開始した。対象は主に2～3年生で夏休み期間中の2～4週間会社で研修を受ける。単位認定はないが成績表にインターンシップ参加について記載される。2000年度からはドイツ国内の企業・団体におけるインターンシップが加わった。

就職部内リニューアルとして、2001年、これまで12台であった学生利用パソコンを増設し、パソコン30台（後に全てノート型パソコン）を設置した。同時に、閲覧用企業ファイルを収納するスライド式書棚を設置した。また、2002年、床上げ工事を実施し、電源やOAケーブルなどによる躓きをなくした。

就職部は平日の昼休み時間中も開室し、資料閲覧やパソコンなども常時利用できる。また、就職活動最盛期である前期授業期間中は午後6時30分まで開室し、相談に応じている。

課員が共通認識をもって学生を指導するため、毎朝ミーティング、毎月課内研修を開催し、情報交換や指導の共有化を図っている。ミーティングでは、会議などの報告、その日の行事、分担、注意すべき点を確認し合う。課内研修では、就職指導上不可欠なテーマについて、報告および議論し、

統一的な見解を見出すようにしている。

就職指導係

就職指導係は、就職相談（キャリアカウンセリング）と就職行事の企画・立案ならびに実施を主な業務としている。

就職相談業務は就職部課員 8 名全員が担当している。就職相談は 3～4 年生を中心として年間 2000 件にも達している。ほとんどのケースがアドバイスをすれば解決可能な内容だが、指導困難な場合も増えてきている。

就職行事は全学年を対象に開催している。年間を通して、将来の進路に対する姿勢あるいは職業観を育成するよう多種多様な内容を学生に提供している。具体的な開催行事は、「1・2 年生進路ガイダンス（年間 2 回）」、「公務員志望者ガイダンス（年間 3 回）」、「3 年生就職ガイダンス（年間 5 回）」、「OB・OG 討論会（年間 4 回）」、「就職活動体験報告会（年間 8 回）」、「企業・公務員セミナー（2 月に 6 日間、3 年生対象）」、「企業面接会（秋開催、4 年生対象）」、「文章力養成講座（有料、年間 8 回）」、「販売士 2 級資格取得講座（有料、通信講座、スクーリングおよび検定試験）」、「模擬試験（有料、年間 3 回）」、「SPI 対策講座および試験対策直前演習（有料、年間 3 回）」、「客室乗務員講座（有料、年間 3 回）」等である。

a . 「進路を考えるハンドブック」の発行

4 月には「進路を考えるハンドブック」を発行し、全学生に配布している。ここには、就職委員、就職課員によるメッセージおよび年間行事予定、当該年の卒業生就職先一覧が詳しく編集されている。学生は行事日程と内容をもとに参加する行事を組むことになる。

専任教員並びに非常勤演習担当教員全てに配布し、理解を深めることをねらいとしている。

企業係

企業係は主として、企業情報の管理・運用、求人票・在職者名簿の管理、インターンシップの窓口、企業説明会、企業訪問などの企画・実施を担当している。

a . 企業および求人情報

毎年 2 月に 16,000 社・団体へ在職者名簿を送り、併せて求人票を大学へ送付するよう依頼している。ただし、本学独自の書式は廃止した。

年間を通じ、企業・団体から郵送、宅配便、FAX および E メールにて寄せられた企業案内書や求人票を整理し、企業ファイルへ綴じこみ、掲示板への掲示、求人票ファイルへの綴じこみ、WEB により企業・団体情報の更新および求人年度を入力するなどしている。国家公務員、地方公務員、教員の募集要項は指定場所にまとめて設置し、学生が入手できるようになっている。求人社数は、2001 年度 3,400 社であった。

b．学校推薦

企業から学校推薦により本学学生応募を受け付けるとの申し出があった場合、希望学生を募集し、就職部長、就職課長および就職委員が面接して、選考の後、企業へ学生を推薦している。毎年、金融機関を中心に数社から申し出がある。

c．就職面接会

秋になっても未内定4年生のために、学外で開催した。2001年が初開催。7月から準備をはじめ、10月に六本木ジョブパーク（学生職業総合支援センター）において企業40社、本学4年生100名の参加があった。

d．企業・公務員セミナー

3年生の就職活動本番に合わせ、企業・官庁・地方自治体・団体の採用担当者による学内説明会を開催する。10月から準備し、1月の就職ガイダンスにはセミナー冊子（日程、参加企業概要など40ページ）を配布、2月上旬開催。2002年で4回目を迎えた。6日間にわたり開催し、企業・団体・官庁・地方自治体の採用担当者280社・団体が参加した。他大学学生も含め、学生参加は延べ9,500名を数えた。

e．インターンシップ

インターンシップは、実習にあたって事前指導および事後指導を実施している。事後指導では、大学内で報告会を開催し、各参加学生が報告する。2001年度は国内の企業10社と1団体に22名、国外（ドイツ）の企業4社に4名、計26名が実習した。

f．企業訪問

就職委員は11月から12月にかけて当該年度内定のあった企業を訪問し、内定の御礼と当該年度の採用状況はどうであったか、また次年度の採用方針等の項目について報告書を提出し、学生指導に活用している。

g．企業来校

新規企業あるいは内定者のあった企業が会社案内書や求人票を持参し、来校する。

資料情報係

資料情報係の主要な業務は、進路情報システム（獨協就職ナビ）の運用をメインにして、進路希望登録、進路決定入力、就職先情報および在職者情報の管理、就職ガイドブックや就職活動ノートの発行、就職情報に関する統計調査、卒業生追跡調査などである。

a . 進路希望登録

3 年生（および博士前期 1 年生、博士後期 2 年生）は 11 月に就職部学生用パソコンを使い進路希望登録をする。就職希望者は、希望企業・団体、希望業種、希望職種、希望勤務地、取得資格・語学能力・自己 PR・趣味・課外活動などの項目について入力する。2001 年度の登録率は、80%である。

b . 進路決定入力

4 年生（および博士前期 2 年生、博士後期 3 年生）は、進路先決定後、その進路先情報（就職先・職種・勤務地・内定時期等）について就職部学生用パソコンを使い入力する。就職決定者は就職活動体験記を提出する。これらの入力データをもとに各種統計を作成したり、先輩が進路選択をする際の参考資料として役立てている。

c . 3 年生演習担当教員へのゼミ生進路希望登録報告

就職部は、3 年生ゼミ生を受け持つ演習担当教員には毎年 1 月と 4 年生の 4 月、進路希望登録状況を報告する。教員は所属ゼミ生の進路希望（就職希望か進学希望など）を把握し、ゼミ生に対し就職部学生用パソコンによる進路希望登録を促す。

d . 4 年生演習担当教員へのゼミ生進路調査

就職部は、4 年生ゼミ生を受け持つ演習担当教員には年間 2 回、進路調査を実施する。教員は所属ゼミ生の進路を把握し、調査結果を就職部へ報告する。ゼミ生は就職部学生用パソコンを使い進路結果を入力する。

e . 「プレイスメント・ガイド（就職ガイドブック）」の発行

就職活動全般について学生の理解を深めるために「プレイスメント・ガイド」を 10 月に発行しており、就職ガイダンスにて 3 年生に配布している。就職部の利用の仕方、就職活動の詳しい内容、インターネット活用法などの前半部分と資料編である後半部分からなる。資料を読むとどのような分野に卒業生が強いかがわかる。なお、「プレイスメント・ガイド」は進学相談会、父母懇談会などの資料としても活用されている。

f . 就職活動ノートの発行

早期化している就職活動に役立つものとして、携帯に便利でコンパクトな「就職活動ノート」を 10 月に発行し、就職ガイダンスにて 3 年生に配布している。ここには、本学の由来、面接心得、敬語の基本、自己分析、企業情報と活動内容、アドレス欄などがあり、学生は就職活動に活用している。

g．各種資料作成

学生の就職内定や進学状況を知るものとして「進路（就職）学科別集計表」と「業種別求人並びに就職決定状況」を作成している。これは必要に応じ、就職委員会、部局長会、全学教授会に提出し、学生の進路状況を報告している。

その他、「複数名就職企業一覧」「県別就職企業一覧」「資格取得者就職状況」「教員・公務員就職状況」「国家公務員・その他公務員就職状況」「外資系企業就職一覧」「三年連続就職企業一覧」「企業規模別就職状況推移」「就職内定先満足度調査」「卒業生就職企業上位 100 社」「地域別就職・企業情報」「都道府県別企業一覧」などの統計資料を作成している。

h．卒業生追跡調査

2001 年から卒業・修了後 5 年を経た OB・OG に対し追跡調査を実施している。2000 名に送付し、20%の 400 名から回答があった。最新の OB・OG 情報（就職先、役職、取得資格、本人住所、電話番号など）が得られ、入力するとともに統計処理により、傾向を分析している。5 年を経て、1/3 が離職・転職している。

【点検・評価】

a．就職部内リニューアル

限られたスペースに閲覧コーナー（スライド書棚）、ノート型パソコン 30 台、企業応接コーナー 3ヶ所、会議室兼作業室および就職相談・事務スペースがあり、床に電源やケーブルが走っていたが、リニューアルにより躓きがなくなり、快適な室内が実現した。

b．就職行事

今、若者のフリーター志向からもわかるように、学生の職業観が希薄になっている。働く、仕事をもつというイメージがわからない、何がやりたいのかわからない学生が増加している。その一方、企業は採用活動を早期化し、早めに質の高い学生を確保しようとしている。

そのため、就職部は高学年への働きかけでは遅すぎると捉えており、低学年、中でも入学時から進路・就職指導を強化する傾向が強まってきた。在学中に、打ち込むものを見つけ、それをアピールする（自己PR）、なぜ、この業界・会社なのか、入社したら何がやりたいのか言える（志望動機）、この二つが言えるよう、様々なガイダンスや講座を通じて、学生に働きかけている。

c．企業・公務員セミナー

「企業・公務員セミナー」では 2002 年は、事前に学生からの参加申込をさせた。1,000 名以上が提出したことにより、セミナー会場となる教室の割り当ても滞りなくできた。企業・団体からの参加希望者数問い合わせに関し、人数をつかんでおり、連絡できたのは好評であった。

人気のない企業参加への対応が課題である。セミナーの企画および運営について、企業からの評価は高い。

d．企業・求人情報

1999年に本学独自の求人票書式を廃止し、企業・団体が作成したものを、そのまま使用している。企業・求人情報の内、変更のあった企業基本情報、求人年度のみ入力している。学生は、掲示板にある会社説明会情報やファイルされた求人票を閲覧する。また、企業はホームページ上で情報公開しており、大学へ求人票を送付しないことが多く、学生はネット上で検索し、情報収集している。

e．学科主催の就職行事

学科主催で独自に就職のためのガイダンスを開催するケースが出てきた。各学科で取り組む姿勢は評価できる。就職部主催のガイダンスと内容が重複しないよう調整が必要である。

f．インターンシップ

数年前から始まったインターンシップだが、単位認定がないことも影響してか、希望者の割には実際の参加者は少ない。2002年度からは単位認定され、参加者増加が予想されるが、学生の参加希望数に対し、受入企業が極めて少ないのが課題となっている。インターンシップについて、企業の理解・協力が得られるよう大学側の働きかけが必要である。

教務部との役割分担が課題である。

g．就職相談

他大学では、インターネットを利用した就職活動が一般的になり、就職相談に来る学生が少ないという声をよく聞く。それに対し、本学では就職相談件数が多く、繰り返し相談に来るケースも多いことが挙げられる。学生用パソコン30台は就職部内に設置されており、別室にある他大学とは異なり、パソコン利用と合わせて、就職相談にも来ている。気軽に相談できるよう課員の机を学生と面談しやすく配置をして、アットホームな雰囲気を作って対応している。

h．学生による進路希望登録・進路決定入力

2001年度から学生が直接、就職部学生用パソコンから入力するシステムとなった。学生には入力するよう働きかけをしているが、進路希望登録は80%の入力があるが、進路決定になると推定で50%ほどである。

i．進路状況調査

就職部では、4年生（博士前期1年生、博士後期2年生）の進路・就職状況について調査しており、催促のハガキを年間2回郵送している。しかし、「進路希望登録」と同様、報告が卒業・修了生

の 8 割程度に止まっており、就職内定しているにもかかわらず報告・入力がないため、統計数字に反映されない。さらに、学生が提出する「就職活動体験記」が減少しており、年々後輩となる学生が参考にできなくなっている。

また、演習担当教員に対しては「ゼミ生進路調査」を年 2 回依頼している。教員が演習で学生を指導・教育する中で、学生の進路について関心を持ち、指導・助言するとともに、その進路を把握することも重要である。教員からの報告は毎回、50%を下回っている。

j．卒業生追跡調査

追跡調査を開始して 2 年が経過した。規模は小さいが、毎回 20%の 400 名ほどの回答が寄せられ、卒業生の概要が把握できる。今後は規模を拡大し、卒業生全体である 62,000 人の追跡調査が必要である。

k．開室

昼休み時間中の開室により、資料閲覧やパソコン利用など学生サービスは向上している。前期授業期間中のみ午後 6 時 30 分まで開室延長しており、企業で面接などを終えた学生が相談に来ている。

l．朝のミーティング

課員が毎日、共通認識を持って仕事ができ、学生指導をする上で効果をあげている。日々の就職相談で得た注意点、学生の動向、求人状況について情報交換する。

m．課内研修

就職相談やガイダンスをはじめとして、学生に接し指導する際、守るべき、注意すべき点について話し合い、統一的な見解を出すよう努力している。学生意識の変化、社会の変化に対応し、指導も複雑化している。年 12 回開催を目指している。

【長所と問題点】

a．就職部内リニューアル

就職部室内は整備されつつあるが、現状ではキャリアカウンセリングを受けるにふさわしい快適な環境としては不十分である。2003 年、より就職相談しやすいテーブル、椅子の整備を予定している。

b．就職行事

早めに職業観を育成するため、各種ガイダンスや講座を開催している。3 年生ばかりでなく多くの学生に参加してほしい企画も多いが、出席状況が芳しいものばかりではない。

c . 企業・公務員セミナー

優良企業・団体の参加が得られ、年々増加しており、学生の出席状況も良好である。学生が知らない業界、企業も多く参加しているが、知名度の高いところに集中しがちである。また、学内で開催していることもあって、多少緊張感に欠ける学生もあり、他大学では意図的に開催していないところもある。

d . 企業・求人情報

企業・団体から届いた求人票は、そのままの形で学生が閲覧している。これは、数千社もある求人情報をパソコン上で見るよりも、紙媒体の方が読みやすいと考えたためである。他大学では、手間隙かけて求人票をスキャナーなどにより取りこみ、パソコンで閲覧可能にしていると聞く。

e . 学科主催の就職行事

就職について各学科で重要視していることの現われである。所属学生にとっても、参加意欲が出るのではないかと。就職部開催のガイダンス等とのすり合わせが必要であるし、就職部ですでに開催した内容と同様の場合もありうる。

f . インターンシップ

インターンシップに参加することにより、学生が専門分野について学びが不足していることを自覚し、勉学意欲が向上するなど良い影響を与える。就業体験の中で、学生および企業双方にとって有益な場となり、内定に至ることもあろう。現状では、学生の参加希望数に対し、受入企業が極めて少なく、研修先の開拓が求められている。ドイツにおけるインターンシップについて、2002年は休止となった。

g . 就職相談

就職相談に訪れる学生は、リピーターも含めて多く、利用満足度も高い。リピーターの中には、指導困難なケースもあり、スタッフが対応に苦慮することもある。また、机の配置が影響し、相談が集中するなど、ばらつきが生じている。レイアウトの変更、カウンセリング用の机・椅子の配置が必要である。2003年には改善する予定である。

h . 学生による進路希望登録・進路決定入力

学生が直接、就職部学生用パソコンから入力することで省力化が図られている。入力や情報検索場所が就職部学生用パソコンのみとなっており、自宅から入力や情報検索はできない。

i . 進路状況調査

進路状況調査により、卒業後はOB・OG情報として活用できる。報告される情報が不足している

ため、後輩となる学生が参考にできない。演習担当教員に調査依頼をしているが、進路については学生のプライバシーの問題でもあり、演習担当教員も踏み込んで聞けない側面もある。

j．卒業生追跡調査

卒業後の状況が把握でき、傾向が分析できる。また、OB・OG 情報として活用でき、在学生にとっても精度の高い情報となる。6 万名を超える卒業生全体からすれば、少数であり、卒業生全体の把握が課題である。

k．開室

昼休み時間中の開室により、就職部を利用しやすくなっている。また、午後 6 時 30 分まで開室しているが、就職活動を終えた後、銀座から大学キャンパスまで 1 時間もかかることから、都心に相談窓口があれば、なお学生サービスが向上し、利用者も増えるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

a．学習支援および進路支援

近い将来開設される予定の「学習支援センター」は、低学年、中でも入学時から将来の進路・就職を見据えた学習指導をするとともに、関連する資格取得に向け、学習支援を強化する。現在実施している 3 年生の「進路希望登録」を、1 年時の履修登録時から実施し、進路希望を毎年表明させ、そのための履修指導、資格取得指導する態勢を構築していく。

卒業時には、卒業生・修了生すべての進路を掌握し、評価点検して、次年度の指導に活かしていく。

b．進路支援組織

就職部は「キャリア開発支援センター」として、改組・発展させる。能力開発と資格取得のためのプログラムを提供し、毎年確実に実績をあげる。また、多様化する相談内容に対応できるキャリアアカウンセリングの充実を目指す。

2002 年 3 月に始まった、同窓会で組織した OB・OG による「就職応援団」に期待したい。

c．同窓会による就職支援

2002 年 3 月、同窓会で組織した OB・OG による「就職応援団」が発足した。早速 4 月から、獨協生から寄せられる E メールを使った就職相談に同窓生が応じている。また、「新規上場企業」に関する有益な情報の提供等も始まっており、様々な支援活動によって新しい進路選択の拡大が期待される。

d . 職業関連の単位認定科目開設

「社会と職業」という科目を開設し、正規のカリキュラムとする。授業内容は、働くこと、雇用環境、業界研究・企業研究、男女雇用機会均等法、派遣・契約・パート労働、キャリア形成、国際機関で働く、官庁・地方自治体で働く、NPO・NGO で働く、起業する、外資系企業で働く、など。複数の講師が担当する。

6 . 広報と学生の意見聴取制度

学内広報は大別すると 全学的な情報発信は「大学ニュース」(年 10 回発行)でカバーしている。

教学、学生生活、その他に関する情報は各部課室がそれぞれ「紙媒体」、「掲示」、「テレホンサービス」、「ガイダンス」等によって対応している。この 5 年間にインターネット WWW のホームページは、その情報量、速報性、双方向性および国際性から大学を代表する媒体となった。例えば、学長のホームページ(2000 年開設)には学内外を問わず多数のメールが届き、学長(副学長)が回答必要と判断したものには回答し、また改善・改革の意見等は課題として対応している。

前回の自己点検評価報告書は「将来の改善・改革に向けた方策」で 8 項目の改革案を示した。未改善の事項は、各部課室がそれぞれに行っている広報活動を有機的に統廃合し、戦略としての広報活動の構築とインターネット WWW のホームページの更なる充実である。

7. 父母懇談会

父母に対して大学の状況や学生（個人）の成績等を報告、父母からの個別相談や大学への要望を受け教育現場に活かすことを目的として始められた父母懇談会は、本年度で17年目を迎える定着した懇談会である。ここ数年全国的に参加者数が減ずる傾向にあるが、その主な原因として、携帯電話とインターネットの急激な普及により父母と学生間で良好な連絡がとれるようになったことと、大学のホームページで提供するタイムリーな情報を得ることができるようになったこと、等を考えることができる。

父母懇談会は、概ね全体会、分科会（新入生・成績・学生生活・就職）懇親会という進行により開催される。この場で大学と父母、父母間のネットワークが形成され、ある種の連帯感が生まれる。

全国レベルでの本学の知名度は低い。父母懇談会等、より「きめ細かい」教育、指導を行うことにより、父母の口を通した「口込み広告」の効果も期待する。

2001(平成13)年度父母懇談会実績表

開催地	対象地区	開催日	対象者	申込数	参加者	1年	2年	3年	4年	懇親会
札幌	北海道	7月16日 (日)	124	17 (19) 13.7%	17 (19) 13.7%	7 (7) 41.2%	4 (5) 23.5%	4 (5) 23.5%	2 (2) 11.8%	(昼食会)
秋田	青森 秋田 山形 岩手 宮城 福島	6月24日 (土)	346	27 (33) 7.8%	23 (28) 6.6%	7 (9) 30.4%	5 (5) 21.7%	6 (8) 26.1%	5 (6) 21.7%	(昼食会)
仙台		6月25日 (日)		29 (36) 8.4%	27 (34) 7.8%	6 (7) 22.2%	10 (13) 37.0%	3 (4) 11.1%	8 (10) 29.6%	14 (17) 51.9%
水戸	茨城	7月8日 (土)	473	34 (43) 7.2%	28 (34) 5.9%	5 (6) 17.9%	9 (10) 32.1%	9 (11) 32.1%	5 (7) 17.9%	15 (20) 53.6%
新潟	新潟 富山 石川 福井	7月23日 (日)	226	30 (39) 13.3%	27 (35) 11.9%	10 (11) 37.0%	4 (6) 14.8%	4 (6) 14.8%	9 (12) 33.3%	9 (11) 33.3%
金沢		6月18日 (日)		10 (13) 4.4%	10 (13) 4.4%	3 (4) 30.0%	1 (1) 10.0%	2 (2) 20.0%	4 (6) 40.0%	(昼食会)
長野	山梨 長野	7月8日 (土)	194	15 (20) 7.7%	15 (20) 7.7%	4 (5) 26.7%	2 (3) 13.3%	6 (8) 40.0%	3 (4) 20.0%	(昼食会)
浜松	岐阜 静岡 愛知 三重	7月1日 (土)	255	16 (19) 8.2%	14 (17) 7.2%	7 (9) 50.0%	4 (5) 28.6%	3 (3) 21.4%	0 0.0%	(昼食会)
京都	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	6月10日 (土)	68	13 (15) 19.1%	12 (14) 17.6%	2 (3) 16.7%	4 (4) 33.3%	3 (4) 25.0%	3 (3) 25.0%	(昼食会)
岡山	鳥取 島根 岡山 広島 山口	7月2日 (日)	46	7 (8) 15.2%	7 (8) 15.2%	0 0.0%	2 (2) 28.6%	3 (3) 42.9%	2 (3) 28.6%	(昼食会)
高知	徳島 香川 愛媛 高知	6月11日 (日)	54	9 (11) 16.7%	9 (11) 16.7%	5 (6) 55.6%	2 (2) 22.2%	0 0.0%	2 (3) 22.2%	(昼食会)
福岡	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	7月1日 (土)	152	23 (31) 15.1%	19 (27) 12.5%	4 (6) 21.1%	5 (7) 26.3%	7 (10) 36.8%	3 (4) 15.8%	7 (11) 36.8%
小計 15会場			1,938	230 (287) 11.9%	208 (260) 10.7%	60 (73) 28.8%	52 (63) 25.0%	50 (64) 24.0%	46 (60) 22.1%	45 (59) 25.0%
学内 外国語学部		10月7日 (土)	2,593	181 (231) 7.0%	141 (182) 5.4%	71 (91) 50.4%	36 (45) 25.5%	22 (29) 15.6%	12 (17) 8.5%	46 (53) 32.6%
学内 経済学部	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川	10月14日 (土)	3,034	148 (208) 4.9%	119 (165) 3.9%	53 (72) 44.5%	23 (34) 19.3%	27 (38) 22.7%	16 (21) 13.4%	27 (36) 22.7%
学内 法学部		10月28日 (土)	1,652	115 (148) 7.0%	93 (121) 5.6%	47 (61) 50.5%	17 (24) 18.3%	16 (21) 17.2%	13 (15) 14.0%	29 (35) 31.2%
小計			7,279	444 (587) 6.1%	353 (468) 4.8%	171 (224) 48.4%	76 (103) 21.5%	65 (88) 18.4%	41 (53) 11.6%	102 (124) 28.9%
合計			8,744	674 (874) 7.7%	561 (728) 6.4%	231 (297) 41.2%	128 (166) 22.8%	115 (152) 20.5%	87 (113) 15.5%	147 (183) 27.6%

() は延べ人数、申込数、参加者の%は対象者に対する比率、各学年、懇親会欄の%は参加者に対する比率

8 . 卒業生関連

ホームカミングデー

1994年の本学創立30周年の際、コンセプトとして『大学の変革期に当たり、同窓生、父母、地域等とのコミュニケーションを推進するとともに、大学創設の原点を再認識する機会と捉らえる。また新しい大学設置基準大綱化にも対応しつつ、今後継承し得る事業を模索する。こうした行事等の開催は、大学にとって一つのPR効果が期待できるものと考え。』とした。この事業の一環として、卒業生向けの行事としてホームカミングデーを企画し、95年より実施している。

卒業後、25年を経た卒業生をキャンパスに招き、母校の社会的評価の高揚に寄与されていることに感謝の意を表し、更なる協力をお願いするとともに卒業生同士の再会の場を提供し、より強力な「獨協ファミリー」のネットワークの構築を目指し開催してきた。最近卒業生の子女が父母の母校に入学（親子二代の獨協生）してくる事例も相当数にのぼる。

社会で評価され認められる獨協大学として歴史を重ねるためには、卒業生の協力・支援は欠くことはできない。各方面の協力を得てより充実したホームカミングデーを開催していく。

なお、2002（平成14）年度より卒業後25年目の卒業生に加え、10年目の卒業生も対象とし、11期生および26期生を対象に実施することになっている。これは、25年という年月が長すぎるといふ意見や25年経過すると、卒業当時在職していた現職教員は少なくなり、現職教員の参加者数が少ない。そこで、もう少し卒業後経過年数の浅い卒業生を対象に加え、対象を二期とし、卒業生と母校の繋がり強化、卒業生と教員の交流の充実、参加者数の拡大を計りたい、という趣旨による。また、これまでの大学側主導での実施から、卒業生の希望する会合を参加者主導で実施すべきであるという考えから、同窓会との共催という形で開催することとした。

	開催日	卒業生対象期	卒業生参加者数	教職員参加者数
第1回	1995/5/21(日)	第1期(1968)～第4期(1971)	366	約100
第2回	1996/5/19(日)	第5期(1972)	250	約50
第3回	1997/5/25(日)	第6期(1973)	165	約50
第4回	1998/5/17(日)	第7期(1974)	139	約50
第5回	1999/5/23(日)	第8期(1975)	162	約50
第6回	2000/5/21(日)	第9期(1976)	184	約50
第7回	2001/5/20(日)	第10期(1977)	154	約50

第 11 章 大学事務

1. 調査点検活動のねらい

前回の自己点検評価報告（1997年）では、1996年5月から同年9月に外部機関の協力を得て実施した「業務を的確に把握するための調査点検活動」の概要を報告した。その中で業務改善のための「強化する課題」と「新たな課題」が示されている。今回はその課題が改善されたか否かの確認を行い、未改善事項についてはその理由を明確にする。

また、大学に対する社会からのニーズは質・量共に厳しさを増し、それに対する的確で且つ臨機な対応（改善）が求められている。大学として「勝ち残る」ため将来を展望した対応（改善）には、「柔構造」の事務局が不可欠である。

2. 具体的な実施事項

1) 「獨協大学 21 世紀委員会」の設置と答申

2000年6月、学長は新たに「獨協大学 21 世紀委員会」を設置し、「大学の理念として将来に向かって如何なる大学像を志向すべきか」ということを基本的モチーフとする 10 項目（獨協大学が目指す将来像、学部・学科の現状と将来像、教学内容の質的改善、国際化への対応、生涯学習社会への対応、大学院の今後、キャンパス再編構想、学園と大学のあり方、卒業生と大学のあり方、社会（地域）と大学のあり方）についてこの委員会に諮問し、2001年3月までに審議結果を答申することを求めた。

この委員会は従来のような役職者や指名された者によって構成されるのとは異なり、比較的若手教職員を中心に構成された。特に職員にあっては全職員から参画を希望する者を募り、委員会を構成した。委員会は積極的に審議を展開したが、審議事項が多岐にわたることと時間的制約から、答申の一部に未消化な項目もあった。しかし、この答申が教員と職員との壁を乗り越えた全学的な視点で教職員の協働作業による成果であることを特記しておく。この答申が一つの起爆剤になり、2001年5月に長い間解決できなかった諸問題解決に向けてスタートすることとなった。

2) 「組織再編検討委員会」の設置と答申

上記の「獨協大学 21 世紀委員会」設置と同時に「組織再編検討委員会」も設置された。学長は 7 項目（大学の基本計画の立案、調整に関する学長補佐組織の整備、学生の教育・学習支援組織

のあり方、教育・研究の付属機関の連携、強化、社会情報発信（広報機能）部門の整理、統合、自己点検および評価関係業務の分担組織のあり方、卒業生関連業務の分担組織のあり方、その他課題に付随する重要事項）を委員会に諮問し、2000年12月までに答申することを求めた。委員会は夏休みを含む5カ月に全事項について答申することは困難と判断し、を中心に答申する結果となった。

3) 総合企画部総合企画課の設置

「獨協大学21世紀委員会」および「組織再編検討委員会」の答申を踏まえ、2001年5月に企画調整室、広報部広報課を廃止し、総合企画部総合企画課を設置した。主たる設置理由は大学の基本計画の立案、調整に関する学長補佐組織の整備（専ら企画・立案・調整を担当）であったが、結果として企画調整室、広報課（広報部門）の通常業務も移管せざるをえなかった。また、同時に総務課所管の学長室等の関連業務も移管され所管する業務は中・長期計画の見直し、予算編成方針の原案作成、各種会議の庶務から諸行事の弁当手配まで総合商社並となった。組織再編、事務分掌の再見直しも喫緊の課題である。

総合企画部の構成は、教員を委員としてではなく、原案作成の段階から協働者とし、3名の「部員」（旧学長室委員がスライド）として配置した。このことは、教員＝委員という発想とは大きく異なるところである。

総合企画部の設置と同時に総合企画委員会も設置され、「獨協大学21世紀委員会」および「組織再編検討委員会」の答申を具体化する検討に入った。

4) 広報部広報課の廃止と業務の移管

学長は組織再編検討委員会に「社会情報発信（広報機能）部門の整理、統合」について諮問した。広報部広報課は、学内・外への広報活動と社会人を対象とするオープンカレッジの企画・運営を主業務としてきた。委員会は広報活動を大学としての大きな戦略の手段と位置付け、単に「大学ニュース」等を編集・発行することだけでは、その機能を積極的に果たしていないと評価した。広義の意味での「広報活動」は、各部署が独自に行っている。これを組織としての戦略とするために前記の総合企画部に情報を集約し、WWWホームページをも有効に活用したタイムリーな情報の発信を目指す。

また、広報部広報課が所管していたオープンカレッジの企画・運營業務については、2001年度は暫定措置として教務部に移管した。ここ数年オープンカレッジの受講生数は伸び悩んでいる状況も勘案し2002年度は「エクステンションセンター設置準備室」を設置し、充実した生涯教育を提供する「エクステンションセンター」を2003年度にスタートさせる準備に入った。

第 12 章 管理運営

1. 管理運営体制

(1) 教授会の権限、特に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

全学教授会

教養大学的理念でスタートした本学では、全学部の教養教育を「教養部」が担当してきた。その意味でも全学教授会が大学の最高意思決定機関として学則の変更等諸規程の制定・改廃、教員人事その他大学運営の重要事項に関する意思を決定する重要な役割を担っている。しかし、大学設置基準大綱化もあり時代の趨勢は専門教育重視に傾くなかで、1994 年 4 月に学則の一部を改正し、「教養部」を廃止し、所属教員を各学部に分属させた。また全学教授会の審議事項のうち教育および研究に関する事項は学部（学科）教授会が意思決定を行うこととした。

カリキュラム編成権は、当然のことながら各学部・学科の専決事項ではある。教育および研究以外の重要事項等については従来からの全学教授会が最高決議機関となっている。全学教授会は全専任教員をもって構成されており、学部・学科の枠を超えて大学としての重要事項を審議し、合意を得る場として機能している。ただし約 200 名による会議体は長時間にわたることも多々あり、役職者の選挙や自己の権益に係わる場合を除いて欠席者や退席者も少なくない。

学部（学科）教授会は、その学部（学科）の運営に関する重要事項を審議決定する権能を有し機能しているが、全学教授会で審議する事項の事前調整の場となっていることも事実である。

今後は全学教授会審議事項を再整し、更なる権限と責任を委譲する必要がある。このことにより全学教授会は効率的な運営が可能となる。

外国語学部教授会

外国語学部には、学部教授会とそれぞれの学科に学科教授会が置かれている。学部教授会の権限・役割等については、本学学則第 69 条と、「外国語学部教授会規程」第 4 条に「教授会の審議事項」として次のように明文化されている。

教育および研究に関する事項

教育課程の編成に関する事項

学生の入学・退学・卒業その他身分に関する事項

学部教員の身分に関する事項

各種委員の選出に関する事項

全学教授会から委任された事項

その他外国語学部の運営に関する事項

学科教授会は上記審議事項に関し、当該学科に係る事項を審議することとされている。

なお、主に学部共通科目を担当する教員は学科教授会には属していない。

教授会規程に特別な問題点は見当たらない。また、その運用も適切になされていると判断される。

経済学部教授会

【現状の説明】

経済学部教授会の権限は、経済学部教授会規程（平成5年11月10日制定）にその審議事項として掲げられている事項を審議し、承認または決定する権限ということであろう。

それによると、経済学部教授会の審議事項はつぎのようなものである。

学部の教育・研究に関する事項

学部学生の身分に関する事項

学部所属教員の身分に関する事項

学部に規の制定・改廃に関する事項

全学教授会、学長その他大学の機関から、とくに委任され又は審議を求められた事項

その他学部の管理運営または大学の教育研究に関して必要と認められる事項

すなわち、学部の人事・教務・入試・学生に関するあらゆる事柄が、学部教授会の審議、承認または決定の権限事項となっている。

【点検・評価ならびに長所と問題点】

本学では、1993（平成5）年度までは全学教授会の権限が強く、上述の学部に関する事柄の大部分が最終的には全学教授会の承認事項であった。その意味で、その後の学部教授会の権限は実質的に、一部形式的に拡大された。この事実は、人事、教務、入試、学生に関する事項が学部教授会にその審議・承認・決定の一連の意思決定プロセスが任せられたとはいえ、一部入試、学生の身分に関する事項を除き、最終的には、人事・教務に関しては全学教授会の承認事項となっている。本学では、入試の受験料および授業料等に関する事項は全学教授会審議事項になっている。このことは他大学が理事会の決定事項であることと比べれば特異な存在であり、その歴史的意味もあるのである。また教務に関して言えば、全学的事項に関する「全学共通カリキュラム」のような事柄については「学則」改正を伴うので全学教授会の議を経ることは止むを得ないことであろう。

しかしながら、新任人事に関しては、現行では全学人事委員会において審議し、そこで第1読会、第2読会を経て全学教授会で最終的な決定をみるという審議過程は、すでに各学部・学科において設けられている学部ないし学科の「人事委員会」において審議・承認を得ており、さらに学部ない

し学科の教授会で承認を得ていることを考えると、学部・学科の自治および独立性を尊重するならば、極めて時間的ロスと学部・学科の意思決定機関を無視しているものと言わざるを得ない。特に、新任人事においては、学部執行部と大学執行部との間で人事枠の調整は予算や大学全体の戦略にもかかわることなので必要であることは認められるが、大学執行部から学部・学科の採用科目までコミットされるのは行き過ぎではないかと思われる。

1993（平成5）年以前に比較すれば、学部関連の審議事項の大部分が学部で審議・決定できるようになったことは、学部分権化の意義と時間的ロスの点から大きな前進であると評価できる。しかしながら、人事については、教育に関して審議している学部の各種委員会および学部教授会で論議をしている教育現場の声こそが説得力あるエネルギーである。その意味で、学部・学科の関連事項について常に全学的な観点から同一の方向で進めるために多くの時間的コストを払うのは、各学部・学科の独自性、特殊性、自主性をないがしろにし、さらに、各学部の前進的な発想を殺いでしまう恐れが出てくる。

しかしながら、本学のような中小規模の大学においては、できるだけ意思の疎通を共通化することも重要なことである。したがって、大学執行部は、各学部の改革に向けた新しい発想を引き出すような環境作りを生み出すようなインセンティブを作り出すことこそ必要なことであり、時には競争原理でそれがかもし出すような方向を持つべきであろう。各学部の自由な発想を阻害するような方針でなく、各学部が自主的に自由な発想で意見、方針および政策を引き出せるような環境を作り出すことが大学執行部の使命ではないかと思われる。

大学執行部は、外部に向けて大いに大学の方針・政策を情報として発信し、それをいかに実現するかの戦略を立てていただきたい。そうすることによって、大学の進むべき方向が見えてくれば、教職員は将来に希望を持ってその提示された方針に沿ってそれぞれの部署で実現に向けて行動するであろう。大学が5年後、10年後にどのような姿が望まれるかの理念、その理念に基づいた立案設計とその具体的日程表が組まれて初めて実行部隊が行動するのである。

本学が1964（昭和39）年の設立以来、約30年間にわたって全学教授会での決定を重視してきた理由の中には、本学の歴史が込められていると考えることができる。すなわち、初期にまず、教養部を中心に学部編成が行われ、その他の学部はそこから分科する形で独立したことに由来する。本学では、まず教養課程を2年間学修し、その後に各学部の専門科目を学習するという学習配当が組まれた。学部を中心とした組織形態ではなく、教養課程の2年間を全学的に共有する教養講座の中心的存在が教養部であったから必然的に全学中心の意思決定システムが出来上がってきたものと思える。しかしながら、大学審議会の答申と大綱化の中で、本学でも教養部が解体され、学部の独立あるいは学部縦割り制の志向が現れた。しかし、教養部が解体され、学部の縦割り志向が展開されるかには見えだが、依然としてその意思決定は全学的に決定される傾向にあり、学部の自主性と独創的な改革を阻害する傾向は、今日の急速に変化する大学を取り巻く環境の下で迅速な決定を遅らせ、自主的・創造的な改革の方向と逆行する体質になっている。

結論的に言えば、学部と全学の利益をいかに一致させ、学部・学科の縦割り権限と全学の意思決

定の権限をどのように分担して組織と人的資源の効率化を図るかが今後の課題となるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

課題は、各学部の自主性と独立性、いわば自治を維持しながら全学的な大学の目標を実現することが重要である。大学の目標は何か、それを明確にし、その戦略を立てて、その実現に向かって日程表を提示することが説得性のある方法である。各学部の意向と政策を各学部が競争原理の形で引き出し、その案に実行可能性と将来性があり、学部は勿論のこと大学全体にとってもメリットがあれば、積極的に取り入れる発展的思考が望まれる。もちろん、あらゆる政策には、コスト・ベネフィットの原理はその決定の重要な要素になるであろう。

全学教授会の開催回数を少なくし、4月の始業時、3月の終業時のみとし、その他重要な案件については臨時全学教授会において行われるべきである。毎回の学長の挨拶は、広報や e-mail で行い、時間的節約ないし効率化を図るべきである。

法学部教授会

【現状の説明】

法学部教授会は、法学部所属の全専任教員によって構成されている。法学部には法律学科と国際関係法学科の2学科があるが、現在のところ学科教授会は存在しない。

法学部教授会規程による権限および審議事項は、教育および研究に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学・退学・卒業その他身分に関する事項、学部教員の身分に関する事項、各種委員の選出に関する事項、全学教授会から委任された事項、その他学部の運営に関する事項、である。

法学部教授会は通例月1回開催されるが、学年度始めや学年度末を中心に、必要に応じて随時臨時の教授会が開かれる。

【点検・評価】

法学部教授会に対する学部構成員の関わり方は、きわめて積極的なものと評価できる。出席率も良好であるし、議論も活発であり、たとえ議論の過程で対立した見解が出て、決定事項についてはこれを遵守する良き伝統がある。

ただし、2学科体制になったこともあり、また法科大学院問題の現実化もあって、法学部の将来像についての根本的な論議がいつそう求められている。

【長所と問題点】

法学部教授会は30名ほどの学部構成員で運営される会議体であるので、短時間で意思一致が望めない複雑な問題については、あらかじめ学部長なり学部内各種委員会で問題点を整理したうえで教授会にかける必要がある。

もとより、この点は民主主義的な学部運営としては当然のことであるが、しかし学部としての意思決定に時間がかかることは否めない。また、学部長なり学部執行部（学部長、両学科長、教務主任、研究科主事で構成）に一定の権限を委ねるにしても、本学の場合には全学教授会が最終決定機関であるから、学部長にとってはむしろ学部の支援体制こそが不可欠という構造的な問題も抱えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2 学科体制である以上、学科教授会にするかどうかはともかく、将来的には学科単位の会議体が必要になるかもしれない。学科固有の教育の理念と学部のそれとの調整を保障する制度づくりや、これを踏まえて学部としての意思を形成する手続きを考えねばならないだろう。また法科大学院ができた場合、従来のように学部教授会と研究科委員会の関係のように法学部と法科大学院の関係を考えるわけにはいかないだろう。

（２）学長補佐組織等の有効性

学則上、学長を補佐することを明記されている役職は、副学長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長および事務局長である。また、組織再編検討委員会の答申に基づき、2001年5月に、学長を補佐し、時代の諸要請に速やかに対応するため大学の基本計画の企画・立案および全学的事業を推進するために副学長を責任者として「総合企画部」が新設された。それにより実施もしくは実施予定の事項は、例えば、教員の有期雇用制度（2002年度実施）、エクステンションセンター設置準備室（2002年設置）、全学共通カリキュラム制（2003年度導入）、全学セメスター制（2003年度から）、総合学術情報センター（仮称）建築構想（2004年度着工予定）がある。

（３）部局長会の有効性

【現状の説明】

部局長会は学内運営の意思形成および執行のため、学長補佐機構の基幹として置かれている。

その任務は、全学教授会と学部教授会を併置して運営するなど管理運営を改変した1994（平成6）年4月施行の学則改正を受けて、次のよう変更された。

従来は、部局長会は本学の学内運営に関する重要事項について学長の諮問に応えるものであったが、それまでの運営の実際と全学的に執行調整の必要性から、諸部局の連絡調整に当たるとともに、学内運営に関する重要事項について学長の諮問に答えるもの（学則第73条）に改まった。

また、構成員についても整理・変更（学則第74条）した。併せて、従来は慣行の積み重ねで運営してきたが、学則第76条に基づき「部局長会運営規程」を制定した。会議開催は、1995（平成7）年度は27回、1996（平成8）年度は21回、1997（平成9）年度は23回、1998（平成10）年度は19回、1999（平成11）年度は23回、2000（平成12）年度は26回、2001（平成13）年度は28回で

あり、ほぼ月2回行っている。

【点検・評価】

他部門との関わりや連携を考える連絡調整の面では、相互に関心をもって議論されている。大学を取り巻く環境の大きな変化を視野に入れ、教学改革を含む財政計画をベースとする当面の中・長期計画（案）の策定のために、学長・部局長会の下に「企画・財政委員会」を設置（1996（平成8）年12月）した。その後、2001（平成13）年5月組織再編により、総合企画部および中堅教職員合同になる総合企画委員会を設置し「企画・財政委員会」を廃止した。これにより、単年度ごとの対応となるきらいのあった中・長期計画（案）策定を総合かつ集中的に検討することになった。その結果、2002（平成14）年度は、実行の年と位置付けて展開を進めることとしている。

また、部局長会の下に主題により専門部会を置くこともでき、総合企画部とあいまって中・長期計画のみならず教学改革の策定など大学が抱える諸問題に対して提案をしている。専門部会としては、総合学術情報推進委員会、全学共通カリキュラム策定委員会が設置され、喫緊の課題に対応している。

【長所と問題点】

教育・研究部門の長ならびに各部局長が構成員となっており、定期的を開催しているので、通常の諸活動推進のための連絡調整の役割は浸透してきている。

学長の重要な諮問事項については、学長補佐体制の事務領域を含めた組織が未整備であったが、総合企画部の設置により審議のための必要なデータ・資料の収集や作成が整うようになった。しかし、大学を取り巻く諸問題が山積し、提案と15部門の連絡等のために、会議が長時間（継続審議）にわたり意思決定に思わぬ時間がかかっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

総合企画部の検討を受けて、部局長会の下で早期に次期中期計画を策定する。各教授会をはじめ各種部門別委員会での達成目標を設定し、その活性化を促し運営の基幹としての任務を遂行していく。加えて、審議のため情報の共有化を深めることに配慮して、1996（平成8）年秋にスタートした学内LAN（情報インフラ構築）をも活用して、事前にデータ・資料の提供を行い、学長補佐機関としてより効率的な会議の運営を図っていく。また、大学構成員に情報を提供・伝達し会議運営に反映させることを考える。

部局長会の任務は、諸部局長の連絡調整、学内運営に関する重要事項について、学長の諮問に応えることである。しかし昨今の部局長会は連絡調整と全学教授会の議題整理に重点が移ってきている。学長補佐機構の本来の任務は、学長が諮問する事項の原案作成が補佐機構本来の任務であろう。その意味で部局長会が機能しているかは疑問が残らざるを得ない。学長からの諮問を受ける部局長会を構成する教学関連部長の多くは、学長指名ではなく、教授会での選挙によって選ばれ、場

合によっては学長方針に対する「対抗勢力」となることもあり大学としての意思決定までに相当な時間がかかり新たな案件の実行や対応が機を失し、結果として他大学に遅れをとり「二番煎じ」に終わることもある。

(4) 大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容と活動の有効性

法学研究科

【現状の説明】

法学研究科の場合、法学研究科委員会は事実上、法学部教授会と一体化している。もとより形式的には別個の会議体ではあるが、研究科委員長は学部長が兼務しており、会議も同日に引き続き開催されることが多い。また、助教授4年目からは支障がないかぎり大学院の博士前期（修士）課程を担当することが通例であるので、専任講師および大学院担当でない助教授にも研究科委員会に陪席を認めている。ただし、大学院固有の人事や学位論文審査等には加わらない。

【点検・評価】

現状では研究科委員会の運営について、とくに問題は生じていない。研究科委員会と学部教授会とが未分離であるために、研究科委員長と学部長の兼任も、むしろ効率的な運営をもたらす結果になっている。

【長所と問題点】

学部長と研究科委員長の兼任や、学部教授会と研究科委員会の未分離は、学部から見た場合にはきわめて効率的である。また、法学部の専門科目担当者のほとんどが大学院法学研究科開設科目を兼担するという構造的なあり方からすれば、現状はきわめて当然のことともいえよう。さらに、実際問題として、本学のように小規模の研究科においては、運営組織を完全に分離するほどの事務量もない。

しかしながら、法科大学院を別途設置することになれば、既存の法学研究科のとくに修士課程の部分は吸収されることになろうし、反面、既存の法学研究科にたとえば社会人のための専修コース等を付加することになったり、さらに大学院組織の大幅な改編が現実化することになれば、法学研究科としても固有の問題が続出することになる。

法学研究科の将来構想の中で、管理運営組織を法学部から制度上も事実上も切り離す必要が出てくることも大いに考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一般的には大学院に対する社会的要望の変化、個別的には法科大学院の設置により、法学研究科の将来像はきわめて不透明なものになっている。

将来の改善・改革の方策を出そうにも、法科大学院の設置後にならないと問題そのものが見えて

こないという現実もある。

ただはっきり言えることは、少なくとも修士課程はもはや研究者養成機関ではありえないので、学部教育の補習や各種の資格取得のための教育機関に変貌せざるをえないこと、また実定法研究者の養成は法科大学院を經由して大学院博士後期（博士）課程に進むのが標準となるだろうことである。このことを目した早急な将来像の提示が求められる。

外国語学研究科

外国語学研究科は、「獨協大学大学院学則」に基づいて設置され、ドイツ語学専攻、英語学専攻及びフランス語学専攻の3専攻から成っている。外国語学研究科委員会は3専攻の大学院授業担当教員全員によって構成され、研究科委員長及び委員長の職務を補佐する研究科主事1名を置いている。同委員会の管理運営は「大学院研究科連絡会規程」及び「獨協大学大学院外国語学研究科規程」の規定に従い、円滑に行われている。ほかに各専攻において専攻会議が必要に応じて随時開催されている。現在、大学院将来計画委員会を研究科委員長の下に置いて、外国語学研究科の将来構想について議論を重ねている。また、英語学専攻に現職の教員を対象にした1年制の大学院「英語教育専修コース」を設置して、次年度から学生を募集することが決定している。

経済学研究科

【管理運営組織の概要】

現行の管理運営組織は、研究科委員（教員）全員によって構成される研究科委員会、および同委員会によって選出された研究科委員長を代表者とする執行機関（委員長のほかに大学院委員2名、研究科主事を含む）2機関によって組織されている。この管理運営組織は他大学の大学院の組織とほぼ同じであり、一般論としては問題はないが、その実質的な運用に当たっては問題がないわけではない。その問題とは概略以下のようなものである。

【研究科委員長の選出方法に関する問題点】

現行制度では、研究科委員長は経済学部長の兼任とされている。そのメリットは、大学院の組織が中小規模のものであり、かつ学部の上に大学院が存在する二階建て組織になっている場合、人事、カリキュラムにおいて学部と一体的に相互関係の中で決定されるので利点がある。デメリットとしては、特に経済学部の場合、学部の職務が極めて多く、しかも、外国語学部のように学科教授会が開催されず、すべての事項が学部教授会で審議・決定されるという現状においては、学部長の職務は激務であると思われるので、できる限り研究科委員長を兼任する形はとらないほうが良いと思われる。経済学研究科が今以上に組織的に拡大され、その目的も多様になっていけば、学部と独立した形の委員長がその任務に当たることが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院の改革は、その前提として研究者養成に徹するか、または高度な職業人の育成に徹するか、またはその二兎を追うか、その論議は現在のところ結論に達していない。社会人教育の実施、外国人留学生の育成、情報・会計士等の高度職業人の育成等は今後重要課題として早急に検討すべきものであるが、これらの大学院での教育はすべて研究者養成ではないので二本立てにしていくか、あるいはいずれかを選択し発展させていくかが今後の課題である。この問題は、今後の大学院のあり方を問うものであり、すべての改革の起点になるものと思われる。

2. 人事

(1) 学長の選任手続

【現状の説明】

現行の学長の選任手続は、「学長予定者選出規程」(1986(昭和61)年12月10日施行)に従っておこなわれている。

大学において、全専任教員と職員選挙人(専任職員の中から選出された30人)が、学長候補者推薦委員会から推薦された3名の候補者について学長予定者の選挙をおこなう。全学教授会は、選出された学長予定者を次期学長として理事会に推薦する。ついで理事会の議決を経て、法人の理事長がこれを任命している。

【点検・評価ならびに長所と問題点】

上述の選出規程は、大学を統括し代表する学長の選任には専任職員の意思も反映すべきであるという観点に立っている。その具体的な方法は、他大学を参考に本学の実状を勘案して決定された。この間幾度か選挙がおこなわれているが、教授会あるいは教職員組合から問題点の指摘や制度改善の要望が出ている。

候補者推薦の方法については、見直しや改善などさまざまな議論がある。また職員選挙に関しては、職員選挙人による間接選挙の改革を求める意見などが出されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

候補者推薦委員会に関しては、各学部選出委員・職員選出委員が事前に選出母体と協議するなどして、母体の意思が直接に推薦委員会に反映されるよう改善するのが望ましい。また推薦委員会で3名の候補者を推薦する手続についても、詳細な規定を設ける必要がある。

職員選挙については、職員選挙人制度を廃止し、何らかの方法で職員の意思が直接に選挙に反映できるよう検討すべきである。

(2) 学部長・学科長等の選任手続

外国語学部

1) 学部長の選任手続

外国語学部長は、本学の「学部長予定者選出規程」に従って選任されている。選任手続は適切に機能しており、円滑な学部運営が遂行されている。なお、選出方法に関しては、立候補制あるいは推薦制を取り入れるべきだとする意見もある。

2)学科長の選任手続

ドイツ語学科

学科長の選任は、「ドイツ語学科教授会内規」に基づき、全構成員の3分の2を越える出席者による単記無記名投票によって行われる。1回目の投票で構成員の過半数を得る者がいればそれで決定するが、そうでない場合には、上位2名に関して2回目の投票を行い、単純多数をもって決している。これらの手続きは、従来から適正かつ厳正に行われている。

なお、学科長の再任は避ける傾向にある。

英語学科

学科長の選任手続については学科内の明文規程に基づいて行われており、その管理運営は適切に行われている。

フランス語学科

学科長の選出は、「フランス語学科教授会内規」および学科教授会の申し合わせに基づいて、学科教授会の議決事項として、無記名投票の選挙によって行なわれる。

学科教授会を構成する全専任教員が議決権として選挙権を有し、学科の全教授が被選挙権を有する。選挙を行なう教授会の定足数は、休職者と出張者を除く全構成員の2分の1以上であり、委任状は認められない。選挙の当選者は、白票を除く有効投票数の1分の1以上の支持をもって決定される。1回目の投票において過半数を獲得した者がいない場合は、得票数が上位の2名について再度投票を行って決する。学科長の任期は2年であり、申し合わせによって、原則として再任は行なわない。

大学内において学科を代表してその運営にあたる学科長の職制に鑑みて、現行の選出手続きに特に問題はなく、また実際に特別の問題も生じていない。

言語文化学科

言語文化学科長選出は1999(平成11)年の学科開設以来、「言語文化学科長選出に関する内規」により、学科専任教員の投票により学科専任教員から選出、無記名投票により選出権者の3分の2が投票、投票総数の過半数を以って選出することで、すでに2回の選出をおこなった。これまで問題はなく、今後もこの方法を踏襲する。

経済学部

【現状の説明】

本学における学部長の選任手続は、「学部長予定者選出規程」として定められており全学部共通のものである。即ち、学部長予定者の選出は学部専任教員の選挙により行われ、選挙は単記無記名投票の方法により選挙権者の3分の2以上が投票し、投票総数の過半数を得た者が学部長予定者とな

る。学部長予定者は学長に報告され、学長は全学教授会の承認を得て学部長として任命することとなっている。この規程により、学部長は学部構成教員の総意を反映して選出され、学部の管理・運営は全体として適切に行われている。

【点検評価】

しかし、1994（平成 6）年度施行の改正学則は、学部の教学事項を審議する学部教授会を設置することとし、開学以来唯一の教授会であった全学教授会は、全学的な重要事項の審議の場として残存するにせよ、従来は全学教授会への提案準備機関に過ぎなかった学部会が学部運営の権限と責任を担うという大変革を規定した。これにより各学部の自主性・独立性が強まり、学部を代表し学部の運営を司る学部長の大学における地位・役割は、旧学則時代に比べてはるかに重要なものとなった。

なお、学科長の選出については「学部長予定者選出規程」を準用するものとしているが、当該学部の定めにより別な方法で選出することを妨げないと規定されている。

本学部においては、経済学科・経営学科は研究教育活動において画然とした相違を設けておらず、学部発足以来、両学科長は学部長が指名し、教授会で承認を得る慣行となっているが、今後各学科の活性化と独自性を図るには、学科長の選出については選挙によることが望ましい。

【問題点】

学部長は、再任を妨げないという規定がある。これは、「学長予定者選出規定」と比較・検討することもできるが、学長の任期は 1 期 4 年であり、2 期 8 年が限度であろう。特に年齢的に 60 歳代となると高年齢になってくる。学部長の場合、1 期 2 年であるから再任を妨げないという規定は学長の任期とは考え方が多少異なる。しかし、この任期については、全学的に今後検討する事項であると思う。

また、学部長予定者選出規定では、不在者投票に関して規定がないが、学外研修者（国内・国外）、病気、その他の理由で不在者投票を希望する場合に、その取り扱いについてどうするかについて慣行的になっているのが現状であるが、今後この件についても検討の余地がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後は、学部長が学長に準じた重要な役割を担うことになっている学則の下では、学部運営の視点から、上に挙げた 2 点の問題は今後検討する課題である。学科長の学部長指名については、現在の研究教育体制の下では、妥当と思われるが、今後学部内においてそれぞれの学科の独立性が高まり、専門性の峻別が望まれる現状と、学部の教学について学科会の審議が学部教授会を拘束するような可能性が高まれば、学科長の選出にあたっては学部長と同様の選挙方式を取る方が適切であろう。

法学部

【現状の説明】

法学部長の選任手続は、「学部長予定者選出規程」にもとづき、法学部教授会における無記名投票によっておこなわれる。選挙権者は学部所属の全専任教員、被選挙権者は学部所属の教授に限られている。法学部の場合には学部長が法学研究科委員長を兼任する慣行があるために、選挙の際は学部長としての資質のみならず、研究科委員長としての資質も併せて投票がおこなわれるものと思われる。ことの善し悪しはともかく、事実上は投票前に次期学部長の候補者がおのずから絞られているという面もある。

【点検・評価】

法学部の場合、これまでとくに有力な対立候補が現れることによって学部が割れるということもなく、ほぼ無風選挙で学部長予定者が選出されてきた。学長も学部の自治を尊重し、選出された学部長候補者が拒否されたことは一度もない。この意味では、法学部長はほぼ順当に選任されてきたとすることができよう。

規定上、学部長の任期は1期2年であり、再選されることも可能である。法学部においては、慣例としてほとんどの学部長が2期4年のあいだ学部長職を続けてきた。

【長所と問題点】

学部長職は激職であり、職務に忠実であればあるほど、研究はもとより教育をも相当程度犠牲にせざるをえない。法学部にあっては、近年は法科大学院問題や、これにともなう学部の教育改革、さらには全学共通カリキュラムへの対応など、日常的な業務の他にも仕事は増加する一方である。もとより、両学科長や教務主任による補佐はなされているが、当然ながら最終的な責任は学部長に求められる。

学部長の立場からすれば、権限と責任の一部を学科長に委ね、これに応じて学科長の選任手続をより適切なものにする必要であろう。任期についても、再選の余地は残すにせよ、1期2年を原則として多くの者が学部長職を分担することを可能にすべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部の場合、新設の国際関係法学科が完成年度を迎える2002(平成14)年度を契機に、法律・国際関係法両学科の学科長の権限と責任を強化し、学部長のそれとの役割分担を推し進めるべきである。もとより、学部としてのまとまりは今後も維持すべきであり、それは法学部の良き伝統でもあるが、冷静に将来を展望するとき、両学科の利害はカリキュラムや人事面で次第に異ならざるをえない。これにともない、学部長職よりも学科長職のほうが重要性を増すことになるだろう。

学部長の任期についても、1期2年で交代との学部内合意を形成していきたい。

(3) 研究科委員長の選任手続

法学研究科

研究科委員長の選任手続に関しては、本研究科においては慣行上、学部長が研究科委員長を兼務しているため、事実上、その選任は学部長の選任手続（別掲）にしたがって自動的に決定されている。このことは現在、学部所属の専任教員がほとんど大学院での講義を担当する資格を有していることにもよる。なお、「法学研究科規程」が今のところ明文化されておらず、研究科の運営も慣行にしたがっておこなわれているので、早急な明文化が要請されよう。

外国語学研究科

本研究科においては、1986（昭和61）年4月の研究科開設以来、学部長とは別に研究科委員長を選任している。本学の他研究科（法学研究科・経済学研究科）が、学部長をもって研究科委員長を兼務させているのに対し、本研究科が独自の管理運営体制をとっているのは、他研究科がそれぞれ単一の専攻からなるのに対し、本研究科はドイツ語学専攻・英語学専攻・フランス語学専攻の3専攻をもち、その管理運営業務はるかに複雑多岐にわたるためである。本学「大学院学則」第37条第2項には、「研究科委員長は、研究科に関連する学部の学部長をもってこれにあてる。ただし、場合により研究科委員会の議に基づき、所属教授のうちからこれを選任することができる」という規定があり、本研究科の委員長選任は、その後段によるものであって、その有効性に問題はないが、研究科委員会独自の委員長選任手続規程は現在のところ存在せず、事実上学部長の選任手続に従って選任手続が行われている。当該委員長はまた、学部長と並んで学内主要会議のメンバーとなることも義務づけられており、実際には管理運営上いかなる支障も生じていないとはいえ、将来的には、選任手続規程をはじめ委員長の職務に関するさまざまな規程のさらなる明文化が必要であろう。

経済学研究科

【現状の説明】

現在の本学大学院学則に定められている研究科委員長の選任規程はつぎのようなものである。

すなわち、第37条第2項に「研究科委員長は、研究科に関連する学部の学部長をもってこれにあてる。ただし、場合により研究科委員会の議に基づき、所属教授のうちからこれを選任することができる」とある。

また、第3項にはその任期について、「前項ただし書によって選任された委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない」としている。

各研究科ごとの研究科委員長の選任手続は、現在のところ存在しない。

経済学研究科では、1990（平成2）年4月の開設以来、経済学部長が研究科委員長を兼任しており、現在もその状態が継続している。

【問題点】

経済学部長と経済学研究科委員長との兼務は、できるだけ避けることが望ましい。

第1の理由は、学部長と研究科委員長を兼ねることは、昨今の改革と迅速な決定が要求される環境下においては、職務の過重な負担により、適切な管理運営に支障をきたす恐れがあるからである。

第2の理由は、現在の研究科の組織は、専攻が1つであり、定員も15名を限度としている。このような現状では、学部と研究科が一体となって管理運営していくこともある面では重要であるが、組織が2つ以上の専攻科を持つとか、各種のコース制などが設置されると責任体制と組織の機能をそれぞれ発展維持していくエネルギーをかもし出すには専従の委員長が選出されることが望ましい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来的には適切な時期に、研究科委員長は学部長と分離して別に選任することが望ましいであろう。なお、研究科委員長の任期は2年として重任は可能としても、任期上限は2期4年程度に止めるのが良いと思われる。

3. 財政

【現状の説明】

A. 学校法人の財政と会計処理

獨協大学の母体である獨協学園は3大学(2付属病院及び付属看護専門学校を含む)、2高等学校、1中学校の構成で、学生生徒数16,734人、専任教職員3,745人、総資産約1千4百億円を有する学校法人である。各学校等の財務は「学校法人会計基準」「学校法人獨協学園寄付行為」および「学校法人獨協学園会計規則」等に基づいて行われている。

獨協学園会計規則第5条で学園内会計単位を法人本部も含め6単位に区分し、各会計単位ごとに会計記録、会計計算が行われ、計算書類等を整理・集計している。法人本部では各会計単位の計算書類を集約・集計・調整して最終的に学校法人会計基準等に基づいて作成をしている。

B. 大学の財政と会計処理

本学の財政は、各年度の予算編成方針に基づき、教育・研究、人事、施設・設備計画等を調整し収支の均衡を図っている。従来から、収支の均衡を図る場合、その会計年度に要する経費の財源は、帰属収入と内部留保資金で賄うことを基本的な考え方としている。

したがって、帰属収入の範囲内で経常的経費及び減価償却引当金、退職給与引当金、奨学基金等の内部留保資金も含めて収支均衡を目標としている。大きな資金を必要とする施設・設備計画の実現には資金が不足するので、その場合は内部留保資金を取崩して充当することになる。

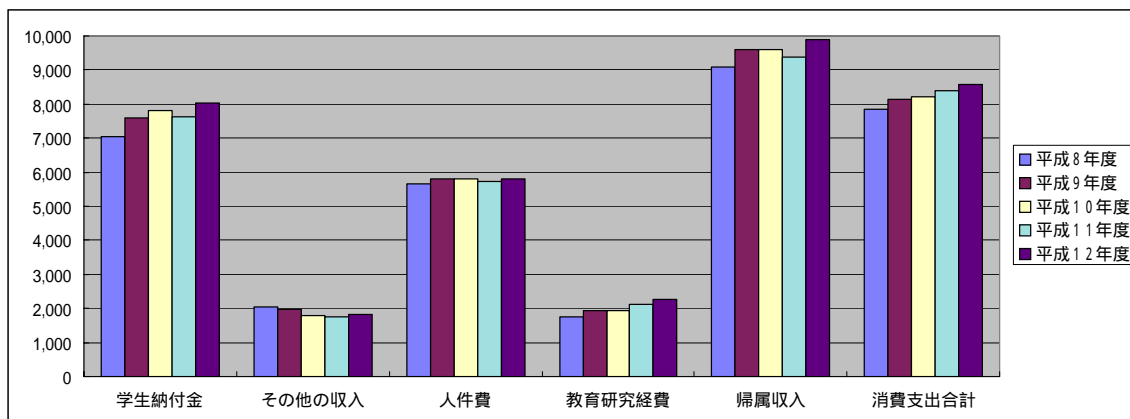
2000(平成12)年度の帰属収入は99億円、資金支出は経常的支出が79億円、施設・設備費5億円、内部留保積立金8億円の計92億円となる。一方、消費支出合計は約71億円で、基本金組入れ前で約13億円の消費収入超過、約2.8億円の基本金組入れ後で約15億円の消費支出超過となっている。

内部留保資金としては、(1)減価償却引当特定資産、(2)学術研究引当特定資産、(3)学部増設等引当特定資産、(4)退職給与引当特定資産、(5)奨学基金引当特定資産、(6)2号基本金引当金特定資産等がある。

また、本学の財政状況を他大学と比較した場合を示したのが比較表(本誌P.287)である。この比較表は12項目の消費収支関係項目と学生1人あたりの単位金額を全国私立大学の(1)医科歯科系を除く412校、(2)文科系複数学部校127校、(3)同規模校6校、(4)私立大学連盟加盟校108校と比較したものである。

本学の過去5年間(1996-2000年度)での消費収支項目の推移をみると、帰属収入は90億円台で推移している。これは、学納金の改定(1995、2000年度)の影響による。人件費は退職給与引当金繰入額の変動はあるが1998(平成10)年度をピークに減少してきている。学生納付金、人件費の増減は収支に大きな影響をあたえるので、学生数や教職員数にたえず注意をはらっていかなければならない。

[消費収支主要項目推移図：単位百万円]



C.大学の予算制度と編成・執行・管理

学校法人の予算は私立学校法（第42条）で、理事長はあらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならないことになっており、本学園の寄付行為（第23条、第33条）にもその旨を規定している。さらに学園会計規則で、（1）予算は、教育研究その他の学事計画と密接な関連のもとに明確な方針に基づき編成すること（48条）（2）予算の実行を分担する単位として予算単位を置き予算単位は会計単位によること（第51条）（3）各予算単位の予算編成およびその実行は各会計単位の長および経理責任者があたることになっている（第52条第2項）。これらの規程に基づいて予算の編成を行っている。予算編成審議の日程は次表の通りである。

月	内 容	企画・財政委員会	部局長会	事務局
5 6	予算編成の重要項目	1) 人員計画 2) 学生数計画 3) 橋梁設置計画 4) その他		
7	予算編成方針(1)	予算編成方針(1)検討・作成	予算編成方針(1)検討・作成	予算編成を全体説明 (ノーツで対応)
10	各部局の予算申請書 学園予算編成大綱			経理部ヒヤリング用 集計作業
11	予算編成方針(2) (予算折衝方針) (予算重点項目)	予算編成方針(2)検討・作成	予算編成方針(2)検討・作成	予算概要表作成
12	各部局と予算折衝			
1	予算編成方針(3) (大学の全体予算) 学園本部と予算折衝	予算編成方針(3)検討・作成	予算編成方針(3)検討・作成	予算方針案作成
2	大学の最終予算案	最終予算案の検討・作成	最終予算案の検討	最終予算案の作成 各部局に仮配賦
3	理事会・評議委員会			各部局に予算配賦

5月から6月に次年度の学生数・教職員数や施設設備等、重要項目を検討し基本数値を決定する。

基本数値に基づいて収支概要を作成し、収支のバランス・予算配賦財源等を検討して、各部局が予算申請をする際のガイドラインを決定し各部局に通知する。

各部局は10月中旬までに「予算申請書」（新規・通常業務計画、予算申請科目別集計表、新規・通常予算明細表）を予算担当部局（経理部会計課）に提出する。これを集計して「予算概要表」を作成する。

11月上旬に理事長が法人の「予算編成要綱」を各学校に通知する。予算編成要綱は、（イ）基本方針、（ロ）各学校の予算編成上の留意点、（ハ）財政計画、（ニ）予算編成期限からなっている。

11月下旬に「予算編成要綱」に基づいて「予算概要表」を調整し、各部局と予算折衝する。その結果を受けて12月に「予算方針」を確定する。

1月に「予算方針」の内容等について理事長と打合わせをして、大学の「予算」の方針・収支・施設設備等の内容を確認する。

3月の予算理事会での各会計単位の予算を含む法人全体の予算審議の決定後、各部局に予算を配賦する。

以上の流れに沿って大学の予算が決定される。各部局においては、配賦された予算の執行・管理について次のような手続・承認等が必要である。

各部局が予算執行する場合は、「予算実行申請書」に（イ）使用目的、（ロ）内容、（ハ）科目、（ニ）金額など基本項目を端末機から入力すれば、予算額・執行累計額・予算残高が自動的に計算された「予算実行申請書」が出力される。

この「予算実行申請書」は関係各部局の決裁を得て執行する。なお、10万円までは課長決裁によって執行される。業者・金額等の決定にさいしては原則として相見積りを行っている。

予算の科目流用や配賦予算以外の執行は原則として認めない。ただし、環境の変化や技術進歩等で緊急性を要するものについては、起案決裁後に内容の変更や予算の追加配賦を行っている。

D．財政開示

学校法人獨協学園としては財政の基本3表と次年度予算書を、大学としては消費収支内訳書の決算と予算書を公開している。内部構成員に対しては、さらに科目明細内訳・教育研究状況推移表・財務比率表・物的比較表等も含め、詳細な情報を開示している。法人としての財政開示の具体的な内容は以下のとおりである。

財務資料として消費収支計算書・資金収支計算書・貸借対照表の基本3表と、消費収支予算書・資金収支予算書を公開している。

さらに補足説明資料も同時に公開している。消費収支計算書では、帰属収入と消費支出の主な項目の特徴と、予算との比較で増減理由および基本金の組入れの内容についてと消費収支差額の説明をしている。資金収支計算書では借入金等の借入れと返済、施設設備関係、繰越支払資金の説明をしている。

貸借対照表では、資産の部で固定資産と流動資産の増減の理由、負債の部では長期負債と短期負債の主な科目ごとの増減理由、基本金については1号基本金から4号基本金の増減の理由をそれぞれ説明をしている。

大学関係の財政開示については以下のとおり。

消費収支内訳表の決算書は、大科目で予算額・決算額・帰属収入比・予算実績差異額を、予算書は前年度予算額と当該年度予算および帰属収入と差異額を勘定表の形式で開示している。

さらに各中科目ごとに内訳明細の金額と前年度比増減およびその理由を開示し、基本金組入れや施設・設備整備の内容についても同時に開示している。

教職員に対してはさらに詳細な説明をしている。特に帰属収入の約82%を占める学生納付金については、授業料・入学金・施設設備の小科目別に収入額とその理由を、また、帰属収入の約59%を占める人件費については、専任教員・非常勤教員・専任職員・非常勤職員・退職給与引当金繰入額・退職金別に開示している。教育研究経費についても、小科目別に経費額と前年度増減率を開示している。

教育研究関係状況表(下表)、財務比率等比較表、物的条件比較表(次ページ表)も公開している。特に教育研究関係状況表は、4年間にわたって推移状況を開示している。教育関係では、

- (イ)専任教員1人当たりの学生数、(ロ)学生1人当たりの蔵書数を、個人研究関係では、
- (a)個人研究資料費、(b)その他の研究補助費を、研究助成関係では、(a)長・短期の海外研修者数、(b)国内研修者数、(c)特別研究助成数、(d)学術出版助成費、(e)国際共同研究数、(f)特別研究休暇者数、(g)自費研修者数を開示している。

開示の方法としては法人と大学の財政を一緒に学内広報(大学ニュース)で開示している。父母には大学ニュースを直接郵送している。また、学内構成員には開示資料について学内LANを活用してE-mailで開示している。

[教育研究関係状況推移表]

	摘 要	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
教育	(1)専任教員一人当たりの学生数	44名	44名	44名	45名
	(2)学生一人当たりの蔵書数	68冊	70冊	73冊	71冊
個人研究	(1)個人研究資料費(学会出張費含む)	400,000円	410,000円	410,000円	410,000円
	(2)研究雑費	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	(3)研究資料用コピー枚数	1,800枚	1,800枚	1,800枚	1,800枚
研究助成費	(1)海外出張(長期300万円)	6名	6名	4名	3名
	(短期120万円)	4名	3名	2名	2名
	(2)国内研修	1名	1名	2名	3名
	(3)特別研究助成費(個人40万円)	1名	1名	0名	0名
	(4)特別研究助成費(グループ200万円)	2グループ	2グループ	1グループ	1グループ
	(5)学術出版助成費(3点以内総額500万円)	3点	1点	3点	3点
	(6)国際共同研究(2グループ以内総額600万円)	2グループ	1グループ	1グループ	1グループ
	(7)特別休暇	4名	4名	3名	4名
(8)自費研修	3名	4名	1名	3名	

[物的条件比較表（大学部門）]

区 分	平成13年度 獨協大学 予算額	平成12年度 獨協大学 決算額	平成11年度		
			獨協大学 決算額	私大連盟	医歯以外
学校数				108 校	412 校
学生数	8,913 人	9,053 人	8,796 人	977,016 人	1,645,659 人
1 学生1人当たりの経常的物件費 (教育研究経費+設備関係支出)	(千円) 210	(千円) 203	(千円) 237	(千円) 331	(千円) 282
2 学生1人当たりの資本的支出 (施設関係経費+設備関係支出)	(千円) 22	(千円) 54	(千円) 348	(千円) 263	(千円) 212
3 学生1人当たりの蔵書数	(冊) -	(冊) 71	(冊) 73	(冊) 77	(冊) -
4 学生1人当たりの校舎等建物面積	(㎡) 10.5	(㎡) 10.3	(㎡) 10.6	(㎡) 13.9	(㎡) -
5 学生1人当たりの校地等面積	(㎡) 21.5	(㎡) 21.2	(㎡) 21.8	(㎡) 48.5	(㎡) -
6 学生1人当たりの奨学金	8,870 (円) *(10,665)	5,554 (円) *(7,846)	5,214 (円) *(7,327)	- (円) *(7,278)	11,419 (円) *(-)

奨学金の()は国際教育協会からの援助金を含む。

私大連盟の調査では国際教育協会からの援助金を含んだ集計になっている。

調査資料 私立大学連盟 1) 大学図書館実態調査(平成13年2月発行)
2) 奨学金に関する調査(平成12年12月発行)
3) 「財務状況調査結果のまとめ」(平成12年12月発行)

日本私立学校振興・共済事業団 1) 「今日の私学財政」(平成12年12月発行)

【点検・評価】

本学の財政基盤を形成している財源のほとんどは学生納付収入であるが、授業料等学生が納める学生納付金は全国的にも平均以下の水準にある。また支出の大部分を占める人件費比率が、他大学との比較で非常に高くなっている。内部留保資金についても多いとはいえ、今後の施設設備計画いかんによっては外部資金導入も含めた抜本的対策が必要となる。予算制度および執行・管理については、予算システム構築によって効率的に管理・運営が図られており、より一歩進んだ新システム導入を検討している。財政開示については、全国の私立学校に先駆けて積極的に情報公開を行ってきた。

A. 経常収支

a. 収入の部

帰属収入の約82%を占める学生納付金は2000(平成12)年度に改定し、初年度111万円(入学金27万円、授業料68万円、施設設備費16万円)である。

4年間に学生が納める納付金総額は363万円で全国私立大学文系平均を下回っている。学生納付金によって収入増を図るためには、学費改定か学生数を増やすかの選択しかない。ここ5年間(1996年から2000年までの5月1日現在)の平均在学学生は、約9,000名を維持している。

帰属収入の4.6%を占める手数料収入のおもなものは入学検定料(1996(平成8)年度に3万5千円に改定)である。志願者数の確保が厳しくなっている状況下で、本学は最小限の志願者減で推移しており、目標の入学検定料収入が確保されている。

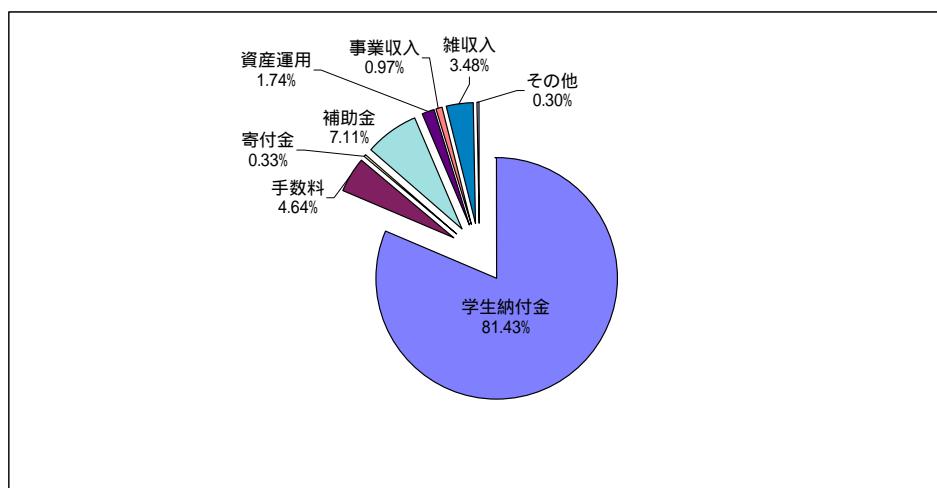
帰属収入の0.3%を占める寄付金は、新入生を対象に毎年1億円(1口10万円)の「奨学基金」を募集している。この寄付金は使途目的を明確にしたことと第3号基本金に組入れて永続的に基金を維持する制度になっている。昨今の厳しい経済状況下で目標額には達していないが毎年約3千万円の寄付金がある。

帰属収入の7.1%を占める補助金の収入のうち、経常費補助金の一般補助金は減少傾向が続いているが、情報関係教育機器や学内LAN・学内ネットワークシステム等の特別補助金が増加している。このことは、情報化計画をタイムリーに実行できた結果である。

帰属収入の1.7%を占める資産運用収入は、超低金利により大幅な減収になっている。金利低下前に購入した地方債・社債のクーポンが貢献して毎年約1億円の配当収入を得ている。また、休日に貸出す教室等の施設利用料収入は、額としては少ないがここ数年著しく増加している。

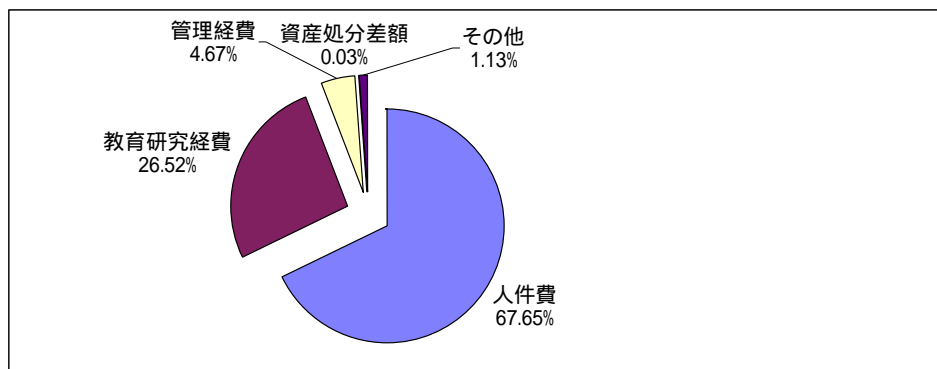
帰属収入の1.0%を占める事業収入は、女子寮・セミナー研修所の補助活動収入と研究受託収入とオープンカレッジの収入からなる。補助活動収入と研究受託収入は教育研究に密接に関連しており、収支に見合う寮費・利用料等の料金改定は難しい状況にある。オープンカレッジ収入は、毎年約5千万円で施設設備利用料とともに重要な収入源の一つとなっている。帰属収入は1996(平成8)年度の90億8千万円から2000(平成12)年度の98億8千万円に増加した。5年間では8.8%の伸び率となっている。

[帰属収入構成比率図 : 2000(平成12)年度]



b. 支出の部

[消費支出構成比率図 : 2000 (平成 12) 年度]



帰属収入の 58.8%、学生納付金の 72.0% を占める人件費は依然として高い水準にあり、消費支出合計の 67.6% を占めている。しかし、学費改定・人員計画の見直し等の対策を講じたことにより改善されてきている。他の私立大学グループとの比較でも人件費比率が 6 ポイントから 15 ポイント高く (前回の報告より 4 から 6 ポイント減少している)、人件費依存率は 14 ポイントから 20 ポイント高くなっている。これは、学生 1 人が納める学生納付金が他私立大と比較して 10 万円から 21 万円低いにもかかわらず、人件費の比較では逆に高くなっていることが理由である。

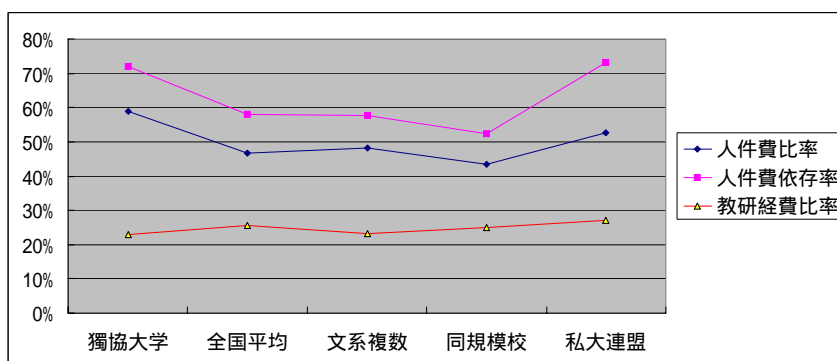
帰属収入の 23.0%、消費支出の 26.5% を占める教育研究経費は、他の私立大との比較で最大で 4 ポイント低くなっている。これは個人研究費や研究資料費・研究助成費・紀要等の質的向上の経費に重点配分している反面、文科系大学のため実験実習等の経費がないこと、予算編成で経費の節減に努力していることが一因である。

帰属収入の 4.1%、消費支出の 4.7% を占める管理経費は、他の私立大と比較して 0.8 ポイントから 2.0 ポイント低い。経費の徹底した削減を図ってきた結果である。

借入金利息は、私学振興財団から施設設備資金として借り入れていたが平成 11 年度に完済して無借金となった。

消費支出合計は帰属収入の 85.9% を占め、他の私立大学と比較すると 11.5 ポイントから 6.4 ポイント高くなっている。これは、人件費が高いことが主な理由である。

[財務比率比較図]



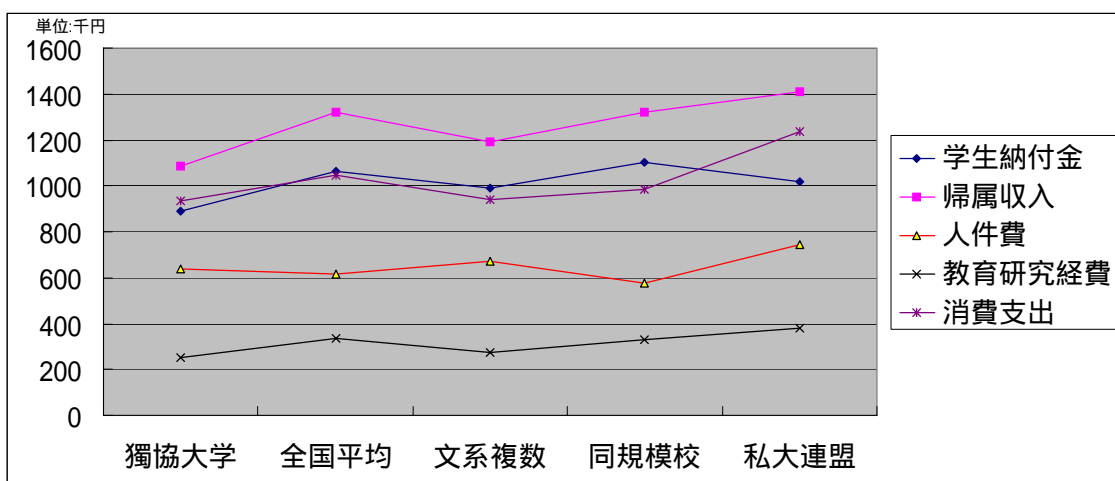
c. 学生1人当たりの金額

他の私立大学の学生1人当たり金額と比較して特徴的なものは、学生納付金と人件費である。学生納付金は10万円から21万円低いが、逆に人件費は私大連加盟校平均を除いては2万4千円から6万6千円高くなっている。この結果、低額の学生納付金で教職員の人件費を負担していることになる。

教育研究経費は、他の私立大学と比較して、2万4千円から13万円低い。管理経費については2万1千円から4万2千円と低い水準にある。

私大連加盟校を除いて、補助金収入・資産運用収入は平均に近い金額となっているが寄付金は大幅に低くなっている。

[学生1人当たりの比較図 : 平成12年度]



B. 予算制度と執行・管理

予算編成の決定過程は、「現状の説明」のとおり審議され、構成員にその結果を報告している。各部局との予算折衝には時間をかけて話し合いをするが、部局によっては詳細な項目まで十分に納得するまで検討できていないのが現状である。

予算の執行・管理は、予算システムの構築によって各部局の端末機から「予算実行申請書」が出力され、予算額・執行額・予算残高が管理できるようになっている。「予算実行申請書」が決裁され業者等に支払われると、ホストコンピュータで処理されて財務資料(伝票・日計表・現金預金残高表等)を出力して各部局にフィードバックされる。各部局はこれらの情報によって現状の予算執行状況を把握でき、効果的な執行が可能となっている。

予算編成は前年度の5月上旬から検討に入るため、予算申請時と執行時のタイムラグが1年以上におよぶことがある。著しい情報通信技術等の進歩により、当初の計画と食い違い等が発生することもある。このような場合は、その予算内容・必要性・金額等を検討した上で弾力的に対応している。また、予算の硬直化を排除するため会計年度中に予算執行の見直しを

行い、予算の追加等の措置を講じている。

C. 財政の開示

学校法人としての自主性と公共性に伴う社会的責任を踏まえて、広く学園の財務状況の理解を得ることを趣旨として、1988（昭和63）年の理事会において1987（昭和62）年度決算書の基本3表（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）を公開することになった。さらに1992（平成4）年度から予算書（資金収支予算書・消費収支予算書）もあわせて開示することになった。その当時としては、学校法人の財政開示は一部の法人を除き、まだ例は少なかった。

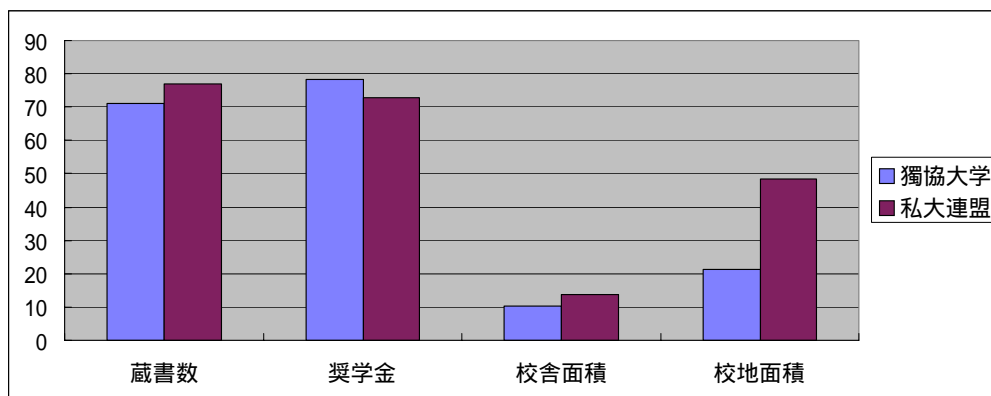
3大学2高校1中学校と法人本部も加えた6つの会計単位から構成されているため、これを統括した学園全体の財政資料から各会計単位ごとの財政状況を理解することは難しくなっている。また、学生の納入した学生納付金は原則として学生が属する各学校の教育研究のために使われるべきであるとの基本的な考えに沿って、獨協大学では1991（平成3）年度決算から「消費収支内訳表」を開示している。

これによって、学生が納めた学生納付金やその他の収入がどのように帰属収入を構成しているのか、この帰属収入がどのように使われているのか、その割合や施設・設備関係を中心とした基本金組入れの内容がどのようになっているか等が理解できるようになった。

学内構成員（専任教職員）には、「財務比率等比較表」「教育研究状況推移表」「物的条件比較表」もあわせて開示している。「財務比率等比較表」では本学の財務状況がどのようになっているのかについて、全国の私立大学をグループ化して、比率や学生1人当たりの金額を比較することによって本学の特徴が理解できる。「教育研究状況推移表」では本学専任教員に対して実施している様々な研究助成の内容と助成額を取りまとめて開示している。

「物的条件比較表」では学生1人当たりに使われている資金的支出の金額や図書蔵書数・奨学金・校地校舎面積等も開示し、本学が学生に対してどのように教育環境を整備しているかが理解できるようになっている。

[学生1人当たりの物的条件等：2000(平成12)年度 * 単位:蔵書 冊・奨学金 百円・面積 m²]



【長所と問題点】

A. 長所

これまで学生が納める学生納付金（授業料 68 万円、入学金 27 万円、施設設備費 16 万円）は全国私立大学文系平均を下回っているが、財政の均衡が図られてきた。

将来の財政の健全化と教育研究の維持向上を図るため、計画的・目的別に特定資産に資金を積み立て、内部留保資産の充実を図っている。

特に、今後増大する奨学基金については、2004（平成 16）年度までに 16 億 5 千万円を第 3 号基本金として積み立て、永続的に維持・運営していく。この財源は寄付金（奨学基金）で充当する計画となっている。

経常的な教育研究水準の維持向上のためにも、重点的に予算配分を行っている。

財政の運用については、諸規定等に基づき内部牽制を積極的に取り入れ、運用方針・運用の範囲・運用額の制限・報告義務・事前事後の決済等、厳正を期している。

1981（昭和 56）年度以来、施設設備等のために借入をしていない。2000（平成 11）年度に完済し、財政上の均衡に好結果をもたらしている。

予算編成および執行・管理の情報システム構築によって、予算の執行・管理が計画的に、適時かつ効率的に行われるようになった。

B. 問題点

経費に占める人件費の比率が他私立大学平均より高く、財政硬直化の大きな要因となるため、退職給与特定資産は、退職引当金の 44.6%に積み増している。

教育研究経費は他私立大学平均より低いが、奨学費の大幅な増額、外国語・情報処理・法曹教育に予算を重点的に配賦している。

獨協大学創立以来 36 年が経過し、設立当初建設した建物を建替える時期がきている。そのためには、莫大な資金を要することになる。そのための減価償却引当特定資産は償却累計額の約 89%に積み増している。

財源の構成が学生納付金に大きく依存しており、それ以外の財源項目である寄付金・資産運用収入・事業収入の構成比率が低い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

財政の改善は、中・長期的視点から取り組む必要がある。世界的規模で変革のスピードが早い高度情報科学やさらに高度化した教育研究水準の維持向上と情報発信基地となるべく施設整備計画と、それを裏付ける財政の計画とががみあって初めて実現可能となる。このような考えに基づいて獨協大学は中・長期計画を 1998（平成 10）年度に策定した。

適正な学生数の確保と学生納付金の改定については、大学が生き残りをかけた重要課題である。

学生納付金以外の財源の増収を図ることは、教育研究計画を実行可能な計画にしていくための重要な要因である。

- a. 寄付金による財源の確保。寄付金は卒業生・在校生の父母はもとより、企業等をも含めた幅の広い募金活動を組織的に実行する。
- b. 資産運用収入については、低金利の中で元本を確保しながら効果的運用を進めていく。
- c. 事業収入については、オープンカレッジの充実と拡大。大学の施設設備の有効活用を図っていく。

教育研究水準を維持・向上させていくために適正規模に見合った学生数や教職員の人員計画を策定して、財務諸比率と学生1人当たりの金額等の改善を図っていく。

人件費は高い比率にあり、今後の大学の運営に大きな影響が出ると予想されるので近日中に人事制度の変革と諸手当について大幅な見直しを図っていかなければならない。

[財務比率等比較表(大学部門)]

区	分	学校数 学生数	平成13年度	平成12年度	平成11年度					
			獨協大学 予算額	獨協大学 決算額	獨協大学 決算額	全国医歯以 外平均	文他複数学 部平均	同規模校 平均	私大連盟 平均	
			8,913	9,053	8,796	1,645,659	412 538,793	127 114,893	13 977,016	108
消費収支計算書関係比率	1 人件費比率	人件費 帰属収入	61.4%	58.8%	61.2%	46.8%	48.2%	43.5%	52.6%	
	2 人件費依存率	人件費 学生等納付金	72.5%	72.0%	75.0%	58.1%	57.8%	52.3%	73.1%	
	3 教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入	25.7%	23.0%	22.8%	25.5%	23.1%	25.1%	27.0%	
	4 管理経費比率	管理経費 帰属収入	3.7%	4.1%	3.3%	5.8%	6.0%	4.9%	6.1%	
	5 借入金等	借入金等利息 帰属収入	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	
	6 消費支出比率	消費支出 帰属収入	90.9%	85.9%	88.7%	79.5%	79.1%	74.4%	87.5%	
	7 消費収支比率	消費支出 消費収入	93.3%	119.6%	94.5%	94.2%	93.1%	87.1%	107.2%	
	8 学生納付金比率	学生等納付金 帰属収入	84.7%	81.7%	81.6%	80.5%	83.3%	83.1%	71.9%	
	9 寄付金比率	寄付金 帰属収入	0.4%	0.3%	0.8%	1.9%	1.4%	0.9%	4.0%	
	10 補助金比率	補助金 帰属収入	6.2%	7.1%	7.4%	9.0%	7.1%	8.2%	11.9%	
	11 基本金組入比率	基本金組入額 帰属収入	2.7%	28.1%	6.1%	15.6%	15.0%	14.5%	18.4%	
	12 減価償却費比率	減価償却額 消費支出	7.4%	7.2%	5.3%	11.8%	10.0%	13.6%	-	
学生一人当たり金額 消費収支計算書	1 学生生徒等納付金		887	889	868	1,061	992	1,100	1,016	
	2 手数料		37	51	47	47	38	46	59	
	3 寄付金		5	4	8	25	17	12	57	
	4 補助金		64	78	78	118	84	108	169	
	5 資産運用収入		19	19	17	19	16	23	32	
	6 その他 (資産売却+事業+雑)		35	49	46	47	43	34	80	
	7 帰属収入合計		1,047	1,088	1,064	1,318	1,191	1,323	1,412	
	8 基本金組入額合計		28	306	65	206	179	192	260	
	9 消費収入の部合計		1,019	782	999	1,112	1,012	1,130	1,152	
	10 人件費		644	640	651	616	574	575	742	
	11 教育研究経費		269	251	242	337	275	332	381	
	12 管理経費		39	44	36	76	72	65	86	
	13 借入金等利息		0	0	0	10	8	8	11	
	14 その他 (資産処分+徴収不能)		0	0	15	10	13	4	15	
	15 消費支出の部合計		952	935	944	1,048	941	984	1,235	

注：学生一人当たり金額の単位は千円

- *調査資料 1) 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」(平成12年12月発行)
2) 私立大学連盟「財務状況調査結果のまとめ」(平成12年12月発行)

第13章 自己点検・評価の組織体制

1. 自己点検・評価活動の経緯

18歳人口が右肩上がりの時代には、大学の規模も「雪ダルマ式」に拡大し、アドホックな委員会が設置されたり各部門がそれぞれの立場で自己点検・評価的な改善に取り組んできた。しかし、18歳人口の激減、経済不況、大学設置基準の大綱化等大学をとりまく環境が厳しい「右肩上がりの時代」の拡大改善のうち、その使命の終えたものは果敢に破棄し、新たなものの創造のために全学的な自己点検・評価を実施し実行することが必要である。

1997(平成9)年度に(財)大学基準協会の相互評価を受けるために基準協会のマニュアルにそって自己点検および評価を実施し、「獨協大学の現状と課題 新たな自己改革のために (自己点検評価報告書1997)」を刊行した。大学基準協会の、平成10年4月1日付で「大学基準」に適合との承認を受けたが、その際に長所の指摘に関わる助言が8項目、問題点指摘に関わる助言が8項目および改善勧告1項目が指摘された。

2001(平成13)年7月に1998(平成10)年4月1日付で指摘を受けた事項に関する「改善報告書」を大学基準協会に提出し、概ね改善が認められるとの評価を受けた。一方、さらなる改善への取組みが望まれる4項目の指摘もあった。この指摘のうち速やかに改善が可能な項目もあるが、例えば教員の年齢構成バランスの改善について相当年数の経過を必要とする事項もある。次回は、2007(平成19)年に新システムによる大学基準協会の相互評価申請を行なう予定である。

今回の全学的自己点検および評価は、「獨協大学自己点検および評価に関する規程」の規定に従って5年毎に本学が独自に実施したものである。点検項目については前回とのデータ比較の関係から大学基準協会のマニュアルに従うこととした。

2. 自己点検・評価の規程

獨協大学学則(抜粋)

第1章 総則

(目的および使命)

第1条 略

(自己点検および評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研

究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検および評価の実施については、別に定める。

以下 略

獨協大学自己点検および評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、獨協大学学則第1条の2および獨協大学大学院学則第1条の2に基づき、獨協大学(以下「本学」という。)における自己点検および評価に関する事項を定める。

(自己点検および評価)

第2条 本学の教育研究水準の向上と活性化に寄与するために、教育、研究および管理運営について、自己点検および評価を行う。

(自己点検運営委員会)

第3条 前条に定める自己点検および評価を企画、立案および実施するため自己点検運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項に定める委員会の任務、組織等については、別に定める。

(自己点検および評価の実施)

第4条 本学の自己点検および評価は、次のとおりとする。

(1) 全学を対象とする自己点検および評価

(2) 各学部・研究科・研究所および事務局(以下「各部局」という。)を対象とする自己点検および評価

(3) 学生による授業評価。このことについては、別に定める。

2 前項第1号の自己点検および評価については、委員会が策定した実施計画に基づき5年毎に実施し、第2号の自己点検および評価については、委員会が策定した分野・領域・項目別実施計画に基づき、委員会が定める時期に実施する。

3 各部局は、第1項に定める自己点検および評価の他に、それぞれ個別に自己点検組織を置き、自己点検および評価を実施することができる。この自己点検および評価の時期は、各部局が定める。

(公表等)

第5条 自己点検および評価の結果は、公表するものとする。

2 自己点検および評価の結果について、大学構成員以外の検証を行うことに努める。

(改善努力)

第6条 本学は、自己点検および評価の結果を受けて、教育研究の水準の向上並びにそれぞれの活動の改善に努めるものとする。

(改正)

第7条 この規程の改廃は、全学教授会（大学院にあっては、大学院委員会）の議を経て、学長が行う。

附 則（平成12年規程第4号）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

自己点検運営委員会規程（平成4年12月9日制定）

（目的）

第1条 この規程は、獨協大学自己点検および評価に関する規程（以下「自己点検規程」という。）

第3条に基づき、自己点検運営委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織および運営等について定める。

（任務）

第2条 委員会は、次の事項を審議し、運営する。

（1）自己点検規程第4条第1項第1号に定める自己点検および評価実施計画を策定すること。

（2）自己点検規程第4条第1項第2号に定める自己点検および評価実施計画を策定すること。

（3）前各号の計画を各学部・各研究科・研究所および事務局（以下「各部局」という。）に実施を依頼し、その報告を求めること。

（4）各部局から提出された自己点検報告書を再検討し、これを正式の報告書として取りまとめ、全学教授会に報告すること。

（5）前号の報告の公開に関すること。

（6）委員会の運営に必要な事項に関して、内規を定めること。

（組織）

第3条 委員会は、学長、副学長が置かれたときは副学長、各学部長、各研究科委員長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、各学科長、総合企画部員、事務局長、総務部長及び経理部長をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員長は、学長をもつてこれにあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総合企画課が行う。

附 則(平成4年規程第3号)

この規程は、平成4年12月9日から施行する。

附 則(平成6年規程第9号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規程第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規程第12号)

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

授業評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、獨協大学自己点検および評価に関する規程第4条第1項第3号に基づき、学生による授業評価(以下「授業評価」という。)の実施について定める。

(実施主体等)

第2条 授業評価は、自己点検運営委員会が主宰する。

2 自己点検運営委員会は、授業評価の実施および集計にともなう作業を、授業評価作業委員会に委嘱することができる。

3 授業評価作業委員会は、教務部長、教務委員、学長室委員で構成する。

(実施時期・実施対象授業)

第3条 授業評価の実施時期・実施対象授業は、自己点検運営委員会が年度毎に定める。

(公表等)

第4条 授業評価の結果は、実施授業の担当者に通知する。

2 自己点検運営委員会は、授業評価の結果を集計し、年度毎に公表する。

(改善要請)

第5条 自己点検運営委員会は、授業評価の結果に基づき、授業担当者および学部・学科・大学院研究科に対して、授業の改善策を要請することができる。

(実施担当)

第6条 授業評価実施の担当は、当面の間、教務部教務課とする。

(改正)

第7条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則(平成12年規程第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

自己点検運営委員会委員

学長	桑原 靖夫
副学長	金子 正史
副学長	下川 浩
外国語学部長	林部 圭一
外国語学研究科委員長	保苅 瑞穂
経済学部長	中村 泰將
法学部長	堅田 剛
図書館長	梶山 皓
教務部長	古川 堅治
学生部長	柿沼 義孝
事務局長	遠井 郁雄
ドイツ語学科長	本多 喜三郎
英語学科長	大竹 孝司
フランス語学科長	鈴木 隆
言語文化学科長	辻 康吾
経済学科長	犬井 正
経営学科長	岡村 国和
法律学科長	市川 須美子
国際関係法学科長	櫻井 雅夫
総合企画部員	川村 肇
総合企画部員	香取 徹
総合企画部員	鈴木 淳一
総務部長	杉山 聰一
経理部長	大河原 久

獨協大学の現状と課題

新たな自己改革のために

(自己点検評価報告書 2002)

編 集 獨協大学自己点検運営委員会
発行日 2002年12月1日
発 行 獨協大学
〒340-0042 埼玉県草加市学園町 1-1
Tel 048-946-1680 (総合企画部)



獨協大学

DOKKYO UNIVERSITY